

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準

(平成十八年金融庁告示第二十二号)

(※) 令和6年12月26日作成。本資料は、利便性に配慮して作成したものであり、内部モデル手法等に関する条文が一部省略されています。正式には官報等をご確認ください。仮に誤字等を把握された場合、リンク先末尾の「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします (https://www.fsa.go.jp/policy/basel_ii/index.html)。

目次

第一章 定義 (第一条)

第二章 連結自己資本比率 (第二条—第十条)

第三章 単体自己資本比率 (第十一条—第十八条)

第四章 信用リスクの標準的手法

第一節 総則 (第十九条—第二十五条)

第二節 リスク・ウェイト (第二十六条—第四十八条の二)

第三節 オフ・バランス取引 (第四十九条)

第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引 (第五十条—第五十三条)

第五節 未決済取引 (第五十四条)

第六節 信用リスク削減手法

第一款 総則 (第五十五条—第五十八条の二)

第二款 適格金融資産担保付取引に共通する事項 (第五十九条—第六十五条の二)

第三款 包括的手法

第一目 総則 (第六十六条—第六十八条)

第二目 標準的ボラティリティ調整率 (第六十九条)

第三目 削除

第四目 ボラティリティ調整率の調整 (第七十五条)

第五目 ボラティリティ調整率の適用除外 (第七十六条・第七十七条)

第六目 法的に有効な相対ネットティング契約下にあるレポ形式の取引に対するボラティリティ調整率の使用 (第七十八条・第七十九条)

- 第七目 レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引におけるボラティリティ調整率の下限（第八十条—第八十七条）
- 第八目 包括的手法における担保付派生商品取引（第八十八条・第八十八条の二）
- 第四款 簡便手法（第八十九条—第九十一条の三）
- 第五款 貸出金と自組合預金の相殺（第九十二条）
- 第六款 保証及びクレジット・デリバティブ
 - 第一目 適格要件（第九十三条—第九十七条）
 - 第二目 計算方法等（第九十八条—第一百三条）
- 第七款 信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合の取扱い（第一百四条—第一百六条）
- 第八款 信用リスク削減手法に関するその他の事項
 - 第一目 複数の信用リスク削減手法の取扱い（第一百七条・第一百八条）
 - 第二目 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ（第九九条・第一百条）
 - 第三目 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等（第一百一一条—第一百三三条）
- 第七節 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例（第一百三三条の二）
- 第五章 信用リスクの内部格付手法 【略】
- 第六章 証券化エクスポージャーの取扱い
 - 第一節 総則（第二百二十二条—第二百二十四条の三）
 - 第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額
 - 第一款 総則（第二百二十四条の四）
 - 第二款 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの取扱い
 - 第一目 総則（第二百二十五条—第二百二十七条）
 - 第二目 内部格付手法準拠方式（第二百二十八条—第二百三十三条）
 - 第三目 外部格付準拠方式（第二百三十四条—第二百三十六条）
 - 第四目 内部評価方式（第二百三十七条—第二百三十七条の六）
 - 第五目 標準的手法準拠方式（第二百三十八条—第二百四十二条）
 - 第六目 リスク・ウェイトの上限（第二百四十三条）

第七目 適格STC証券化エクスポージャー及び適格短期STC証券化エクスポージャー（第二百四十三条の二・第二百四十三条の三）

第八目 不良債権証券化エクスポージャー（第二百四十三条の四）

第三款 信用リスク削減手法（第二百四十四条―第二百四十六条）

第六章の二 CVAリスク

第一節 総則（第二百四十六条の二―第二百四十六条の三）

第二節 BA―CVA（第二百四十六条の三―第二百四十六条の四）

第三節 SA―CVA 【略】

第四節 簡便法（第二百四十六条の四の三十九）

第六章の三 中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い（第二百四十六条の五―第二百四十六条の八）

第六章の四 マーケット・リスク

第一節 マーケット・リスク相当額の算出方式及び計測対象（第二百四十六条の九―第二百四十六条の九の九）

第二節 内部モデル方式 【略】

第三節 標準的方式

第一款 標準的方式に係る一般的規定及び構造（第二百四十六条の十四）

第二款 標準的方式に係るリスク感応度方式

第一目 リスク感応度方式による算出方法（第二百四十六条の十五―第二百四十六条の十五の六）

第二目 リスク感応度方式に係るリスク・ファクター（第二百四十六条の十六）

第三目 リスク感応度方式に係る感応度（第二百四十六条の十七―第二百四十六条の十七の六）

第四目 リスク感応度方式に係るデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関（第二百四十六条の十八―第二百四十六条の十八の八）

第五目 リスク感応度方式に係るベガ・リスク及びカーベチャー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関（第二百四十六条の十九―第二百四十六条の十九の三）

第三款 標準的方式に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

第一目 総則（第二百四十六条の二十）

第二目 非証券化商品に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相

当額（第二百四十六条の二十の二―第二百四十六条の二十の四）

第三目 証券化商品（非CTP）に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額（第二百四十六条の二十一・第二百四十六条の二十一の二）

第四目 証券化商品（CTP）に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額（第二百四十六条の二十二・第二百四十六条の二十二の二）

第四款 標準的方式に係る残余リスク・アドオン（第二百四十六条の二十三）

第四節 簡易的方式

第一款 簡易的方式によるマーケット・リスク相当額（第二百四十六条の二十四）

第二款 金利リスク・カテゴリー（第二百四十六条の二十五―第二百四十六条の二十五の七）

第三款 株式リスク・カテゴリー（第二百四十六条の二十六―第二百四十六条の二十六の三）

第四款 外国為替リスク・カテゴリー（第二百四十六条の二十七・第二百四十六条の二十七の二）

第五款 コモディティ・リスク・カテゴリー（第二百四十六条の二十八―第二百四十六条の二十八の三）

第六款 オプション取引（第二百四十六条の二十九―第二百四十六条の二十九の九）

第五節 証券化エクスポージャーに係る特例（第二百四十六条の三十一―第二百四十六条の三十の三）

第六節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第二百四十六条の三十一・第二百四十六条の三十一の二）

第七節 コリレーション・トレーディングに係る特例（第二百四十六条の三十二・第二百四十六条の三十二の二）

第八節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例（第二百四十六条の三十三）

第七章 オペレーショナル・リスク（第二百四十七条―第二百六十四条）

第八章 雑則（第二百六十五条・第二百六十六条）

附則

第一章 定義

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 証券化取引 原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、特定貸付債権、第三十六条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャー、第四十一条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャー及び第四十一条の三に規定するADC向けエクスポージャーに該当するものを除く。

一の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が証券化エクスポージャーである証券化取引であって、当該証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローが、いかなる状況においても、証券化エクスポージャーを含まない一の前資産プールによる一の証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローとして再現できるもの

ロ 日本国政府、我が国の地方公共団体又は第三十二条第一項に規定する我が国の政府関係機関（（１）から（３）までにおいて「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

（１） 国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

（２） 国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

（３） 国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

ハ 第二百四十三条の三第二項に規定する適格短期STC証券化エクスポージャーに該当するもの

二 内部格付手法を採用する信用協同組合等 信用協同組合等（信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同

じ。)のうち、先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等と基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等を総称している。

三 事業法人等向けエクスポージャー 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーを総称している。

四 リテール向けエクスポージャー 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーを総称している。

五 適格引当金 内部格付手法を適用するエクスポージャー（証券化エクスポージャーに係るものを除く。）のうち第二百二十四条第一項から第六項まで及び第八項の規定により期待損失額を算出するものに対して計上されている次に掲げるものをいう。

イ 個別貸倒引当金

ロ 部分直接償却

ハ 特定海外債権引当勘定又はこれに相当するもの

ニ 第二百五条の規定により内部格付手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金

六 標準的手法 第四章に定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

七 金融機関 次に掲げる者をいう。

イ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関

ロ 預金保険法第二条第五項に規定する銀行持株会社等

ハ 農林中央金庫

ニ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

ホ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会並びに同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

七の二 中央清算機関 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者及び商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十七項に規定する商品取引債務引受業を営む者並びに外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業又は商品取引債

務引受業と同種類の業務を行う者をいう。

七の三 適格中央清算機関 信用協同組合等が第二百四十六条の七第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を信用協同組合等に提供している者であって、次に掲げる者をいう。

イ 金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関

ロ 商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関

ハ 外国の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者

八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ 株式又は次に掲げる性質の全てを有するもの

(1) 償還されないこと。

(2) 発行体の債務を構成するものではないこと。

(3) 発行体に対する残余財産分配請求権又は剰余金配当請求権を付与するものであること。

ロ 金融機関のコア資本に係る基礎項目の額（次条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいう。）又はTier 1 資本（国際統一基準のうち連結Tier 1 比率又は単体Tier 1 比率における分子たる自己資本をいう。）の額に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ 発行体の債務を構成する金融商品であって、次に掲げる性質のいずれかを有するもの

(1) 発行体が当該債務の支払を無期限に繰り延べることができること。

(2) 発行体による一定数のイ若しくはロに掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされていること、又は発行体が一定数のイ及びロに掲げる金融商品の発行により債務の支払に充当することができること。

(3) 発行体による不特定数のイ若しくはロに掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされており、かつ、他の条件が同じ場合は債務額の変動が一定数のイ及びロに掲げる金融商品の額に連動するものであること、又は発行体の裁量でその支払方法を選択できること。

(4) 当該金融商品の保有者がイ又はロに掲げる金融商品による弁済を要求する選択権を有すること。ただし、当該金融商品が債務と同様の性質を有するものとして取引されている場合又は債務として扱うことが適当であると認められる

場合を除く。

- ニ 返済額が株式からの収益に連動する債務、株式の保有と同様の経済的効果をもたらす意図の下に組成された債務、有価証券、派生商品取引その他の金融商品
- 九 標準的手法を採用する信用協同組合等 信用リスク・アセットの額の計算において内部格付手法を使用しない信用協同組合等をいう。
- 十 レポ形式の取引 担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻又は売戻条件付売買をいう。
- 十一 内部格付手法 第五章に定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。
- 十一の二 内部モデル方式 第六章の四第二節に定めるところにより、金融機関独自のモデルを用いてマーケット・リスク相当額を算出する方式をいう。
- 十一の三 内部モデル方式を採用する信用協同組合等 マーケット・リスク相当額の算出において第二百四十六条の十の承認を受けて内部モデル方式を使用する信用協同組合等をいう。
- 十一の四 標準的方式 第六章の四第三節に定めるところにより、マーケット・リスク相当額を算出する方式をいう。
- 十一の五 標準的方式を採用する信用協同組合等 マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を使用せず、標準的方式を使用する信用協同組合等をいう。
- 十一の六 簡易的方式 第六章の四第四節に定めるところにより、マーケット・リスク相当額を算出する方式をいう。
- 十二 簡易的方式を採用する信用協同組合等 マーケット・リスク相当額の算出において簡易的方式のみを使用する信用協同組合等をいう。
- 十三 適格格付機関 金融庁長官が別に定める格付機関をいう。
- 十四 信用リスク区分 適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコア（経済協力開発機構の公的輸出信用ガイドライン取極めに基づいて付与されるカントリー・リスク・スコアをいい、輸出信用機関が当該取極めに基づいて付与するカントリー・リスクの評価の区分がこれと異なる場合には、当該輸出信用機関の区分をカントリー・リスク・スコアに紐付けたうえで用いるものとする。以下同じ。）に対応するものとして第四章において定める区分をいう。
- 十五 証券化エクスポージャー 証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

- 十五の二 再証券化エクスポージャー 再証券化取引に係るエクスポージャーをいう。
- 十六 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。
- イ 金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引
 - ロ 金融商品取引法第二条第二十二項第六号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引
 - ハ 金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引のうちイに掲げる取引に類似する取引
- 十七 プロテクション提供者 クレジット・デリバティブにより、信用リスク削減効果（第四章第六節に規定する信用リスク削減手法が、エクスポージャーの信用リスクを削減する効果をいう。以下同じ。）を提供する者をいう。
- 十七の二 適格プロテクション提供者 プロテクション提供者のうち、次のイ又はロに掲げる信用協同組合等の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものをいう。
- イ 標準的手法を採用する信用協同組合等 第九十七条各号に掲げるもの
 - ロ 内部格付手法を採用する信用協同組合等 第五章第四節に規定する最低要件を満たす債務者格付を付与したもの
- 十八 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、あらかじめ定められた信用事由がそれらについて最初に発生したときに信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。
- 十九 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、あらかじめ定められた信用事由がそれらについて二番目に発生したときに信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。
- 二十 適格金融資産担保 簡便手法（第四章第六節第四款に定める計算手法をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては第六十四条各号に掲げるものを、包括的手法（同節第三款に定める計算手法をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては第六十五条に定めるものをいう。
- 二十一 原資産 次に掲げるいずれかに該当する資産をいう。
- イ 資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターその他の者が証券化目的導管体に譲渡する資産

- ロ 合成型証券化取引においてクレジット・デリバティブの原債権、被保証債権又は被担保債権等
- 二十一の二 原資産プール 証券化取引において信用リスクの移転の対象となった全ての原資産の集合をいう。
- 二十二 上場株式 取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）、店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場（同法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）において売買されている株式をいう。
- 二十三 ポートフォリオ 一又は二以上の取引及び資産の集合をいう。
- 二十四 ヒストリカル・データ 過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。
- 二十五 ネット・ポジション 対当する（あるポジションと他のポジションが、相互に他方のポジションから生じうる損失を減少させる状態にあることをいう。）ポジション同士を相殺した結果として残るポジションをいう。
- 二十六 ポジション 取引及び資産の持ち高をいう。
- 二十七 バリュースコア・アット・リスク 特定のポジションを一定期間保有すると仮定した場合において、将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される最大の損失額をいう。
- 二十八 原債権 クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果の対象となるエクスポージャーをいう。
- 二十九 決済のための参照債務 第九十五条第一号に規定する事由の発生に基づく支払額の算定に用いられる債務及び原債権の債務者の債務で決済を行う場合に決済のために引き渡すことが認められる債務を総称していう。
- 三十 信用事由判断のための参照債務 クレジット・デリバティブについて第九十五条第一号に規定する事由の発生の有無を判断するために用いることができる債務をいう。
- 三十一 特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。
- 三十二 基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等 事業法人等向けエクスポージ

ジャーについてLGD及びEADの自組合推計値を用いないことを条件として、内部格付手法を使用することについて金融庁長官の承認を受けた信用協同組合等をいう。

三十三 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等 事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自組合推計値を用いて内部格付手法を使用することについて金融庁長官の承認を受けた信用協同組合等をいう。

三十四 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの（以下「事業法人」という。）に対するエクスポージャー（ソブリン向けエクスポージャー又は金融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）をいう。

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー

ロ 地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）

ハ 地方公共団体金融機関向けエクスポージャー

ニ 第三十二条第一項に規定する我が国の政府関係機関に対するエクスポージャー

ホ 土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエクスポージャー

ヘ 外国の中央政府以外の公共部門（中央政府以外の公共部門とは、各国が定めたそれぞれの公共部門の定義に従う。以下同じ。）向けエクスポージャーであって、当該公共部門が設立された国内の自己資本比率規制においてソブリン向けエクスポージャーとして扱われているもの

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャー

チ 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャー

リ 信用保証協会等（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

三十六 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 金融機関（第七号ロに掲げる者を除く。次号イ（1）において同じ。）に対する

エクスポージャー

ロ 外国の中央政府以外の公共部門向けエクスポージャーであって、当該公共部門が設立された国内における取扱いにおいて金融機関に対するエクスポージャーとして扱われているもの

ハ 国際開発銀行（複数の国によって創設され、経済及び社会開発プロジェクトに対して資金供給又は専門的な見地からの助言を行う機関をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャー（前号トに掲げるものを除く。）

ニ 銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行（以下「外国銀行」という。）に対するエクスポージャー

ホ 銀行持株会社（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）及びこれに準ずる外国の会社に対するエクスポージャー

ヘ 第三十五条において第三十四条の規定によりリスク・ウェイトを適用することとされている第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者又はこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）及び経営管理会社（国内に本店その他の主たる営業所又は事務所を有する法人（銀行又は銀行持株会社を除く。）であって、当該法人及び当該法人の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社をいう。）のうちに第一種金融商品取引業者を含み、かつ、当該法人が作成する連結財務諸表に基づき合算自己資本及び所要自己資本の計算を行っている者又はこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャー

ト 第三十五条の二において第三十四条の規定によりリスク・ウェイトを適用することとされている保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）及び保険持株会社（同法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャー

三十六の二 大規模規制金融機関等向けエクスポージャー 事業法人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に対するエクスポージャーをいう。

イ 大規模規制金融機関（次に掲げる者をいう。ロ（２）において同じ。）

（１） 規制金融機関（金融機関、保険会社若しくは少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）若しくは第一種金融商品取引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、保険持株会社

若しくは金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下同じ。) であってその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

- (2) (1) に掲げる者の子法人等(協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。) 第三条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。)

ロ 非規制金融機関(金融業、保険業その他これらに類する業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含む。) であって、次に掲げる者以外のもの(金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。) をいう。)

- (1) 規制金融機関

- (2) 大規模規制金融機関(イ(1) に掲げる者を除く。)

三十六の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引、レポ形式の取引及び長期決済期間取引(第五十条第四項に規定する長期決済期間取引をいう。第十九条第一項第一号及び第四十九条第一項において同じ。) 並びにこれらに関する担保の提供により生ずるエクスポージャーをいう。

三十六の四 直接清算参加者 トレード・エクスポージャーに係る債務を、引受け、更改その他の方法により負担させる契約を中央清算機関との間で直接締結する者をいう。

三十六の五 間接清算参加者 直接清算参加者を通じて中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを有する者をいう。

三十六の六 清算基金 自ら及び他の直接清算参加者が中央清算機関に対し債務不履行又は支払不能により損失を与えた場合における当該損失を補填するために、直接清算参加者が中央清算機関に預託する金銭その他の財産をいう。

三十七 居住用不動産向けエクスポージャー 次に掲げる貸付けのいずれかであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ 不動産を所有し、当該不動産に居住する個人向けの貸付け

ロ 次に掲げる要件の全てを満たす貸付け

- (1) 個人向けであること。

- (2) 資金使途が住宅の建設、取得、増改築その他の住宅関連費用に限定されて

いること。

(3) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(i) 賃貸に供する目的でないこと。

(ii) 賃貸に供する目的である場合には、返済が専ら資金使途の目的である住宅からの賃料その他の収入に依存していないこと。

(4) 一の債務者に対するエクスポージャーの額（第四章第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものであり、かつ、資金使途が住宅の建設、取得、増改築その他の住宅関連費用に限定されているもの（賃貸に供する目的である場合には、返済が専ら当該住宅からの賃料その他の収入に依存しているものを除く。）とする。）が一億円以下であること。

三十八 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー 同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属するエクスポージャーであって、当該プール単位で管理されており、かつ、次に掲げる性質の全てを有するものをいう。

イ 契約上定められた上限の範囲内で、債務の残高が債務者の任意の判断で変動し得るエクスポージャー（以下「リボルビング型エクスポージャー」という。）であって、無担保で、かつ、信用供与枠の維持について契約が締結されておらず、信用協同組合等が無条件に取り消し得るものであること。

ロ 個人向けのエクスポージャーであること。

ハ 一個人に対する残高の上限が一千万円以下であること。

ニ 当該エクスポージャーの属するポートフォリオにおけるPDの低いエクスポージャーの損失率（経済的損失に基づいて計算したものをいう。以下同じ。）のボラティリティが低いこと。

ホ 当該エクスポージャーの損失率のデータが損失のボラティリティを検証することが可能な形式で保存されていること。

三十八の二 トランザクターに対する適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーのうち、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすものをいう。

イ クレジット・カードの利用に係るエクスポージャー（当該クレジットカードを提示して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることにより発生する債務に係るエクスポージャーに限る。）の場合 過去十二月にわたり、遅滞なく、定められた時期

に返済が履行されていること。

ロ イに掲げる場合以外の場合 過去十二月にわたり債務の残高が零であること。

三十九 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しないものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ 個人向けのエクスポージャー（事業性のものを除く。）

ロ イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が一億円未満のもの（当該控除した額が一時的に一億円以上となる場合を含む。）

四十 LGD EADに対するデフォルトしたエクスポージャーに生じる損失額の割合をいう。

四十一 EAD デフォルト時におけるエクスポージャーの額をいう。

四十二 プロジェクト・ファイナンス 事業法人向けエクスポージャーのうち、発電プラント、化学プラント、鉱山事業、交通インフラ、環境インフラ、通信インフラその他の特定の事業に対する信用供与のうち、利払い及び返済の原資を主として当該事業からの収益に限定し、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該事業の有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十三 オブジェクト・ファイナンス 事業法人向けエクスポージャーのうち、船舶、航空機、衛星、鉄道、車両その他の有形資産の取得のための信用供与のうち、利払い及び返済の原資を当該有形資産からの収益に限定し、当該有形資産を担保の目的とするものであって、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十四 コモディティ・ファイナンス 事業法人向けエクスポージャーのうち、原油、金属、穀物その他の商品取引所の上場商品の支払準備金、在庫又は売掛債権の資金調達のための短期の信用供与のうち、利払い及び返済の原資を当該上場商品の売却代金に限定し、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該上場商品及び当該上場商品からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十五 事業用不動産向け貸付け 事業法人向けエクスポージャーのうち、賃貸用オフィスビル、商業ビル、居住用不動産、ホテル、工場、倉庫その他の不動産の取得のための信用供与のうち、利払い及び返済の原資を当該不動産からの収益に限定し、当該不動産を担保の目的とするものであって、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与者が当該不動産及び当該不動産からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十六 特定貸付債権 プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けを総称していう。

四十七 PD 一年間に債務者がデフォルトする確率をいう。

四十八 ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け 事業用不動産向け貸付けのうち、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 他の特定貸付債権に比べ損失のボラティリティが高い事業用不動産の取得に対する信用供与

ロ 土地の取得、開発及び建物の建築のための信用供与であって、信用供与の実行日において当該信用供与の返済原資が当該不動産の不確実な売却又は相当程度不確実なキャッシュ・フローに基づいているもの（当該不動産の所在地における当該不動産と同様の不動産の使用率に満たない場合を含む。）。ただし、債務者が信用供与者以外の第三者から相当程度の株式等エクスポージャーを通じた資金の提供を受けている場合を除く。

ハ 外国の銀行監督においてボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けとして扱われている当該外国に所在する事業用不動産向けの信用供与

四十九 購入債権 購入リテール向けエクスポージャー及び購入事業法人等向けエクスポージャーを総称していう。

五十 中堅中小企業向けエクスポージャー 事業法人向けエクスポージャーのうち、当該事業法人の売上高（当該事業法人が連結財務諸表を作成している場合及び内部格付手法を採用する信用協同組合等が同一のグループに属するものとして管理している場合は連結の売上高をいう。以下この号、第二百二十七条第二項及び第一百五十条において同じ。）が五十億円未満の事業法人に対するエクスポージャーをいう。ただし、当該事業法人が卸売業を営む場合その他の当該事業法人の事業規模を判断するに当たって当該事業法人の売上高を用いることが適切ではない場合は、事業法人向けエクスポージャーのうち、当該事業法人の総資産が五十億円未満の事業法人に対するエクスポ

ジャーをこれに含めることができる。

五十一 希薄化リスク 購入債権に係る契約の取消し又は解除、購入債権の債務者の譲渡人に対する債権を自働債権、当該購入債権の譲受人が保有する購入債権を受働債権とする相殺その他の事由により、購入債権が減少するリスクをいう。

五十二 適格債権担保 次の要件の全てを満たす債権であって、内部格付手法を採用する信用協同組合等に担保として供されたものをいう。

イ 当初の満期が一年以内であり、被担保債権の債務者が第三者と行った商取引に基づき支払を受ける債権であること。

ロ 証券化、ローン・パーティシペーション又はクレジット・デリバティブに関連する債権ではないこと。

ハ 債務者の子法人等又は関連法人等（令第三条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

五十三 適格不動産担保 事業用不動産又は居住用不動産に設定された担保であって、次に掲げる性質の全てを有するものをいう。

イ 被担保債権の債務者のリスクが、当該不動産又は当該不動産に係るプロジェクト以外を原資とする債務者の返済能力に依存するものであること。

ロ 担保の目的である不動産の価値が、債務者の業績に大きく依存するものではないこと。

ハ 被担保債権が事業用不動産向け貸付けに該当しないこと。

五十四 適格その他資産担保 一定の要件を満たす適格船舶担保、適格航空機担保、適格ゴルフ会員権担保及び適格動産担保を総称していう。

五十五 ショート・ポジション 売持ちのポジションをいう。

五十六 ロング・ポジション 買持ちのポジションをいう。

五十七 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法を採用する信用協同組合等又は当該内部格付手法を採用する信用協同組合等の連結子法人等（信用協同組合等の子法人等であって、連結自己資本比率（次条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。）が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャーをいう。

五十八 適格購入事業法人等向けエクスポージャー 適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに属する購入事業法人等向けエクスポージャーをいう。

五十九 適格購入事業法人等向けエクスポージャープール 次に掲げる性質の全てを有する購入事業法人等向けエクスポージャーによって構成された分散度の高いプールをいう。

イ 購入債権の譲渡人が独立した第三者であり、かつ、購入債権を譲り受けた内部格付手法を採用する信用協同組合等が直接又は間接に信用供与を行ったものでないこと。

ロ 購入債権の譲渡人と購入債権の債務者の間における購入債権に関する取引が、独立した当事者間における取引であること。

ハ 購入事業法人等向けエクスポージャーの譲受人が購入事業法人等向けエクスポージャーのプールからの元利払いの全額又は一部について権利を有すること。ただし、一部の場合は当該購入事業法人等向けエクスポージャーに係る他の権利者とエクスポージャーの額の割合に応じて比例配分する場合に限る。

六十 EL_{dilution} 購入債権のプールに含まれるエクスポージャーの総額に対する希薄化リスク部分に相当する一年間の期待損失率をいう。

六十一 トップ・ダウン・アプローチ 第一百四十五条第二項から第九項までに従って、購入債権のPD又はLGDを推計する方法をいう。

六十二 購入リテール向けエクスポージャー 内部格付手法を採用する信用協同組合等又は当該内部格付手法を採用する信用協同組合等の連結子法人等が第三者から譲り受けたリテール向けエクスポージャーをいう。

六十三 購入債権のディスカウント部分 第三者から購入債権を購入した場合の当該債権の名目価額と取得価額との差額をいう。

六十四 裏付資産 証券化エクスポージャーに係る元利金の支払の原資となる資産を総称していう。

六十五 信用補完機能を持つI/Oストリップス 資産譲渡型証券化取引において証券化目的導管体に譲渡した原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受け取る権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるように仕組みられたものをいう。

六十六 資産譲渡型証券化取引 証券化取引であって、原資産の全部又は一部が証券化目的導管体に譲渡されており、当該取引における投資家に対する支払の原資が当該原資産からのキャッシュ・フローであるものをいう。

六十七 オリジネーター 次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。

イ 直接又は間接に証券化取引の原資産の組成にかかわっている場合

ロ 第三者からエクスポージャーを取得するABCPの導管体又はこれに類するプログラムのスポンサーである場合

六十八 クリーンアップ・コール 証券化エクスポージャーの投資家はその全額について支払を受ける前に、証券化目的導管体が残存する証券化エクスポージャーの買戻し又は償還を行うことができる権利をいう。

六十九 証券化目的導管体 証券化取引を行う目的で組織された法人、信託その他の導管体であり、次に掲げる性質を満たすものをいう。

イ 定款又は契約において、当該導管体の活動が当該目的の遂行のために必要なものに限定されること。

ロ オリジネーター及び原資産の譲渡人の信用リスクから隔離されていること。

七十 契約外の信用補完等 証券化取引において、信用協同組合等が当該取引に係る契約上の義務でないにもかかわらず、当該取引に係る信用リスクを引き受けることにより証券化取引に関与する他の契約当事者に信用補完を行うことをいう。

七十一 合成型証券化取引 証券化取引であって、原資産の信用リスクの全部又は一部が原資産を参照債務とするクレジット・デリバティブ、原資産に対する保証又は原資産を被担保債権とする質権の設定その他これらに類する方法により移転されており、投資家が原資産の信用リスクを負担しているものをいう。

七十二 IRBプール 裏付資産のプールであって、当該プールを構成するエクスポージャーの全てが次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ 当該エクスポージャーと同種のエクスポージャーに内部格付手法を適用することについて金融庁長官の承認を得ていること。

ロ 当該エクスポージャーに内部格付手法を適用するために十分な情報を取得していること。

七十三 混合プール 裏付資産のプールであって、当該プールを構成するエクスポージャーの一部についてのみ前号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものをいう。

七十四 SAプール 裏付資産のプールであって、当該プールを構成するエクスポージャーの全てが第七十二号イ及びロに掲げる要件のいずれかを満たさないものをいう。

七十五 最優先証券化エクスポージャー 証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ又は通貨スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除き、第一順位の請求権により裏付けられているものをいう。ただし

、一の最優先証券化エクスポージャーが階層化されることにより優先順位の異なる複数の新たな証券化エクスポージャーを生じさせる取引を行った場合にあっては、複数の証券化エクスポージャーのうち最も優先する証券化エクスポージャーのみを最優先証券化エクスポージャーとして取り扱うものとする。

七十六 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原資産の管理、原資産の債務者に対する原資産の請求及び回収金の受領事務を受託した者をいう。ロ並びに第二百三十七条の三第二項第七号及び第八号において同じ。）が行う信用供与であって、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ 実行した信用供与の全額について裏付資産から生じるキャッシュ・フローから最優先で返済を受ける権利を有するものであること。

ロ サービサーが任意に事前の通知なくして取り消すことができること。

七十七 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の指標の市場変動によりCVA（派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。ただし、当該リスクを計測する信用協同組合等の信用リスクの変動に係るものを除く。

七十七の二 BA—CVA 第六章の二第二節に定めるところにより、CVAリスク相当額を算出する手法をいう。

七十七の三 SA—CVA 第六章の二第三節に定めるところにより、CVAリスク相当額を算出する手法をいう。

七十七の四 SA—CVAを採用する信用協同組合等 CVAリスク相当額の算出において第二百四十六条の四第一項の承認を受けてSA—CVAを使用する信用協同組合等をいう。

七十七の五 CVAデスク 第八条の十四第一項に規定する内部CVAヘッジ取引若しくは外部CVAヘッジ取引の主体となる部署又はこれらに類する役割を有する明確化された機能をいう。

七十七の六 個別リスク 市場における共通の要素の価格変動に対するリスクでは捕捉できない特定の銘柄に関連するリスクをいう。

七十七の七 一般市場リスク 市場における共通の要素の価格変動に対して商品の価格

が変動するリスクをいう。

七十七の八 マーケット・リスク 市場価格の変動に伴って損失が生ずるリスクをいう。

七十七の九 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産等（第三十一号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。）であって、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

七十七の十 理事 中小企業等協同組合法第三十五条第一項に規定する理事をいう。

七十八 国際統一基準 海外拠点（外国に所在する支店若しくは従たる事務所又は銀行業を営む外国の会社（総株主、総社員又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下この号において同じ。）を有する金融機関又は海外拠点を有する金融機関を子会社（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号。以下「法」という。）第三十五条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする持株会社及びその子会社の自己資本比率基準をいう。

七十九 TLAC規制対象会社 銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第八号。以下「銀行TLAC告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第九号。以下「銀行持株会社TLAC告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第十号。以下「最終指定親会社TLAC告示」とい

う。) 第一条第八号に規定する国内処理対象最終指定親会社をいう。

八十 その他外部TLAC調達手段 銀行TLAC告示第四条第三項、銀行持株会社TLAC告示第四条第三項及び最終指定親会社TLAC告示第四条第三項に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。

八十一 その他外部TLAC関連調達手段 その他外部TLAC調達手段、規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの、これらと発行体が同一かつ法的又は経済的に同順位であるもの及び特例外部TLAC調達手段をいう。ただし、TLAC除外債務及びこれに相当する債務を除く。

八十二 TLAC除外債務 銀行TLAC告示第四条第四項、銀行持株会社TLAC告示第四条第四項及び最終指定親会社TLAC告示第四条第四項に規定する除外債務をいう。

八十三 特例外部TLAC調達手段 TLAC除外債務に相当する債務と法的又は経済的に同順位であって、その全部又は一部が本邦以外の国又は地域の金融当局によってその他外部TLAC調達手段に相当すると認められているものをいう。

八十四 トレーディング・デスク リスクの取得及び管理を通じた収益の獲得又は市場での地位の確立を目的として、トレーディング戦略を実施するトレーダーのグループ又はトレーディング・アカウント（トレーディング業務における観測単位をいう。）のグループ（複数のブッキング・アカウントの集合をいう。）であって、明確に定められた事業戦略を実行するものをいう。

八十五 構造為替ポジション 自己資本を自国通貨建てで保有している信用協同組合等が、その自己資本比率の低下を防ぐ目的で保有する外国通貨建てのポジションをいう。

八十六 損益要因分析テスト リスク理論損益と仮想損益とを比較することにより、内部モデル方式に用いるモデルの頑健性を評価する手法をいう。

八十七 仮想損益 当日の終業時の市場データを用いて、前日の終業時に保有していたポジションを再評価することによって生ずる日次の損益（コミッション、フィー、日中取引、新規及び変更取引、自己資本比率計算上の取扱いが別途規定されている評価調整並びに自己資本の額から控除される評価調整を除く。）であって、次に掲げる要件の全てを満たして計算したものをいう。

イ 日次で更新される評価調整を可能な限り含むものであること。

ロ 時間価値の影響について、リスク理論損益におけるものと整合的に扱うものであ

ること。

八十八 トレーディング・デスクのリスク管理モデル 損益要因分析テストにおいて用いるリスク理論損益を計算した際に使用するモデルをいう。

八十九 リスク理論損益 損益要因分析テストにおいて、トレーディング・デスクのリスク管理モデルにより計算した損益をいう。

九十 実損益 日次の損益計算プロセスで計算した実際の損益（日中取引、新規及び変更取引並びにバンキング勘定の外貨建ポジション及びコモディティポジションを含む。ただし、コミッション、フィー、自己資本比率計算上の取扱いが別途規定されている評価調整及び自己資本の額から控除される評価調整を除く。）をいう。

九十一 期待ショート・フォール 一定の確率の範囲内で予想されるバリュースト・リスクを上回る全ての潜在的な損失額の平均値をいう。

九十二 市場混乱時を想定した期待ショート・フォール 市場混乱時（少なくとも平成十九年まで遡る観測期間のうち、最も市況が厳しい十二月をいう。）のデータを入手できるリスク・ファクター（以下「低減したリスク・ファクター」という。）を仮定した場合の期待ショート・フォールをいう。

九十三 ストレス期待ショート・フォール モデル化不可能なリスク・ファクターに係る潜在的な損失額を算出するために水準調整された期待ショート・フォールをいう。

九十四 リスク・バケット 類似した特徴を有するリスク・ファクターのグループをいう。

九十五 流動性ホライズン ストレス時の市場環境において、市場価格に重大な影響を及ぼすことなくリスク・ポジションを解消し、又はヘッジするのに要する想定期間をいう。

九十六 リスク・ファクターのモデル化可能性テスト 第二百四十六条の九の四第一項の承認を受けたトレーディング・デスクにおいて、内部モデル方式におけるリスク・ファクターのモデル化（以下「モデル化」という。）の適格性を判定するテストをいう。

九十七 リスク・ポジション リスク・ファクターの変動により現在価値に潜在的な損失を生ずるポジションをいう。

九十八 実在価格 リスク・ファクターのモデル化可能性テストにおいて判定に使用される価格をいう。

九十九 モデル化可能なリスク・ファクター リスク・ファクターのモデル化可能性テ

ストの結果、モデル化が適格と判定されたリスク・ファクターをいう。

百 モデル化不可能なリスク・ファクター リスク・ファクターのモデル化可能性テストの結果、モデル化が不可能と判定されたリスク・ファクターをいう。

百一 デルタ・リスク リスク・ファクターの変動による商品の価値の変化額の線形推計値をいう。

百二 ベガ・リスク 原資産のインプライド・ボラティリティ（市場において観測されるオプション価格をもとに算出されたボラティリティをいう。以下同じ。）の変動によるデリバティブの価値の変化額から生ずる潜在的な損失額をいう。

百三 カーベチャー・リスク オプション性を有する金融商品のリスク・ファクターの変動によるデルタ・リスクを上回る追加の潜在的な損失額をいう。

百四 感応度 商品に関連するリスク・ファクターの微小な変動による商品の価値の変化額の推計値をいう。

百五 JTD デフォルトが突然生ずる場合のリスクをいう。

百六 オペレーショナル・リスク 信用協同組合等の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であり、若しくは機能しないこと又は外生的な事象により損失が生ずるリスク（法的リスクを含み、戦略リスク及び風評リスクを除く。）をいう。

百七 オペレーショナル・リスク損失 オペレーショナル・リスクによって生ずる損失をいう。

百八 内部損失データ オペレーショナル・リスク損失に関する情報をいう。

百九 内部損失データベース 内部損失データの集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるよう体系的に構成したものをいう。

第二章 連結自己資本比率

（連結自己資本比率の計算方法）

第二条 信用協同組合等の自己資本比率基準のうち法第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パ

ーセントで除して得た額

(連結の範囲)

第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準じて作成することとする。ただし、信用協同組合等が法第四条の二第一項第一号若しくは第六号又は法第四条の四第一項第一号から第六号まで若しくは第十一号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第五条第七項第一号ロにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社及びこれらの子法人等（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（次条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第三条の二 信用協同組合等は、次に掲げる条件の全てを満たす場合には、第二条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。

一 直近の期末から自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

二 直近の期末から算出基準日までの間における外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額（第二百四十六条の二十七の二に規定する外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額をいう。同条を除き、以下同じ。）のうち最も大きい額（ハにおいて「最大額」という。）が、千億円未満であり、かつ、次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

イ 直近の期末の信用リスク・アセットの額

ロ 直近の期末のオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して

得た額

ハ 最大額

三 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

四 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

イ 信用リスク・アセットの額

ロ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ハ 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額

五 直近の算出基準日において第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(自己資本の額)

第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額（外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）を除く。）

二 その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等（その他有価証券評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。次条第十二項において同じ。）、繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいう。次条第十二項において同じ。）及び土地再評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金をいう。次条第十二項において同じ。）を除く。）

三 コア資本に係る調整後非支配株主持分の額

四 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法を採用する信用協同組合等においては第二百五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金及び証券化エクスポージャーに係る一般貸倒引当金に限る。第十三条第一項第二号イにおいて同じ。）の額（当該額が第二条の

算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては、第二百二十六条第二号に掲げる額及び証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第二百二十四条に規定する期待損失額をいう。以下この章及び次章において同じ。）の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第二百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

2 第二条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) 無形固定資産（のれんに係るものに限り、のれん相当差額（他の金融機関等（次条第四項に規定する他の金融機関等をいう。）であつて、連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下この（1）において同じ。）である保険子法人等又は持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。以下この（1）及び第七条第一項において同じ。）が適用される者に係る差額（連結子会社である保険子法人等にあつては連結財務諸表規則第二十八条第五項の規定によりのれんに含めて表示される差額をいい、持分法が適用される者にあつてはこれに相当するものをいう。）をいう。第八条第二項第五号において同じ。）を含む。）の額

(2) 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額

ロ 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ニ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ホ 負債の時価評価（信用協同組合等又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額

ヘ 退職給付に係る資産の額

二 自己保有普通出資等の額

三 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額

四 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額

五 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額

六 特定項目に係る十パーセント基準超過額

七 特定項目に係る十五パーセント基準超過額

3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一 残余財産の分配について、信用協同組合等の組合員又は会員が法に基づいて払込みを行った出資と同等の劣後的内容を有するものであること。

二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三 払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。

六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。

七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。

八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九 発行者の倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。以下

同じ。) に関し当該発行者が債務超過(債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。以下同じ。)にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十 払込金額が適用される企業会計の基準において組合員勘定又は会員勘定として計上されるものであること。

十一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づくものであること。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二 残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 償還期限が定められておらず、あらかじめ定めた期間が経過した後に上乗せされる一定の金利又は配当率(第十三条第四項第四号において「ステップ・アップ金利等」という。)に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後(発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後)に発行者の任意による時に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認

を受けるものとなっていること。

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同様以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

七 剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。

ロ 剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。

ハ 剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。

ニ 剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に関するものを除く。）がないこと。

八 剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された剰余金の配当の限度額を超えない範囲内で行われるものであること。

九 剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

十 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十一 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

5 第二項第一号イ又はへに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額

に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

(調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第五条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条第一項において同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（令第三条の二第二項に規定する親法人等をいう。第百六十八条第二項において同じ。）である信用協同組合等の連結貸借対照表の純資産の部に株式引受権、新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

一 当該特定連結子法人等の第二条の算式の分母の額に相当する額に四パーセントを乗じて得た額

二 第二条の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額（当該特定連結子法人等の同条の算式の分母の額に相当する額に関連するものの額をいう。）に四パーセントを乗じて得た額

2 前条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資等の額は、信用協同組合等又は連結子法人等が当該信用協同組合等又は連結子法人等の普通出資等（普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）をいい、自己優先出資に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等（令第三条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。）であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有して

いる場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該普通出資等(次項及び第八条第二項第五号において「自己保有普通出資等」という。)の額とする。

3 前項に定める額を算出する場合において、信用協同組合等又は連結子法人等が自己保有普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

4 前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、信用協同組合等又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(以下この章において「他の金融機関等」という。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの(みなし普通出資(普通出資、非累積的永久優先出資又はこれら以外の資本調達手段のうち連結自己資本比率(国際統一基準の連結自己資本比率を含む。)の算式の分子の額を構成するもの(以下この項において「その他資本調達手段」という。)のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。次項において同じ。))を含む。)、非累積的永久優先出資に相当するもの又はその他資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率(国際統一基準の連結自己資本比率を含む。)の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第八条第二項第五号において同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該信用協同組合等又は連結子法人等の普通出資又は非累積的永久優先出資を保有していると認められる場合(信用協同組合等若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(信用協同組合等又は連結子法人等が保有している信用協同組合連合会の対象資本調達手段を除く。)の額とする。

5 前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の対象普通出資等の額は、少数出資金融機関等(信用協同組合等及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超え

る議決権を保有していない他の金融機関等をいう。第九項において同じ。)の対象普通出資等(対象資本調達手段のうち、普通出資又は非累積的永久優先出資に相当するもの(みなし普通出資を含む。))をいう。以下この条及び第八条第二項第五号において同じ。)を信用協同組合等又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用協同組合等又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項の場合を除く。)における当該対象普通出資等(信用協同組合又は連結子法人等が保有している信用協同組合連合会の対象普通出資等を除く。)の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額(前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

6 前条第二項第五号に掲げる信用協同組合連合会の対象普通出資等の額は、信用協同組合連合会の対象普通出資等を信用協同組合又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用協同組合又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該対象普通出資等の額の合計額から連合会向け出資に係る二十パーセント基準額(前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に二十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

7 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等(次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。)の対象普通出資等(信用協同組合又は連結子法人等が保有している信用協同組合連合会の対象普通出資等を除く。以下この項及び次項第一号において同じ。)を信用協同組合等又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用協同組合等又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第四項の場合を除く。)における当該対象普通出資等の額から特定項目に係る十パーセント基準額(前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

- イ 当該信用協同組合等及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等
 - ロ 連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社（イに掲げる者を除く。）
 - ハ 当該信用協同組合等が法第四条の二第一項第一号若しくは第六号又は法第四条の四第一項第一号から第六号まで若しくは第十一号に掲げる会社（法第四条の二第一項第一号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び法第四条の四第一項第六号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものを除く。以下この号において「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（イ及びロに掲げる者を除く。）
 - ニ 当該信用協同組合等が金融業務を営む会社を関連法人等としている場合における当該関連法人等（第七条において「金融業務を営む関連法人等」という。）（イに掲げる者を除く。）
 - 二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
 - 三 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
- 8 前条第二項第七号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等の対象普通出資等、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から前条第二項第六号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等の対象普通出資等の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント

基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

9 第五項及び第六項に定める額並びに第七項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、信用協同組合等又は連結子法人等が少数出資金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

10 第五項及び第六項に定める額並びに第七項第一号及び第八項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号及び第二号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二 その存続が極めて困難となるおそれがあると認められる者に対する資金の援助その他の経営改善のための支援を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

三 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第十四条第九項第三号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

11 第七項第三号及び第八項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して

得た割合を乗じて得た額

二 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

12 第七項第三号及び第八項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

13 第四項から第六項までに定める額並びに第七項第一号及び第八項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段の額とする。

第六条 削除

（比例連結）

第七条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第四条第二項、第五条第四項から第十項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している信用協同組合等及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（以下この項において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配

会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合（法人等の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主等の議決権に占める割合をいう。以下同じ。）に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

三 共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二十以上であること。

四 当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする信用協同組合等が当該信用協同組合等の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約その他これに類するものがないこと。

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いるものとする。

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第八条 第二条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法を採用する信用協同組合等にあつては第十九条第一項に定めるものを、内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては第二百二十六条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ 個別貸倒引当金（内部格付手法を採用する信用協同組合等が第二百二十六条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額を算出する場合にあつては、次に掲げるエクスポージャーに対して計上されているものに限る。）

（1） 株式等エクスポージャー

（2） 第五章第三節第九款において信用リスク・アセットの額の算出方法が規定されているその他資産等

ロ 債務保証見返勘定

ハ 派生商品取引に係る資産

ニ 有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

ホ 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産（のれ

- ん相当差額を含む。) 、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第四条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分
- へ 第四条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分
- ト 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第五条第十二項の規定により同条第七項第三号又は第八項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分
- 二 第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び第八条の三から第八条の五までの規定によりトレーディング勘定に分類された商品（証券化取引を目的として保有している資産、第八条の四第三項第四号に掲げるもの及び第二百四十六条の三の三第一項、第二百四十六条の三の四又は第二百四十六条の四の七第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。）
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。
- 一 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの
- 二 直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの
- 三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十一項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第八条の二 第二条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、第六章の四に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（主たる事務所とそれ以外の事務所との間の取引を含む。）のうち、トレーディングを行う部署においてリスク管理上トレーディングとして管理及び評価をしているも

のについては対象に含めることができる。

(トレーディング勘定及びバンキング勘定の設置)

第八条の三 信用協同組合等は、その保有する商品を分類するためにトレーディング勘定及びバンキング勘定を設け、次条及び第八条の五に定めるところにより、その保有する商品をいずれかの勘定に分類するものとする。

(トレーディング勘定への分類基準等)

第八条の四 商品の保有の目的が次に掲げる目的（以下「トレーディング目的」という。

）のいずれかに該当する商品は、トレーディング勘定に分類するものとする。

一 短期間の再売却目的

二 相場その他の指標に係る短期の価格変動からの利益の獲得目的

三 市場間の裁定取引による利益の獲得目的

四 前三号に掲げる目的のいずれかで保有している商品から生ずるリスクのヘッジ目的

2 商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品のうち、次に掲げるもの以外のものは、トレーディング勘定に分類するものとする。

一 非上場株式

二 証券化のための裏付資産にする予定の商品

三 直接に保有する不動産

四 個人又は中堅中小企業（事業法人のうち、当該事業法人の売上高（当該事業法人が連結財務諸表を作成している場合及び信用協同組合等が同一のグループに属するものとして管理している場合にあつては、連結の売上高。以下この号において同じ。）が五十億円未満のものをいう。ただし、当該事業法人が卸売業を営む場合その他の当該事業法人の事業規模を判断するに当たって当該事業法人の売上高を用いることが適切でない場合には、当該事業法人の総資産が五十億円未満のものをこれに含めることができる。次章において同じ。）に対する信用供与

五 ファンドへの出資（次項第二号に掲げるものを除く。）

六 前各号に掲げる商品のいずれかを原資産とする派生商品取引又はファンド

七 前各号に掲げる商品のリスクをヘッジする目的で保有する商品

3 商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品でない商品のうち、次に掲げるものは、トレーディング勘定に分類するものとする。

- 一 マーケット・メイクに係る業務のために保有する商品
 - 二 ファンドへの出資（次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。）
 - イ 当該ファンドの構成銘柄について、信用協同組合等が、ルックスルー（個々のエクスポージャーに関する情報について直接保有するものと同様に把握することをいう。以下この章、次章及び第六章の四において同じ。）ができ、かつ、独立した第三者により検証された十分な情報を取得していること。
 - ロ 信用協同組合等が、当該ファンドの市場価額を日次で入手しており、かつ、当該ファンドの運用基準及びマーケット・リスク相当額に関する情報を取得していること。
 - 三 上場株式
 - 四 トレーディング業務に係るレポ形式の取引
 - 五 オプション
- 4 商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品でない商品（前項各号に掲げるものを除く。）のうち、次に掲げるものは、トレーディング勘定に分類するものとする。
- 一 コリレーション・トレーディングのポートフォリオに含まれる商品
 - 二 信用リスク又は株式リスクを有する商品のうち、次に掲げるポジションのいずれかを構成するもの
 - イ ヘッジ対象となるロング・ポジションが存在せず、個別の商品又は複数の商品の組合せにより、ネット・ショート・ポジションとなっているポジション
 - ロ ヘッジ対象となるロング・ポジションに対して、ヘッジ手段として利用される商品のショート・ポジションがオーバーヘッジとなっているポジション
 - 三 引受け業務から生ずる商品
- 5 信用協同組合等は、商品を売却すること及び商品のリスクをヘッジすることに関して法令に別段の定めがない限り、当該商品をトレーディング勘定に分類することができる。
- 6 信用協同組合等は、トレーディング勘定に分類する商品のうち、会計上で公正価値評価が求められているものについては、公正価値を日次で計測し、評価損益を認識するものとする。

（バンキング勘定への分類基準）

第八条の五 前条の規定によりトレーディング勘定に分類する商品以外の商品は、バンキング勘定に分類するものとする。

2 商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品並びに前条第三項の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する信用協同組合等は、全ての商品をバンキング勘定に分類するものとする。

一 第三条の二の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合

二 簡易的方式を採用する信用協同組合等であって、第三条の二第一号及び第三号に掲げる条件を満たす場合

(商品分類に係る方針等)

第八条の六 信用協同組合等は、トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続に係る文書を作成するとともにその遵守態勢を確立するものとする。

2 信用協同組合等のフロント・オフィス部門から独立したマーケット・リスクの管理に責任を負う部署（以下「マーケット・リスク管理部署」という。）は、前項の商品の分類が適切に実施されたかどうかの検証をする体制を整備するものとする。

3 信用協同組合等の内部監査部署は、第一項の商品の分類に係る内部監査を一年に一回以上実施し、その結果を金融庁長官の求めに応じて提出することができるように整備するものとする。

(勘定間の振替の制限)

第八条の七 信用協同組合等は、次に掲げる行為（以下この条から第八条の九までにおいて「勘定間の振替」という。）を行ってはならない。

一 トレーディング勘定に分類した商品をバンキング勘定に移し替えること。

二 バンキング勘定に分類した商品をトレーディング勘定に移し替えること。

2 前項の規定にかかわらず、信用協同組合等は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、勘定間の振替を行うことができる。

一 当該勘定間の振替について理事等の承認を受けていること。

二 当該勘定間の振替について内部監査が行われていること。

三 当該勘定間の振替について開示すること。

3 信用協同組合等は、前項の規定により勘定間の振替を行う場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出するものとする。

一 勘定間の振替を行う商品の種類（当該商品が第八条の四第三項第一号から第三号までに掲げる商品のいずれかに該当するときは、その旨を含む。）

二 前項各号に掲げる要件の全てを満たしている旨の説明

三 勘定間の振替を行う商品の保有の目的の変更に係る説明

四 その他参考となるべき事項

（勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上）

第八条の八 信用協同組合等は、勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分と同額を当該勘定間の振替を行った日以後の算出基準日における所要自己資本の額に加算するものとする。

2 信用協同組合等は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定を適用しないことができる。

（勘定間の振替に係る方針等）

第八条の九 信用協同組合等は、勘定間の振替について、次に掲げる事項その他必要な事項を定めた方針を策定するものとする。

一 勘定間の振替に係る制限の内容及び当該制限に係る変更の要件

二 当該方針に係る理事会の承認手続

三 例外的事象を特定する方法

四 勘定間の振替に係る開示方法

2 信用協同組合等は、前項の方針を一年に一回以上見直すものとする。

（内部取引の取扱い）

第八条の十 内部取引（信用協同組合等内部の組織間又は勘定間におけるデリバティブ取引をいう。以下同じ。）によるトレーディング勘定からバンキング勘定へのリスク移転については、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。

2 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定へのリスク移転については、次条から第八条の十三までに定めるところによる。

(信用リスク及び株式リスクの内部取引)

第八条の十一 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転については、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一 信用リスク トレーディング勘定において、信用協同組合等が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引（第九十三条各号及び第九十五条各号に掲げる条件の全てを満たすヘッジ取引をいう。以下同じ。）を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二 株式リスク 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ トレーディング勘定において、信用協同組合等が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ その外部ヘッジ取引が、バンキング勘定の株式リスクのヘッジとして認識されていること。

2 前項第一号の外部ヘッジ取引において、内部取引のポジションを完全に相殺する場合には、当該外部ヘッジ取引を複数の取引相手方との複数の取引により構成することができる。

3 第一項のリスク移転におけるマーケット・リスク相当額の計測対象は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第一項各号に定める要件を満たす場合 トレーディング勘定における内部取引及び外部ヘッジ取引を含むものとする。

二 第一項各号に定める要件を満たさない場合 トレーディング勘定における外部ヘッジ取引を含み、トレーディング勘定における内部取引を含まないものとする。

三 バンキング勘定においてオーバーヘッジとなったポジションが生じた場合 当該ポジションを含むものとする。

(一般金利リスクの内部取引)

第八条の十二 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

- 一 内部取引によりバンキング勘定の一般金利リスクがヘッジされている旨及び当該一般金利リスクの発生源に係る文書が作成されていること。
- 二 内部取引は、内部取引担当デスク（トレーディング・デスクのうち、他のトレーディング・デスクから独立してマーケット・リスク相当額を計測するデスクをいう。以下同じ。）との間で行われること。
- 2 内部取引担当デスクは、バンキング勘定との内部取引のポジションに対する外部ヘッジ取引を第三者との間で直接に行うことができる。
- 3 第一項のリスク移転において、内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクを通じた第三者との間の外部ヘッジ取引は、内部取引担当デスクが内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクと行う一般金利リスクに係る内部取引のポジションにより第三者との外部ヘッジのポジションと完全に相殺されるときに限り、行うことができる。この場合において、内部取引担当デスク及び内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクが保有する内部取引のポジションは、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

（マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引）

第八条の十三 マーケット・リスク相当額の計測対象であるトレーディング・デスク間の内部取引は、マーケット・リスク相当額の計測範囲に含むものとする。

- 2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たす場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。
- 3 トレーディング・デスクが保有する内部取引のポジションは、第三者と取引するトレーディング勘定の商品と同様にマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

（CVAリスクにおける内部取引等）

第八条の十四 第八条の十から前条までの規定にかかわらず、信用協同組合等のCVAリスクに係る第三者とのヘッジ取引（以下「外部CVAヘッジ取引」という。）及びCVAリスクに係る内部取引によるトレーディング・デスクとCVAデスクとのヘッジ取引（以下「内部CVAヘッジ取引」という。）におけるマーケット・リスク相当額の計測対象は、次項及び第三項に定めるところによる。

- 2 外部CVAヘッジ取引のうち、適格CVAヘッジ取引（第二百四十六条の三の二に規定する適格BA—CVAヘッジ取引又は第二百四十六条の四の十三第一項に規定する適格SA—CVAヘッジ取引をいう。以下この章及び次章において同じ。）に該当するものについてはマーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとし、適格CVAヘッジ取引に該当しないものについては第六章の四に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。
- 3 内部CVAヘッジ取引は、互いに完全に相殺するCVAデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジションから構成されなければならないが、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによりマーケット・リスク相当額を計測するものとする。
 - 一 内部CVAヘッジ取引が適格CVAヘッジ取引に該当しない場合 CVAデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジションは、いずれもマーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションとし、双方のポジションを相殺することにより、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。
 - 二 内部CVAヘッジ取引が適格CVAヘッジ取引に該当する場合 トレーディング・デスクのポジションは、第六章の四に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。
- 4 標準的方式に係る要件に定めるカーベチャー・リスク、デフォルト・リスク又は残余リスクに対する資本賦課の対象となるポジションに係るCVAリスクの内部取引は、トレーディング勘定において、信用協同組合等が第三者であるプロテクション提供者との間で行う外部ヘッジ取引が当該内部取引のポジションを完全に相殺する場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測において勘案することができる。
- 5 CVAデスクとトレーディング・デスクとの間の内部取引は、第八条の十一第一項各号に定める要件を満たす場合には、第五十条第一項に規定する派生商品取引の与信相当額のヘッジ手段として利用することができる。

（バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に係る届出）

第八条の十五 トレーディング勘定を設ける信用協同組合等は、あらかじめ、その旨を記載した届出書を金融庁長官に提出するものとする。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

- 一 第八条の五第二項の規定によりバンキング勘定に分類する商品

二 第八条の九第一項の方針

- 3 信用協同組合等は、第一項の届出書に記載すべき事項又は前項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨及びその内容を記載した変更届出書を金融庁長官に提出するものとする。

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第九条 第二条の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第七章に定めるところにより算出するものとする。

(資本フロアの算出方法)

第十条 信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、標準的な手法により算出した所要自己資本の額に七十二・五パーセントを乗じて得た額が承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を上回るときは、当該乗じて得た額から当該承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額を第二条の算式の分母に加えるものとする。

一 内部格付手法を採用する信用協同組合等

二 内部モデル方式を採用する信用協同組合等

三 第五十二条第一項の承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等（次章において「期待エクスポージャー方式を採用する信用協同組合等」という。）

- 2 前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用を採用する信用協同組合等は、内部格付手法の使用を開始した日（先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等が基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等としての承認を受けた日後に先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等としての承認を受けた場合にあつては、基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等としての承認を受けて基礎的内部格付手法の使用を開始した日。以下この章及び次章において同じ。）から二年を経過する日までの間は、次の各号に掲げる期間において、標準的な手法により算出した所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から当該承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額を第二条の算式の分母に加えるものとする。

一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

- 二 前号に掲げる期間を経過した日以後一年間 八十パーセント
- 3 前二項の「標準的な手法により算出した所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額を計算する場合において、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める手法により算出した額の合計額から第四条第一項第四号イに掲げる額につき当該手法により算出した額を控除した額をいう。
- 一 信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャー、CVAリスク及び第二百四十六条の五各号に掲げるエクスポージャー（以下「中央清算機関関連エクスポージャー」という。）に係る部分以外の部分 標準的手法（第四章第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出にあつてはSA—CCR（第五十一条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の与信相当額の算出にあつては包括的手法）
- 二 信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分 全ての裏付資産のプールをSAプールとみなして第六章に定めるところにより判定された手法（内部評価方式（同章第二節第二款第四目に定めるところにより第二百三十七条に規定する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出することをいう。以下同じ。）を除く。）
- 三 信用リスクに係る部分のうちCVAリスクに係る部分 第六章の二に定めるところによりCVAリスク相当額の算出に適用した手法
- 四 信用リスクに係る部分のうち中央清算機関関連エクスポージャーに係る部分 第六章の三に定める手法（第二百四十六条の六第一項において準用する第四章第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出にあつてはSA—CCR、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の与信相当額の算出にあつては包括的手法）
- 五 マーケット・リスクに係る部分 標準的方式又は簡易的方式（内部モデル方式を採用する信用協同組合等がマーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分にあつては、標準的方式）
- 六 オペレーショナル・リスクに係る部分 第二百四十八条に規定する標準的計測手法
- 4 第一項及び第二項の「承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項第一号ハに掲げる額の合計額から同条第一項第四号イ及びロに掲げる額の合計額を控除した額をい

う。

第三章 単体自己資本比率

(単体自己資本比率の計算方法)

第十一条 信用協同組合等の自己資本比率基準のうち法第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(算出の方法等)

第十二条 単体自己資本比率は、信用協同組合等の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等規則に準じて作成することとする。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第十二条の二 信用協同組合等は、次に掲げる条件の全てを満たす場合には、第十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

- 一 直近の期末から算出基準日までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。
- 二 直近の期末から算出基準日までの間における外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額のうち最も大きい額（ハにおいて「最大額」という。）が、千億円未満であり、かつ、次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。
 - イ 直近の期末の信用リスク・アセットの額
 - ロ 直近の期末のオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して

得た額

ハ 最大額

三 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

四 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における次に掲げる額の合計額の十パーセントに相当する額未満であること。

イ 信用リスク・アセットの額

ロ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ハ 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額

五 直近の算出基準日において第十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(自己資本の額)

第十三条 第十一条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額（外部流出予定額を除く。）

二 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第十一条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては、第二百二十六条第二号に掲げる額及び証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第二百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

2 第十一条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額と

する。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) 無形固定資産（のれんに係るものに限る。）の額

(2) 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額

ロ 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ニ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ホ 負債の時価評価（信用協同組合等の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額

ヘ 前払年金費用の額

二 自己保有普通出資等の額

三 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額

四 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額

五 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額

六 特定項目に係る十パーセント基準超過額

七 特定項目に係る十五パーセント基準超過額

3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一 残余財産の分配について、信用協同組合等の組合員又は会員が法に基づいて払込みを行った出資と同等の劣後的内容を有するものであること。

二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三 払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当

該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

- 五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。
 - 六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。
 - 七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。
 - 八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。
 - 九 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
 - 十 払込金額が適用される企業会計の基準において組合員勘定又は会員勘定として計上されるものであること。
 - 十一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
 - 十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
 - 十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づくものであること。
 - 十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。
- 4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。
- 一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
 - 二 残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。
 - 三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対

して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後）に発行者の任意による時に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

七 剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。

ロ 剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。

ハ 剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。

ニ 剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に関するものを除く。）がないこと。

八 剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された剰余金の配当の限度額を超えない範囲内で行われるものであること。

九 剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

- 十 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
- 十一 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
- 十二 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。
- 5 第二項第一号イ又はへに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

(調整項目の額の算出方法)

- 第十四条 前条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資等の額は、信用協同組合等が当該信用協同組合等の普通出資等（普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）をいい、自己優先出資に該当するものを除く。）を保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該普通出資等（次項及び第十六条第二項第五号において「自己保有普通出資等」という。）の額とする。
- 2 前項に定める額を算出する場合において、信用協同組合等が自己保有普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。
- 3 前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、信用協同組合等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）を算出する信用協同組合等にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資

に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、非累積的永久優先出資又はこれら以外の資本調達手段のうち単体自己資本比率（国際統一基準の単体自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するもの（以下この項において「その他資本調達手段」という。）のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。次項において同じ。）を含む。）、非累積的永久優先出資に相当するもの又はその他資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率（国際統一基準の単体自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第十六条第二項第五号において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該信用協同組合等の普通出資又は非累積的永久優先出資を保有していると認められる場合（信用協同組合等又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（信用協同組合が保有している信用協同組合連合会の対象資本調達手段を除く。）の額とする。

- 4 前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の対象普通出資等の額は、少数出資金融機関等（信用協同組合等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。第八項において同じ。）の対象普通出資等（対象資本調達手段のうち、普通出資又は非累積的永久優先出資に相当するもの（みなし普通出資を含む。）をいう。以下この条及び第十六条第二項第五号において同じ。）を信用協同組合等が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用協同組合等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項の場合を除く。）における当該対象普通出資等（信用協同組合が保有している信用協同組合連合会の対象普通出資等を除く。）の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。
- 5 前条第二項第五号に掲げる信用協同組合連合会の対象普通出資等の額は、信用協同組合連合会の対象普通出資等を信用協同組合が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用協同組合が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該対象普通出資

等の額の合計額から連合会向け出資に係る二十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に二十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

6 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等（信用協同組合等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。以下この条において同じ。）の対象普通出資等（信用協同組合が保有している信用協同組合連合会の対象普通出資等を除く。以下この項及び次項第一号において同じ。）を信用協同組合等が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用協同組合等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項の場合を除く。）における当該対象普通出資等の額から特定項目に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

7 前条第二項第七号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等の対象普通出資等、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から前条第二項第六号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零

- とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等の対象普通出資等の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 8 第四項及び第五項に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、信用協同組合等が少数出資金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。
- 9 第四項及び第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号及び第二号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。
- 一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段
- 二 その存続が極めて困難となるおそれがあると認められる者に対する資金の援助その他の経営改善のための支援を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段
- 三 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段
- 10 第六項第三号及び第七項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。
- 一 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して

得た割合を乗じて得た額

二 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

11 第六項第三号及び第七項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、評価・換算差額等に計上される項目に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

12 第三項から第五項までに定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される他の金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段の額とする。

第十五条 削除

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十六条 第十一条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法を採用する信用協同組合等にあつては第十九条第一項に定めるものを、内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては第百二十六条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ 個別貸倒引当金（内部格付手法を採用する信用協同組合等が第百二十六条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額を算出する場合にあつては、次に掲げるエクスポージャーに対して計上されているものに限る。）

（1） 株式等エクスポージャー

（2） 第五章第三節第九款において信用リスク・アセットの額の算出方法が規定されているその他資産等

ロ 債務保証見返勘定

ハ 派生商品取引に係る資産

- ニ 有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金
 - ホ 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十三条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分
 - ヘ 第十三条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分
 - ト 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第十四条第十一項の規定により同条第六項第三号又は第七項第三号に掲げる額の算出の対象に含まなかった部分
- 二 第十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び第十六条の三から第十六条の五までの規定によりトレーディング勘定に分類された商品（証券化取引を目的として保有している資産、第十六条の四第三項第四号に掲げるもの及び第二百四十六条の三の三第一項、第二百四十六条の三の四又は第二百四十六条の四の七第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。）
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。
- 一 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの
 - 二 直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの
 - 三 資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

（マーケット・リスク相当額の合計額）

第十六条の二 第十一条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、第六章の四に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（主たる事務所とそれ以外の事務所との間の取引を含む。）のうち、トレー

ディングを行う部署においてリスク管理上トレーディングとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。

(トレーディング勘定及びバンキング勘定の設置)

第十六条の三 信用協同組合等は、その保有する商品を分類するためにトレーディング勘定及びバンキング勘定を設け、次条及び第十六条の五に定めるところにより、その保有する商品をいずれかの勘定に分類するものとする。

(トレーディング勘定への分類基準等)

第十六条の四 商品の保有の目的が次に掲げるトレーディング目的のいずれかに該当する商品は、トレーディング勘定に分類するものとする。

- 一 短期間の再売却目的
 - 二 相場その他の指標に係る短期の価格変動からの利益の獲得目的
 - 三 市場間の裁定取引による利益の獲得目的
 - 四 前三号に掲げる目的のいずれかで保有している商品から生ずるリスクのヘッジ目的
- 2 商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品のうち、次に掲げるもの以外のものは、トレーディング勘定に分類するものとする。
- 一 非上場株式
 - 二 証券化のための裏付資産にする予定の商品
 - 三 直接に保有する不動産
 - 四 個人又は中堅中小企業に対する信用供与
 - 五 ファンドへの出資（次項第二号に掲げるものを除く。）
 - 六 前各号に掲げる商品のいずれかを原資産とする派生商品取引又はファンド
 - 七 前各号に掲げる商品のリスクをヘッジする目的で保有する商品
- 3 商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品でない商品のうち、次に掲げるものは、トレーディング勘定に分類するものとする。
- 一 マーケット・メイクに係る業務のために保有する商品
 - 二 ファンドへの出資（次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。）
 - イ 当該ファンドの構成銘柄について、信用協同組合等が、ルックスルーができ、かつ、独立した第三者により検証された十分な情報を取得していること。
 - ロ 信用協同組合等が、当該ファンドの市場価額を日次で入手しており、かつ、当該

ファンドの運用基準及びマーケット・リスク相当額に関する情報を取得していること。

三 上場株式

四 トレーディング業務に係るレポ形式の取引

五 オプション

4 商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品でない商品（前項各号に掲げるものを除く。）のうち、次に掲げるものは、トレーディング勘定に分類するものとする。

一 コリレーション・トレーディングのポートフォリオに含まれる商品

二 信用リスク又は株式リスクを有する商品のうち、次に掲げるポジションのいずれかを構成するもの

イ ヘッジ対象となるロング・ポジションが存在せず、個別の商品又は複数の商品の組合せにより、ネット・ショート・ポジションとなっているポジション

ロ ヘッジ対象となるロング・ポジションに対して、ヘッジ手段として利用される商品のショート・ポジションがオーバーヘッジとなっているポジション

三 引受け業務から生ずる商品

5 信用協同組合等は、商品を売却すること及び商品のリスクをヘッジすることに関して法令に別段の定めがない限り、当該商品をトレーディング勘定に分類することができる。

6 信用協同組合等は、トレーディング勘定に分類する商品のうち、会計上で公正価値評価が求められているものについては、公正価値を日次で計測し、評価損益を認識するものとする。

（バンキング勘定への分類基準）

第十六条の五 前条の規定によりトレーディング勘定に分類する商品以外の商品は、バンキング勘定に分類するものとする。

2 商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品並びに前条第三項の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する信用協同組合等は、

全ての商品をバンキング勘定に分類するものとする。

- 一 第十二条の二の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合
- 二 簡易的方式を採用する信用協同組合等であって、第十二条の二第一号及び第三号に掲げる条件を満たす場合

(商品分類に係る方針等)

第十六条の六 信用協同組合等は、トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続に係る文書を作成するとともにその遵守態勢を確立するものとする。

- 2 信用協同組合等のマーケット・リスク管理部署は、前項の商品の分類が適切に実施されたかどうかの検証をする体制を整備するものとする。
- 3 信用協同組合等の内部監査部署は、第一項の商品の分類に係る内部監査を一年に一回以上実施し、その結果を金融庁長官の求めに応じて提出することができるように整備するものとする。

(勘定間の振替の制限)

第十六条の七 信用協同組合等は、次に掲げる行為（以下この条から第十六条の九までにおいて「勘定間の振替」という。）を行ってはならない。

- 一 トレーディング勘定に分類した商品をバンキング勘定に移し替えること。
 - 二 バンキング勘定に分類した商品をトレーディング勘定に移し替えること。
- 2 前項の規定にかかわらず、信用協同組合等は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、勘定間の振替を行うことができる。
- 一 当該勘定間の振替について理事等の承認を受けていること。
 - 二 当該勘定間の振替について内部監査が行われていること。
 - 三 当該勘定間の振替について開示すること。
- 3 信用協同組合等は、前項の規定により勘定間の振替を行う場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出するものとする。
- 一 勘定間の振替を行う商品の種類（当該商品が第十六条の四第三項第一号から第三号までに掲げる商品のいずれかに該当するときは、その旨を含む。）
 - 二 前項各号に掲げる要件の全てを満たしている旨の説明
 - 三 勘定間の振替を行う商品の保有の目的の変更に係る説明
 - 四 その他参考となるべき事項

(勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上)

第十六条の八 信用協同組合等は、勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分と同額を当該勘定間の振替を行った日以後の算出基準日における所要自己資本の額に加算するものとする。

- 2 信用協同組合等は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定を適用しないことができる。

(勘定間の振替に係る方針等)

第十六条の九 信用協同組合等は、勘定間の振替について、次に掲げる事項その他必要な事項を定めた方針を策定するものとする。

- 一 勘定間の振替に係る制限の内容及び当該制限に係る変更の要件
- 二 当該方針に係る理事会の承認手続
- 三 例外的事象を特定する方法
- 四 勘定間の振替に係る開示方法

- 2 信用協同組合等は、前項の方針を一年に一回以上見直すものとする。

(内部取引の取扱い)

第十六条の十 内部取引によるトレーディング勘定からバンキング勘定へのリスク移転については、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。

- 2 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定へのリスク移転については、次条から第十六条の十三までに定めるところによる。

(信用リスク及び株式リスクの内部取引)

第十六条の十一 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転については、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

- 一 信用リスク トレーディング勘定において、信用協同組合等が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

- 二 株式リスク 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ トレーディング勘定において、信用協同組合等が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ その外部ヘッジ取引が、バンキング勘定の株式リスクのヘッジとして認識されていること。

2 前項第一号の外部ヘッジ取引において、内部取引のポジションを完全に相殺する場合には、当該外部ヘッジ取引を複数の取引相手方との複数の取引により構成することができる。

3 第一項のリスク移転におけるマーケット・リスク相当額の計測対象は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第一項各号に定める要件を満たす場合 トレーディング勘定における内部取引及び外部ヘッジ取引を含むものとする。

二 第一項各号に定める要件を満たさない場合 トレーディング勘定における外部ヘッジ取引を含み、トレーディング勘定における内部取引を含まないものとする。

三 バンキング勘定においてオーバーヘッジとなったポジションが生じた場合 当該ポジションを含むものとする。

(一般金利リスクの内部取引)

第十六条の十二 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一 内部取引によりバンキング勘定の一般金利リスクがヘッジされている旨及び当該一般金利リスクの発生源に係る文書が作成されていること。

二 内部取引は、内部取引担当デスクとの間で行われること。

2 内部取引担当デスクは、バンキング勘定との内部取引のポジションに対する外部ヘッジ取引を第三者との間で直接に行うことができる。

3 第一項のリスク移転において、内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクを通じた第三者との間の外部ヘッジ取引は、内部取引担当デスクが内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクと行う一般金利リスクに係る内部取引のポジションにより第三者との外部ヘッジのポジションと完全に相殺されるときに限り、行うことができる。この場合において、内部取引担当デスク及び内部取引担当デスク以外のトレーディン

グ・デスクが保有する内部取引のポジションは、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

(マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引)

第十六条の十三 マーケット・リスク相当額の計測対象であるトレーディング・デスク間の内部取引は、マーケット・リスク相当額の計測範囲に含むものとする。

2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たす場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3 トレーディング・デスクが保有する内部取引のポジションは、第三者と取引するトレーディング勘定の商品と同様にマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

(CVAリスクにおける内部取引等)

第十六条の十四 第十六条の十から前条までの規定にかかわらず、外部CVAヘッジ取引及び内部CVAヘッジ取引におけるマーケット・リスク相当額の計測対象は、次項及び第三項に定めるところによる。

2 外部CVAヘッジ取引のうち、適格CVAヘッジ取引に該当するものについてはマーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとし、適格CVAヘッジ取引に該当しないものについては第六章の四に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3 内部CVAヘッジ取引は、互いに完全に相殺するCVAデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジションから構成されなければならないが、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによりマーケット・リスク相当額を計測するものとする。

一 内部CVAヘッジ取引が適格CVAヘッジ取引に該当しない場合 CVAデスクのポジション及びトレーディング・デスクのポジションは、いずれもマーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションとし、双方のポジションを相殺することにより、マーケット・リスク相当額の計測対象に含まないものとする。

二 内部CVAヘッジ取引が適格CVAヘッジ取引に該当する場合 トレーディング・デスクのポジションは、第六章の四に定めるところによりマーケット・リスク相当額の計

測対象に含むものとする。

- 4 標準的方式に係る要件に定めるカーベチャー・リスク、デフォルト・リスク又は残余リスクに対する資本賦課の対象となるポジションに係るCVAリスクの内部取引は、トレーディング勘定において、信用協同組合等が第三者であるプロテクション提供者との間で行う外部ヘッジ取引が当該内部取引のポジションを完全に相殺する場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測において勘案することができる。
- 5 CVAデスクとトレーディング・デスクとの間の内部取引は、第十六条の十一第一項各号に定める要件を満たす場合には、第五十条第一項に規定する派生商品取引の与信相当額のヘッジ手段として利用することができる。

(バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に係る届出)

第十六条の十五 トレーディング勘定を設ける信用協同組合等は、あらかじめ、その旨を記載した届出書を金融庁長官に提出するものとする。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。
 - 一 第十六条の五第二項の規定によりバンキング勘定に分類する商品
 - 二 第十六条の九第一項の方針
- 3 信用協同組合等は、第一項の届出書に記載すべき事項又は前項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨及びその内容を記載した変更届出書を金融庁長官に提出するものとする。

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第十七条 第十一条の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第七章に定めるところにより算出するものとする。

(資本フロアの算出方法)

第十八条 信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、標準的な手法により算出した所要自己資本の額に七十二・五パーセントを乗じて得た額が承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を上回るときは、当該乗じて得た額から当該承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額を第十一条の算式の分母に加えるものとする。

- 一 内部格付手法を採用する信用協同組合等

- 二 内部モデル方式を採用する信用協同組合等
 - 三 期待エクスポージャー方式を採用する信用協同組合等
- 2 前項の規定にかかわらず、内部格付手法を採用する信用協同組合等は、内部格付手法の使用を開始した日から二年を経過する日までの間は、次の各号に掲げる期間において、標準的な手法により算出した所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から当該承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額を第十一条の算式の分母に加えるものとする。
- 一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント
 - 二 前号に掲げる期間を経過した日以後一年間 八十パーセント
- 3 前二項の「標準的な手法により算出した所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額を計算する場合において、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める手法により算出した額の合計額から第十三条第一項第二号イに掲げる額につき当該手法により算出した額を控除した額をいう。
- 一 信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーに係る部分以外の部分 標準的手法（第四章第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出にあつてはSA—CCR、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の与信相当額の算出にあつては包括的手法）
 - 二 信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分 全ての裏付資産のプールをSAプールとみなして第六章に定めるところにより判定された手法（内部評価方式を除く。）
 - 三 信用リスクに係る部分のうちCVAリスクに係る部分 第六章の二に定めるところによりCVAリスク相当額の算出に適用した手法
 - 四 信用リスクに係る部分のうち中央清算機関関連エクスポージャーに係る部分 第六章の三に定める手法（第二百四十六条の六第一項において準用する第四章第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出にあつてはSA—CCR、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の与信相当額の算出にあつては包括的手法）
 - 五 マーケット・リスクに係る部分 標準的方式又は簡易的方式（内部モデル方式を採用する信用協同組合等がマーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を

適用する部分にあつては、標準的方式)

- 六 オペレーショナル・リスクに係る部分 第二百四十八条に規定する標準的計測手法
- 4 第一項及び第二項の「承認を受けた計算方法により算出した所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項第一号ハに掲げる額の合計額から同条第一項第二号イ及びロに掲げる額の合計額を控除した額をいう。

第四章 信用リスクの標準的手法

第一節 総則

(標準的手法を採用する信用協同組合等における信用リスク・アセットの額の合計額)

第十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 次節に規定するリスク・ウェイトを資産の額（その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）並びに第三節のオフ・バランス取引並びに第四節の派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十四条の規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第六章に定めるところにより算出した証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

三 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

四 第六章の三に定めるところにより算出した中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

- 2 標準的手法を採用する信用協同組合等が直接清算参加者として、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うこ

とにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額について、第百十三条の二の規定により算出する場合には、前項第一号の合計額の算出に当たって、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額として、同条の規定により算出された信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

(標準的手法のデュー・ディリジェンス)

第十九条の二 標準的手法を採用する信用協同組合等は、債務者又はエクスポージャーに係る評価であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの（次節において「デュー・ディリジェンス分析」という。）を行うものとする。

- 一 内部の信用分析若しくは第三者による分析又はこれらを併用した分析を用いて信用リスクを評価するための必要な体制が整備されていること。
- 二 評価に係る情報を適時に把握するための必要な体制が整備されていること。
- 三 債務者が連結財務諸表を作成している場合又は債務者を同一のグループに属するものとして管理している場合において、グループに属する会社による資金援助、これらの会社に問題が生じた場合の返済能力への影響その他のグループからの影響が当該債務者の評価において必要であるときは、当該影響が評価されていること。
- 四 エクスポージャーに応じた適切なリスク・ウェイトを判定できるように、内部方針、評価プロセス、システム及び内部統制が整備されていること。
- 五 債務者又はエクスポージャーの評価の結果について、金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備されていること。
- 六 債務者又はエクスポージャーの評価を信用供与の実行時点及び年一回以上の頻度で実施していること。

(非依頼格付の使用禁止)

第二十条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、リスク・ウェイトの判定に当たり、非依頼格付を使用しないものとする。ただし、中央政府に付与されたものである場合は、この限りでない。

(格付等の使用基準の設定)

第二十一条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、リスク・ウェイトの判定に当たり

- 、あらかじめ、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアの使用の基準を設けるものとする。
- 2 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項に規定する基準を設けるに当たっては、信用リスク・アセットの額を意図的に小さくすることを目的としないものとする。
 - 3 標準的手法を採用する信用協同組合等は、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアを内部管理において用いている場合には、第一項に規定する基準を当該内部管理における使用方法と整合的なものとする。
 - 4 以下この章において格付、個別格付（特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。）、債務者信用力格付（債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。）、短期格付（以下この項において「格付」と総称する。）又はカントリー・リスク・スコアとあるのは、それぞれ標準的手法を採用する信用協同組合等が設ける第一項に規定する基準において当該標準的手法を採用する信用協同組合等が用いることが可能な格付又はカントリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とする。

（個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱い）

第二十二条 標準的手法を採用する信用協同組合等の保有するエクスポージャーに対して個別格付が付与されていない場合であって、次の各号に掲げるときは、当該エクスポージャーは、当該各号に掲げる格付が付与されているものとみなすことができる。

- 一 当該エクスポージャーの債務者が負っている他の債務が無担保かつ個別格付が付与されている場合であって、当該個別格付（短期格付を除く。以下この条において同じ。）に対応するリスク・ウェイトが、当該エクスポージャーを無格付とした際のリスク・ウェイトよりも小さく、かつ、当該エクスポージャーが当該無担保の債務に劣後しないとき。 当該個別格付
 - 二 当該エクスポージャーの債務者に債務者信用力格付がある場合であって、当該エクスポージャーが当該債務者の他の債務に劣後しないとき。 当該債務者信用力格付
- 2 前項に規定する場合において、債務者信用力格付又は標準的手法を採用する信用協同組合等の保有するエクスポージャーに劣後しない債務の個別格付が、当該エクスポージャーを無格付とした場合のリスク・ウェイトよりも大きいリスク・ウェイトに対応するものであるときは、当該債務者信用力格付又は個別格付が付与されているものとみな

す。

(現地通貨建て格付及び非現地通貨建て格付)

第二十三条 前条の規定において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、個別格付又は債務者信用力格付が当該標準的手法を採用する信用協同組合等の保有するエクスポージャーと同一通貨建てのエクスポージャーに係るものでない場合には、当該個別格付又は債務者信用力格付を用いないものとする。ただし、信用協同組合等の保有する現地通貨建てのエクスポージャーが国際開発銀行（第三十一条第三項の規定において零パーセントのリスク・ウェイトを適用することが認められているものに限る。）との協調融資に係るものである場合は、この限りでない。

(複数の格付がある場合のリスク・ウェイト)

第二十四条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、その保有するエクスポージャーについて、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアが二以上ある場合であって、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときは、最も小さいリスク・ウェイトから数えて二番目に小さいリスク・ウェイトを用いるものとする。ただし、最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するものであるときは、当該最も小さいリスク・ウェイトを用いるものとする。

(信用リスクの評価の対象が異なる格付の取扱い)

第二十五条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に掲げる場合その他の格付における評価の対象が標準的手法を採用する信用協同組合等の保有するエクスポージャーと異なることにより、当該格付を用いるとリスク・アセットの額が過小に評価されるおそれがある場合には、当該格付を用いないものとする。

- 一 格付における評価の対象が元本又は利息のみである場合であって、当該標準的手法を採用する信用協同組合等のエクスポージャーが元本及び利息に及ぶとき。
- 二 個別格付が担保又は保証その他の信用リスクを削減する措置（第六節に規定する信用リスク削減手法として適格でないものを含む。以下この号において同じ。）を反映している場合であって、当該標準的手法を採用する信用協同組合等の保有するエクスポージャーに対して取られている信用リスクを削減する措置がこれと異なるとき又は

そうした措置が取られていないとき。

第二節 リスク・ウェイト

(現金)

第二十六条 現金（外国通貨及び金を含む。）のリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー)

第二十七条 中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、それぞれ次の各号の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、百パーセントとする。

一 適格格付機関の付与する格付の場合

信用リスク区分	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6
リスク・ウェイト (パーセント)	零	二十	五十	百	百	百五十

二 カントリー・リスク・スコアの場合

信用リスク区分 (カントリー・リスク・ スコア)	0	1	2	3	4	5	6	7
リスク・ウェイト (パーセント)	零	零	二十	五十	百	百	百	百五十

2 前項の規定にかかわらず、日本国政府及び日本銀行向けの円建てのエクスポージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(国際決済銀行等向けエクスポージャー)

第二十八条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(我が国の地方公共団体向けエクスポージャー)

第二十九条 我が国の地方公共団体向けの円建てのエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

2 前項の場合を除き、我が国の地方公共団体向けのエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第二十七条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

（外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー）

第三十条 外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のリスク・ウェイトは、当該公共部門の所在する国の中央政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、次の各号の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、百パーセントとする。

一 適格格付機関の付与する格付の場合

信用リスク区分	1の2-1	1の2-2	1の2-3	1の2-4	1の2-5
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十	百	百	百五十

二 カントリー・リスク・スコアの場合

信用リスク区分 (カントリー・リスク・スコア)	0	1	2	3	4	5	6	7
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	二十	五十	百	百	百	百	百五十

（国際開発銀行向けエクスポージャー）

第三十一条 国際開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、五十パーセントとする。

信用リスク区分	2—1	2—2	2—3	2—4	2—5	2—6
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	三十	五十	百	百	百五十

- 2 前項において、標準的手法を採用する信用協同組合等によるデュー・ディリジェンス分析の結果、国際開発銀行の信用状態が格付に対応する信用リスク区分の示す信用状態よりも高いリスクを有すると評価されるときは、当該格付に対応する信用リスク区分よりも一段階以上下位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを用いるものとする。ただし、当該格付に対応する信用リスク区分よりも上位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトは、用いないものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(地方公共団体金融機構向けエクスポージャー)

第三十一条の二 地方公共団体金融機構向けの円建てのエクスポージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

- 2 前項の場合を除き、地方公共団体金融機構向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第三十条各号の表の左欄に定めるものとする。

(我が国の政府関係機関向けエクスポージャー)

第三十二条 我が国の政府関係機関（特別の法律に基づき設立された法人（業として預金又は貯金の受入れを行う法人を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）向けの円建てのエクスポージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

- 一 政府が過半を出資している法人（株式会社を除く。）
- 二 政府が出資している法人（株式会社を除く。）で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算及び決算について、国会の議決（承認を含む。次号において同じ。）を得、又は主務大臣（内閣総理大臣を含む。以下この項において同じ。）の認可

(承認を含む。以下この項において同じ。)を受けなければならない法人

三 政府が過半を出資している法人(株式会社に限る。次号において同じ。)で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算について、国会の議決を得、又は主務大臣の認可を受け、及び当該法人の決算報告書を国会に提出しなければならない法人

四 政府が過半を出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の債券及び借入金の償還計画について、主務大臣の認可を受けなければならない法人

2 前項の場合を除き、我が国の政府関係機関向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第三十条各号の表の左欄に定めるものとする。

(地方三公社向けエクスポージャー)

第三十三条 土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けの円建てエクスポージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

2 前項の場合を除き、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第三十条各号の表の左欄に定めるものとする。

(金融機関向けエクスポージャー)

第三十四条 自己資本比率規制金融機関(バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、外国銀行、銀行持株会社又は銀行持株会社に準ずる外国の会社をいう。以下この節において同じ。)に対するエクスポージャー(以下この条並びに第三十七条第一項及び第四項において「金融機関向けエクスポージャー」という。)について、格付がある場合のリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	三十	五十	百	百五十

2 前項の規定により三十パーセント、五十パーセント又は百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーのうち次の各号のいずれかに該当するもののリスク

・ウェイトは、同項の規定により適用されるリスク・ウェイトの区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。この場合において、参照する金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、第四項に規定するデュー・ディリジェンス分析の結果を踏まえた値とするものとする。

リスク・ウェイト (パーセント)	三十	五十	百
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	二十	五十

- 一 信用供与を行った日から満期までの期間が三月以内の金融機関向けエクスポージャー
- 二 前号に規定する期間が六月以内の貿易取引に係る金融機関向けエクスポージャー（流動性の高い貿易関連偶発債務を含み、同号に掲げるものを除く。）
- 3 標準的手法を採用する信用協同組合等は、第一項において格付を用いる場合には、暗黙の政府支援（国又は地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがある場合において法令（外国の法令を含む。）に基づき金融機関に講ぜられる措置その他これに類する措置（当該金融機関の株主又は債権者のみに損失を負担させる措置を除く。）を自己資本比率規制金融機関に対して講じ得ることをいう。）を勘案していない格付を用いるものとする。
- 4 第一項において、標準的手法を採用する信用協同組合等によるデュー・ディリジェンス分析の結果、自己資本比率規制金融機関の信用状態が格付に対応する信用リスク区分の示す信用状態よりも高いリスクを有すると評価されるときは、当該格付に対応する信用リスク区分よりも一段階以上下位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを用いるものとする。ただし、当該格付に対応する信用リスク区分よりも上位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトは、用いないものとする。
- 5 金融機関向けエクスポージャーが無格付の場合には、そのリスク・ウェイトは、第七項、第九項及び第十項の規定により判定される自己資本比率規制金融機関のグレード区分（自己資本比率規制金融機関が無格付の場合の金融機関向けエクスポージャーにおける信用リスク評価の区分をいう。以下この条において同じ。）に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

グレード区分	A	B	C
リスク・ウェイト	四十	七十五	百五十

(パーセント)			
---------	--	--	--

6 前項の規定により四十パーセント又は七十五パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーのうち第二項各号のいずれかに該当するもののリスク・ウェイトは、前項の規定により適用されるリスク・ウェイトの区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとするができる。

リスク・ウェイト (パーセント)	四十	七十五
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十

7 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関のグレード区分をAと判定するものとする。

一 契約に従って債務を履行する能力を有しており、かつ、経済状況又は事業環境が悪化した場合においても当該能力を継続して維持することが見込まれること。

二 次のイからタまでに掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ、当該イからタまでに定める要件を満たしていること。

イ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条及び第十四条に定める最低基準並びに同告示第二条の二第一項及び第十四条の二第一項に定める当該最低基準以外の基準

(2) 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号）第二条第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準及び同告示第二条第二項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める当該最低基準以外の基準

ロ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるか

どうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

（１） 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条に定める最低基準及び同告示第二条の二第一項に定める当該最低基準以外の基準

（２） 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号）第二条第一項に定める最低基準及び同条第二項に定める当該最低基準以外の基準

ハ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）第一条第九号の三に規定する国際統一基準金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

（１） 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十九条及び第三十一条に定める最低基準並びに同告示第十九条の二第一項及び第三十一条の二第一項に定める当該最低基準以外の基準

（２） 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十四号）第二条第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準及び同告示第二条第二項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める当該最低基準以外の基準

ニ 農林中央金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

（１） 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融

- 庁・農林水産省告示第四号) 第二条及び第十四条に定める最低基準並びに同告示第二条の二第一項及び第十四条の二第一項に定める当該最低基準以外の基準
- (2) 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準(平成三十一年金融庁・農林水産省告示第四号) 第二条第一項(同告示第五条第一項において準用する場合を含む。)に定める最低基準及び同告示第二条第二項(同告示第五条第一項において準用する場合を含む。)に定める当該最低基準以外の基準
- ホ 株式会社商工組合中央金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。
- (1) 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号) 第二条及び第十四条に定める最低基準並びに同告示第二条の二第一項及び第十四条の二第一項に定める当該最低基準以外の基準
- (2) 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準(平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号) 第二条第一項(同告示第五条第一項において準用する場合を含む。)に定める最低基準及び同告示第二条第二項(同告示第五条第一項において準用する場合を含む。)に定める当該最低基準以外の基準
- ヘ 外国銀行(イに規定する国際統一基準行に準ずる者に限る。) イ(1)及び(2)に掲げる基準と類似の基準(各国が定めた当該外国銀行に対する固有の基準(公表されているものに限る。))を含む。)を満たしていること。
- ト 銀行持株会社に準ずる外国の会社(ロに規定する国際統一基準行に準ずる者に限る。) ロ(1)及び(2)に掲げる基準と類似の基準(各国が定めた当該銀行持株会社に準ずる外国の会社に対する固有の基準(公表されているものに限る。))を含む。)を満たしていること。
- チ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の三に規定する国内基準行 同告示第二十五条及び第三十七条に定める基準を満たしていること。
- リ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びそ

の子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の三に規定する国内基準行 同告示第十四条に定める基準を満たしていること。

ヌ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第九号の二に規定する国内基準金庫 同告示第二条及び第十一条に定める基準を満たしていること。

ル 信用協同組合等 第二条及び第十一条に定める基準を満たしていること。

ヲ 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号）第一条第七号の三に規定する金庫 同告示第二条及び第十一条に定める基準を満たしていること。

ワ 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号）第一条第七号ニに規定する組合 同告示第二条及び第十条に定める基準を満たしていること。

カ 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第三号）第一条第七号ホに規定する組合 同告示第二条及び第十条に定める基準を満たしていること。

ヨ 外国銀行（チに規定する国内基準行に準ずる者に限る。） チに規定する基準と類似の基準（各国が定めた当該外国銀行に対する固有の基準（公表されているものに限る。）を含む。）を満たしていること。

タ 銀行持株会社に準ずる外国の会社（リに規定する国内基準行に準ずる者に限る。） リに規定する基準と類似の基準（各国が定めた当該銀行持株会社に準ずる外国の会社に対する固有の基準（公表されているものに限る。）を含む。）を満たしていること。

三 前号に掲げる要件を当該自己資本比率規制金融機関が満たしていることを標準的手法を採用する信用協同組合等が確認するために必要な情報が公表されていること、又は当該情報が標準的手法を採用する信用協同組合等に適切に提供されていること。

8 第五項の規定にかかわらず、自己資本比率規制金融機関（前項第二号イからトまでのいずれかに該当するものに限る。）が、前項の規定によりそのグレード区分がAと判定

される場合において、次の各号に掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすときは、当該自己資本比率規制金融機関に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトを三十パーセントとすることができる。

一 前項第二号イに規定する国際統一基準行 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率（第六号において「普通株式等Tier 1 比率」という。）が十四パーセント以上であり、かつ、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率（第六号において「レバレッジ比率」という。）が五パーセント以上であること。

二 前項第二号ロに規定する国際統一基準行 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条第一号の算式により得られる比率（第七号において「普通株式等Tier 1 比率」という。）が十四パーセント以上であり、かつ、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項の算式により得られる比率（第七号において「レバレッジ比率」という。）が五パーセント以上であること。

三 前項第二号ハに規定する国際統一基準金庫 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十九条第一号及び第三十一条第一号の算式により得られる比率が十四パーセント以上であり、かつ、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率が五パーセント以上であること。

- 四 農林中央金庫 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率が十四パーセント以上であり、かつ、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率が五パーセント以上であること。
- 五 株式会社商工組合中央金庫 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率が十四パーセント以上であり、かつ、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率が五パーセント以上であること。
- 六 外国銀行（前項第二号イに規定する国際統一基準行に準ずる者に限る。） バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準により算出された普通株式等Tier 1比率に類する比率が十四パーセント以上であり、かつ、バーゼル銀行監督委員会の定めるレバレッジ比率の基準又はこれと類似の基準により算出されたレバレッジ比率に類する比率が五パーセント以上であること。
- 七 銀行持株会社に準ずる外国の会社（前項第二号ロに規定する国際統一基準行に準ずる者に限る。） バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準により算出された普通株式等Tier 1比率に類する比率が十四パーセント以上であり、かつ、バーゼル銀行監督委員会の定めるレバレッジ比率の基準又はこれと類似の基準により算出されたレバレッジ比率に類する比率が五パーセント以上であること。
- 9 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関（第七項の規定によりそのグレード区分がAと判定されたもの及び同項第二号チからタまでに掲げるものを除く。）のグレード区分をBと判定するものとする。
- 一 算出基準日において債務を履行する能力に疑義が生じていないこと。
 - 二 次のイからトまでに掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ、当該イからト

までに定める要件を満たしていること。

イ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の二に規定する国際統一基準行 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条及び第十四条に定める最低基準

(2) 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準

ロ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の二に規定する国際統一基準行 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条に定める最低基準

(2) 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項に定める最低基準

ハ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第九号の三に規定する国際統一基準金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十九条及び第三十一条に定める最低基準

(2) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に

基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準

ニ 農林中央金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二条及び第十四条に定める最低基準

(2) 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準

ホ 株式会社商工組合中央金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二条及び第十四条に定める最低基準

(2) 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準

ヘ 外国銀行（イに規定する国際統一基準行に準ずる者に限る。） イ（1）及び（2）に掲げる基準と類似の基準を満たしていること。

ト 銀行持株会社に準ずる外国の会社（ロに規定する国際統一基準行に準ずる者に限る。） ロ（1）及び（2）に掲げる基準と類似の基準を満たしていること。

三 前号に掲げる要件を当該自己資本比率規制金融機関が満たしていることを標準的手法を採用する信用協同組合等が確認するために必要な情報が公表されていること、又は当該情報が標準的手法を採用する信用協同組合等に適切に提供されていること。

10 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する自己資本比率規制金融機関（第七項の規定によりそのグレード区分がAと判定されたもの及び前項の規定によりそのグレード区分がBと判定されたものを除く。）のグレード区分をCと判定するものとする。

一 算出基準日において、債務を履行する能力に疑義がある場合又は既に債務を履行することができない状態にある場合

- 二 自己資本比率規制金融機関に適用されるバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準が当該自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の金融当局によって定められていない場合
- 三 自己資本比率規制金融機関に適用されるバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準が当該自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の金融当局によって定められており、かつ、これらの基準を当該自己資本比率規制金融機関が満たしていない場合
- 四 自己資本比率規制金融機関に適用されるバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準が当該自己資本比率規制金融機関の設立された国又は地域の金融当局によって定められている場合において、これらの基準を当該自己資本比率規制金融機関が満たしていることを標準的手法を採用する信用協同組合等が確認するために必要な情報が公表されておらず、かつ、当該情報が標準的手法を採用する信用協同組合等に適切に提供されていないとき。
- 五 当該自己資本比率規制金融機関が所在する国又は地域の法令に基づき、当該自己資本比率規制金融機関に対する外部監査人の会計監査が義務付けられている場合において、過去十二月以内に次のいずれかに該当しているとき。
- イ 財務諸表に対する監査報告書において外部監査人による不適正意見が表明されていること。
- ロ 財務諸表における継続企業の前提に対して外部監査人による重大な疑義が表明されていること（財務諸表において、継続企業の前提に関する注記がされていることを含む。）。
- 六 第七項の規定によりそのグレード区分がAと判定されず、かつ、前項の規定によりそのグレード区分がBと判定されない場合
- 11 第五項、第六項及び第八項に規定するグレード区分に応じたリスク・ウェイトを用いる場合における金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該金融機関向けエクスポージャーが次に掲げる要件の全てに該当するときは、当該金融機関向けエクスポージャーの相手方である自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の中央政府に係る第二十七条に規定するリスク・ウェイトを下回らないものとする。ただし、当該自己資本比率規制金融機関が信用供与を受けた日から満期までの期間が一年未満であり、かつ、流動性の高い貿易関連偶発債務に係る金融機関向けエクスポージャーについては、この限りでない。

一 当該自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の現地通貨と異なる通貨建てであること。

二 当該自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域と異なる拠点の勘定に計上されるものであり、かつ、当該拠点の所在する国又は地域の現地通貨と異なる通貨建てであること。

12 前各項の規定にかかわらず、信用協同組合等に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

(カバード・ボンド向けエクスポージャー)

第三十四条の二 カバード・ボンド向けエクスポージャー（自己資本比率規制金融機関により発行されたカバード・ボンドであって、適格資産要件を満たし、かつ、開示要件を満たすものに対するエクスポージャーをいう。次項において同じ。）のリスク・ウェイトは、当該カバード・ボンド向けエクスポージャーに付与された個別格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	3の2-1	3の2-2	3の2-3	3の2-4	3の2-5
リスク・ウェイト (パーセント)	十	二十	二十	五十	百

2 個別格付がないカバード・ボンド向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該カバード・ボンド向けエクスポージャーの発行体である自己資本比率規制金融機関（以下この条において「カバード・ボンド発行体」という。）のリスク・ウェイトの区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。この場合において、参照するカバード・ボンド発行体のリスク・ウェイトは、前条第四項に規定するデュー・ディリジェンス分析の結果を踏まえた値とするものとする。

カバード・ボンド発行体のリスク・ウェイト (パーセント)	二十	三十	四十	五十	七十五	百	百五十
リスク・ウェイト (パーセント)	十	十五	二十	二十五	三十五	五十	百

3 第一項の「適格資産要件」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをいう。

一 カバー・プール（カバード・ボンドの原資産の集合をいう。以下この条において同じ。）に含まれる資産が次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。ただし、カバード

・ ボンド発行体が当該カバー・プールに代替資産（カバー・プール内の資産の毀損に備えて追加される当該資産の代わりに保有される現金又は短期かつ流動性の高い資産をいう。）又はカバー・プール内の資産が毀損するリスクをヘッジするための派生商品取引を含めることを妨げない。

イ 中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、国際開発銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関及び外国の中央政府等以外の公共部門に対する貸出債権、社債その他の債権（以下この号において「貸出債権等」という。）又はそれらにより保証された貸出債権等であること。

ロ 健全な審査及び保全の要件に服する居住の用に供する目的の不動産（居住施設であり、かつ、当該不動産を居住の用に供するための法令（外国の法令を含む。）に照らして有効であるものをいう。ハ及び第四十一条の四第一項第一号において同じ。）が担保に付されている貸出債権等であり、かつ、ローン・トゥ・バリュー（貸出債権等の額を担保に付されている物件の価値で除して得た値をいう。ハにおいて同じ。）が八十パーセント以下であること。

ハ 健全な審査及び保全の要件に服する居住の用に供する目的の不動産以外の不動産が担保に付されている貸出債権等であり、かつ、ローン・トゥ・バリューが六十パーセント以下であること。

ニ 自己資本比率規制金融機関のうち前条第一項又は第八項の規定により三十パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるものに対する貸出債権等又は当該自己資本比率規制金融機関により保証された貸出債権等であって、これらの貸出債権等の額のカバード・ボンドの発行時の価格に対する割合が十五パーセントを上回らないこと。

二 カバード・ボンド発行体がカバード・ボンドに対して割り当てるカバー・プールの名目額（カバー・プールに含まれる貸出債権等の合計額をいう。次項第一号イにおいて同じ。）の当該カバード・ボンドの残高に対する割合が、百十パーセントを下回らないこと（当該割合を規制する法的枠組みがないときは、当該カバード・ボンド発行体が、当該割合が百十パーセントを下回らないことを定期的に開示するものであることを含む。）。

三 前二号に掲げる要件がカバード・ボンドの組成時から満期までの期間において満たされること。

4 第一項の「開示要件」とは、標準的手法を採用する信用協同組合等が次に掲げる事項の全てを金融庁長官の求めに応じて提出することができるように整備していることをいう。

一 カバード・ボンドに係る次に掲げる情報

イ カバー・プールの名目額及び当該カバード・ボンドの残高

ロ カバー・プールに含まれる資産の種類及び地理的分布並びにカバー・プールに含まれる貸出債権等の数

ハ 当該カバード・ボンドの発行により、カバード・ボンド発行体に発生し得る金利及び為替リスク

ニ カバー・プールの構成資産及びカバード・ボンドのマチュリティ

ホ カバー・プールのうち、九十日超又は三月以上延滞している貸出金の割合

二 標準的手法を採用する信用協同組合等が発行体から前号イからホまでに掲げる情報を半年に一回以上の頻度で受領していること。

5 第一項において、標準的手法を採用する信用協同組合等によるデュー・ディリジェンス分析の結果、カバード・ボンドの信用状態が当該カバード・ボンドに付与された個別格付に対応した信用リスク区分の示す信用状態よりも高いリスクを有すると評価されるときは、当該個別格付に対応する信用リスク区分よりも一段階以上下位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを用いるものとする。ただし、当該個別格付に対応する信用リスク区分よりも上位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトは、用いないものとする。

6 第一項及び前三項の「カバード・ボンド」とは、次に掲げる要件の全てを満たす債券をいう。

一 法令（外国の法令を含む。）に基づき、その保有者を保護するために中央政府、中央銀行等又は中央政府以外の公共部門の監督に服していること。

二 法令（外国の法令を含む。）に基づき、その発行代り金を次に掲げる要件の全てを満たす資産に投資することが求められるものであること。

イ 当該債券が有効に存在している間、これに付随する請求権を補填することが可能であること。

ロ 当該債券の発行者に債務不履行が生じた場合には、当該債券の元本及び利息を優先的に返済するために用いることが可能であること。

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第三十五条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、第三十四条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てに該当する第一種金融商品取引業者及び経営管理会社に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、第三十四条の規定によることができる。

- 一 外国の法令に準拠して設立され、かつ、本邦以外の国又は地域において同種類の業務を行う者であること。
- 二 設立された国又は地域の金融当局の定めるところにより自己資本比率規制金融機関に準ずる者と認められた者であること。

(保険会社向けエクスポージャー)

第三十五条の二 保険会社又は保険持株会社に対するエクスポージャー（第三十七条第一項において「保険会社向けエクスポージャー」という。）のリスク・ウェイトは、第三十四条の規定に従うものとする。

2 次に掲げる要件の全てに該当する保険会社に準ずる外国の者及び保険持株会社に準ずる外国の者に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、第三十四条の規定によることができる。

- 一 外国の法令に準拠して設立され、かつ、本邦以外の国又は地域において同種類の業務を行う者であること。
- 二 設立された国又は地域の金融当局の定めるところにより自己資本比率規制金融機関に準ずる者と認められた者であること。

(法人等向けエクスポージャー)

第三十六条 法人等向けエクスポージャー（法人等（会社、組合、信託、基金、事業者たる個人その他これらに準ずる事業体をいい、外国におけるこれらに相当するものを含み、第二十七条から前条までに規定するものを除く。第四項、次条第四項第六号及び第四十九条第三項第一号において同じ。）に対するエクスポージャーをいう。以下同じ。）に格付がある場合のリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、

次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	4—1	4—2	4—3	4—4	4—5
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十	七十五	百	百五十

- 2 前項において、標準的手法を採用する信用協同組合等によるデュー・ディリジェンス分析の結果、債務者の信用状態が格付に対応する信用リスク区分の示す信用状態よりも高いリスクを有すると評価されるときは、当該格付に対応する信用リスク区分よりも一段階以上下位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを用いるものとする。ただし、当該格付に対応する信用リスク区分よりも上位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトは、用いないものとする。
- 3 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合には、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、その債務者が中堅中小企業等に該当する場合には、八十五パーセントとすることができる。
- 4 前項の「中堅中小企業等」とは、法人等のうち、当該法人等の売上高（連結財務諸表を作成している場合及び標準的手法を採用する信用協同組合等が同一のグループに属するものとして管理している場合にあつては、連結の売上高。以下この項において同じ。）が五十億円未満のものをいう。ただし、当該法人等が卸売業を営む場合その他の当該法人等の事業規模を判断するに当たって当該法人等の売上高を用いることが適切でない場合には、総資産が五十億円未満のものをこれに含めることができる。

(特定貸付債権向けエクスポージャー)

第三十六条の二 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業に対する法人等向けエクスポージャー（以下この条及び次条第一項において「特定貸付債権向けエクスポージャー」という。）のリスク・ウェイトは、当該特定貸付債権向けエクスポージャーに対して付与された個別格付に対応する信用リスク区分に応じ、前条第一項の表の左欄に定めるものとする。この場合において、当該特定貸付債権向けエクスポージャーの債務者に債務者信用力格付があるときは、当該債務者信用力格付をリスク・ウェイトの判定に用いないものとする。

- 一 発電プラント、化学プラント、鉱山事業、交通インフラ、環境インフラ、通信インフラその他の特定の事業に対する信用供与のうち、利払い及び返済の原資を主として当該事業からの収益に限定し、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が

当該事業の有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているもの（第三項第三号及び第四号並びに第四項において「プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャー」という。）

二 船舶、航空機、衛星、鉄道、車両その他の有形資産の取得のための信用供与のうち、利払い及び返済の原資を主として当該有形資産からの収益に限定し、かつ、当該有形資産を担保の目的とするものであって、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているもの（第三項第一号において「オブジェクト・ファイナンス向けエクスポージャー」という。）

三 原油、金属、穀物その他の商品取引所の上場商品の支払準備金、在庫又は売掛債権の資金調達のための短期の信用供与のうち、利払い及び返済の原資を主として当該上場商品の売却代金に限定し、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該上場商品及び当該上場商品からの収益について相当程度の支配権を有しているもの（第三項第二号において「コモディティ・ファイナンス向けエクスポージャー」という。）

2 特定貸付債権向けエクスポージャーに係るデュー・ディリジェンス分析の結果、当該特定貸付債権向けエクスポージャーに係る事業の信用状態が個別格付に対応する信用リスク区分の示す信用状態よりも高いリスクを有すると評価されるときは、当該個別格付に対応する信用リスク区分よりも一段階以上下位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを用いるものとする。ただし、当該個別格付に対応する信用リスク区分よりも上位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトは、用いないものとする。

3 特定貸付債権向けエクスポージャーが無格付である場合には、次の各号に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 オブジェクト・ファイナンス向けエクスポージャー 百パーセント

二 コモディティ・ファイナンス向けエクスポージャー 百パーセント

三 運用段階前のプロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャー 百三十パーセント

四 運用段階のプロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャー 百パーセント

4 前項第四号の規定にかかわらず、標準的手法を採用する信用協同組合等は、運用段階のプロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーのうち、次に掲げる要件の全てを

満たすもののリスク・ウェイトを八十パーセントとすることができる。

- 一 当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーの債務者が、その負担している金銭債務を返済計画に従って履行する能力を有していること。
- 二 当該標準的手法を採用する信用協同組合等が、前号に規定する能力について景気循環や事業環境の変化の影響を受けにくいと判断していること。
- 三 当該標準的手法を採用する信用協同組合等の不利益となる行為を債務者が行うことが制限されていること。
- 四 当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る事業における偶発的な支出への対応及び運転資本要件の充足のため、十分な財務上の措置が行われていること。
- 五 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - イ 次に掲げる要件の全てを満たす契約がオフテイカー（当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る事業の目的たる物及びサービス等の購入者をいう。以下この項において同じ。）と締結されていること。
 - （１） 当該事業に用いられる施設等の建設が完了している場合において、当該事業の運営に要する運営費、修繕費、債務の弁済に係る費用及び配当金に充てる安定的かつ十分な額がオフテイカーから支払われること。
 - （２） 当該事業に用いられる施設等があらかじめ定められた性能を欠く場合又は当該施設等の利用が行えない場合を除き、支払額が当該事業の目的たる物及びサービス等の需要に影響されず、減額されないこと。
 - ロ 当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る事業の収入が、当該事業の実行される法域における公正報酬率規制（当該法域における規制当局が当該事業につき適正と判断する利益率等を定める規制をいう。）に従うものであること。
 - ハ 当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る事業の収入について、オフテイカーとテイク・オア・ペイ契約（事業の目的たる物及びサービス等の受領の有無にかかわらず、定められた条件に基づき一定額を対価として債務者に支払う旨を約する契約をいう。）が締結されていること。
- 六 当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る利払い及び返済の原資を主として信用力の高いオフテイカー（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリテ

イ、国際開発銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、我が国の政府関係機関、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門並びに法人等（前条の規定により八十パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に該当するオフテイカーをいう。第八号において同じ。）からの収入に依存していること。

七 当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る信用供与に関する契約に、債務不履行事由が生じた場合における実効性のある債権者の保護に関する規定が設けられていること。

八 信用力の高いオフテイカーが当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る事業に関わる契約を解除する場合において、当該信用力の高いオフテイカーが当該事業に損失を生じさせないための必要な措置を講ずることが予定されていること。

九 当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る事業の運営に必要なとなる資産及び当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーの債務者の有する契約上の権利が、当該事業に適用される法令（外国の法令を含む。）の規定に基づき認められる範囲において担保に供されていること。

十 債務不履行事由が生じた場合に、債権者（当該標準的手法を採用する信用協同組合等を含む。）が当該プロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャーに係る事業に対する支配権を取得できること。

5 第三項第三号及び第四号並びに前項の「運用段階」とは、プロジェクトを運営する事業体が、次に掲げる要件の全てを満たす段階をいう。

一 契約上の残存債務を負うのに十分な正のネット・キャッシュ・フローを有していること。

二 長期債務が減少していること。

（短期格付による例外）

第三十七条 金融機関向けエクスポージャー、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー、保険会社向けエクスポージャー又は法人等向けエクスポージャー（特定貸付債権向けエクスポージャーを含む。）に対して短期格付が付与されている場合には、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、これらのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該短期格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする

信用リスク区分	5—1	5—2	5—3	5—4
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十	百	百五十

- 2 前項の規定により五十パーセント又は百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの債務者に対して標準的手法を採用する信用協同組合等が短期かつ無格付のエクスポージャーを有する場合、当該短期かつ無格付のエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントを下回らないものとする。
- 3 標準的手法を採用する信用協同組合等は、第一項の規定により百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの債務者について、他の無格付のエクスポージャーについても百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。
- 4 第一項の規定が適用される金融機関向けエクスポージャー（第三十四条の規定による第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーを含む。以下この項において同じ。）の債務者に対して標準的手法を採用する信用協同組合等が当該金融機関向けエクスポージャー以外の短期エクスポージャー（短期格付が付与されておらず、かつ、同条第二項第二号に該当するものをいう。）を有する場合には、当該短期エクスポージャーのリスク・ウェイトは、同条第一項又は第二項及び第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、同条第一項及び第四項の規定により三十パーセント、五十パーセント又は百パーセントと判定されたリスク・ウェイトを当該短期エクスポージャーに適用する場合は、この限りでない。
- 一 当該金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイトが、第三十四条第一項又は第二項及び第四項の規定による当該短期エクスポージャーのリスク・ウェイトを上回る場合 当該金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイト
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 第三十四条第一項又は第二項及び第四項の規定により判定されたリスク・ウェイト

(適格中堅中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー)

第三十八条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、中堅中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであり、かつ、次に掲げる要件の全てを満たすもの（第三項及び第四十二条第二項において「適格中堅中小企業等向けエクスポージャー又

は適格個人向けエクスポージャー」という。) のリスク・ウェイトは、七十五パーセントとすることができる。ただし、債券及び第四節に定めるところにより与信相当額の算出を行うものについては、この限りでない。

一 一の債務者（中堅中小企業等（第三十六条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。次項において同じ。）及び個人に限る。次号及び同項において同じ。）に対するエクスポージャー（次に掲げるものを除く。）の額（次節に規定するオフ・バランス取引の与信相当額を含み、かつ、第四節に定めるところにより算出した与信相当額を含まないものであって、第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。同号において同じ。）を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、一億円以下であること。

イ 債券に対するエクスポージャー

ロ 次条から第四十条の二まで、第四十一条の二及び第四十七条に規定するエクスポージャー（第四十一条の二に規定するエクスポージャーにあつては、居住用不動産を担保に設定しているものに限る。）

二 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、前号に掲げる要件を満たすエクスポージャーの額（第四十二条に規定するエクスポージャーの額を除く。）を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。

2 前項各号において、標準的手法を採用する信用協同組合等が複数の中堅中小企業等又は個人に対する信用の供与に際し、当該複数の中堅中小企業等又は個人の間に関接不可分な関係があると判断していた場合には、それらを一体として一の債務者とみなす。

3 適格中堅中小企業等向けエクスポージャー又は適格個人向けエクスポージャーのうち、次の各号に掲げるエクスポージャーの区分に応じ当該各号に定める要件を満たすもののリスク・ウェイトは、四十五パーセントとすることができる。

一 クレジット・カードの利用に係るエクスポージャー（当該クレジット・カードを提示して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることにより発生する債務に係るエクスポージャーに限る。） 過去十二月にわたり、遅滞なく、定められた時期に返済が履行されていること。

二 前号に該当しないエクスポージャーであり、かつ、リボルビング型エクスポージャーに該当するもののうち、第四十九条第一項の表の第三号に規定するコミットメント

以外のエクスポージャー 過去十二月にわたり債務の残高が零であること。

- 4 第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たさない個人向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

(自己居住用不動産等向けエクスポージャー)

第三十九条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅の取得等に係るエクスポージャー（以下「自己居住用不動産等向けエクスポージャー」という。）であって、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該自己居住用不動産等向けエクスポージャーのLTV比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

LTV比率	五十以下	五十超 六十以下	六十超 八十以下	八十超 九十以下	九十超 百以下	百超
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	二十五	三十	四十	五十	七十

一 次に掲げる要件の全てを満たす住宅ローン

- イ 個人向けの貸付けであること。
- ロ 抵当権が設定されている住宅が、債務者による自己居住目的（別荘その他これに類するものを除く。）であること。
- ハ 資金使途が住宅の建設、取得、増改築その他の住宅関連費用に限定されていること。

二 次に掲げる要件の全てを満たすエクスポージャー

- イ 個人向けの貸付けであること。
- ロ 資金使途が住宅の建設、取得、増改築その他の住宅関連費用に限定されており、当該住宅に抵当権が設定されていること。
- ハ 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - (1) 賃貸に供する目的でないこと。
 - (2) 賃貸に供する目的である場合には、返済が専ら資金使途の目的である住宅からの賃料その他の収入に依存していないこと。

ニ 一の債務者に対するエクスポージャーの額（第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものであり、かつ、資金使途が住宅の建設、取得、増改築その他の住宅関連費用に限定されているもの（返済が専ら当該住宅からの賃料その他の収

- 入に依存しているものを除く。)とする。)が一億円以下であること。
- 2 自己居住用不動産等向けエクスポージャーが適格性の要件を満たさない場合のリスク・ウェイトは、七十五パーセントとする。
 - 3 前二項の「適格性の要件」とは、次に掲げる要件をいう。
 - 一 抵当権が設定された物件の建設が完了していること。ただし、第一項第一号に該当する自己居住用不動産等向けエクスポージャーについては、この限りでない。
 - 二 抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位以下である場合において、LTV比率が百以下であるときは、この限りでない。
 - 三 債務者の返済能力が、適切な審査基準（債務者の返済能力を評価するために、当該返済能力を測定するための指標が定義されており、かつ、当該返済能力を評価するための当該指標の水準が定められているものをいう。第四十条第三項第三号において同じ。）に基づいて適当であると評価されていること。
 - 四 信用供与の担保に付されている物件の価値の評価が、次に掲げる要件の全てを満たしていること。
 - イ 健全かつ保守的な算定基準が設けられていること。
 - ロ 信用供与に関する一連の手続から独立していること。
 - ハ 債務者の返済能力又は業績に大きく依存するものでないこと。
 - ニ 将来において生ずることが見込まれる物件の価値の上昇が反映されていないこと。
 - ホ 現在の物件の価値が、信用供与の期間にわたり継続することが見込まれる物件の価値に比して過大に評価されている可能性がある場合には、適切な調整が行われていること。
 - ヘ 物件の市場価値を取得できる場合には、当該市場価値を上回るものでないこと。
 - 5 信用供与の期間にわたり継続的に信用リスクの監視を行うために必要な情報（第三号に規定する債務者の返済能力及び前号に規定する物件の価値の評価に関する情報を含む。）に関する文書が適切に作成されていること。
 - 4 第一項及び前項の「LTV比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。
 - 一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額（第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。以下この条から第四十一条の五までにおいて同じ。）。ただし、抵当権が第二順位以下である場合

には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権設定者（標準的手法を採用する信用協同組合等自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

イ 固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかな場合

ロ 増改築により物件価値が上昇する場合

5 第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち、当該自己居住用不動産等向けエクスポージャーに対する標準的手法を採用する信用協同組合等の抵当権が第二順位以下であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するLTV比率が五十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。

（自己居住用不動産等向けエクスポージャーの例外）

第三十九条の二 標準的手法を採用する信用協同組合等は、適格性の要件の全てを満たす自己居住用不動産等向けエクスポージャーに対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、内部格付手法を採用する信用協同組合等が第十条第三項及び第十八条第三項に規定する標準的な手法により算出した所要自己資本の額を算出する場合は、この限りでない。

一 当該自己居住用不動産等向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている場合 三十五パーセント

二 当該自己居住用不動産等向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されていない場合 七十五パーセント

2 前項の規定を適用する場合において、自己居住用不動産等向けエクスポージャーが適格性の要件を満たさない場合のリスク・ウェイトは、七十五パーセントとする。

3 前条第三項の規定は、標準的手法を採用する信用協同組合等が前二項の規定により自己居住用不動産等向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第三十九条の二第一項及び第二項」と、同項第二号中「LTV比率が百以下である」とあるのは「当該自己

居住用不動産等向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている」と読み替えるものとする。

(賃貸用不動産向けエクスポージャー)

第四十条 第三十六条及び第三十八条の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす住宅の取得等に係るエクスポージャー（以下「賃貸用不動産向けエクスポージャー」という。）であって、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該賃貸用不動産向けエクスポージャーのLTV比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

LTV比率	五十以下	五十超 六十以下	六十超 八十以下	八十超 九十以下	九十超 百以下	百超
リスク・ウェイト (パーセント)	三十	三十五	四十五	六十	七十五	百五

一 抵当権が設定されている住宅が、賃貸に供する目的であり、かつ、資金使途が当該住宅の建設、取得、増改築その他の住宅関連費用に限定されていること。

二 次のいずれにも該当しないこと。

イ 住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者に対するエクスポージャー

ロ 資金使途が社宅等の建設、取得又は増改築であるエクスポージャー

三 返済が専ら当該住宅からの賃料その他の収入に依存していること（返済が専ら当該住宅からの賃料その他の収入に依存していないことを標準的手法を採用する信用協同組合等が説明することができない場合を含む。）。

2 賃貸用不動産向けエクスポージャーが適格性の要件を満たさない場合のリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

3 前二項の「適格性の要件」とは、次に掲げる要件をいう。

一 抵当権が設定された物件の建設が完了していること。

二 抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位以下である場合において、LTV比率が百以下であるときは、この限りでない。

三 債務者の返済能力が、適切な審査基準に基づいて適当であると評価されていること。

四 信用供与の担保に付されている物件の価値の評価が、第三十九条第三項第四号イか

らへまでに掲げる要件の全てを満たしていること。

五 信用供与の期間にわたり継続的に信用リスクの監視を行うために必要な情報（第三号に規定する債務者の返済能力及び前号に規定する物件の価値の評価に関する情報を含む。）に関する文書が適切に作成されていること。

4 第一項及び前項の「LTV比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権設定者（標準的手法を採用する信用協同組合自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

イ 固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかな場合

ロ 増改築により物件価値が上昇する場合

5 第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす貸貸用不動産向けエクスポージャーのうち、当該貸貸用不動産向けエクスポージャーに対する標準的手法を採用する信用協同組合等の抵当権が第二順位以下であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するLTV比率が五十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。

（貸貸用不動産向けエクスポージャーの例外）

第四十条の二 標準的手法を採用する信用協同組合等は、適格性の要件の全てを満たす貸貸用不動産向けエクスポージャーに対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、内部格付手法を採用する信用協同組合等が第十条第三項及び第十八条第三項に規定する標準的な手法により算出した所要自己資本の額を算出する場合は、この限りでない。

一 当該貸貸用不動産向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている場合
六十パーセント

二 当該賃貸用不動産向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されていない場合 百五パーセント

2 前項の規定を適用する場合において、賃貸用不動産向けエクスポージャーが適格性の要件を満たさない場合のリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

3 前条第三項の規定は、標準的手法を採用する信用協同組合等が前二項の規定により賃貸用不動産向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第四十条の二第一項及び第二項」と、同項第二号中「LTV比率が百以下である」とあるのは「当該賃貸用不動産向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている」と読み替えるものとする。

(事業用不動産関連エクスポージャー)

第四十一条 第三十四条及び第三十五条から第三十八条までの規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす不動産の建設、取得、増改築その他の不動産関連費用又は運用を目的とした事業向けのエクスポージャー（以下「事業用不動産関連エクスポージャー」という。）であって、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該事業用不動産関連エクスポージャーのLTV比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

LTV比率	六十以下	六十超八十以下	八十超
リスク・ウェイト (パーセント)	七十	九十	百十

一 信用供与の目的とする不動産に抵当権その他の担保権が設定されていること。

二 返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存していること（返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存していないことを標準的手法を採用する信用協同組合等が説明することができない場合を含む。）。

2 事業用不動産関連エクスポージャーが適格性の要件を満たさない場合のリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

3 第四十条第三項の規定は、標準的手法を採用する信用協同組合等が前二項の規定により事業用不動産関連エクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第四十一条第一項及び第二項」と、同項第一号中「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と、同項第

二号中「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と、「百」とあるのは「八十」と読み替えるものとする。

4 第一項及び前項において準用する第四十条第三項の「LTV比率」とは、第一号に定める額を二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権その他の担保権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権その他の担保権の設定者（標準的手法を採用する信用協同組合等自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項において準用する第四十条第三項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

イ 固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかな場合

ロ 増改築により物件価値が上昇する場合

5 第三項において準用する第四十条第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす事業用不動産関連エクスポージャーのうち、当該事業用不動産関連エクスポージャーに対する標準的手法を採用する信用協同組合等の抵当権その他の担保権が第二順位以下であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するLTV比率が六十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。

（その他不動産関連エクスポージャー）

第四十一条の二 第三十四条及び第三十五条から第三十八条までの規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす不動産の建設、取得、増改築その他の不動産関連費用又は運用を目的とするエクスポージャーであって、適格性の要件の全てを満たすもの（次項において「その他不動産関連エクスポージャー」という。）のリスク・ウェイトは、六十パーセントとすることができる。

一 自己居住用不動産等向けエクスポージャー、賃貸用不動産向けエクスポージャー又は事業用不動産関連エクスポージャーでないこと。

二 信用供与の目的とする不動産に抵当権その他の担保権が設定されていること。

三 LTV比率が六十以下であること。

2 第四十条第三項（第二号を除く。）の規定は、標準的手法を採用する信用協同組合等が前項の規定によりその他不動産関連エクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第四十一条の二第一項」と、同項第一号中「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号の「LTV比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権その他の担保権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権その他の担保権の設定者（標準的手法を採用する信用協同組合等自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項において準用する第四十条第三項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

イ 固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかな場合

ロ 増改築により物件価値が上昇する場合

（ADC向けエクスポージャー）

第四十一条の三 第三十六条、第三十六条の二及び第四十一条の規定にかかわらず、法人等向けエクスポージャーのうち、土地の取得、開発及び建物の建築のための信用供与であって、信用供与の実行日において当該信用供与の返済原資が当該不動産の不確実な売却又は相当程度不確実なキャッシュ・フローに基づいているもの（当該不動産の所在地における同様の不動産の使用割合に満たない場合を含む。次条において「ADC向けエクスポージャー」という。）のリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。ただし、計画の承認が得られていない又は計画の承認の申請を行う予定がない林地及び立木並びに農地の取得のための信用供与である場合は、この限りでない。

（ADC向けエクスポージャーの例外）

第四十一条の四 前条の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たすADC向けエクスポージャーであって、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、百パーセントとすることができる。

- 一 信用供与の目的とする不動産が居住の用に供する目的の不動産であること。
- 二 信用供与の目的とする不動産について、法的に有効な事前の販売契約又は賃貸契約が締結されていること。
- 三 信用供与の目的とする不動産に係る事前の販売契約又は賃貸契約に基づく払込額が契約金の総額の大半に達していること。
- 四 前号の払込額について、契約が解除された場合において返金を要しないこと。

2 第四十条第三項（第一号及び第二号ただし書を除く。）の規定は、標準的手法を採用する信用協同組合等が前項の規定によりADC向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第四十一条の四第一項」と読み替えるものとする。

（LTV比率算出の特例）

第四十一条の五 第三十九条第四項及び第四十条第四項の規定にかかわらず、標準的手法を採用する信用協同組合等は、第三十九条第一項、第三項及び第五項並びに第四十条第一項、第三項及び第五項のLTV比率に代えて、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値を用いることができる。ただし、内部格付手法を採用する信用協同組合等が第十条第三項及び第十八条第三項に規定する標準的な手法により算出した所要自己資本の額を算出する場合は、この限りでない。

- 一 第三十九条第一項又は第四十条第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権設定者（標準的手法を採用する信用協同組合等自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。
 - 二 担保に付された物件の価値を第三十九条第三項第四号又は第四十条第三項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。
- イ 固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかな場合

ロ 増改築により物件価値が上昇する場合

2 第四十一条第四項及び第四十一条の二第三項の規定にかかわらず、標準的手法を採用する信用協同組合等は、第四十一条第一項、同条第三項において準用する第四十条第三項及び第四十一条第五項並びに第四十一条の二第一項第三号のLTV比率に代えて、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値を用いることができる。ただし、内部格付手法を採用する信用協同組合等が第十条第三項及び第十八条第三項に規定する標準的な手法により算出した所要自己資本の額を算出する場合は、この限りでない。

一 第四十一条第一項又は第四十一条の二第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権その他の担保権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権その他の担保権の設定者（標準的手法を採用する信用協同組合等自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 担保に付された物件の価値を第四十条第三項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

イ 固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかな場合

ロ 増改築により物件価値が上昇する場合

（劣後債権その他資本性証券のエクスポージャー）

第四十一条の六 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、次条から第四十七条の四の二までの規定のいずれにも該当しないエクスポージャーであって、劣後債権その他資本性証券に係るもののリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

（延滞エクスポージャー）

第四十二条 第二十七条から前条まで（第三十九条を除く。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由が生じたエクスポージャー（次項、第四項及び次条第一項において「延滞エクスポージャー」という。）のうち、適格金融資産担保によって信用リスクが削減されていない部分、保証を用いている場合の被保証でない部分及びクレジット・デリ

バティブを用いている場合のプロテクションが提供されていない部分に適用するリスク・ウェイトは、当該延滞エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額（個別貸倒引当金の額及び部分直接償却の額の合計額をいう。）の割合の区分に応じ、次の表の下欄に定めるものとする。

当該延滞エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額（個別貸倒引当金の額及び部分直接償却の額の合計額をいう。）の割合	リスク・ウェイト (パーセント)
二十パーセント未満	百五十
二十パーセント以上五十パーセント未満	百
五十パーセント以上	五十

- 一 標準的手法を採用する信用協同組合等が、債務者に対するエクスポージャーを金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号。以下「金融再生法施行規則」という。）第四条第二項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第三項に規定する危険債権又は同条第四項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由が生ずること。
 - 二 標準的手法を採用する信用協同組合等が、当該債務者に対するエクスポージャーについて、重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 三 当該債務者に対する当座貸越については、約定の限度額（設定されていない場合は零とみなす。）を超過した日又は現時点の貸越額より低い限度額を通知した日の翌日を起算日として三月以上当該限度額を超過すること。
- 2 一のエクスポージャーについて前項各号に掲げる事由が生じた場合は、当該エクスポージャーの債務者に対する他のエクスポージャーについても延滞エクスポージャーとする。ただし、適格中堅中小企業等向けエクスポージャー又は適格個人向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー（第三十八条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）については、この限りでない。
 - 3 延滞エクスポージャーについて第一項各号に掲げる事由が解消されたと認められる場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、そのエクスポージャーを延滞エクスポージャーとして取り扱わないものとする。
 - 4 前項のエクスポージャーについて再度第一項各号に掲げる事由が生じた場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、当該エクスポージャーを延滞エクスポージャーとして取り扱うものとする。

- 5 第一項において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る判定の基準として、三月以上に代えて九十日超を用いることができる。

(自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャー)

第四十三条 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに該当するエクスポージャーが延滞エクスポージャーである場合には、第三十九条、第三十九条の二及び前条の規定にかかわらず、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

- 2 前条第三項から第五項までの規定は、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーの判定について準用する。この場合において、前条第三項及び第四項中「第一項各号」とあるのは「第四十二条第一項各号」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

(取立未済手形)

第四十四条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、取立未済手形のリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー)

第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十五号りに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であって国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。
- 3 前二項に規定する保証については、第九十八条及び第百三条の規定は適用しないものとする。

(株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャー)

第四十六条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる者により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構
- 二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

2 前項に規定する保証については、第九十八条及び第百三条の規定は適用しないものとする。

(株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー)

第四十七条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）のリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる投資の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 投機的な非上場株式に対する投資 四百パーセント
- 二 前号に掲げる投資以外の投資 二百五十パーセント

2 前項の「株式と同等の性質を有するもの」とは、次に掲げるものをいう。

一 次に掲げる性質の全てを有するもの

- イ 償還されないこと。
- ロ 発行体の債務を構成するものでないこと。
- ハ 発行体に対する残余財産分配請求権又は剰余金配当請求権を付与するものであること。

二 金融機関のコア資本に係る基礎項目の額（第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいう。）又はTier 1 資本の額（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条第二号又は同告示第十四条第二号の算式におけるTier 1 資本の額をいう。）に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

三 発行体の債務を構成する金融商品であって、次に掲げる性質のいずれかを有するもの

- イ 発行体が当該債務の支払を無期限に繰り延べることができること。
- ロ 発行体による一定数の前二号に掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされていること、又は発行体が一定数の前二号に掲げる金融商品の発行により債務の支払に充当することができること。

ハ 発行体による不特定数の前二号に掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされており、かつ、他の条件が同じ場合は債務額の変動が一定数の前二号に掲げる金融商品の額に連動するものであること、又は発行体の裁量でその支払方法を選択できること。

ニ 当該金融商品の保有者が前二号に掲げる金融商品による弁済を要求する選択権を有すること。ただし、当該金融商品が債務と同様の性質を有するものとして取引されている場合又は債務として扱うことが適当であると認められる場合を除く。

四 返済額が株式からの収益に連動する債務、株式の保有と同様の経済的効果をもたらす意図の下に組成された債務、有価証券、派生商品取引その他の金融商品

3 第一項第一号の「投機的な非上場株式に対する投資」とは、次に掲げる非上場株式投資のいずれかをいう。ただし、当該非上場株式投資が長期的な関係の構築に資する場合又は企業再生を目的とするものである場合は、この限りでない。

一 短期的な売買により譲渡益を取得することを期待する非上場株式投資

二 金融市場における相場その他の指標に係る価格変動を伴い、かつ、長期的にトレンド以上の多額の譲渡益又は利益を取得することを想定する非上場株式投資

(重要な出資のエクスポージャー)

第四十七条の二 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。）を算出する場合にあつては第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率（第十一条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。）を算出する場合にあつては第十四条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（前条第一項に規定する株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーをいう。）（次項及び第百五十四条の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二条の算式における自己資本の額（この条及び第百五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十一条の算式における自己資本の額（この条及び第百五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十

五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の二第一項において同じ。)を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

- 2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二条の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十一条の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の二第二項において同じ。)を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

(他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー)

第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する信用協同組合等にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいう。以下この条、第四十七条の四の二、第百五十四条の三及び第百五十四条の四の二において同じ。）の対象資本等調達手段（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第四項に規定する対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三項に規定する対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。以下この条及び第百五十四条の三において同じ。）のうち、対象普通出資等（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。以下この条及び第百五十四条の三において同じ。）及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセント（第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては、四百パーセント）とする。

- 2 標準的手法を採用する信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち信用協同組合連合会の対象普通出資等であつて第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェ

イトについては、当該エクスポージャーの額の合計額のうち連合会向け出資に係る十パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の三第二項において同じ。）に相当する部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとし、それ以外の部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

- 3 標準的手法を採用する信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち信用協同組合の対象普通出資等であつて第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第四十七条の四 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、特定項目（第五条第八項第一号又は第十四条第七項第一号に規定する特定項目をいう。第百五十四条の四において同じ。）のうち第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）

第四十七条の四の二 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段（特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この項において「発行者」という。）が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部TLAC調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合を、信用協同組合等が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乘じて得られた額に係る部分に限る。次項及び第百五十四条の四の二において同じ。）に関するエクスポージャーのリスク・ウェイト

トは、二百五十パーセントとする。

- 2 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

(リスク・ウェイトのみなし計算)

第四十七条の五 標準的手法を採用する信用協同組合等は、保有するエクスポージャー（出資の性質を有するものに限る。以下この条、第二百二十四条第八項及び第四百二十二条において「保有エクスポージャー」という。）のリスク・ウェイトを直接に判定することができないときには、当該リスク・ウェイトをこの条に規定するところにより算出するものとする。

- 2 標準的手法を採用する信用協同組合等は、保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下この条、第二百二十四条第七項及び第四百二十二条において「裏付けとなる資産等」という。）のエクスポージャーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを満たすときには、当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する会社、組合その他これらに準ずる事業体（以下この条及び第四百二十二条において「事業体」と総称する。）の総資産の額で除して得た割合を、当該保有エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いるものとする。

一 当該標準的手法を採用する信用協同組合等により十分かつ頻繁に取得されていること。

二 独立した第三者により検証されていること。

- 3 前項の場合において、標準的手法を採用する信用協同組合等が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法を採用する信用協同組合等を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合においては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

- 4 標準的手法を採用する信用協同組合等は、第二項の場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出しようとしたにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されているときには、当該エクスポージャーについて当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを用いることができる。
- 5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法を採用する信用協同組合等とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。
- 6 標準的手法を採用する信用協同組合等は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができないときであつて、裏付けとなる資産等の運用に関する基準（以下この条及び第四十二条において「資産運用基準」という。）が明示されているときには、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いることができる。
- 7 前項の場合において、標準的手法を採用する信用協同組合等が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法を採用する信用協同組合等を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十九条第一項の規定を

準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

8 標準的手法を採用する信用協同組合等が、第二項又は第六項の規定により保有エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出するときには、次の各号に掲げるリスク・ウェイトに当該各号に定める値を乗じる調整を行ってリスク・ウェイトを算出するものとする。ただし、当該調整の結果として得られるリスク・ウェイトが千二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセントとする。

- 一 第二項のリスク・ウェイト 事業体の総資産の額を純資産の額で除して得た値
- 二 第六項のリスク・ウェイト 前号に定める値であつて、資産運用基準において許容される最大のもの

9 標準的手法を採用する信用協同組合等は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項の適用を受けることができないときであつて、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号に定める比率を当該リスク・ウェイトとして用いることができる。

- 一 二百五十パーセント以下 二百五十パーセント
- 二 二百五十パーセントを超え四百パーセント以下 四百パーセント

10 標準的手法を採用する信用協同組合等は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項及び前項の適用を受けることができないときには、保有エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを用いるものとする。

(右記以外のエクスポージャー)

第四十八条 第二十六条から前条までの規定に該当しないエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

(通貨ミスマッチのあるエクスポージャー)

第四十八条の二 第三十八条から第四十条の二までの規定にかかわらず、貸出金の通貨と債務者の収入の通貨が異なる個人向けエクスポージャー（第三十八条第一項各号に掲げる要件の全てを満たすもの及び同条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）、自己居住用不動産等向けエクスポージャー又は賃貸用不動産向けエクスポージャー（個人向けのものに限る。）であって、その為替リスクの九割以上がヘッジされていないもののリスク・ウェイトは、第三十八条から第四十条の二までに規定するリスク・ウェイトに一・五を乗じて得た値とする。ただし、当該値が百五十パーセントを超えるときは、百五十パーセントとする。

第三節 オフ・バランス取引

（オフ・バランス取引の与信相当額）

第四十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合には、当該オフ・バランス取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該オフ・バランス取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

掛目 (パーセント)	オフ・バランス取引の種類	備考
十	一 任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント（第五号に該当するものを除く。以下この条において同じ。）又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント	
二十	二 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務	短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務とは、契約期限までの満期が一年未満である船荷により担保された商業信用状の発行又は確認によるものをいい、信用協同組合等が発行及び確認

		したものに適用する。
四十	三 コミットメント（第一号に規定するコミットメントを除く。）	
五十	<p>四 特定の取引に係る偶発債務（第二号に該当するものを除く。）</p> <p>五 NIF（Note Issuance Facilities）又はRUF（Revolving Underwriting Facilities）</p>	<p>特定の取引に係る偶発債務とは、契約履行保証（保証には当該保証を行うために行うスタンバイ信用状の発行を含む。） 、入札保証、品質保証等をいう。</p> <p>NIF又はRUFとは、一定期間一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で消化できない場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り又は金銭の貸付け等を行うことを約する取引をいう。</p>
百	<p>六 信用供与に直接的に代替する偶発債務</p> <p>七 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供（SA—CCRを用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出し、又は期待エクスポージャー方</p>	<p>信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補填信託契約等をいう。</p>

	<p>式（第五十二条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて派生商品取引、長期決済期間取引若しくはレポ形式の取引若しくは信用取引その他これに類する海外の取引に係る与信相当額を算出する場合において、これらの取引における担保の提供で与信相当額が算出されるものを除く。）又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入</p> <p>八 前各号のいずれにも該当しない信用供与に代替するオフ・バランス取引</p>	
--	---	--

(注1) 将来においてオフ・バランス取引を実行する約束を行っている場合であって、適用可能な複数の掛目があるときは、当該複数の掛目のうち最も低いものを適用するものとする。

(注2) 標準的手法を採用する信用協同組合等が顧客と第三者との間のレポ形式の取引において、当該顧客に対して第三者の債務の履行を保証する場合、当該取引は当該標準的手法を採用する信用協同組合等が行ったものとみなし、第七号又は第八号に従って取り扱うものとする。

2 標準的手法を採用する信用協同組合等が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

掛目 (パーセント)	オフ・バランス取引の種類	備考
百	一 買戻条件付又は求償権付の資産売却 (当該資産の貸借対照表への計上が継続される場合を除く。)	買戻条件付の資産売却とは、金銭債権、証券又は固定資産等の売却のうち、一定期間後又は一定の条件が発生した場合には

		<p>売却した資産を買い戻すという特約の付されたものをいう。以下同じ。</p> <p>求償権付の資産売却とは、金銭債権、証券又は固定資産等の売却のうち、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき、売却を行った標準的手法を採用する信用協同組合等が損失の全部又は一部を負担することとなるものをいう（ただし、証券化エクスポージャー及びレポ形式の取引に該当するものを除く。）。以下同じ。</p> <p>先物資産購入とは、将来の一株式の購入又は部分払込債券の購入（定期日において一定の条件により金銭債権又は証券等の購入を行う契約（外国為替関連取引又は金利関連取引に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。</p> <p>先渡預金とは、将来の一定期日において一定の条件により預入を行う契約をいう。以下同じ。</p> <p>部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入とは、株式又は債券の発行時に発行価格又は額面金額の一部が払い込まれ、発行後の一定の時期又は発行者の指定する時期において追加的な払込みの行われる株式又は債券</p>
<p>二 先物資産購入、先渡預金、部分払込</p>	<p>株式の購入又は部分払込債券の購入（当該取引時点において取引対象資産が貸借対照表に計上される場合を除く。）</p>	<p>先物資産購入とは、将来の一株式の購入又は部分払込債券の購入（定期日において一定の条件により金銭債権又は証券等の購入を行う契約（外国為替関連取引又は金利関連取引に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。</p>

の購入をいう。以下同じ。

(注) 第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法を採用する信用協同組合等が損失の一部を負担することとなる場合であって、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額（以下この注において「換算額」という。）の八パーセントに相当する額を下回るときは、当該下回る額を八パーセントで除して得た額を換算額から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たすオフ・バランス取引（同項の表の第一号に掲げるものに限る。）については、その与信相当額を算出することを要しない。

一 取引の相手方が法人等であること。ただし、事業者たる個人が取引の相手方である場合には、当該オフ・バランス取引が事業性のものであるときに限る。

二 取引の契約の締結及び維持に当たって、手数料その他これらに類する経費を受領していないこと。

三 取引の相手方が信用供与枠の引出しをするときは、その都度、当該相手方からの申請が行われること。

四 取引の相手方による信用供与枠の引出しに係る全ての権限を標準的手法を採用する信用協同組合等有していること。

五 取引の相手方による信用供与枠の引出しの承認に当たっては、第三号に規定する申請の都度、当該相手方の信用力の評価を標準的手法を採用する信用協同組合等が行っていること。

第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引

(与信相当額の算出)

第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（次項及び第三項において「派生商品取引」という。）の与信相当額は、次条から第五十二条の六までに定めるところによりSA—CCR又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に掲げる信用協同組合等のいずれにも該当しない場合にあっては、カレント・エクスポージャー方式（第五十三条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて、派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、全ての派生商品取引について、SA—CCRを用いて与信相当額を算出することができない。

- 一 内部モデル方式を採用する信用協同組合等
- 二 第五十二条第一項の承認を受けた信用協同組合等
- 三 SA—CVAを採用する信用協同組合等

3 前項の規定にかかわらず、標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項各号に掲げる信用協同組合等のいずれにも該当しない場合において、直近の算出基準日においてSA—CCRを用いて派生商品取引の与信相当額を算出しているときは、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を金融庁長官に届け出たとき又は第五十二条第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

4 前三項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であって、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

- 一 同時決済取引（有価証券等と資金を同時に決済する取引（レポ形式の取引に係るものを除く。）をいう。以下同じ。） 約定上の決済期日前の取引及び約定上の決済期日の経過後において支払又は引渡しが行われていない営業日数（以下「経過営業日数」という。）が四日以内の取引
- 二 非同時決済取引（有価証券等と資金が同時決済でない取引（レポ形式の取引に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）のうち、取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を反対取引に先立って行うもの 当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行っていない取引

5 標準的手法を採用する信用協同組合等が第五十二条から第五十二条の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取

引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

- 6 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。
- 一 クレジット・デリバティブを当該標準的手法を採用する信用協同組合等の保有するエクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象であるものを除く。）に対する信用リスク削減手法として用いる場合
 - 二 標準的手法を採用する信用協同組合等がクレジット・デリバティブのプロテクション提供者として前条第一項の表の第六号、第一百条、第一百十二条又は第一百十三条の規定を適用する場合
- 7 標準的手法を採用する信用協同組合等は、この節における与信相当額の算出においては、ネットィング・セット（法的に有効な相対ネットィング契約下にある取引にあつては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあつては個別取引をいう。以下同じ。）ごとに算出した与信相当額から財務会計において認識されたCVAの額を控除するものとする。ただし、零を下回る場合は零とする。

(SA—CCR)

第五十一条 標準的手法を採用する信用協同組合等がSA—CCRを用いる場合には、ネットィング・セットごとに、次の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネットィング・セット（法的に有効な相対ネットィング契約下にある取引の集合に限る。）において、複数のマージン・アグリーメント（取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下同じ。）が締結されている場合には、個々の当該マージン・アグリーメントの下にある取引の集合ごとに、与信相当額を算出するものとする。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times (\text{RC} + \text{PFE})$$

RCは、再構築コスト（以下この条において同じ。）

PFEは、将来の潜在的なエクスポージャー額（以下この条において同じ。）

- 2 前項のRCは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出するものとする。
- 一 マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$RC = \max\{V - C, 0\}$$

$$C = C_{collect} \times (1 - Hc_{collect} - Hfx_{collect}) - C_{post} \times (1 + Hc_{post} + Hfx_{post})$$

Vは、ネットティング・セットに含まれる取引の時価の合計額（次号及び第六項において同じ。）

Cは、ヘアカット調整後のネット担保額（次号及び第六項において同じ。）

$C_{collect}$ は、取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

$Hc_{collect}$ は、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率（担保の価格変動リスクを勘案して担保の額を調整するための値をいう。以下この条において同じ。）

$Hfx_{collect}$ は、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

C_{post} は、取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

Hc_{post} は、担保を差し入れる場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

Hfx_{post} は、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

二 マージン・アグリーメントを締結している場合

$$RC = \max\{V - C, TH + MTA - NICA, 0\}$$

THは、信用極度額（取引相手方からの変動証拠金の徴求を要しない額としてあらかじめ定めた額）

MTAは、最低引渡担保額（取引相手方から徴求する変動証拠金の額の最低単位としてあらかじめ定めた額）

NICAは、前号に規定するCと同じ。ただし、変動証拠金は除く。

3 前項のボラティリティ調整率（H）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。

一 マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$H = H_M \times \sqrt{\frac{\text{Min}(N_R, 250) + T_M - 1}{T_M}}$$

$$H_M = H_{10} \times \sqrt{\frac{T_M}{10}}$$

H_{10} は、第六節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率（次号において同じ。）

N_R は、ネットティング・セットに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

T_M は、第七十五条第二項第一号に定める最低保有期間

二 マージン・アグリーメントを締結している場合

$$H = H_{10} \times \sqrt{\frac{MPOR}{10}}$$

$MPOR$ は、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。）

4 前項第二号のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットティング・セットの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。

一 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット

二十営業日

二 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、算出基準日の属する四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セット

二十営業日

三 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る清算取次ぎ等を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるネットティング・セット

五営業日

四 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネットティング・セット（前三号に該当するものを除く。）

十営業日

五 N （二以上の整数とする。）日ごとの値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネットティング・セット $F+N-1$

F は、前四号の規定により定まるリスクのマージン期間

5 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期
の間に、ネットティング・セットについて、担保額調整（エクスポージャーと担保の価格
変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に
係る係争により、前項各号に定めるリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場
合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットティング・セ
ットについては、前項各号に定めるリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間
をリスクのマージン期間とする。

6 第一項のPFEは、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = multiplier \times AddOn^{aggregate}$$

$$multiplier = \min \left\{ 1, 0.05 + (1 - 0.05) \times \exp \left(\frac{V - C}{2 \times (1 - 0.05) \times AddOn^{aggregate}} \right) \right\}$$

$$AddOn^{aggregate} = AddOn^{(IR)} + AddOn^{(FX)} + AddOn^{(Credit)} + AddOn^{(Equity)} \\ + AddOn^{(Com)}$$

AddOn^(IR) は、金利デリバティブに係るアドオン

AddOn^(FX) は、外国為替デリバティブに係るアドオン

AddOn^(Credit) は、信用デリバティブに係るアドオン

AddOn^(Equity) は、エクイティ・デリバティブに係るアドオン

AddOn^(Com) は、コモディティ・デリバティブに係るアドオン

7 前項の規定により第一項のPFEを算出する場合において、ネットティング・セットに含
まれる取引は、次の各号に掲げる当該取引のリスク・ドライバー（当該取引の時価に影
響を及ぼす主な要因をいう。以下この項において同じ。）に応じ、当該各号に定める取
引に割り当てるものとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバーを有する場
合には、当該各号に定める複数の取引に同時に割り当てることができる。

一 金利の変動等 金利デリバティブ

二 外国為替の変動等 外国為替デリバティブ

三 原債務者に係る信用状態の変動 信用デリバティブ

四 株価の変動等 エクイティ・デリバティブ

五 コモディティ価格の変動等その他前四号に掲げるリスク・ドライバー以外の変動等
コモディティ・デリバティブ

8 前項各号に定める取引に割り当てた取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当
該各号に定めるヘッジセットに割り当てるとする。

一 金利デリバティブ 同一通貨の金利を参照する金利デリバティブごとに設けられた

ヘッジセット

二 外国為替デリバティブ 同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブごとに設けられたヘッジセット

三 信用デリバティブ 一の区分のヘッジセット

四 エクイティ・デリバティブ 一の区分のヘッジセット

五 コモディティ・デリバティブ エネルギー、金属、農産物その他のコモディティ等を参照するコモディティ・デリバティブごとに設けられたヘッジセット

9 前項の規定にかかわらず、ベースス（同一通貨の異なるリスク・ファクター（当該取引の時価に影響を及ぼす要因をいう。以下この項及び第五十二条の三において同じ。）間の差異をいう。）を参照する取引については、前項に掲げる取引の区分ごと及びリスク・ファクターの同一の組合せごとに設けられたヘッジセットに、当該取引を割り当てるものとする。

10 前二項の規定にかかわらず、ボラティリティを参照する取引については、第八項各号に掲げる取引の区分ごとに、同項各号に定めるヘッジセットと別に設けられたヘッジセットに当該取引を割り当てるものとする。

11 第六項の算式中AddOn^(IR)は、次に掲げるところに従い、算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(IR)} = \sum_j AddOn_j^{(IR)}$$

AddOn_j^(IR)は、通貨j建ての金利デリバティブのヘッジセットに係るアドオンの額の合計額

二 前号の算式中 AddOn_j^(IR)は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	〇・五〇
第九項に規定するヘッジセット	〇・二五
第十項に規定する別に設けられたヘッジセット	二・五〇

三 前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額を算出する場合には、次のイ又はロのいずれかの算式を用いて算出する。

$$\text{イ} \quad \left[\left(D_{j_1}^{(IR)} \right)^2 + \left(D_{j_2}^{(IR)} \right)^2 + \left(D_{j_3}^{(IR)} \right)^2 + 1.4 \times D_{j_1}^{(IR)} \times D_{j_2}^{(IR)} \right. \\ \left. + 1.4 \times D_{j_2}^{(IR)} \times D_{j_3}^{(IR)} + 0.6 \times D_{j_1}^{(IR)} \times D_{j_3}^{(IR)} \right]^{\frac{1}{2}}$$

$D_{j_1}^{(IR)}$ は、通貨j建てであり、かつ、 E_i （第五号に規定する E_i をいう。以下この号において同じ。）が一年未満である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$D_{j_2}^{(IR)}$ は、通貨j建てであり、かつ、 E_i が一年以上五年以下である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$D_{j_3}^{(IR)}$ は、通貨j建てであり、かつ、 E_i が五年超である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$$\text{ロ} \quad \left| D_{j_1}^{(IR)} \right| + \left| D_{j_2}^{(IR)} \right| + \left| D_{j_3}^{(IR)} \right|$$

四 前号の算式中金利デリバティブに係る実効想定元本額は、当該金利デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデュレーション調整後想定元本額は、金利デリバティブに係る想定元本額に、次の算式により得られるデュレーション調整値を乗じて得た額とする。ただし、当該デュレーション調整値が十営業日を年換算した値未満となるときは、デュレーション調整値は十営業日を年換算した値とする。

$$\text{デュレーション調整値} = \frac{\exp(-0.05 \times S_i) - \exp(-0.05 \times E_i)}{0.05}$$

S_i は、同号の金利デリバティブiが参照する金利契約の計算期間の最も早い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。ただし、既に当該金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日が経過している場合には、零とする。

E_i は、同号の金利デリバティブiが参照する金利契約の計算期間の最も遅い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の終了日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。

六 第四号のデルタ調整値は、次のイからハマまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イか

らハまでに定める値とする。

イ オプション 次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
コール・オプションの買い	$\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)$
コール・オプションの売り	$-\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)$
プット・オプションの買い	$-\Phi\left(-\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)$
プット・オプションの売り	$\Phi\left(-\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)$

(注1) P_i は、当該オプション i が参照する金利等の水準

(注2) K_i は、当該オプション i の行使価格

(注3) σ_i は、〇・五

(注4) T_i は、当該オプション i における最も遅い権利行使日と現時点の間の営業日数を年換算で表した値

(注5) $\Phi(x)$ は、標準正規分布の累積分布関数

(注6) この表において「コール・オプション」とは、当該オプションが参照する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が上昇するものをいう。

(注7) この表において「プット・オプション」とは、当該オプションが参照する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が下落するものをいう。

ロ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参照する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が上昇するもの

ハ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参照する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が下落するもの
マイナス

七 第四号のマージン期間調整値は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める算式を用いて算出する。

イ マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$\sqrt{\frac{\min\{M_i, 250\}}{250}}$$

M_i は、当該金利デリバティブ*i*の残存期間をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブであり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合にあっては、原資産である金利デリバティブの満期日と算出基準日の間の営業日数（十営業日未満であるときは、十営業日）をいう。

ロ マージン・アグリーメントを締結している場合

$$\frac{3}{2} \times \sqrt{\frac{MPOR_i}{250}}$$

$MPOR_i$ は、当該金利デリバティブ*i*を含むネットティング・セットのリスクのマージン期間

八 第四項の規定は、前号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項第二号」とあるのは、「第十一項第七号ロ」と読み替えるものとする。

九 第五項の規定は、担保額調整に係る係争がある場合における第七号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項の」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「前項各号」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

12 第六項の算式中 $AddOn^{(FX)}$ は、次に掲げるところに従い、算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(FX)} = \sum_j AddOn_{HS_j}^{(FX)}$$

$AddOn_{HS_j}^{(FX)}$ は、ヘッジセット*j*に係るアドオンの額

二 前号の算式中 $AddOn_{HS_j}^{(FX)}$ は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額の絶対値に乗じて得た額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	四
第十項に規定する別に設けられたヘッジセット	二十

三 前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額は、ヘッジセットに含まれる外国為替デリバティブごとに、当該外国為替デリバティブに係る想定元本額にデルタ調

整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額の合計額とする。

四 前号のデルタ調整値は、次のイからハマまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハマまでに定める値とする。ただし、同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブがネットィング・セットに複数含まれる場合には、為替レートの方向をそろえて、当該異種通貨間の為替レートの上昇及び下落を表すものとする。

イ オプション 値の算出については、前項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「次項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハマまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「為替レート等」と、「 σ_i は、 0.5 」とあるのは「 σ_i は、 0.15 」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が上昇するもの
ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が下落するもの
ナスー

五 前項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「次項第三号」と、「金利デリバティブ」とあるのは「外国為替デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

13 第六項の算式中AddOn^(Credit) は、次に掲げるところに従い、算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(Credit)} = \left[\left(\sum_k \rho_k^{(Credit)} \times AddOn(Entity_k) \right)^2 + \sum_k \left(1 - (\rho_k^{(Credit)})^2 \right) \times (AddOn(Entity_k))^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn (Entity_k) は、Entity_kを参照する信用デリバティブに係るアドオンの額の合

計額

Entity_kは、当該信用デリバティブが参照する事業法人等。ただし、当該信用デリバティブがインデックス・クレジット・デフォルト・スワップの場合には、当該インデックス。

$\rho_k^{(Credit)}$ は、Entity_kに係る相関係数

二 前号の算式中AddOn (Entity_k) は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める掛目をそれぞれ信用デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目

適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分	掛目 (パーセント)
1-1	0.38
1-2	0.42
1-3	0.54
1-4	1.06
1-5	1.60
1-6	6.00

(注) 第二十七条第一項に掲げる主体以外の主体の信用リスク区分についても、同項第一号の表を準用するものとする。

ロ インデックスを参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目

適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分	掛目 (パーセント)
4-3 又は 5-3 以上	0.38
4-3 又は 5-3 未満	1.06

三 第一号の算式中 $\rho_k^{(Credit)}$ は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ 0.5

ロ インデックスを参照する信用デリバティブ 〇・八

四 第二号の信用デリバティブに係る実効想定元本額は、当該信用デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデュレーション調整後想定元本額の算出については、第十一項第五号の規定を準用する。この場合において、「前号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金利デリバティブに」とあるのは「信用デリバティブに」と、「金利デリバティブi」とあるのは「信用デリバティブi」と、「金利契約」とあるのは「原債務者に係る契約」と、「金利デリバティブの」とあるのは「信用デリバティブの」と、「金利デリバティブ又は負債性商品」とあるのは「信用デリバティブ」と、「金利デリバティブが」とあるのは「信用デリバティブが」と、「金利等又は負債性商品の金利等」とあるのは「原債務者に係る契約」と読み替えるものとする。

六 第四号のデルタ調整値は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十三項第四号のデルタ調整値（同項第六号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態」と、「 σ_i は、〇・五」とあるのは「 σ_i は、当該信用デリバティブが事業法人等を参照する場合にあっては一・〇、インデックスを参照する場合にあっては〇・八」と、「上昇する場合」とあるのは「悪化する場合」と読み替えるものとする。

ロ 合成型証券化取引 当該合成型証券化取引の階層ごとに、次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
プロテクションの購入	$\frac{15}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$
プロテクションの提供	$-\frac{15}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$

(注1) A_i は、当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

(注2) D_i は、当該階層及び当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を

合成型証券化取引の原資産の額で除した値

ハ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が上昇するもの

ニ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が下落するもの マイナス

七 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金利デリバティブ」とあるのは「信用デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

14 第六項の算式中AddOn^(Equity)は、次に掲げるところに従い、算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(Equity)} = \left[\left(\sum_k \rho_k^{(Equity)} \times AddOn(Equity_k) \right)^2 + \sum_k \left(1 - \left(\rho_k^{(Equity)} \right)^2 \right) \times \left(AddOn(Equity_k) \right)^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn (Equity_k) は、Equity_kを参照するエクイティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

Equity_kは、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数

$\rho_k^{(Equity)}$ は、Equity_kに係る相関係数

二 前号の算式中AddOn (Equity_k) は、次の表の上欄に掲げるエクイティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、エクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

エクイティ・デリバティブの区分	掛目 (パーセント)
-----------------	---------------

第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	三十二
第九項に規定するヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	十六
第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	百六十
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ	二十
第九項に規定するヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ	十
第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ	百

三 第一号の算式中 $\rho_k^{(Equity)}$ は、次のイ又はロに掲げるエクイティ・デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

イ 株価を参照するエクイティ・デリバティブ 〇・五

ロ 株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ 〇・八

四 第二号に規定するエクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該エクイティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日の株価又は株価指数等に乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十四項第四号のデルタ調整値（同項第五号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「株価又は株価指数等」と、「 σ_i は、〇・五」とあるのは「 σ_i は、当該エクイティ・デリバティブが株価を参照する場合にあっては一・二〇、株価指数を参照する場合にあって

は〇・七五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が下落するもの マイナス

六 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十四項第四号」と、「金利デリバティブ」とあるのは「エクイティ・デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

15 第六項の算式中AddOn^(Com)は、次に掲げるところに従い、算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$\begin{aligned} \text{AddOn}^{(\text{Com})} &= \sum_j \text{AddOn}_{\text{HS}_j}^{(\text{Com})} \\ \text{AddOn}_{\text{HS}_j}^{(\text{Com})} &= \left[\left(\rho_j^{(\text{Com})} \times \sum_k \text{AddOn}(\text{Type}_k^j) \right)^2 \right. \\ &\quad \left. + \left(1 - \left(\rho_j^{(\text{Com})} \right)^2 \right) \times \sum_k \left(\text{AddOn}(\text{Type}_k^j) \right)^2 \right]^{\frac{1}{2}} \end{aligned}$$

$\text{AddOn}_{\text{HS}_j}^{(\text{Com})}$ は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

$\text{AddOn}(\text{Type}_k^j)$ は、ヘッジセットjにおいてコモディティkを参照するコモディティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

$\rho_j^{(\text{Com})}$ は、0.4

二 前号の算式中AddOn (Type)は、次の表の上欄に掲げるコモディティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、当該コモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

コモディティ・デリバティブの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ	四十
第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ	二十
第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ	二百
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	十八
第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	九
第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	九十

三 前号に規定するコモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日のコモディティ価格等を乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

四 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十五項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「コモディティ価格等」と、「 σ_i は、 0.5 」とあるのは「 σ_i は、当該コモディティ・デリバ

タイプが電力を参照する場合にあっては「一・五」、電力以外を参照する場合にあっては「〇・七」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参照するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参照するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が下落するもの マイナス一

五 第十一項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十五項第三号」と、「金利デリバティブ」とあるのは「コモディティ・デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

16 第一項ただし書の規定にかかわらず、単一のマージン・アグリーメントが複数のネットティング・セットを対象とする場合には、これらのネットティング・セットの集合ごとに与信相当額を算出する。

17 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次の算式を用いて算出する。

$$RC = \max \left[\left\{ \sum_{NS \in MA} \max(V_{NS}, 0) \right\} - \max\{C_{MA}, 0\}, 0 \right] \\ + \max \left[\left\{ \sum_{NS \in MA} \min(V_{NS}, 0) \right\} - \min\{C_{MA}, 0\}, 0 \right]$$

$$C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - H_{C_{MA,collect}} - H_{fx_{MA,collect}}) \\ - C_{MA,post} \times (1 + H_{C_{MA,post}} + H_{fx_{MA,post}})$$

NSは、ネットティング・セット（以下この項及び次項において同じ。）

MAは、マージン・アグリーメント（以下この項及び次項において同じ。）

V_{NS}は、NSに含まれる取引の時価の合計額

C_{MA}は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

$C_{MA,collect}$ は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

$H_{C_{MA,collect}}$ は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率

$H_{fx_{MA,collect}}$ は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

$C_{MA,post}$ は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

$H_{C_{MA,post}}$ は、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

$H_{fx_{MA,post}}$ は、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

18 第十六項の規定により与信相当額を算出する場合において、PFEは、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = \sum_{NSEMA} PFE_{NS}^{unmargined}$$

$PFE_{NS}^{unmargined}$ は、NSに係るPFEについて、第六項のPFEに係る算式を準用して算出した額。ただし、マージン・アグリーメントを締結していないものとして算出することとする。

(期待エクスポージャー方式)

第五十二条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、金融庁長官の承認を受けた場合に、期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

2 標準的手法を採用する信用協同組合等が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットィング・セット（当該ネットィング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下同じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する実効EPEは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる実効 EE_{tk} は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットィング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第

二号に定める実効EPEの算出に当たって、当該満期までの間に同号の Δt_k で加重平均した実効EPEを用いるものとする。

一 与信相当額 $= \alpha \times$ 実効EPE

α は、1.4（ただし、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的な α を用いることとする。）

二 実効EPE $= \sum_{k=1}^n$ 実効EE $t_k \times \Delta t_k$

n は、 t_n が一年となるような n

Δt_k は、 $t_k - t_{k-1}$

三 実効EE $t_k = \max$ （実効EE t_{k-1} , EE t_k ）

EE t_k は、将来の時点 t_k における正のエクスポージャーの額全ての平均（以下「期待エクスポージャー」という。）。ただし、実効EE t_0 は、カレント・エクスポージャー（期待エクスポージャーの算出の対象となるネットティング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットティング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。次項第五号及び第八項並びに第百三十三条第七項において同じ。）とする。

3 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 現在の市場データを用いて算出したポートフォリオ全体の実効EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出したポートフォリオ全体の実効EPEのうち、信用リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を除く。）が大きくなる実効EPEを用いること。

二 取引条件（想定元本の額、満期、参照資産、担保額の閾値及び法的に有効な相対ネットティング契約の内容を含む。）が、データベース（期待エクスポージャー方式において与信相当額を算出するための情報の集合物であって、特定の取引相手方に関する情報を検索できるように体系的に構成されたものをいう。次号において同じ。）に適切に保存されており、期待エクスポージャーを計測するために構築されたシステム（以下「期待エクスポージャー計測モデル」という。）に適時に、かつ、網羅的及び保守的に反映されること。

三 取引条件が期待エクスポージャー計測モデルに適切に反映されていることを継続的に確認するために、期待エクスポージャー計測モデルとデータベースとの間に、照合

プロセスが整備されていること。

四 ネットティング契約の法的有効性を適切に確認するプロセスが整備されていること。

五 第一号の現在の市場データを用いて算出したポートフォリオ全体の実効EPEの算出に当たっては、三月に一度以上の頻度で現在の市場データを用いてカレント・エクスポージャーを計測し、かつ、直近三年間以上の市場データを用いて期待エクスポージャー計測モデルのパラメーターを推計すること。ただし、期待エクスポージャー計測モデルのパラメーターを推計する場合には、マーケット・インプライドデータ（市場で観測される実際の取引価格等から逆算して導き出される市場データをいう。次号において同じ。）を用いることができる。

六 第一号の適切なストレス期間を含むデータを用いて算出したポートフォリオ全体の実効EPEの算出に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たす三年間の市場データ（ストレス期間を含む。）又は適切なストレス期間から抽出するマーケット・インプライドデータを用いること。

イ ストレス期間は、代表的ポートフォリオ（主要なリスク・ファクター及び相関による影響度に基づき、自己のポートフォリオを代表するように構築された十分な数の取引相手方を有する取引の集合をいう。第五十二条の三第五号において同じ。）に係る市場で観測されるクレジット・スプレッドが拡大する期間と整合的であること。ただし、市場でクレジット・スプレッドが観測されない場合は、取引相手方ごとに地域、格付及び業種に基づき推計されたクレジット・スプレッドを用いることができる。

ロ 前号の実効EPEの算出において用いられる期待エクスポージャー計測モデルの調整方法と整合的であること。

ハ 主要なリスク・ファクターに対し脆弱なベンチマーク・ポートフォリオを構築し、当該ベンチマーク・ポートフォリオのエクスポージャーの額を計測することにより実効EPEの適切性を評価すること。

4 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第二項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる算式中 α （以下この項及び次項において単に「 α 」という。）を推計することができる。ただし、推計した α が一・二を下回るときは、 α は一・二とするものとする。

一 α が、全ての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この

項において同じ。)の額をEPEを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、EPEは次の算式により算出される値とする。ただし、ネットィング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、EPEの算出に当たって、当該満期までの間にこの号の Δt_k で加重平均したEPEを用いるものとする。

$$EPE = \sum_{k=1}^n EE_{t_k} \times \Delta t_k$$

nは、 t_n が一年となるようなn

Δt_k は、 $t_k - t_{k-1}$

- 二 経済資本の額の計算において、全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオの市場価値の分布に係る確率的な依存関係の主要な要因を把握していること。
 - 三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。
 - 四 α が三月に一度以上の頻度で更新されていること。また、ポートフォリオの構成に大きな変動がみられた場合には、その都度、当該変動を反映するための更新が行われていること。
 - 五 α はエクスポージャーの粒度（エクスポージャーに含まれる個々のネットィング・セットの分布の状況をいう。）を勘案していること。
 - 六 経済資本の額の計算に係るモデルについて、開発から独立して、十分な能力を有する者により、検証されること。
 - 七 経済資本の額の計算に係るモデルのモデル・リスクについて評価し、 α の変化を評価すること。
 - 八 経済資本の額の計算に係るモデルについて、マーケット・リスクと信用リスクとを合わせてシミュレーションする場合には、マーケット・リスク・ファクターのボラティリティと相関係数を信用リスク・ファクターに含めることにより、景気後退期のボラティリティ又は相関の上昇を勘案すること。
 - 九 経済資本の額の計算方法が文書化されていること。
- 5 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次のいずれかに該当する場合であつて、金融庁長官が α の値を指定したときは、当該 α の値を用いて与信相当額を算出するものとする。
- 一 取引相手方の信用リスクに過度な偏在がある場合

- 二 一般誤方向リスク（取引相手方のPDと一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関を持つことによりエクスポージャーの額が増加するリスクをいう。第五十二条の三の三第三号ト及び第十三号において同じ。）を持つ過度なエクスポージャーが存在する場合
 - 三 複数の取引相手方のエクスポージャーの相関が高い場合
 - 四 取引相手方の信用リスクに係る固有の特徴がある場合又は第五十二条の三の三第四号に規定するモデル検証において重大な問題がある場合
- 6 標準的手法を採用する信用協同組合等は、ネットィング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づき、期待エクスポージャー計測モデルにおいて当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する実効 EE_{tk} の算出において、当該担保による効果を勘案した EE_{tk} を用いることにより同項第二号に規定する実効EPEを計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化したときに当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。
- 7 標準的手法を採用する信用協同組合等は、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を期待エクスポージャー計測モデルに反映する場合には、第二項第一号に規定する与信相当額の算出に当たって、次に掲げる取引の要素を勘案するものとする。
- 一 マージン・アグリーメントの契約形態
 - 二 第十一項に規定するリスクのマージン期間
 - 三 取引相手方に担保提供を求める頻度
 - 四 信用極度額
 - 五 最低引渡担保額
- 8 標準的手法を採用する信用協同組合等は、第二項第一号に規定する与信相当額の算出に当たって、適格金融資産担保を信用リスク削減手法として用いる場合には、カレント・エクスポージャーを算出する過程において信用リスクの削減効果を反映するものとする。
- 9 標準的手法を採用する信用協同組合等は、期待エクスポージャー計測モデルにおいて、エクスポージャーの分布が正規分布でない可能性も勘案して、実効EPEを計測するものとする。
- 10 標準的手法を採用する信用協同組合等は、第六項に規定する方法を使用して実効EPEを計測する場合には、リスクのマージン期間内における取引相手方との取引の時価の変

化額を勘案するものとする。

11 前項のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットィング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 日々の値洗いにより担保の額が調整されるネットィング・セット 次のイからニまでに掲げるネットィング・セットの区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のみから構成されるネットィング・セット（ロ又はハに該当するものを除く。） 五営業日

ロ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットィング・セット 二十営業日

ハ 算出基準日（自己資本比率の算出を行う日をいう。以下同じ。）を含む四半期の一期前の四半期のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットィング・セット 二十営業日

ニ イからハまでに掲げるネットィング・セット以外のネットィング・セット 十営業日

二 N（二以上の整数とする。）日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネットィング・セット $F+N-1$

Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

12 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネットィング・セットについて、担保額調整に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は、次の連続する二の四半期間は、当該ネットィング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

13 標準的手法を採用する信用協同組合等は、ネットィング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持って増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネットィング・セットから除外するものとする。

14 標準的手法を採用する信用協同組合等は、取引相手方及び参照企業間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額

の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案するものとする。

15 標準的手法を採用する信用協同組合等は、マージン・アグリーメントに基づき、現金以外の資産による担保の効果を反映する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める条件を満たすものとする。

- 一 当該担保の効果をモデル化（期待エクスポージャー計測モデルに特定の契約条件及び市場の動向等の効果を計量的に反映するように当該モデルを構築及び調整することをいう。次号において同じ。）する場合 担保の効果並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引のエクスポージャーを同時にモデル化すること。
- 二 当該担保の効果をモデル化しない場合 第六節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率による包括的手法を用いること。

16 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次に掲げる条件の全てを満たす場合に限り、派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができる。

- 一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。第五十二条の三第十四号及び第七十八条第一項第一号において同じ。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネットティング契約下にある全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。
- 二 当該相対ネットティング契約が、当該相対ネットティング契約に関係する全ての法令（外国の法令を含む。）に照らして有効であることを適切に確認していること。
- 三 当該相対ネットティング契約の効果を勘案した与信相当額が、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。
- 四 当該相対ネットティング契約に関する全ての文書が適切に保存されていること。

17 直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについては、第十一項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネットティング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。

（承認申請書の提出）

第五十二条の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする信用協同組合等は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

- 一 名称
- 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 理由書
- 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
- 三 期待エクスポージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が承認の基準に適合していることを示す書類
- 四 期待エクスポージャー方式実施計画
- 五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 期待エクスポージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日
- 二 期待エクスポージャー方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

第五十二条の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十二条第一項の承認をしようとするときは、期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が次に掲げる基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

一 カウンターパーティ信用リスク（派生商品取引、レポ形式の取引等の取引相手方に対する信用リスクをいう。以下この条において同じ。）の管理体制の設計及び運営に責任を負う部署（以下この条において「期待エクスポージャー管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なストレス・テストを実施し、期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額

と期待エクスポージャーとの差異に関する分析を行うこと。

三 前号のストレス・テストの実施に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 十分な期間にわたって、取引相手方ごとにカウンターパーティ信用リスクを有する全ての形態の取引を捕捉すること。

ロ 金利、外国為替、株価、コモディティ価格及びクレジット・スプレッド等の主要なマーケット・リスク・ファクターに起因するエクスポージャーの変動について、月次で分析し、感応度の偏りを特定すること。

ハ 複数の要素の影響（深刻な経済状況及び市場変動の発生、広範囲の市場流動性の低下並びに中核的な市場参加者のポジション手仕舞いの影響を含む。）を想定したエクスポージャーの変動について、三月に一回以上の頻度で分析し、ノン・ダイレクション・リスク（イールドカーブ・エクスポージャー及びベータ・リスクをいう。）を評価すること。

ニ 経済状況等の悪化によって影響を受けるエクスポージャー変動及び取引相手方の信用力低下を同時に考慮したストレス・テストを、三月に一回以上の頻度で分析すること。

ホ ロからニまでに規定する要素を考慮するストレス・テストは、取引先の単位、取引先をグループ化した区分の単位又は全ての取引先を合算した単位で実施すること。

ヘ リスク・ファクターにおけるシナリオは、少なくとも次に掲げるものを含むものとする。

- (1) 過去において経験した市場環境の悪化を想定したシナリオ
- (2) 合理的で過度のストレスを反映させたシナリオ
- (3) 影響が限定されるが損失の発生の可能性がより高いシナリオ

ト 一般誤方向リスクを特定するために、取引相手方の信用力と正の相関があるリスク・ファクターを定めたストレス・シナリオを作成すること。

チ リバース・ストレス・テスト（経営に甚大な影響を及ぼす可能性が高く、かつ、蓋然性が認められるストレス・シナリオを特定するためのストレス・テストをいう。）を実施すること。

リ ストレス・テストの結果が信用リスクの管理手続に組み込まれており、かつ、理事への定期的な報告に基づき過度な偏在又は集中したリスクに対し適切な対応が講

じられていること。

ヌ ストレス・テストの実施手続を記載した文書を作成していること。

四 期待エクスポージャー管理部署が、期待エクスポージャー計測モデルの開発から独立して、期待エクスポージャー計測モデル及び当該期待エクスポージャー計測モデルから生成されるリスク指標（実効EPE及び実効EPEの構成要素として計測される指標であってリスク管理上重要なものをいう。以下この条において同じ。）の正確性に関する検証（以下この条において「モデル検証」という。）を実施すること。

五 モデル検証の実施に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 期待エクスポージャー計測モデルの開発時点及びその後定期的に実施すること。

ロ IMMバック・テスト（期待エクスポージャー計測モデルにより算出したリスク指標と実際の計測値との比較及び固定したポジションに基づく仮想のリスク指標の変化と実際の計測値との比較をいう。チにおいて同じ。）その他適切な検証手法を用いること。

ハ モデル検証のプロセス及びリスク指標の計測方法についての文書を作成すること。

ニ 期待エクスポージャー計測モデルに係る正確性の評価基準及び改善のプロセスを定めること。

ホ モデル検証に用いる代表的ポートフォリオの構築方法を定義すること。

ヘ 予測分布を用いるエクスポージャー計測モデル及びリスク指標を検証する場合には、複数の統計的な分布を用いること。

ト 期待エクスポージャー計測モデルに用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないかどうかを検証すること。

チ IMMバック・テストの実施に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) マーケット・リスクの変動に関する過去のデータを用いること。この場合において、当該データは、少なくとも一年を超える予測期間を可能な限り多く考慮し、かつ、初期設定日に幅を持たせるものとする。

(2) 期待エクスポージャー計測モデル及びリスク指標を対象とすること。この場合において、担保付取引については、予測期間は最低一年間であり、かつ、典型的なリスクのマージン期間を含むものとする。

(3) 代表的ポートフォリオを対象にポジションを固定する手法を用いること。

- (4) 期待エクスポージャー計測モデルの重要な仮定とリスク指標を検証するように設計すること。
- リ 時価評価モデルについて、適切なベンチマークをおいて定期的に検証すること。
- ヌ 取引固有の情報を正確に捕捉し、取引が適切なネットティング・セットに割り当てられることを検証すること。
- ル 金利、外国為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想され、かつ、ネットティング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたって期待エクスポージャーが計測されていること。
- ヲ 期待エクスポージャー計測モデル及びリスク指標の正確性に関する直近の状況を考慮して検証すること。
- ワ 期待エクスポージャー計測モデルに用いるパラメーターの更新頻度の適切性を検証すること。
- 六 期待エクスポージャー管理部署が、期待エクスポージャー計測モデルの投入データの適切性を管理し、かつ、当該期待エクスポージャー計測モデルから出力される情報を分析（期待エクスポージャー計測モデルにより算出した取引のエクスポージャーと限度額との比較に基づく分析を含む。）すること。
- 七 理事が期待エクスポージャーに係るカウンターパーティ信用リスクの管理手続（モデル検証を含む。）に積極的に関与していること。
- 八 期待エクスポージャー計測モデル及びリスク指標が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれており、かつ、信用協同組合等の信用供与の管理に利用されていること。
- 九 期待エクスポージャー計測モデル及びリスク指標の運営に関する内部の方針、管理及び手続（期待エクスポージャー計測モデルの評価の基準及び当該基準に抵触した場合の対応策を含む。）を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。
- 十 期待エクスポージャーに係るカウンターパーティ信用リスクの計測過程及びカウンターパーティ信用リスクの内部管理（期待エクスポージャー管理部署の運用内容を含む。）について、原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。
- 十一 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。
- 十二 適切な担保管理（担保の再利用に係るものを含む。）に係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金

及び追加証拠金の水準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を理事に定期的に報告するための部門を設置していること。

十三 期待エクスポージャー管理部署は、一般誤方向リスク及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行うための体制を整備していること。

十四 クロス・プロダクト・ネットィング（複数の異なる取引を合計し、一の債権又は債務とすることにより取引相手方のエクスポージャーをネットで計測することをいう。以下この号において同じ。）を一の取引相手方に対する複数のレポ形式の取引若しくは複数の信用取引その他これに類する海外の取引又は一の取引相手方に対する派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に適用する場合には、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 次に掲げる法的要件

- (1) 当事者の一方に取引を終了させることができる事由が生じた場合において取引相手方から受領し、又は取引相手方へ支払う額は、法的に有効なネットィング契約に含まれるマスター・アグリーメントの清算価格及び当該ネットィング契約に含まれる全ての取引の時価の合計額であること。
- (2) 当事者の一方に取引を終了させることができる事由が生じた場合に、他方の当事者は、クロス・プロダクト・ネットィングの対象となる全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。
- (3) クロス・プロダクト・ネットィングに係る契約が、当該契約に係る全ての法令（外国の法令を含む。）に照らして有効であることを継続的に確認していること。
- (4) 信用リスク削減手法の効果を反映する場合には、第六節の規定に従うこと。
- (5) クロス・プロダクト・ネットィングに係る契約に係る全ての文書が適切に保存されていること。

ロ 次に掲げる運用要件

- (1) クロス・プロダクト・ネットィングの効果を勘案した与信相当額が、通常のリスク管理手続に組み込まれていること。
- (2) 取引相手方の与信相当額を信用供与の管理及び経済資本の額の計算に反映すること。

十五 流動性リスク管理に関する方針において、担保の返還や追加担保の差入れの可能性を考慮していること。

十六 第五十二条第四項の規定により α を推計しようとする場合には、同項各号に掲げる要件を満たしていること。

十七 派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をその対象とする法的に有効な相對ネットィング契約の効果を勘案している場合には、第五十二条第十六項各号に掲げる条件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十二条の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、当該信用協同組合等が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出と併せて、又はその後速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

第五十二条の五 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十二条第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第五十二条の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用するものとする。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第五十二条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たっ

て重要でない派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、期待エクスポージャー方式を適用しないことができる。

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十三条 標準的手法を採用する信用協同組合等が第五十条第二項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、再構築コストの額及びアドオンの額を合計することにより与信相当額を算出するものとする。

2 前項の再構築コストの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引において用いる場合に限る。

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合には、零とする。）

二 ネット再構築コストの額（零を下回る場合には、零とする。）

3 第一項のアドオンの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引において用いる場合に限る。

一 次のイ又はロに掲げる額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）については、次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目（元本を複数回交換する取引にあっては、各掛目に残存交換回数を乗ずるものとする。）を乗じて得た額

取引の区分	残存期間の区分	掛目 (パーセント)
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内	一・〇
	一年超五年以内	五・〇
	五年超	七・五
金利関連取引	一年以内	〇・〇
	一年超五年以内	〇・五
	五年超	一・五
株式関連取引	一年以内	六・〇
	一年超五年以内	八・〇

	五年超	十・〇
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	一年以内	七・〇
	一年超五年以内	七・〇
	五年超	八・〇
その他のコモディティ関連取引	一年以内	十・〇
	一年超五年以内	十二・〇
	五年超	十五・〇

(注1) 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇・五パーセントを下限とする。

(注2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

(注3) 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを要しない。

(注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FXA）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注5) 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワ

ップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

ロ クレジット・デリバティブについては、次の表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額

取引の種類	原債務者の種類	掛目 (パーセント)
トータル・リターン・スワップ又は クレジット・デフォルト・スワップ	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇

(注1) 標準的手法を採用する信用協同組合等がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。ただし、標準的手法を採用する信用協同組合等がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となった場合に、原債務者の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、この項の規定により算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

- ① 第二十七条から第三十三条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体
- ② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者、経営管理会社、保険会社及び保険持株会社のうち第三十四条、第三十五条又は第三十五条の二の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4ー3又は5ー3以上である主体をいう。

(注3) ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ・デフォル

ト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

二 次の算式により得られるネットのアドオンの額

$$\text{ネットのアドオン} = 0.4 \times \text{グロスのアドオン} + 0.6 \times \text{ネット再構築コスト} / \text{グロス再構築コスト} \times \text{グロスのアドオン}$$

第五節 未決済取引

(未決済取引)

第五十四条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、同時決済取引について経過営業日数が五日以上となった場合は、次の表の上欄に掲げる経過営業日数に応じ、同表の下欄に定めるリスク・ウェイトを当該取引の再構築コスト（有価証券等の渡し方の場合は約定額から当該取引の有価証券等の時価を控除した額をいい、有価証券等の受け方の場合は当該取引の有価証券等の時価から約定額を控除した額をいう。ただし、いずれも零を下回らないものとする。以下この節及び第五章第三節第八款において同じ。）に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

経過営業日数	リスク・ウェイト (パーセント)
五日以上十五日以内	百
十六日以上三十日以内	六百二十五
三十一日以上四十五日以内	九百三十七・五
四十六日以上	千二百五十

2 標準的手法を採用する信用協同組合等は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、

第二十七条から第三十八条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

- 二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。
- 3 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められるときは、第二十七条から第三十八条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該非同時決済取引の全てに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。
- 4 第一項の経過営業日数又は第二項の約定決済日以後の営業日数のうち、外部の決済システムの全体的な障害に起因するものがある場合、標準的手法を採用する信用協同組合等は、その日数を第一項の経過営業日数又は第二項の約定決済日以後の営業日数から除くことができる。
- 5 前各項の場合において、信用リスク・アセットの額を算出するときは、当該各項に規定する同時決済取引又は非同時決済取引に係るエクスポージャーに対して、百パーセントの掛目を適用するものとする。

第六節 信用リスク削減手法

第一款 総則

(信用リスク削減手法の適用)

第五十五条 この節において、信用リスク削減手法とは、第六十四条又は第六十五条に規定する適格金融資産担保、第九十二条の条件を満たす貸出金と自組合預金の相殺、第九十三条、第九十四条及び第九十七条の条件を満たす保証並びに第九十三条及び第九十五条から第九十七条までの条件を満たすクレジット・デリバティブを総称している。

- 2 標準的手法を採用する信用協同組合等は、信用リスク・アセットの額の算出において、信用リスク削減手法を適用することができる。
- 3 信用リスク削減手法を適用した場合の信用リスク・アセットの額が、信用リスク削減手法を適用しない場合の信用リスク・アセットの額を上回る場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、信用リスク削減手法を適用することを要しない。

(格付の使用)

第五十六条 適格格付機関がエクスポージャーに付与する格付に信用リスク削減手法の利用による効果が既に反映されている場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、当該エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出において信用リスク削減手法を適用しないものとする。

2 標準的手法を採用する信用協同組合等は、信用リスク削減手法の適用において、元本のみの償還可能性を評価した格付を用いないものとする。

(開示)

第五十七条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、信用リスク削減手法を適用するためには、金融庁長官が別に定める事項を開示するものとする。

(法的有効性の確保)

第五十八条 リスク・アセットの額の算出において信用リスク削減手法を適用する場合には、当該信用リスク削減手法の契約に係る文書は、取引に係る全ての当事者を拘束するとともに、当該取引に関連する全ての法律に照らして有効なものとするものとする。

2 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項に規定する法的有効性を継続的に検証するものとする。

(信用リスク削減手法から生ずるリスクへの措置)

第五十八条の二 標準的手法を採用する信用協同組合等は、信用リスク削減手法を用いる場合と信用リスク削減手法を用いない場合とを比較し、信用リスク削減手法を用いる場合に発生し得るリスクについて、適切に対応するための措置を講ずるものとする。

第二款 適格金融資産担保付取引に共通する事項

(定義)

第五十九条 適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減

されている取引をいう。

(手法の選択)

第六十条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に掲げる場合において、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法を適用するために、当該各号に定める手法を用いるものとする。

- 一 マーケット・リスク相当額の算出を行っている標準的手法を採用する信用協同組合等が、マーケット・リスク相当額の算出の対象となっている資産に関するオフ・バランス取引又は派生商品取引の与信相当額について信用リスク削減手法を適用する場合
包括的手法
- 二 前号以外の場合 簡便手法又は包括的手法のうち、当該標準的手法を採用する信用協同組合等が前号以外の全ての適格金融資産担保付取引に用いるものとして選択した手法

(有価証券担保等のリスク・アセットの算出範囲)

第六十条の二 標準的手法を採用する信用協同組合等は、有価証券の貸付又は有価証券による担保を提供する場合には、当該有価証券に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額又はマーケット・リスク相当額（マーケット・リスク相当額の算出を行っている場合に限る。）及び取引の相手方に対する信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

(担保の管理)

第六十一条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、適格金融資産担保を信用リスク削減手法として用いる場合には、次の各号の条件を満たすものとする。

- 一 当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、適格金融資産担保に係る担保権を維持し、実行するために必要な全ての措置を講じていること。
- 二 当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、担保権の実行を可能とする事由が発生した場合に、取引相手又は適格金融資産担保の管理の受託者に対して、適格金融資産担保を適時に処分又は取得する権利を有していること。
- 三 当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、適格金融資産担保の適時の処分又は取得が可能となるよう、適切な内部手続を設けていること。

四 適格金融資産担保に係るマージン・アグリーメントが締結されている場合には、当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、追加担保の管理を適切に実行するために必要となる体制を整備し、かつ、当該適格金融資産担保に係るリスク管理方針を策定するとともに、次に掲げる項目の全ての管理方針（定期的な管理、監視及び報告に係る方針を含む。）を整備していること。

イ 当該契約において担保として授受した有価証券の価格変動リスク及び流動性リスク

ロ 特定の種類の担保への集中リスク

ハ 受け入れた担保資産の再利用から生ずるリスク

ニ 取引相手方へ差し入れた担保の権利放棄

五 適格金融資産担保の管理が第三者に委託されている場合、当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、受託者が当該適格金融資産担保と受託者自身の資産を分別管理していることを確認していること。

（担保の相関）

第六十二条 適格金融資産担保付取引の取引相手の信用リスクと当該適格金融資産担保の信用リスクが顕著な正の相関を有する場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、これを信用リスク削減手法として用いないものとする。

（オフ・バランス取引の担保）

第六十三条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、第四十九条第一項の表の第七号に規定する取引において、有価証券の貸付に際して受入れた担保資産、現金若しくは有価証券による担保の提供において担保提供の原因となっている借入資産（取引の相手方に信用事由が発生したときに、担保と同等の効果を提供する資産（以下この条において「担保としての機能を持つ資産」という。）である場合に限る。）、買戻条件付資産売却における売却代金又は売戻条件付資産購入における購入資産（担保としての機能を持つ資産である場合に限る。）が次条各号又は第六十五条各号に掲げるものである場合には、これを適格金融資産担保として扱うことができる。

（簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一 現金及び自組合預金（信用協同組合等がエクスポージャーについてクレジット・リンク債を発行している場合を含む。ただし、マーケット・リスク相当額の算出を行っている信用協同組合等において、マーケット・リスク相当額の算出の対象となっている資産についてクレジット・リンク債を発行している場合については、この限りでない。以下同じ。）

二 金

三 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券

四 適格格付機関が格付を付与している債券であって、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ 中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関が発行した債券であって、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1—4以上であるもの

ロ イに掲げる債券以外の債券であって、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第三十条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。次号ニ（1）及びホ（1）において同じ。）が2—3、3—3、3の2—3、4—3又は6—10（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上であるもの

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第三十条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十七条第一項の表を準用するものとする。次号ニ（2）及びホ（2）において同じ。）が5—3又は7—3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上である短期の債券

五 適格格付機関が格付を付与していない債券であって、次に掲げる条件の全てを満たすもの

イ 発行者が第三十四条から第三十五条の二までに掲げる主体であること。

ロ 取引所金融商品市場、店頭売買有価証券市場又は外国金融商品市場において売買されていること。

ハ 劣後債権でないこと。

ニ 次の（1）又は（2）に掲げる発行者が負っている同順位の債務の区分に応じ、

適格格付機関が当該同順位の債務に当該（１）又は（２）に定める格付を下回る格付を付与していないこと。

（１） 短期の債券以外の債券 ３－３の信用リスク区分に対応する格付

（２） 短期の債券 ５－３の信用リスク区分に対応する格付

ホ 標準的手法を採用する信用協同組合等が、当該債券の信用度が次の（１）又は

（２）に掲げる債券の区分に応じ、当該（１）又は（２）に定める信用度を下回ると信ずるに足る情報を有しないこと。

（１） 短期の債券以外の債券 ３－３の信用リスク区分に対応する格付

（２） 短期の債券 ５－３の信用リスク区分に対応する格付

へ 当該債券に十分な流動性があること。

六 指定国（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）第一条第四十号に規定する指定国をいう。以下同じ。）の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等（株式及び株式に転換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。）

七 投資信託その他これに類する商品（以下「投資信託等」という。）であって、次に掲げる条件の全てを満たすもの

イ 投資対象が簡便手法において担保適格となる資産に限定されていること。ただし、当該投資信託等が投資している資産のリスクをヘッジするために派生商品取引を用いることを妨げない。

ロ 当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

（包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第六十五条 包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保は、前条各号に掲げるもの及び次に掲げるものとする。ただし、レポ形式の取引であって、取引対象の資産がマーケット・リスク相当額の算出の対象になっているもの（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）については、適格金融資産担保の範囲を限定しない。

一 上場株式であって、指定国の代表的な株価指数を構成しない株式を発行している会社の株式等

二 次に掲げる条件の全てを満たす投資信託等

イ 投資対象が前条に掲げる資産及び前号の株式等に限定されていること。ただし、当該投資信託等が投資している資産のリスクをヘッジするために派生商品取引を用いることを妨げない。

ロ 当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

(適格金融資産担保の計算方法の例外)

第六十五条の二 標準的手法を採用する信用協同組合等は、適格金融資産担保が次に掲げる要件の全てに該当する場合には、包括的手法又は簡便手法を用いないものとする。この場合において、エクスポージャーの額のうち当該適格金融資産担保に相当する部分について、当該エクスポージャーの取引相手方のリスク・ウェイトに代えて、第二号に規定する第三者の金融機関に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトを適用することができる。

一 第六十四条第一号に該当するものであること。

二 第三者の金融機関（外国銀行を含み、第一条第七号ロに掲げる者を除く。）において管理されていること（ただし、分別管理されている場合を除く。）。

2 前項の場合において、エクスポージャーと担保の通貨が異なるときは、適格金融資産担保に相当する部分の額は、次の算式により算出するものとする。

$$C* = C \times (1 - H_{fx})$$

C*は、エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合における適格金融資産担保に相当する部分の額

Cは、適格金融資産担保の額

H_{fx}は、エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率（次款に定める方法により算出するものとする。）

第三款 包括的手法

第一目 総則

(所要自己資本の額の計算)

第六十六条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、包括的手法を使用する場合には、信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額（以下「信用リスク削減手法

適用後エクスポージャー額」という。)を、ボラティリティ調整率(エクスポージャー又は適格金融資産担保の価格変動リスクを勘案してエクスポージャー又は適格金融資産担保の額を調整するための値をいう。以下同じ。)を用いて次の算式により算出するものとする。

$$E^* = E \times (1 + H_e) - C \times (1 - H_c - H_{fx})$$

E^* は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額(ただし、零を下回らない値とする。)

E は、エクスポージャーの額

H_e は、エクスポージャーが第四十九条第一項の表の第七号に規定する与信相当額である場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

C は、適格金融資産担保の額

H_c は、適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率

H_{fx} は、エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率

(複数の適格金融資産担保に対するボラティリティ調整率)

第六十七条 前条において、エクスポージャーに対し複数の適格金融資産担保が差し入れられている場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の算式により算出したボラティリティ調整率を当該複数の適格金融資産担保の総額に対して適用することができる。

$$H = \sum_i a_i H_i$$

H は、複数の適格金融資産担保の総額に対して適用するボラティリティ調整率

a_i は、各適格金融資産担保の額が複数の適格金融資産担保の総額に占める割合

H_i は、各適格金融資産担保に対応するボラティリティ調整率

2 前項の規定は、標準的手法を採用する信用協同組合等が取引相手に対して複数の資産を担保として差し入れている場合に準用する。この場合において、前項中「適格金融資産担保」とあるのは「資産」と読み替えるものとする。

(ボラティリティ調整率の種類)

第六十八条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、ボラティリティ調整率について、

次目に定める標準的ボラティリティ調整率を用いるものとする。

第二目 標準的ボラティリティ調整率

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じ、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間	ボラティリティ調整率		
		特定の発行体の場合（パーセント）	特定の発行体以外の発行体であって証券化エクスポージャー以外の場合（パーセント）	証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
信用リスク区分（第五十三条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第五十九条第一項の表又は第六十条第一項の表を準用するものとする。以下この号において同じ。）が1—1、2—1、3—	一年以下	〇・五	一	二
	一年超三年以下	二	三	八
	三年超五年以下		四	
	五年超十年以下	四	六	十六
	十年超		十二	

1、3の2-1、 4-1、5-1、 6-1、6-2、 6-3、6-4若 しくは7-1の場 合又は第八十七 条第三号に該当する 場合				
信用リスク区分が	一年以下	一	二	四
1-2、1-3、	一年超三年以下	三	四	十二
2-2、2-3、	三年超五年以下		六	
3-2、3-3、	五年超十年以下	六	十二	二十四
3の2-2、3の 2-3、4-2、 4-3、5-2、 5-3、6-5、 6-6、6-7、 6-8、6-9、 6-10、7-2 若しくは7-3の 場合又は第八十七 条第五号の条件を 満たす場合	十年超		二十	
信用リスク区分が				
1-4又は2-4 の場合	全ての期間	十五	一	一

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じ、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
指定国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等及び金	二十パーセント
上場株式（指定国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等を除く。）	三十パーセント
投資信託等	投資信託等の投資対象に適用されるボラティリティ調整率のうち最も高いもの。この場合において、当該投資信託等の個々の資産及び取引を直接保有する者とみなすことができるときは、当該資産及び取引に適用されるボラティリティ調整率の加重平均値を用いることができる。
現金及び自組合預金	零パーセント
適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第四十九条第一項の表の第七号に定める与信相当額を算出する場合、SA—CCRを用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出する場合においてこれらの取引に係る与信相当額が算出される担保の提供に用いるとき又は第六十五条ただし書の定めるところによりレポ形式の取引について第六十四条各号及び第六十五条各号に掲げるもの以外の資産を用いる場合に限る。以下同じ。）	三十パーセント

2 標準的ボラティリティ調整率を用いる標準的手法を採用する信用協同組合等が、エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率は、毎営業日の時価評価を行っており、かつ、保有期間が十営業日のとき、八パーセントとする。

第三目 削除

第七十条から第七十四条まで 削除

第四目 ボラティリティ調整率の調整

(ボラティリティ調整率の調整)

第七十五条 適格金融資産担保付取引に包括的手法を用いる場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整及び担保額調整又は時価評価の頻度によるボラティリティ調整率の調整を行うものとする。

2 前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリティ調整率が前提としている保有期間及び第一号イからホまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次のイからホまでに掲げる取引及びネットティング・セットの区分に応じ、当該イからホまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの及び当該取引のみを含むネットティング・セット（ホに該当するものを除く。） 五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの及び当該その他資本市場取引のみを含むネットティング・セット（ホに該当するものを除く。） 十営業日

ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日

ニ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの及びその他資本市場取引に該当する取引を含むネットティング・セット（いずれか一方の取引のみを含むネットティング・セットを除く。） 十営業日

ホ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セット 二十営業日

一の二 前号の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間、ネットィング・セットについて、担保額調整に係る係争により、同号の最低保有期間を超える清算期間を要する場合は、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットィング・セットについては、同号に定める最低保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす。

二 「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整」を行うための式は、次に定めるものとする。

$$H_M = H_{10} \sqrt{\frac{T_M}{10}}$$

H_M は、当該取引に適用される最低保有期間の下で、毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っている場合に適用されるボラティリティ調整率（以下同じ。）

T_M は、前号に定める最低保有期間（以下同じ。）

H_{10} は、調整対象となる第九十四条に規定するボラティリティ調整率

3 第一項に定める「担保額調整又は時価評価の頻度によるボラティリティ調整率の調整」は、次の式を用いて行うものとする。

$$H = H_M \sqrt{\frac{N_R + (T_M - 1)}{T_M}}$$

H は、当該取引に適用すべきボラティリティ調整率

N_R は、前号第一号イ若しくはロの取引の担保額調整又は同号ハの取引の時価評価の間隔（営業日数）

第五目 ボラティリティ調整率の適用除外

（ボラティリティ調整率の適用除外）

第七十六条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次に掲げる要件の全てを満たすレポ形式の取引については、第六十六条又は第七十九条の算式においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。

- 一 当該レポ形式の取引が、中核的市場参加者を取引の相手方とする取引であること。
- 二 エクスポージャー及び適格金融資産担保の双方が、現金、自組合預金又は中央政府等及び我が国の地方公共団体の発行する債券のうち標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものであること。

- 三 エクスポージャー及び適格金融資産担保が、同一の通貨建てであること。
- 四 当該レポ形式の取引が取引の実行日の翌営業日に終了すること、又は標準的手法を採用する信用協同組合等がエクスポージャーと適格金融資産担保の双方につき毎営業日に時価評価を行うとともに担保額調整に服していること。
- 五 取引相手が担保額調整に係る義務を履行せず、担保の処分を行う場合、当該担保額調整のために行った時価評価の日から担保の処分が可能となるまでの日数が四営業日以内であること。
- 六 当該取引の決済を処理するために用いている外部のシステムの信頼性が確保されていること。
- 七 当該取引が、中核的市場参加者間で同種の取引のために一般に用いられている約定形態を満たした取引となっていること。
- 八 取引相手が現金又は証券を引き渡す義務、追加担保を提供する義務その他の義務を履行しない場合に当該標準的手法を採用する信用協同組合等が当該取引を直ちに終了可能であることが、文書で明示されていること。
- 九 当該標準的手法を採用する信用協同組合等が取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が取引相手について発生した場合に、当該標準的手法を採用する信用協同組合等が、直ちに担保を処分する権利を有していること。

2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関及び外国の中央政府以外の公共部門
- 二 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第三十五条においてリスク・ウェイトが規定されている第一種金融商品取引業者及び経営管理会社、金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社、貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に基づき金融庁長官が指定する短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行
- 三 銀行法第十六条の二第一項第五号、第五号の二及び第九号に規定するもののうち、標準的手法で二十パーセントのリスク・ウェイトが適用される会社
- 四 自己資本規制又は借入れ若しくは派生商品取引の利用による投資効果の拡大を制限

する規制が適用されている投資信託等

五 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）及び企業年金連合会

六 金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関

（外国におけるレポ形式の取引）

第七十七条 標準的手法を採用する信用協同組合等が外国通貨建ての債券を用いてレポ形式の取引を行う場合、ボラティリティ調整率を適用不要とする範囲は、当該通貨の発行国における基準に従う。

第六目 法的に有効な相対ネットティング契約下にあるレポ形式の取引に対するボラティリティ調整率の使用

（レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に対する法的に有効な相対ネットティング契約の適用）

第七十八条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネットティング契約下にある全てのレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること

。

二 前号に規定する場合において、当該他方の当事者による担保の速やかな処分が認められること。

2 前項に規定する場合において、法的に有効な相対ネットティング契約の対象となる取引のうち一以上の取引がマーケット・リスク相当額の算出の対象に含まれるときは、当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める条件を満たすときに限り、当該相対ネットティング契約の効果を勘案することができる。

一 毎営業日において、当該相対ネットティング契約下にある全ての取引を時価評価していること。

二 当該相対ネットティング契約の対象となる取引のうちマーケット・リスク相当額の算出の対象である取引において用いられている担保が、包括的手法における適格金融資産担保であること。

(計算方法)

第七十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前条の条件を満たし、法的に有効な相対ネットティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について相対ネットティング契約の効果を勘案する場合には、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を次の算式により算出するものとする。

$$E^* = (\Sigma E - \Sigma C) + 0.4 \times \text{ネット・エクスポージャー} + 0.6 \times (\text{グロス・エクスポージャー} / \sqrt{N}) + \Sigma (E_{fx} \times H_{fx})$$

E^* は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

ΣE は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において相手方に提供している資産の時価の合計額

ΣC は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において相手方から受領している資産の時価の合計額

ネット・エクスポージャーは、 $\Sigma (E_s \times H_s)$ により算出される額の絶対値

グロス・エクスポージャーは、 $\Sigma (E_s \times |H_s|)$ により算出される額

\sqrt{N} は、ネットティング・セットに含まれる証券の数を指す N の平方根（ただし、 E_s がネットティング・セット内の最大の E_s の値の十パーセント未満の証券は、 N の数に含めない。）

E_s は、証券ごとのネット・ポジションの時価の絶対値

H_s は、証券ごとのネット・ポジションの時価の符号が正の場合にあっては当該証券に適用すべきボラティリティ調整率、証券ごとのネット・ポジションの時価の符号が負の場合にあっては当該証券に適用すべきボラティリティ調整率にマイナースーを乗じた値

$|H_s|$ は、 H_s の絶対値

E_{fx} は、通貨ごとのネット・ポジションのうち、決済通貨と異なる通貨によるポジションの額の絶対値

H_{fx} は、エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率

第七目 レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引におけるボラティリティ調整率の下限

(ボラティリティ調整率の下限の対象範囲)

第八十条 包括的手法を用いる標準的手法を採用する信用協同組合等が、特定の取引相手と行う次に掲げる取引（第八十二条第一項及び第八十三条第一項において「対象証券金融取引」という。）については、ボラティリティ調整率の下限（適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案できない取引を判定するための基準をいう。以下同じ。）を適用するものとする。

一 次に掲げる要件の全てを満たすレポ形式の取引

イ 適格金融資産担保が中央政府等の債券以外であること。

ロ 証券の借入先となる取引の相手方に対して現金による担保の提供を行っていること、又は証券の売戻条件付購入を行っていること。

二 証券の貸借取引（取引の相手方に対して現金による担保の提供を行っているものを除く。）のうち、第八十二条第一項第二号ロに掲げる算式により算出される値が正の値である取引

三 適格金融資産担保付取引（取引の相手方が当該標準的手法を採用する信用協同組合等より借り入れた金銭を用いて購入する有価証券を当該標準的手法を採用する信用協同組合等に担保として供するものであり、取引の相手方が個人でないものに限る。）

のうち、適格金融資産担保が中央政府等の債券以外である取引

四 前条の規定により信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額を算出する法的に有効な相対ネットティング契約下におけるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引のネットティング・セットのうち、次に掲げるネットティング・セット（ただし、ネットティング・セットに含まれる全ての取引が現金又は中央政府等の債券に係るもの及び個人に対する法的に有効な相対ネットティング契約下にある前号に掲げる取引に係るものを除く。）

イ 現金のネット・ポジションが正のネットティング・セット

ロ 第八十三条第一項第二号に掲げる算式により算出される値が正の値であるネットティング・セット（イに該当するものを除く。）

2 前項の「特定の取引相手」とは、次に掲げる者以外の者をいう。

一 中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関及び外国の中央政府以外の公共部門

二 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、銀行持株会社、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準及び流動性比率の基準又はこれらと類似の基準の適用を受ける外国銀行及び銀行持株会社に準ずる外国の会社、第三十五条第一項においてリスク・ウェイトが規定されている第一種金融商品取引業者（外国の者を除く。）及び経営管理会社（外国の者を除く。）、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準及び流動性比率の基準又はこれらと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者（外国の者に限る。）及び経営管理会社（外国の者に限る。）、第三十五条の二第一項においてリスク・ウェイトが規定されている保険会社及び保険持株会社、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準及び流動性比率の基準又はこれらと類似の基準の適用を受ける保険会社に準ずる外国の者及び保険持株会社に準ずる外国の者、金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社、貸金業法施行令第一条の二第三号に基づき金融庁長官が指定する短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行

三 中央清算機関

（ボラティリティ調整率の下限の適用除外）

第八十一条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる取引については、ボラティリティ調整率の下限を適用することを要しない。

一 次のイ又はロに掲げる場合に該当する現金担保付証券貸借取引（証券を借り入れて、かつ、現金を担保として差し入れる取引をいう。）

イ 証券が長期のマチュリティで貸し付けられる場合であって、取引の相手方が担保として差し入れられた現金を同一又はより短いマチュリティにおいて再投資する場合

ロ 証券が短期のマチュリティで貸し付けられる場合であって、取引の相手方が金融安定理事会による提言を勘案した現金担保再投資の管理を行っていることについて疎明できる場合

二 前条第一項第二号に掲げる取引であって、取引の相手方に担保として差し入れた証券が次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

イ 再利用することが法令等により禁止されていること。

ロ 再利用されないことを疎明できること。

(適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案できない対象証券金融取引)

第八十二条 包括的手法を用いる標準的手法を採用する信用協同組合等は、ネットイン
グ・セットに含まれない単一の証券（ポートフォリオ単位の取引を含む。）が取引され
る対象証券金融取引において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める
要件を満たす場合には、当該対象証券金融取引に適格金融資産担保を信用リスク削減手
法として用いないものとする。

一 第八十条第一項第一号又は第三号に掲げる対象証券金融取引の場合 イに掲げる算
式により算出される値がロに掲げる値を下回ること。

$$\text{イ} \left(\frac{C}{E} \right) - 1$$

Eは、エクスポージャーの額をいう。

Cは、適格金融資産担保の額をいう。

ロ 次項に規定する借入証券、担保として差し入れられた証券又は売戻条件付購入し
た証券の種類に応じて適用されるボラティリティ調整率の標準的下限（複数の証券
である場合には、証券の額で加重平均したボラティリティ調整率の標準的下限とす
る。）

二 第八十条第一項第二号に掲げる対象証券金融取引の場合 イに掲げる算式により算
出される値がロに掲げる算式により算出される値を下回ること。

$$\text{イ} \left(\frac{C_B}{C_A} \right) - 1$$

C_Aは、貸出証券又は担保として差し入れた証券の額をいう。

C_Bは、借入証券又は担保として差し入れられた証券の額をいう。

$$\text{ロ} \frac{1+f_B}{1+f_A} - 1$$

f_Aは、貸出証券又は担保として差し入れた証券に適用されるボラティリティ調整率
の標準的下限（ただし、中央政府等の債券の場合は零とし、複数の証券である場
合は証券の額で加重平均したボラティリティ調整率の標準的下限とする。）をい
う。

f_Bは、借入証券又は担保として差し入れられた証券に適用されるボラティリティ調
整率の標準的下限（ただし、中央政府等の債券の場合は零とし、複数の証券であ
る場合は証券の額で加重平均したボラティリティ調整率の標準的下限とする。）

をいう。

- 2 前項の「ボラティリティ調整率の標準的下限」とは、証券の種類に応じ、次の表に定めるものをいう。

証券の種類	ボラティリティ調整率の標準的下限	
	当該証券の発行体が中央政府等以外であって、当該証券が証券化エクスポージャー以外である場合（パーセント）	当該証券が証券化エクスポージャーである場合（パーセント）
残存期間が一年以下の債券及び変動金利債	〇・五	一
残存期間が一年超五年以下の債券	一・五	四
残存期間が五年超十年以下の債券	三	六
残存期間が十年超の債券	四	七
指定国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等	六	
その他の資産	十	

- 3 取引の当事者（標準的手法を採用する信用協同組合等及び取引の相手方をいう。次条第二項において同じ。）によって担保の徴求が行われた場合は、決済までの期間によらず、当該担保を第一項第一号イ並びに第二号イ及びロに掲げる算式において勘案することができる。

（適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案できない法的に有効な相対ネットティング契約下にある対象証券金融取引）

第八十三条 包括的手法を用いる標準的手法を採用する信用協同組合等は、相対ネットティング契約下にある対象証券金融取引において、ネットティング・セットごとに計算する第一号に掲げる算式により算出される値が第二号に掲げる算式により算出される値を下回

る場合には、当該ネットイング・セットに対して適格金融資産担保（前条第二項の表に掲げるものに限る。）を信用リスク削減手法として用いないものとする。この場合において、当該対象証券金融取引に対して期待エクスポージャー方式を用いるときは、ネットイング・セットの与信相当額の算出に適格金融資産担保（同項の表に掲げるものに限る。）を勘案しないものとする。

$$一 \quad \frac{(\sum_t C_t - \sum_s E_s)}{\sum_s E_s}$$

$\sum_t C_t$ は、ネットイング・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは借入れとなる証券又は現金の取引額の合計額（次号において同じ。）

$\sum_s E_s$ は、ネットイング・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは貸付けとなる証券又は現金の取引額の合計額（次号において同じ。）

$$二 \quad \left[\left(\frac{\sum_s \left(\frac{E_s}{1+f_s} \right)}{\sum_s E_s} \right) / \left(\frac{\sum_t \left(\frac{C_t}{1+f_t} \right)}{\sum_t C_t} \right) \right] - 1$$

E_s は、ネットイング・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは貸付けとなる特定の証券又は現金の取引額

f_s は、ネットイング・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは貸付けとなる証券又は現金の前条第二項に規定するボラティリティ調整率の標準的下限（ただし、現金又は中央政府等の債券の場合は零とする。）をいう。

C_t は、ネットイング・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは借入れとなる特定の証券又は現金の取引額

f_t は、ネットイング・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは借入れとなる証券又は現金の前条第二項に規定するボラティリティ調整率の標準的下限（ただし、現金の場合は零とする。）をいう。

- 2 取引の当事者によって担保の徴求が行われた場合には、決済までの期間によらず、当該担保を前項各号に掲げる算式において勘案することができる。

第八十四条から第八十七条まで 削除

第八目 包括的手法における担保付派生商品取引

(カレント・エクスポージャー方式による計算方法)

第八十八条 標準的手法を採用する信用協同組合等が包括的手法を適用する場合であつて、第五十条第二項の規定により先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、次の式により算出する。

$$E* = (RC + \text{アドオン}) - C_A$$

E*は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第五十三条第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

C_Aは、H_c（適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及びH_{fx}（エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額

- 2 法的に有効な相対ネットティング契約が存在する場合には、前項のRCは第五十三条第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。
- 3 前項に規定する場合において、第一項のH_{fx}は、当該相対ネットティングが行われる場合の決済通貨と金融資産担保の通貨が異なるときに適用するものとする。

(SA—CCR等による計算方法)

第八十八条の二 標準的手法を採用する信用協同組合等が包括的手法を用いる場合であつて、第五十条第一項の規定により先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引についてSA—CCRを使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、次の算式により算出するものとする。

$$E* = \alpha \times (RC + PFE)$$

E*は、信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額（ただし、零を下回る場合にあっては零とする。）

α は、1.4

RCは、第五十一条第一項に定める再構築コスト

PFEは、第五十一条第一項に定める将来の潜在的なエクスポージャー額

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、標準的手法を採用する信用協同組合等が第五十二条第一項の承認を受けた場合には、信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額を期待エクスポージャー方式により算出することができる。

第四款 簡便手法

(前提条件)

第八十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、適格金融資産担保について簡便手法を用いる場合には、次の条件を満たすものとする。

- 一 エクスポージャーの残存期間が、当該適格金融資産担保の残存期間を超えていないこと。
- 二 当該適格金融資産担保が、時価評価され、かつ、少なくとも六月に一回以上再評価されること。

(計算方法)

第九十条 簡便手法においては、標準的手法を採用する信用協同組合等は、エクスポージャーの額のうち信用リスク削減手法の適用されている部分について、取引相手に対するリスク・ウェイトに代えて、担保となる資産のリスク・ウェイトを適用する。ただし、次条に掲げる場合を除き、リスク・ウェイトは二十パーセントを下回らないものとする。

(二十パーセント・フロアの適用除外)

第九十一条 適格金融資産担保付取引が次の各号に掲げるものである場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

- 一 レポ形式の取引であって、第七十六条第一項各号に掲げる要件の全てを満たすとき。 零パーセント
- 二 レポ形式の取引であって、第七十六条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる要件の全てを満たすとき。 十パーセント

三 派生商品取引に係るエクスポージャー（カレント・エクスポージャー方式を使用する場合に限る。）と担保が同一の通貨建てであり、かつ、標準的手法を採用する信用協同組合等が毎営業日に時価評価を行っている場合において、現金又は自組合預金が担保であるとき。 零パーセント

四 前号に規定する場合において、中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券が担保であり、かつ、当該債券の標準的手法におけるリスク・ウェイトが零パーセントのとき。 十パーセント

五 エクスポージャーと担保が同一の通貨建てであり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき（前各号に該当する場合を除く。）。 零パーセント

イ 担保が現金又は自組合預金であること。

ロ 担保が中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券であつて、当該債券の標準的手法におけるリスク・ウェイトが零パーセントであり、かつ、担保価額を時価の八十パーセント以下としていること。

（担保付派生商品取引の計算方法等）

第九十一条の二 前款第七目（第八十三条を除く。）及び第八目の規定は、標準的手法を採用する信用協同組合等が、適格金融資産担保について簡便手法を用いる場合について準用する。この場合において、第八十条第一項、第八十二条第一項、第八十八条第一項及び第八十八条の二第一項中「包括的手法」とあるのは、「簡便手法」と読み替えるものとする。

（担保付派生商品取引の計算方法の例外）

第九十一条の三 前条において準用する第八十八条の規定にかかわらず、標準的手法を採用する信用協同組合等が、カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、第五十三条に規定する方法で適格金融資産担保を用いないときの与信相当額を計算し、第九十条及び第九十一条に規定する方法により当該適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案することができる。

第五款 貸出金と自組合預金の相殺

（貸出金と自組合預金の相殺）

第九十二条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次に掲げる条件を全て満たす場合には、相殺契約下にある貸出金と自組合預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とすることができる。ただし、貸出金と自組合預金の通貨が同一でない場合には、第六十九条第二項に定めるところに従って、担保とエクスポージャーの通貨が異なる場合のボラティリティ調整率を預金の額に適用することを要する。

一 当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、取引相手（相殺の対象となる自組合預金の預金者をいう。以下この款において同じ。）の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかわらず、当該取引に関連する国において貸出金と自組合預金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。

二 当該標準的手法を採用する信用協同組合等が、同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合預金をいずれの時点においても特定することができること。

三 自組合預金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること。

四 関連するエクスポージャーについて、貸出金と自組合預金の相殺後の額が、監視及び管理されていること。

2 前項に定めるボラティリティ調整率の計算に係る条件については、包括的手法に関する規定を準用する。ただし、最低保有期間は十営業日とする。

第六款 保証及びクレジット・デリバティブ

第一目 適格要件

（保証及びクレジット・デリバティブに共通の条件）

第九十三条 標準的手法を採用する信用協同組合等が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合には、当該保証又はクレジット・デリバティブは、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

一 保証又はクレジット・デリバティブが、保証人又はプロテクション提供者に対する直接的な債権となっていること。

二 被保証債権若しくは原債権又は保証若しくはクレジット・デリバティブの対象となしうる債権の範囲が明らかになっていること。

三 当該標準的手法を採用する信用協同組合等が保証若しくはクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果の提供を受けるために必要な支払を行わない場合又は第

百四条第二号イに基づく取扱いを行う場合を除いて、信用リスク削減効果の提供が中止されないこと。

三の二 保証人又はプロテクション提供者が合意された残存期間を事後において変更できないこと。

四 被保証債権又は原債権の債務者の信用度が悪化した場合に継続して信用リスク削減効果を享受するために、保証人又はプロテクション提供者に対する支払を実質的に追加することが必要とされないこと。

五 保証又はクレジット・デリバティブ契約の文書が作成されていること。

六 保証又はクレジット・デリバティブは、被保証債務について支払不履行が生じた場合又はクレジット・デリバティブについて第九十五条第一号に規定する事由（第九十六条を適用する場合においては、第九十五条第一号イ又はロに規定する事由）が生じた場合に、保証人又はプロテクション提供者が適時に支払を行うことを妨げる条項を含まないこと。

（保証に関する条件）

第九十四条 標準的手法を採用する信用協同組合等が保証を信用リスク削減手法として用いる場合には、当該保証は、前条に定めるもののほか、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

一 保証債務を履行すべき事由が生じた場合、標準的手法を採用する信用協同組合等は被保証債権の債務者に対して訴訟による請求を行うことなしに、保証人に対して速やかに保証債務の履行（被保証債権の債務者が行うこととしていた支払予定に沿った支払の形態を取るものを含む。）を請求できること。

二 被保証債権の債務者が標準的手法を採用する信用協同組合等に支払うべき債務のうち、手数料、利息その他の元本以外のもの（以下「元本以外の関連債務」という。）も保証の対象としていること。

2 前項第二号の規定にかかわらず、被保証債務が元本のみである場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、元本以外の関連債務は保証されていないものとして認識し、第百条の規定により取り扱うことができる。

（クレジット・デリバティブに関する条件）

第九十五条 標準的手法を採用する信用協同組合等がクレジット・デリバティブを信用リ

スク削減手法として用いる場合には、当該クレジット・デリバティブは、第九十三条に定めるもののほか、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

一 当該クレジット・デリバティブは、次に掲げる事由の発生に基づき、支払を受けられるものであること。

イ 原債権に係る支払義務の不履行（免責額の定めを設けることを妨げない。）

ロ 原債権の債務者に係る破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは支払不能又は原債権の弁済期の到来時に債務不履行となる可能性が極めて高いことを認定した文書の存在その他これらに類する事由

ハ 原債権の元本、利息又は手数料の支払に関する減免又は猶予の発生のうち、原債権の債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行われたもの

二 プロテクション提供者が前号に掲げる事由の発生に基づく支払額を原債権の債務者の特定の債務についての評価額に基づいて算定し、これを現金で支払うことで決済できる場合には、当該評価を適切に行うための手続（当該評価を行うまでの期間の定めを含む。）が確立していること。

三 第一号に掲げる事由の発生に基づく決済のために、当該標準的手法を採用する信用協同組合等がプロテクション提供者に対して原債権を譲渡することを義務付けられている場合であって、当該譲渡に際して原債権の債務者の同意を要するときは、当該同意は理由なく留保されないことが、原債権に係る文書で定められていること。

四 当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、プロテクション提供者に第一号に掲げる事由の発生を通知する権利を有しており、かつ、当該事由の発生の有無を判断する者が、明確であること。ただし、当該判断はプロテクション提供者のみが行い得るものでないものとする。

五 原債権が決済のための参照債務に含まれていない場合には、決済のための参照債務が原債権と同一又はそれに劣後する支払順位にあり、原債権と決済のための参照債務の債務者が同一であり、かつ、決済のための参照債務が法的に有効なクロス・デフォルト条項等（原債権について第一号に掲げる事由が生じた場合に、参照債務について期限の利益を喪失させることを可能とする条項をいう。次号において同じ。）が設けられていること。

六 原債権が信用事由判断のための参照債務に含まれていない場合には、信用事由判断のための参照債務が原債権と同一又はそれに劣後する支払順位にあり、信用事由判断

のための参照債務と原債権の債務者が同一であり、かつ、信用事由判断のための参照債務が法的に有効なクロス・デフォルト条項等が設けられていること。

七 当該クレジット・デリバティブが、保証と同等の信用リスク削減効果を提供するクレジット・デフォルト・スワップ又はトータル・リターン・スワップであること。ただし、当該標準的手法を採用する信用協同組合等が当該トータル・リターン・スワップにより受領した純受取額を収益として認識する場合には、原債権の価値の減少を帳簿価額の減額又は引当てを通じて認識していることを要する。

(条件の一部を満たさない場合)

第九十六条 クレジット・デリバティブが、前条第一号ハに掲げる事由の発生による支払を受けられないことを除き同条各号に掲げる条件の全てを満たす場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、同条の規定にかかわらず、原債権のうち当該クレジット・デリバティブの想定元本額の六十パーセントに相当する額について信用リスク削減効果を勘案することができる。ただし、想定元本額が原債権の額を上回る場合には、信用リスク削減効果を勘案できる額は、原債権の額の六十パーセントを限度とする。

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第九十七条 標準的手法を採用する信用協同組合等が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合には、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものとするものとする。

- 一 被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び第三十四条から第三十五条の二までに掲げる主体
- 二 前号に掲げる主体以外の主体であって、適格格付機関が格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）

(内部取引によるヘッジ効果の反映)

第九十七条の二 第八条の十一又は第十六条の十一の規定により標準的手法を採用する信用協同組合等の保有するエクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象であるものを除く。）にクレジット・デリバティブ（保証と同等の信用リスク削減効果を提

供するクレジット・デフォルト・スワップ及びトータル・リターン・スワップに限る。)を用いた内部取引によるヘッジ効果を反映する場合には、当該クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を当該エクスポージャーのうちヘッジ効果が反映される部分について勘案することができる。

- 2 第八条の十四第五項又は第十六条の十四第五項の規定により標準的手法を採用する信用協同組合等の第五十条第一項に規定する派生商品取引の与信相当額にクレジット・デリバティブ(保証と同等の信用リスク削減効果を提供するクレジット・デフォルト・スワップに限る。)を用いた内部取引をヘッジ手段として利用する場合には、当該クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を当該与信相当額のうちヘッジ効果が反映される部分について勘案することができる。

第二目 計算方法等

(計算方法)

第九十八条 保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合(前条に規定する場合を除く。)には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分(第九十六条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。)について、被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、第二十七条第二項、第二十九条第一項、第三十一条の二第一項、第三十二条第一項及び第三十三条第一項に定めるリスク・ウェイトは、保証又はクレジット・デリバティブが円建てであり、かつ、当該標準的手法を採用する信用協同組合等の保有するエクスポージャーが円建てで調達されたものである場合に限り適用できるものとする。

- 2 前条に規定する場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、ヘッジ効果が反映される部分の額と当該クレジット・デリバティブの想定元本の額とを相殺することができる。

(免責額の扱い)

第九十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプ

ロテクション提供者（第九十七条の二に規定する場合にあっては、第三者である適格プロテクション提供者。次条、第百一条及び第百四条第二号イにおいて同じ。）が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、当該水準に相当する額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

（比例的な保証又はクレジット・デリバティブ）

第百条 標準的手法を採用する信用協同組合等が信用リスク削減手法として用いる保証による被保証部分又はクレジット・デリバティブによってプロテクションが提供されている部分がエクスポージャーより小さい場合であって、当該標準的手法を採用する信用協同組合等と保証人又はプロテクション提供者が被保証債権又は原債権に係る損失をエクスポージャーの額に対する保証又はプロテクションの額の割合に比例する形で負担するときは、標準的手法を採用する信用協同組合等は、エクスポージャーのうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

（階層化された保証又はクレジット・デリバティブ）

第百一条 標準的手法を採用する信用協同組合等がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法を採用する信用協同組合等が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、当該留保した部分について第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用するものとする。

（エクスポージャーの通貨と保証又はクレジット・デリバティブの通貨の不一致）

第百二条 保証又はクレジット・デリバティブの通貨がエクスポージャーの通貨と一致しない場合における保証額又はクレジット・デリバティブの想定元本額は、次の式により算出された額とする。

$$G_a = G \times (1 - H_{fx})$$

G_a は、調整後の保証額又はクレジット・デリバティブの想定元本額

G は、保証額又はクレジット・デリバティブの想定元本額

Hfxは、保証又はクレジット・デリバティブの通貨とエクスポージャーの通貨が一致しない場合に適用するボラティリティ調整率

- 2 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項のボラティリティ調整率について第七十五条第二項及び第三項の規定によりボラティリティ調整率を調整するものとする。この場合において、最低保有期間は十営業日とし、同項の調整は、為替リスクに関する時価評価の間隔が一営業日より長い場合において行うものとする。
- 3 前項に定める事項を除き、ボラティリティ調整率の計算に係る条件については、包括的手法に関する規定を準用する。

(中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証等)

第百三条 エクスポージャーに対する保証について、中央政府等又は我が国の地方公共団体が再保証を行っている場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に掲げる条件を満たすときに限り、当該保証を中央政府等又は我が国の地方公共団体によるものとして扱うことができる。

- 一 中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証が、保証の対象である債務のうち元本以外の関連債務もその対象としていること。
 - 二 エクスポージャーに対する保証及び中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証が、それぞれ保証の適格要件の全てを満たしていること。ただし、中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証は第九十三条第一号及び第二号の要件を満たすことを要しない。
 - 三 中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証の履行の確実性に問題がなく、かつ、中央政府等又は我が国の地方公共団体が直接に保証した場合と比べて保証の提供範囲が狭いことを示すような過去の実績がないこと。
- 2 前項の規定は、中央政府等又は我が国の地方公共団体が再保証以外の形態で行う信用の補完を用いて信用リスク削減効果を勘案しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「再保証」とあるのは「再保証以外の形態で行う信用の補完」と、同項第三号中「保証した」とあるのは「信用の補完を行った」と、「保証の提供範囲」とあるのは「信用の補完が行われる範囲」と読み替えるものとする。

第七款 信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合の取扱い

(残存期間の定義)

第百四条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、信用リスク削減手法を使用する場合には、次の各号の規定に従い、エクスポージャーの残存期間及び信用リスク削減手法（第九十七条の二に規定する場合にあっては、内部取引のポジションを完全に相殺する外部ヘッジ取引又は外部CVAヘッジ取引。以下この款において同じ。）の残存期間とともに保守的な値とするものとする。

一 エクスポージャーの残存期間は、原則として、債務の履行がなされる期日として考え得るもののうち最も遅い期日に基づいて計算するものとし、猶予期間（支払義務の不履行が期限の利益を喪失させるまでに必要な期間をいう。以下同じ。）が設けられている場合にはこれを残存期間に含めるものとする。

二 信用リスク削減手法の残存期間（前号に規定する場合において、当該標準的手法を採用する信用協同組合等の利用する信用リスク削減手法が当該猶予期間の終了時点まで延長されるものであり、かつ、猶予期間を考慮しない場合のエクスポージャーの最終支払期日において当該延長を行い得るものであるときは、信用リスク削減手法の残存期間は、猶予期間を含むものとして扱うことができる。）は、原則として、イ及びロに定めるほか、信用リスク削減手法に組み込まれたオプションがその残存期間を短縮する可能性を考慮に入れたうえで最短の残存期間を用いるものとする。

イ 信用リスク削減効果（第九十七条の二に規定する場合にあっては、内部取引のポジションを完全に相殺する外部ヘッジ取引又は外部CVAヘッジ取引によるヘッジ効果。ロにおいて同じ。）を終了させる権利を保証人又はプロテクション提供者が持っている場合には、残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

ロ 信用リスク削減効果を終了させる権利を当該標準的手法を採用する信用協同組合等が保有し、終了させない場合に当該標準的手法を採用する信用協同組合等が信用リスク削減効果を早期に終了させる相応の動機（信用リスク削減効果を維持するための費用が被保証人又は原債権の債務者の信用力の低下以外の要因により上昇するものを含む。）を持つときは、信用リスク削減手法の残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

(信用リスク削減手法の残存期間の下限)

第百五条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、信用リスク削減手法の残存期間がエ

クスポートの残存期間を下回り、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合、当該信用リスク削減手法を適用することができない。

- 一 信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、信用リスク削減手法の残存期間が一年を下回るとき。
- 二 信用リスク削減手法の残存期間が三月以下となったとき。

(計算方法)

第百六条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合には、信用リスク削減手法の効果を、次の算式により調整するものとする。

$$Pa = P \times \left\{ \frac{(t - 0.25)}{(T - 0.25)} \right\}$$

Paは、残存期間調整後の信用リスク削減手法の額

Pは、信用リスク削減手法の額（第百二条に定めるところによりボラティリティ調整率が適用される場合には、その調整後の額とする。）

tは、信用リスク削減手法の残存期間を年数で表示した値。ただし、tがTよりも大きい場合にはTを用いる。

Tは、エクスポージャーの残存期間を年数で表示した値。ただし、エクスポージャーの残存期間が五年を超える場合には、五を用いる。

第八款 信用リスク削減手法に関するその他の事項

第一目 複数の信用リスク削減手法の取扱い

(複数の信用リスク削減手法)

第百七条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、一のエクスポージャーに複数の信用リスク削減手法の効果を勘案する場合には、エクスポージャーをそれぞれの信用リスク削減手法を適用する部分に任意に分割し、分割後のエクスポージャーごとに一の信用リスク削減手法を用いるものとする。

(同一提供者による通貨又は残存期間の異なる保証又はクレジット・デリバティブ)

第百八条 一の主体が一のエクスポージャーに対して複数の保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合であって、それらの通貨又は残存期間が異なるときは、標準

的手法を採用する信用協同組合等は、エクスポージャーをそれぞれの保証又はクレジット・デリバティブを適用する部分に分割するものとする。

第二目 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ

(プロテクションを取得した場合)

第百九条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、信用リスク削減手法としてファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを用いないものとする。

(プロテクションを提供した場合)

第百十条 標準的手法を採用する信用協同組合等がファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合には、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

第三目 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等

(プロテクションを取得した場合)

第百十一条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、信用リスク削減手法として特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）を用いないものとする。

(プロテクションを提供した場合)

第百十二条 第百十条の規定は、標準的手法を採用する信用協同組合等がセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条中「ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度

としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポーザーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(特定順位参照型クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合)

第百十三条 第百十条の規定は、標準的手法を採用する信用協同組合等が特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）によるプロテクションの提供における信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポーザーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに、信用リスク・アセットの額の削減効果において、最も小さい一のエクスポーザーから数えて当該特定順位参照型クレジット・デリバティブにおけるあらかじめ特定された順位から一を減じて得られる順位までのエクスポーザーについて削減される信用リスク・アセットの額の合計額を控除することができる」と読み替えるものとする。

第七節 間接清算参加者に対するトレード・エクスポーザーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポーザーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第百十三条の二 標準的手法を採用する信用協同組合等が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポーザーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポーザーについて、与信相当額の算出にカレント・エクスポーザー方式を用いている場合には、当該トレード・エクスポーザーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した

額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{Tm/10}$$

RWA*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、前各節の規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十二条第十一項の規定により算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットイング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

第五章 信用リスクの内部格付手法 【略】

第六章 証券化エクスポージャーの取扱い

第一節 総則

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百二十二条 第四章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。ただし、前章の規定のうち、第百十五条、第百十八条及び第百十九条の規定は、内部格付手法を採用する信用協同組合等が次節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーに係る第二百三十条第一項の K_{IRB} 及び同条第八項に掲げる算式の K_{IRB} を算出するに当たって行う内部格付手法による裏付資産の所要自己資本の額の算出について準用する。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十三条 信用協同組合等は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

- 一 原資産に係る主要な信用リスクが第三者に移転されていること。
- 二 当該信用協同組合等が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、信用協同組合等の倒産手続等においても当該信用協同組合等又は当該信用協同組合等の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に信用協同組合等から隔離されており、かつ、

かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号に規定する外国弁護士をいう。以下同じ。）による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

イ 当該信用協同組合等が譲受人に対して当該原資産の買戻権を有していること。ただし、買戻権の行使が第六号に該当するクリーンアップ・コールである場合は、この限りでない。

ロ 当該信用協同組合等が当該原資産に係る信用リスクを負担していること。ただし、前号に反しない限度での劣後部分の保有は妨げられない。

三 当該証券化取引における証券化エクスポージャーに係る投資家の権利は、原資産の譲渡人である当該信用協同組合等に対する請求権を含むものでないこと。

四 原資産の譲受人が証券化目的導管体であつて、かつ、当該証券化目的導管体の出資持分を有する者が、当該出資持分について任意に質権を設定し、又は譲渡する権利を有すること。

五 原資産の譲渡契約において次のイからハまでに掲げる条項のいずれかが含まれるものでないこと。

イ 原資産の信用力の向上を目的として、当該信用協同組合等が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

ロ 譲渡日以降に当該信用協同組合等による最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを認める条項

ハ 証券化エクスポージャーの裏付資産の信用力の劣化に応じて投資家、第三者たる信用補完提供者その他の当該信用協同組合等以外の者に対する利益の支払を増加させる条項

六 当該証券化取引にクリーンアップ・コールが含まれる場合は、当該クリーンアップ・コールが次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすものであること。

イ クリーンアップ・コールの行使は、当該信用協同組合等の裁量にのみ依存すること。

ロ クリーンアップ・コールが、投資家に損失が移転することを妨げる目的又は当該投資家の保有する証券化エクスポージャーに対して信用補完を提供する目的で組成

されたものでないこと。

ハ クリーンアップ・コールの行使は、原資産又はオリジネーター以外のものが保有する未償還の証券化エクスポージャーの残高が当初の残高の十パーセント以下となった場合に限られること。

七 当該証券化取引に係る契約において、前号イからハまでに掲げる条件の全てを満たすクリーンアップ・コールに係る条項又はやむを得ないと認められる場合における取引の終了を定める条項を除き、当該証券化取引を早期に終了させる権利又は条件を定めた条項が含まれていないこと。

八 一以上のリボルビング型の信用供与を原資産に含む証券化取引に係る契約において、当該リボルビング型の信用供与に係る当該信用協同組合等の持分に対して次に掲げる効果のいずれかをもたらす早期償還条項又はこれに類する条項が含まれていないこと。

イ 当該信用協同組合等の保有する持分が当該信用協同組合等以外の投資家の持分に優先する状況又は当該投資家の持分と同順位にある状況において、当該信用協同組合等の持分を当該投資家の持分よりも劣後させる変更

ロ 当該信用協同組合等の持分が当該証券化取引における劣後部分を構成する状況において、当該信用協同組合等の持分を当該証券化取引の他の当事者の持分よりも更に劣後させる変更

ハ イ及びロ以外の方法により当該信用協同組合等の持分の損失リスクを増加させる変更

九 契約外の信用補完等を提供していないこと。

2 第四章第六節の規定は、前項第六号、第八号若しくは第九号に掲げる条件又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、同節中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「信用協同組合等」と、第八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十七条第二号中「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と、第二百五条及び第百六条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーの残存期間のうち最も長いもの」と読み替えるものとする。

一 原資産に係る主要な信用リスクが第三者に移転されていること。

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ リボルビング型の信用供与を原資産プールに含む証券化取引における信用協同組合等の持分を実質的に劣後させる効果をもたらす早期償還条項、信用事由が生じた場合でも保証、担保権若しくはプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補完の提供が終了する条項又はこれらに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

ロ 原資産を構成するエクスポージャーの平均的な信用力の向上を目的として、信用協同組合等が原資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項

ハ 原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補完の対価が上昇する条項

ニ 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に信用協同組合等による最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを定めた条項

ホ 原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に応じて投資家、第三者である信用補完提供者その他の当該信用協同組合等以外の者に対する利益の支払を増加させる条項

三 信用リスク削減手法に係る契約は、関連のある法律に照らして適法かつ有効に成立しており、当該契約の諸条項に従って強制執行可能なものであることにつき、弁護士等の意見書を取得していること。

3 オリジネーターである信用協同組合等は、資産譲渡型証券化取引において、第一項各号に掲げる条件の全てを満たさない場合又は合成型証券化取引において、前項の規定により第四章第六節の規定が準用される場合であって、これらの証券化取引が、次に掲げる場合のいずれかに該当する早期償還条項を有するときには、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 原資産の補充が行われる仕組みの取引であって、原資産の補充が停止し、かつ、早期償還により信用協同組合等が新規のエクスポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合

二 原資産にリボルビング型の信用供与が含まれる早期償還条項を有する証券化取引のうち、ターム型（信用供与の期間及び額が定められているものをいう。）の信用供与と類似した構造を持ち、原資産のリスクがオリジネーターである信用協同組合等に遡

及せず、かつ、早期償還の実施がオリジネーターである信用協同組合等の権利を実質的に劣後させない場合

三 信用協同組合等が一以上のリボルビング型の信用供与枠を証券化しており、早期償還の開始以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出しのリスクを投資家が負っている場合

四 関連法令の重大な変更その他の証券化された原資産のパフォーマンス又は当該原資産の譲渡人である信用協同組合等の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合

4 クリーンアップ・コールの行使が信用補完を提供する効果を有する場合には、信用協同組合等が契約外の信用補完等を提供したものとみなす。

(証券化取引のデュー・ディリジェンス等)

第二百二十四条 信用協同組合等は、次に掲げる条件の全てを満たす場合に限り、次節第二款に規定する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計測手法を適用することができる。

一 信用協同組合等の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

二 信用協同組合等の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

三 信用協同組合等の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

四 信用協同組合等が、第一条第一号の二ただし書の規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五 前各号に掲げる条件の全てを満たすための管理規程等を作成していること。

2 次節の規定にかかわらず、信用協同組合等は、前項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない証券化エクスポージャーについて千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを

適用するものとする。

3 信用協同組合等は、第一項の場合において、当該信用協同組合等が証券化エクスポージャー（第二百二十七条に規定する証券化エクスポージャーを除く。）を保有する証券化取引のオリジネーター（当該信用協同組合等がオリジネーターである場合を含む。）が次に掲げる条件のいずれかを満たしていることを確認することができないときは、オリジネーターの原資産に対する関与の状況、原資産の質その他の事情から不適切な原資産の組成がされていないと判断することができない限り、当該証券化エクスポージャーについて次節第二款の規定により算出されるリスク・ウェイトに三を乗じて得られる値（千二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセント）を当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いるものとする。

一 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの全てのトランシェを均等に保有し（信用リスクをヘッジする方法その他の方法によりオリジネーターが実質的に信用リスクを負担していない部分については、保有していないものとみなす。以下この項において同じ。）、かつ、当該証券化エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

二 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシェを保有し、かつ、当該エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

三 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシェが五パーセント未満であって、当該トランシェの全てを保有するとともに、当該トランシェ以外の各トランシェを均等に保有し、かつ、当該エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

四 当該証券化取引における証券化エクスポージャーを継続的に保有することにより、当該オリジネーターが負担する信用リスクが前各号の条件を満たす場合の信用リスクと同等以上であると認められること。

（一の証券化取引における所要自己資本の総額の上限）

第二百二十四条の二 信用協同組合等は、一の証券化取引（再証券化取引を除く。）において保有する一以上の証券化エクスポージャーの所要自己資本の額（第二百二十四条の四の規定に基づいて算出される証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額をいう。）の総額について、当該証券化エクスポージャー

が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該証券化エクスポージャーの裏付資産に係る所要自己資本の額（信用協同組合等が内部格付手法を採用する信用協同組合等であって、当該証券化エクスポージャーが第二号又は第三号に該当する場合には、自己を標準的手法を採用する信用協同組合等とみなして計算する裏付資産に係る所要自己資本の額とする。）の合計額に当該信用協同組合等の持分比率（一のトランシェについて当該信用協同組合等が保有する一以上の証券化エクスポージャーの名目額を当該トランシェ全体の名目額で除して得た割合をいう。次項において同じ。）を乗じて得た額を上限とすることができる。

- 一 次節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー
 - 二 信用協同組合等が当該証券化取引のオリジネーターである場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー
 - 三 当該証券化取引のオリジネーターに該当しない内部格付手法を採用する信用協同組合等が、第十条第一項及び第十八条第一項の信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出する場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー（第十条第一項及び第十八条第一項の新所要自己資本の額の算出において第一号に該当し、この項の規定を適用している証券化エクスポージャーに限る。）
- 2 前項に規定する裏付資産に係る所要自己資本の額の合計額に当該信用協同組合等の持分比率を乗じて得た額は、次に掲げる算式により算出される額とする。

$$\text{裏付資産のエクスポージャーの総額} \times K_P \times P$$

K_P は、裏付資産に係る所要自己資本率（裏付資産のプールがIRBプールである場合にあっては第二百三十条の規定に基づいて算出される K_{IRB} を、SAプールである場合にあっては第二百四十一条の規定に基づいて算出される K_{SA} を、混合プールの場合にあっては裏付資産のうち第一条第七十二号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分について第二百三十条の規定に基づいて算出される K_{IRB} と当該部分以外の部分について第二百四十一条の規定に基づいて算出される K_{SA} とを、それぞれの部分のエクスポージャー額で加重平均して得られる値とする。）

P は、トランシェごとに算出した当該信用協同組合等の持分比率のうち最大のもの

- 3 第一項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び信用補

完機能を持つI/Oストリップスは、証券化エクスポージャーの所要自己資本の額の総額に含めないものとする。

(重複するエクスポージャーの取扱い)

第二百二十四条の三 信用協同組合等は、一の証券化取引において保有する一の証券化エクスポージャーに係る義務を履行することによって、いかなる状況下においても、当該証券化取引において当該信用協同組合等が保有する他の証券化エクスポージャーに係る全ての損失が回避されることが明らかである場合には、これらの証券化エクスポージャーの間に重複の状態が存在するものとして取り扱うことができる。この場合において、当該信用協同組合等は、これらの証券化エクスポージャーのそれぞれについて算出した信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該一の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

第一款 総則

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第二百二十四条の四 信用協同組合等は、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 信用補完機能を持つI/Oストリップス 千二百五十パーセント

二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 次款の規定により算出されるリスク・ウェイト

2 前項において、オン・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる額を当該各号に定める額から控除することができる。

一 信用協同組合等が保有するオン・バランス資産項目の証券化エクスポージャーに対して計上している個別貸倒引当金 当該証券化エクスポージャーの額

二 オリジネーターである信用協同組合等が証券化取引の原資産に対して計上している個別貸倒引当金又は証券化取引において原資産の譲渡時に行ったディスカウントの額 (返金を要しないものに限る。) 当該証券化取引について信用協同組合等が保有す

る証券化エクスポージャー（この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）の額

3 第一項において、オフ・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じ、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額を当該証券化エクスポージャーの額とする。

一 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 十パーセント

二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 百パーセント

4 第一項において、派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、SA—CCR、期待エクスポージャー方式又はカレント・エクスポージャー方式のいずれかを用いるものとする。

5 前項において、派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの額の算出に用いる計算方式の選択に当たっては、標準的手法を採用する信用協同組合等又は内部格付手法を採用する信用協同組合等が直接保有する派生商品取引に係るエクスポージャーの与信相当額又はEADの算出に用いている計算方式と同じ方式を用いるものとする。ただし、当該派生商品取引に係るエクスポージャーの与信相当額又はEADの算出に用いている方式が複数ある場合には、そのいずれかの方式を用いるものとする。

第二款 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの取扱い

第一目 総則

（リスク・ウェイトの算出）

第二百二十五条 前条第一項第二号に掲げる証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、当該リスク・ウェイトの算出方式を次条の規定により判定するものとし、当該判定された算出方式に基づき、次目から第八目までに定めるところによりリスク・ウェイトを算出するものとする。

2 前項の規定によりリスク・ウェイトを算出することができない場合には、同項の証券化エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(リスク・ウェイトの算出方式の判定)

第二百二十六条 IRBプールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、内部格付手法準拠方式を用いるものとする。

2 SAプールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める方式を用いるものとする。

一 適格格付機関の格付が付与されている場合又は第二百三十五条に規定する推定格付が存在する場合 外部格付準拠方式

二 前号に掲げる場合以外の場合 標準的手法準拠方式

3 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、前項第二号の場合において、ABCPプログラム（ABCPの満期が一年以内のものに限る。）に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、金融庁長官の承認を受けたときに限り、標準的手法準拠方式に代えて、第四目に規定する内部評価方式を用いることができる。

4 混合プールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める方式を用いるものとする。

一 当該証券化エクスポージャーの裏付資産のプールを構成するエクスポージャーのうち、第一条第七十二号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすエクスポージャーが占める割合が九十五パーセント以上である場合 内部格付手法準拠方式

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該混合プールをSAプールとみなして、前二項の規定により判定されるリスク・ウェイトの算出方式

5 前各項の規定にかかわらず、再証券化エクスポージャーについて適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、標準的手法準拠方式を用いるものとする。

(金利スワップ又は通貨スワップ等の派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの取扱い)

第二百二十七条 信用協同組合等が、その保有する証券化エクスポージャーに関してマーケット・リスクに対するヘッジ手段の提供を目的として派生商品取引を締結している場合において、当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用

するものとする。

- 一 当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクスポージャーと同順位にある他の証券化エクスポージャーが存在する場合 当該他の証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイト
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクスポージャーに劣後する他の証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイト

第二目 内部格付手法準拠方式 【略】

第三目 外部格付準拠方式

(リスク・ウェイト)

第二百三十四条 外部格付準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める比率とする。

- 一 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が長期格付の場合 次のイ又はロに定めるところにより算出される比率
- イ 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合には、次の表に掲げる当該格付に対応する信用リスク区分及び当該証券化エクスポージャーの残存期間（前条第八項の規定により算出される証券化エクスポージャーの残存期間（ M_T ）をいう。以下この目及び第七目において同じ。）の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトとする。ただし、証券化エクスポージャーの残存期間が一年を超え、かつ、五年未満である場合には、当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、同表から得られる一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウェイトを用いた線形補間によって得られる比率とする。

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	一年 (パーセント)	五年 (パーセント)
6—1	十五	二十
6—2	十五	三十
6—3	二十五	四十

6-4	三十	四十五
6-5	四十	五十
6-6	五十	六十五
6-7	六十	七十
6-8	七十五	九十
6-9	九十	百五
6-10	百二十	百四十
6-11	百四十	百六十
6-12	百六十	百八十
6-13	二百	二百二十五
6-14	二百五十	二百八十
6-15	三百十	三百四十
6-16	三百八十	四百二十
6-17	四百六十	五百五
6-18	千二百五十	

ロ 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合には、次に掲げる算式により算出される比率（当該比率が十五パーセントを下回る場合には、十五パーセント）とする。

$$R \times [1 - \min(T; 50\%)]$$

R及びTは、それぞれ次に掲げるものとする。

Rは、次の表に掲げる当該証券化エクスポージャーの格付に対応する信用リスク区分及び当該証券化エクスポージャーの残存期間の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトをいう。ただし、証券化エクスポージャーの残存期間が一年を超え、かつ、五年未満である場合には、当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、同表から得られる一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウェイトを用いた線形補間によって得られる比率とする。

Tは、当該証券化エクスポージャーのデタッチメント・ポイント（D）からアタッチメント・ポイント（A）を控除して得られる数値

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	1年	5年

	(パーセント)	(パーセント)
6-1	15	70
6-2	15	90
6-3	30	120
6-4	40	140
6-5	60	160
6-6	80	180
6-7	120	210
6-8	170	260
6-9	220	310
6-10	330	420
6-11	470	580
6-12	620	760
6-13	750	860
6-14	900	950
6-15	1050	
6-16	1130	
6-17	1250	
6-18	1250	

二 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が短期格付の場合 次の表に掲げる当該格付に対応する信用リスク区分の区分に応じ、同表に定める比率

信用リスク区分	リスク・ウェイト (パーセント)
7-1	十五
7-2	五十
7-3	百
7-4	千二百五十

2 信用協同組合等が保有する証券化エクスポージャーについて外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトが、同一の証券化取引における最優先証券化エクスポージャー（格付（次条に規定する推定格付を含む。）及び残存期間が当該保有する証券化エクスポージャーと同一のものに限る。以下この項において「フロア参照証券化エク

ポージャー」という。)について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトはフロア参照証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとする。

(推定格付の利用に関する運用要件)

第二百三十五条 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャーは、当該証券化エクスポージャーと同順位であるもの又は当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの(以下この条及び次条第一項において「参照証券化エクスポージャー」という。)に対して適格格付機関の付与する格付と同じ格付(第四号において「推定格付」という。)を有するものとみなす。

- 一 参照証券化エクスポージャーが、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案した上で、当該無格付の証券化エクスポージャーに対して同順位又は劣後するものであること。
- 二 参照証券化エクスポージャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスポージャーの残存期間を下回るものでないこと。
- 三 参照証券化エクスポージャーに付与された格付が、次条第二項に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準を満たすものであること。
- 四 信用協同組合等が、当該無格付の証券化エクスポージャーの順位が劣後する事象が発生した場合又は参照証券化エクスポージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合に当該事象又は変更を反映させるために、継続的に推定格付を更新する体制を整えていること。

(外部格付の利用に関する運用要件等)

第二百三十六条 証券化エクスポージャー(参照証券化エクスポージャーを含む。以下この条において同じ。)に適格格付機関の格付が付与されている場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、当該証券化エクスポージャーについて当該格付が付与されていないものとみなす。

- 一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさないとき。
- 二 適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与する格付が、裏付資産の全部又は一部に対して提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したもの

である場合において、保証人又はプロテクション提供者が第九十七条各号に掲げるもの（以下この号において「適格保証人等」という。）に該当しないとき。ただし、当該保証人又はプロテクション提供者と密接な関係を有する適格保証人等の信用力が、当該証券化エクスポージャーに付与された格付に適切に反映されている場合を除く。

- 三 信用リスク削減手法が一の証券化取引における特定の証券化エクスポージャーのみを保全する場合において、適格格付機関が当該証券化エクスポージャーに付与する格付が当該信用リスク削減手法の効果を反映したものであるとき。
- 2 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして信用協同組合等が保有するエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。
 - 二 適格格付機関の付与する格付が、格付を付与するための手続、手法及び前提並びに格付評価の主要な根拠（証券化取引に関する分析内容を含む。）とともに公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。
 - 三 適格格付機関の付与する格付が、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。
 - 四 信用協同組合等が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された適格格付機関の格付が、当該信用協同組合等による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与に基づき付与されたものではないこと。
- 3 第二十四条の規定は、信用協同組合等が複数の適格格付機関の格付を利用し、かつ、当該各適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。
- 4 第二十一条の規定は、信用協同組合等が外部格付準拠方式を使用する場合について準用する。この場合において、同条中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「信用協同組合等」と、同条第四項中「以下この章」とあるのは「第六章」と読み替えるものとする。
- 5 信用協同組合等の保有する証券化エクスポージャーが第一項第三号に該当する場合には、同号に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案して当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。

第四目 内部評価方式 【略】

第五目 標準的手法準拠方式

(リスク・ウェイト)

第二百三十八条 標準的手法準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク

・ウェイトは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める比率とする。

一 デタッチメント・ポイント (D) が K_A (第二百四十条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 (K_A)) をいう。以下同じ。) 以下の場合 千二百五十パーセント

二 アタッチメント・ポイント (A) が K_A 以上の場合 次条の規定により算出される K_A 超過部分の所要自己資本率 ($K_{SSFA(K_A)}$) に十二・五を乗じて得られる比率 (当該比率が、再証券化エクスポージャーについて百パーセントを下回る場合にあっては百パーセント、それ以外の証券化エクスポージャーについて十五パーセントを下回る場合にあっては十五パーセント)

三 アタッチメント・ポイント (A) が K_A 未満であり、かつ、デタッチメント・ポイント (D) が K_A を超える場合 次に掲げる算式により算出される比率 (当該比率が、再証券化エクスポージャーについて百パーセントを下回る場合にあっては百パーセント、それ以外の証券化エクスポージャーについて十五パーセントを下回る場合にあっては十五パーセント)

$$RW = \left[\left(\frac{K_A - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[\left(\frac{D - K_A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA(K_A)} \right]$$

$K_{SSFA(K_A)}$ は、次条の規定により算出される K_A 超過部分の所要自己資本率

2 信用協同組合等が保有する証券化エクスポージャーが無格付である場合 (第二百三十五条の規定により推定格付を有するものとみなされる場合を除く。) であって、当該保有する証券化エクスポージャーについて標準的手法準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトが、当該保有する証券化エクスポージャーに優先する適格格付機関の格付が付与されている証券化エクスポージャーの中で最も劣後するもの (以下この項において「フロア参照証券化エクスポージャー」という。) について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、フロア参照証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとする。

3 前二項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの裏付資産のエクスポージャー

の総額に対し、延滞状況を把握していない原資産のエクスポージャーの総額が占める割合が五パーセントを超える場合には、当該証券化エクスポージャーについて標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出することができない。この場合において、当該証券化エクスポージャーには、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

- 4 第一項の規定により再証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、同項及び次条に規定する K_A は、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産を証券化エクスポージャーに該当する部分と該当しない部分に区分した上、その区分ごとに K_A を算出し、当該区分ごとのエクスポージャーの額で加重平均した値とする。この場合において、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産のうち証券化エクスポージャーに該当する部分について K_A を算出するに当たっては、同条、第二百四十条及び第二百四十二条の規定にかかわらず、当該部分に係る原資産プールの延滞率（ W ）は、零とする。

（ K_A 超過部分の所要自己資本率（ $K_{SSFA(K_A)}$ ））

第二百三十九条 前条第一項第二号及び第三号の K_A 超過部分の所要自己資本率

（ $K_{SSFA(K_A)}$ ）は、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$K_{SSFA(K_A)} = \frac{e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}}{a(u - l)}$$

$$a = -(1/(p * K_A))$$

$$u = D - K_A$$

$$l = \max(A - K_A, 0)$$

e 、 A 、 D 、 p 及び K_A は、それぞれ次に掲げるものとする。

e は、自然対数の底（2.71828を用いるものとする。）

A は、アタッチメント・ポイント（ A ）

D は、デタッチメント・ポイント（ D ）

p は、1（ただし、再証券化エクスポージャーについては、1.5とする。）

K_A は、次条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率

（延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率（ K_A ））

第二百四十条 前二条の延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率（ K_A ）は、次条の規

定により算出される標準的手法による裏付資産の所要自己資本率（ K_{SA} ）及び第二百四十二条の規定により算出される原資産プールの延滞率（ W ）を用いて、次に掲げる算式により算出される値とする。

$$K_A = (1 - W) \cdot K_{SA} + W \cdot 0.5$$

- 2 前項の K_A を算出するに当たり、原資産プールの一部に延滞状況を把握していない原資産が存在する場合には、裏付資産のエクスポージャーの総額に対し、当該延滞状況を把握していない原資産のエクスポージャーの総額が占める割合が五パーセント以下であるときに限り、次に掲げる算式により K_A を算出することができる。この場合において、裏付資産のエクスポージャーを、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分とそれ以外の部分に分割し、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外の部分について前項に規定する K_A 及び次条に規定する K_{SA} をそれぞれ算出するものとする。

$$K_A = \left(\frac{EAD_{subpool\ 1}}{EAD_{Total}} \times K_A^{subpool\ 1} \right) + \frac{EAD_{subpool\ 2}}{EAD_{Total}}$$

$EAD_{subpool\ 1}$ 、 $EAD_{subpool\ 2}$ 、 EAD_{Total} 及び $K_A^{subpool\ 1}$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

$EAD_{subpool\ 1}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外のエクスポージャーの総額

$EAD_{subpool\ 2}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分のエクスポージャーの総額

EAD_{Total} は、裏付資産のエクスポージャーの総額

$K_A^{subpool\ 1}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外の部分について前項の規定により算出した K_A

（標準的手法による裏付資産の所要自己資本率（ K_{SA} ））

- 第二百四十一条 前条第一項の標準的手法による裏付資産の所要自己資本率（ K_{SA} ）は、**SA**プール又は混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のエクスポージャー（オフ・バランス取引に係るエクスポージャーを含む。以下この条において同じ。）について標準的手法により算出される所要自己資本の額（標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額をいう。第四項において同じ。）の合計額（以下この条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。）を、当該裏付資産のエクスポージャーの総額で除して得た値を小数で表したものとする。

- 2 前項の K_{SA} の算出に当たって、証券化取引において、証券化目的導管体を用いている場合には、当該証券化目的導管体の全てのエクスポージャーを裏付資産として取り扱うものとする。ただし、重要でないことが明らかなエクスポージャーについては、この限りでない。
- 3 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たっては、同項の証券化エクスポージャーを保有する信用協同組合等が裏付資産を直接保有していない場合であっても、当該裏付資産を直接保有しているものとみなす。
- 4 第一項の K_{SA} の算出に当たって、裏付資産に金利スワップ、通貨スワップその他のヘッジを目的とした派生商品取引（クレジット・デフォルト・スワップを除く。）が含まれる場合には、これらの取引の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額は、裏付資産の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当該取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額は、裏付資産のエクスポージャーの総額に含めないものとする。
- 5 第一項の K_{SA} の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。
- 6 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び原資産の購入又は譲渡に伴い発生したディスカウントの額（返金を要しないものに限る。）を勘案しないものとする。

（原資産プールの延滞率（ W ））

第二百四十二条 第二百四十条第一項の原資産プールの延滞率（ W ）は、原資産プールを構成するエクスポージャーのうち、第四十二条第一項に規定する延滞エクスポージャー及び次に掲げる事由のいずれかが発生した場合のエクスポージャーの総額を、原資産プールのエクスポージャーの総額で除して得られる値とする。

- 一 債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由
- 二 差押え、仮差押えその他の強制執行手続
- 三 証券化取引の関連契約で規定されるデフォルト事由

第六目 リスク・ウェイトの上限

(証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの上限)

第二百四十三条 信用協同組合等は、第二目から前目までの規定にかかわらず、最優先証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）を保有する場合であつて、その裏付資産の構成を常に把握することができるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める値を当該最優先証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトの上限とすることができる。

- 一 当該最優先証券化エクスポージャーがIRBプールに係る証券化エクスポージャーである場合 前章の規定により算出される信用リスク・アセットの額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト
- 二 当該最優先証券化エクスポージャーがSAプールに係る証券化エクスポージャーである場合 第四章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト
- 三 当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャーであり、信用協同組合等が内部格付手法準拠方式を用いる場合 当該裏付資産のエクスポージャーのうち第一条第七十二号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものにあつては前章の規定により算出される信用リスク・アセットの額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用し、それ以外のものにあつては第四章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用した場合の当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト
- 四 当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャーであり、信用協同組合等が外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いる場合 第四章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

第七目 適格STC証券化エクスポージャー及び適格短期STC証券化エクスポージャー

(適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト)

第二百四十三条の二 適格STC証券化エクスポージャーが次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、第二目から第五目までの規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより算出することができる。ただし、当該適格STC証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合において、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトが十パーセントを下回るときは十パーセント、当該適格STC証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合において、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトが十五パーセントを下回るときは十五パーセントとする。

一 内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 第二目の規定を準用する。この場合において、第二百三十三条第一項に規定するパラメーター (p) は、同項に掲げる算式にかかわらず、次に掲げる算式により算出される値とする。

$$p = \max[0.3, (A + B * (1/N) + C * K_{IRB} + D * LGD + E * M_T) * 0.5]$$

この式において、 K_{IRB} にあつては第二百三十条に定めるところにより、 N 、 LGD 、 M_T 、 A 、 B 、 C 、 D 及び E にあつては第二百三十三条に定めるところによる。

二 外部格付準拠方式又は内部評価方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 それぞれ第三目又は第四目の規定を準用する。この場合において、第二百三十四条第一項の規定は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定めるところにより読み替えるものとする。

イ 適格格付機関の付与する格付又は推定格付（第二百三十五条に規定する推定格付をいう。ロ及びハにおいて同じ。）が長期格付であつて、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合 第二百三十四条第一項第一号イ中「

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	一年 (パーセント)	五年 (パーセント)
6—1	十五	二十
6—2	十五	三十
6—3	二十五	四十

6-4	三十	四十五
6-5	四十	五十
6-6	五十	六十五
6-7	六十	七十
6-8	七十五	九十
6-9	九十	百五
6-10	百二十	百四十
6-11	百四十	百六十
6-12	百六十	百八十
6-13	二百	二百二十五
6-14	二百五十	二百八十
6-15	三百十	三百四十
6-16	三百八十	四百二十
6-17	四百六十	五百五
6-18	千二百五十	

」とあるのは、「

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	一年 (パーセント)	五年 (パーセント)
6-1	十	
6-2	十	十五
6-3	十五	二十
6-4	十五	二十五
6-5	二十	三十
6-6	三十	四十
6-7	三十五	四十
6-8	四十五	五十五
6-9	五十五	六十五
6-10	七十	八十五

6-11	百二十	百三十五
6-12	百三十五	百五十五
6-13	百七十	百九十五
6-14	二百二十五	二百五十
6-15	二百八十	三百五
6-16	三百四十	三百八十
6-17	四百十五	四百五十五
6-18	千二百五十	

」と読み替えるものとする。

- ロ 適格格付機関の付与する格付又は推定格付が長期格付であって、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合 第二百三十四条第一項第一号ロ中「

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6-1	15	70
6-2	15	90
6-3	30	120
6-4	40	140
6-5	60	160
6-6	80	180
6-7	120	210
6-8	170	260
6-9	220	310
6-10	330	420
6-11	470	580
6-12	620	760
6-13	750	860
6-14	900	950
6-15	1050	

6-16	1130
6-17	1250
6-18	1250

」とあるのは、「

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6-1	15	40
6-2	15	55
6-3	15	70
6-4	25	80
6-5	35	95
6-6	60	135
6-7	95	170
6-8	150	225
6-9	180	255
6-10	270	345
6-11	405	500
6-12	535	655
6-13	645	740
6-14	810	855
6-15	945	
6-16	1015	
6-17	1250	
6-18	1250	

」と読み替えるものとする。

ハ 適格格付機関の付与する格付又は推定格付が短期格付の場合 第二百三十四条第一項第二号中「

信用リスク区分	リスク・ウェイト (パーセント)
7-1	十五

7-2	五十
7-3	百
7-4	千二百五十

」とあるのは、「

信用リスク区分	リスク・ウェイト（パーセント）
7-1	十
7-2	三十
7-3	六十
7-4	千二百五十

」と読み替えるものとする。

三 標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 第五目の規定を準用する。この場合において、第二百三十九条中「1（ただし、再証券化エクスポージャーについては、1.5とする。））」とあるのは、「0.5」と読み替えるものとする。

2 前目の規定は、前項各号に掲げる場合について準用する。

3 第一項の「適格STC証券化エクスポージャー」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをオリジネーター及び投資家が常に確認することができる資産譲渡型証券化取引に係るエクスポージャー（次条第二項各号に掲げる証券化エクスポージャー及び再証券化エクスポージャーを除く。）をいう。

一 原資産の特性が同質であること。

二 投資家が証券化取引のリスク特性を把握するために十分な期間にわたる原資産と実質的にリスク特性が類似する資産に係る損失実績（延滞状況を含む。）に関する情報を入手可能であること。

三 オリジネーターが、原資産と実質的にリスク特性が類似する資産につき、次のイ又はロに掲げるエクスポージャーの区分に応じて、当該イ又はロに定める組成の経験年数を有していること。

イ 個人向けのエクスポージャー又はこれに類するもの 五年以上

ロ イに掲げるもの以外のエクスポージャー 七年以上

四 原資産が原資産プールに含まれる時点で、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該原資産プールに延滞若しくはデフォルトの状態又はこれらの兆候を示す債権

- が含まれていないこと。
- ロ 証券化取引の関係者がデフォルトの可能性が高いことを示す証拠を認識している債権又は差押え、仮差押えその他の強制執行手続が行われている債権が含まれていないこと。
- 五 原資産プールを構成する全ての債権が次のイからニまでのいずれにも該当しないことについて、オリジネーターによる確認が原則として証券化取引の実行日の四十五日前から実行日までの間に行われていること。
- イ 債権の組成に先立つ三年の間に、債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定（これらに準ずる外国の手続を含む。）を受けていること、又は債務者について特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。
- ロ 債務者に係る事故情報（延滞、債務整理、代位弁済その他債務者の支払能力が低下していることを推認させる情報をいう。）が公的な信用情報機関に登録されていること。
- ハ 債務者が、適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高い、又はデフォルトしていると評価されていること。
- ニ 当初の債権者（オリジネーターを含む。）と債務者との間で民事上の紛争が起きていること。
- 六 原資産プールを構成する債権が当該原資産プールに含まれる時点で、当該債権の返済実績が原則として一回以上あること。
- 七 原資産プールを構成する債権が、著しい信用力の劣化を伴わず、かつ、著しく資産を劣化させないオリジネーターの一貫した審査基準に基づいて組成されていること。
- 八 原資産がオリジネーターによって恣意的に選択されたものではないこと。
- 九 オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有せず、当該オリジネーターの倒産手続等においても当該オリジネーター又は当該オリジネーターの債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に当該オリジネーターから隔離されており、かつ、かかる状態について弁護士等（自組合の企業内弁護士を除く。）による適切な意見書を具備していること。
- 十 投資家が原資産に係る個別明細データ又はリスク特性を把握することができる階層

別データ（分散度の高い原資産プールである場合のものに限る。）を証券化取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。

十一 証券化取引における投資家への償還が原資産の売却や借換えに依存するものではないこと。

十二 元本及び利息の支払に関し金利リスク又は外国為替リスクが存在する場合に、かかるリスクが適切にヘッジされ、かつ、投資家がヘッジ取引に関する情報を入手可能であること。

十三 元本及び利息の支払順位が関連契約において適切に規定され、かつ、元本及び利息の支払に関する情報（支払に影響を与える可能性がある事項に関する情報を含む。）が取引の実行前及び取引期間中に投資家に対して開示されていること。

十四 個々の原資産に係るオリジネーターの一切の権利（議決権を含む。）が当該原資産の証券化目的導管体への譲渡に伴い当該証券化目的導管体に移転され、かつ、投資家が有する権利が関連契約において明確に定められていること。

十五 投資家が弁護士等（自組合の企業内弁護士を除く。）により確認されている適切な取引関連書類又はその写しを実務上可能な範囲で取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。

十六 オリジネーターが証券化エクスポージャーの一部を適切な態様で保有していること（第二百二十四条第三項各号に掲げる条件のいずれかを満たしていることを含む。）。

十七 証券化取引に係る業務受託者が次に掲げる要件の全てを具備していること。

イ 受託業務について高度な専門的知識をもって適切に業務遂行できる能力及び十分な実績を備えていること。

ロ 取引関連書類において、当該業務受託者につき、各トランシェの債権者の衡平を害しないよう行動する義務が規定されていること。

ハ 業務内容に応じた報酬体系が定められていること。

十八 取引関連書類に次に掲げる事項が明記されていること。

イ 当該証券化取引の関連当事者の契約上の義務及び責任

ロ 重要な関連当事者の信用力悪化時の交代に関する事項

十九 投資家が次に掲げる情報を入手可能であること。

イ 原資産に係る元本及び利息の支払実績（予定されていた支払額、期限前償還元本額及び未収利息の額を含む。）

ロ 原資産に係る延滞状況等

ハ その他証券化取引に係る収入及び支払に関する情報

二十 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資産を確定する基準日をいう。次号並びに第二百四十三条の四第一項第一号及び第二号において同じ。）において、原資産が事業用不動産関連エクスポージャーではなく、かつ、第四章の規定により算出される原資産のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場合にあつては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる原資産の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。

イ 自己居住用不動産等向けエクスポージャー又は賃貸用不動産向けエクスポージャー 個々の原資産のリスク・ウェイトを原資産のポートフォリオにおける金額により加重平均して得たリスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。

ロ 中堅中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャー（イに該当するものを除く。） 個々の原資産のリスク・ウェイトが七十五パーセント以下であること。

ハ イ及びロに掲げるもの以外のエクスポージャー 個々の原資産のリスク・ウェイトが百パーセント以下であること。

二十一 原資産のカットオフ日において、個々の原資産の債権の残高が原資産プールの全ての債権の残高の合計額に占める割合がいずれも一パーセント（原資産がいずれも事業法人向けエクスポージャーであり、かつ、オリジネーターが証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシェを保有し、当該最劣後のトランシェの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の十パーセント以上である場合（オリジネーターが負担する信用リスクがこれと同等である場合を含む。）にあつては、二パーセント）以下であること。

二十二 法令（外国の法令を含む。）又は契約に基づき、当該証券化取引につき、前各号に掲げる要件又は外国におけるこれらの要件と同種類の要件を確認するために必要な情報を投資家に対して適切に開示することがオリジネーターに義務付けられていること。

（適格短期STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト）

第二百四十三条の三 前条第一項及び第二項の規定は、適格短期STC証券化エクスポー

ヤーのリスク・ウェイトの算出について準用する。

- 2 前項の「適格短期STC証券化エクスポージャー」とは、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものをいう。
 - 一 ABCP又はABCPプログラムにおける証券化目的導管体（以下この条において「ABCP証券化目的導管体」という。）に対する貸付け、流動性補完若しくは信用補完 トランザクションの適格要件及びABCP証券化目的導管体の適格要件
 - 二 ABCP証券化目的導管体とセラー（ABCP証券化目的導管体に対してABCPの裏付資産となる債権を売却する者をいう。以下この条において同じ。）との間の取引に対する流動性補完又は信用補完 トランザクションの適格要件
- 3 前項各号の「トランザクションの適格要件」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをいう。
 - 一 セラーが売却する債権が次に掲げる要件の全てを満たしていること。
 - イ 当該セラーが売却する債権が複数ある場合には、これらの債権の特性が同質であること。
 - ロ 証券化エクスポージャーでないこと。ただし、最優先証券化エクスポージャー（返金を要しないディスカウントによるものを除く。）である場合は、この限りでない。
 - 二 セラーがABCP証券化目的導管体に債権を売却する時点で、スポンサー（ABCPプログラムを設定し、かつ、管理する者をいう。以下この条において同じ。）が当該債権のリスク特性を把握するために十分な期間にわたる当該債権と実質的にリスク特性が類似する資産に係る損失実績（延滞状況を含む。）に関する情報を入手可能であること。
 - 三 セラーがABCP証券化目的導管体に債権を売却する時点で、スポンサーが次に掲げる情報の全てを入手可能であること。
 - イ 延滞若しくはデフォルトの状態又はこれらの兆候を示す債権でないこと。
 - ロ セラーがデフォルトの可能性が高いことを示す根拠を認識している債権又は差押え、仮差押えその他の強制執行手続が行われている債権でないこと。
 - 四 次に掲げる事項について、セラー又はスポンサーによる確認が原則として行われていること。
 - イ ABCPの裏付資産を構成する全ての債権が次の（1）から（4）までのいずれにも該当しないこと。

- (1) ABCPの組成に先立つ三年の間に、当該債権の債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定（これらに準ずる外国の手続を含む。）を受けていること、又は当該債務者について特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。
 - (2) 当該債権の債務者に係る事故情報（延滞、債務整理、代位弁済その他当該債務者の支払能力が低下していることを推認させる情報をいう。）が公的な信用情報機関に登録されていること。
 - (3) 当該債権の債務者が、適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高い、又はデフォルトしていると評価されていること。
 - (4) 当該債権の当初の債権者（オリジネーターを含む。）と債務者との間で民事上の紛争が起きていること。
- ロ ABCPの裏付資産を構成する債権がABCP証券化目的導管体に売却される時点で、当該債権の全てについて、その返済実績が原則として一回以上あること。
- 五 ABCP証券化目的導管体に売却された債権の当初の債権者がセラーである場合には、当該債権が、著しい信用力の劣化を伴わず、かつ、著しく資産を劣化させない当該セラーの一貫した審査基準に基づいて組成されていること。また、当該審査基準に重要な変更があったときは、変更の時期及び目的が当該セラーからスポンサーに開示されるものであること。
- 六 ABCPの裏付資産を構成する債権がセラーによって恣意的に選択され、売却されたものでないこと。
- 七 スポンサーが次に掲げる事項の全てについて弁護士等による適切な意見書により確認していること。
- イ ABCP証券化目的導管体に売却された債権の当初の債権者、セラーその他の関係者が当該債権に対して有効な支配権を有していないこと。
- ロ ABCP証券化目的導管体に売却された債権の当初の債権者、セラーその他の関係者の倒産手続等において当該債権に対して当該関係者の支配権が及ばないように、当該債権が法的に当該関係者から隔離されていること。
- 八 スポンサーが、次に掲げる時点の全てにおいて、セラーからABCPの裏付資産に係る個別明細データ（当該裏付資産の分散度が高い場合にあつては、個別明細データ又

はリスク特性を把握することができる階層別データ)の提供を受けていること。

イ セラーがABCP証券化目的導管体に債権を売却する前の時点

ロ セラーがABCP証券化目的導管体に債権を売却した後の時点であって、スポンサーの求めるとき。

九 ABCPの償還がその裏付資産である債権の債務者の返済能力又は返済意思に依存するものであること。

十 セラーがABCP証券化目的導管体に売却した債権について、元本及び利息の支払に関し金利リスク又は外国為替リスクが存在する場合には、スポンサーがこれらのリスクが適切にヘッジされていることを確認していること。

十一 セラーがABCP証券化目的導管体に債権を売却する前の時点及び売却した後の時点において、スポンサーが次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 当該債権に係る元本及び利息の支払順位が関連契約において適切に規定されていることを確認していること。

ロ 当該債権に係る元本及び利息の支払に関する情報(支払に影響を与える可能性がある事項に関する情報を含む。)を入手可能であること。

十二 スポンサーとセラーとの関連契約において、ABCP証券化目的導管体に譲渡された債権の債務者又はセラーに信用事由が発生した場合のABCP証券化目的導管体の有する権利が明確に定められていること。

十三 スポンサーが、セラーその他の取引関係者が高度な専門的知識をもって適切に業務遂行することができる能力及び十分な実績を備えていることを確認していること。

十四 セラーがスポンサーに対して次に掲げる事項を記載した書類を開示していること。

イ セラーと関連当事者(サービサー(委託又は再委託に基づき、当該セラーがABCP証券化目的導管体に売却した債権の管理、当該債権の債務者に対する当該債権の請求及び回収金の受領事務を受託した者をいう。ロにおいて同じ。))を含む。)との取引に係る契約上の義務及び責任

ロ 重要な関連当事者(サービサー及び当該セラーがABCP証券化目的導管体に売却した債権に対する流動性補完を提供する者を含む。)の信用力悪化時の交代に関する事項

十五 セラーがABCP証券化目的導管体に売却した債権の全てについて、スポンサーが次に掲げる情報の全てを入手可能であること。

イ 当該債権に係る元本及び利息の支払実績（予定されていた支払額、期限前償還元本額及び未収利息の額を含む。）

ロ 当該債権に係る延滞状況等

ハ イ及びロに掲げるもの以外の収入及び支払に関する情報

十六 債権の取得日において、当該債権が事業用不動産関連エクスポージャーではなく、かつ、第四章の規定により算出される当該債権のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場合にあっては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる当該債権の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。

イ 自己居住用不動産等向けエクスポージャー又は賃貸用不動産向けエクスポージャー 個々のABCPの裏付資産（当該債権を含む。）のリスク・ウェイトを当該裏付資産のポートフォリオにおける金額により加重平均して得たリスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。

ロ 中堅中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャー（イに該当するものを除く。） 個々の当該債権のリスク・ウェイトが七十五パーセント以下であること。

ハ イ及びロに掲げるもの以外のエクスポージャー 個々の当該債権のリスク・ウェイトが百パーセント以下であること。

4 第二項第一号の「ABCP証券化目的導管体の適格要件」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをいう。

一 スポンサーが投資家に対して、前項第一号に掲げる要件の充足を疎明し、かつ、保証していること、及びその充足の状況を適時に説明することができること。

二 スポンサーが投資家に対してABCPプログラムのリスク特性を把握するために十分な期間にわたる裏付資産と実質的にリスク特性が類似する資産に係る損失実績（延滞状況を含む。）に関する情報を開示していること。

三 スポンサーが、次のイ又はロに掲げるABCPの裏付資産となる債権の区分に応じ、当該イ又はロに定める当該裏付資産と実質的にリスク特性が類似する資産を裏付資産とするABCPプログラムのスポンサーとしての経験年数を有していること。

イ 個人に対する債権又はこれに類するもの 三年以上

ロ イに掲げる債権以外のもの 五年以上

四 スポンサーが投資家に対して前項第三号及び第四号の要件の充足を疎明し、かつ、

- 保証していること。
- 五 スポンサーが投資家に対して次に掲げる事項の全てを疎明し、かつ、保証していること。
- イ ABCP証券化目的導管体により購入される債権に係る全ての引受方針が一貫したものであることを確認するための措置を講じていること。
- ロ イの措置の内容を説明することができること。
- ハ イの引受方針に変更があった場合において、スポンサーがセラーから遅滞なく当該変更の内容及び目的を入手することができること。
- 六 スポンサーが投資家に対してセラーの選定基準を開示していること。
- 七 スポンサーが次に掲げる要件の全てを満たしていること。
- イ ABCPの裏付資産を構成する債権への強制執行可能性を当該スポンサーが確認した結果について、投資家に対して疎明し、かつ、保証していること。
- ロ ABCPの裏付資産を構成する債権の全てがセラーから隔離されていることについて当該セラーから疎明及び保証を受けていることを投資家に対して開示していること。
- 八 ABCP証券化目的導管体がABCPを発行する前の時点及び発行した後の取引期間中において、スポンサーが投資家に対してABCPの裏付資産に係るリスク特性を把握することができる集計データを提供していること。
- 九 スポンサーがABCP証券化目的導管体により発行されるABCPの全てに対して無条件かつ適時に全額を支払う流動性補完、信用補完その他のリスクに対する補完措置を提供していること。
- 十 スポンサーが前号の流動性補完、信用補完その他のリスクに対する補完措置の内容を投資家に対して提供していること。
- 十一 元本及び利息の支払に関し金利リスク又は外国為替リスクが存在する場合には、スポンサーがこれらのリスクが適切にヘッジされていることを確認し、かつ、その旨を投資家に対して開示していること。
- 十二 ABCP証券化目的導管体と投資家との間の取引関連書類において、当該ABCP証券化目的導管体がABCPの償還期限を延長することができる旨の特約が定められていないこと。
- 十三 スポンサーが次に掲げる要件の全てを満たしていること。
- イ 元本及び利息の支払（ABCPプログラムに提供される信用補完によるものを含む

- 。)に係る順位が関連契約において適切に規定されていることを投資家に対して開示していること。
- ロ 前項第十一号イ及びロに掲げる要件を満たしていることを投資家に対して疎明し、かつ、保証していること。
- 十四 スポンサーが、自らに信用事由が発生した際に投資家が有する権利を当該投資家との関連契約において明確に定めていること。
- 十五 スポンサーが次に掲げる要件の全てを満たしていること。
- イ ABCP証券化目的導管体がABCPを発行する前の時点において、スポンサーが投資家に対して弁護士等（自組合の企業内弁護士を除く。）により確認されている適切な目論見書（当該ABCPに係るものに限る。）を実務上可能な範囲で開示していること。
- ロ セラーがABCP証券化目的導管体に債権を売却する前の時点において、スポンサーが弁護士等（自組合の企業内弁護士を除く。）により確認されている適切な目論見書（当該債権の売却に係るものに限る。）を実務上可能な範囲で入手可能であること。
- 十六 セラー又はスポンサーがABCPプログラムにおける信用リスクの一部を適切な態様で負担していること。また、スポンサーが投資家に対してその負担の態様を開示するものであること。
- 十七 次に掲げる期間のうちいずれか長い期間が三年以下であること。
- イ ABCP証券化目的導管体が保有するABCPの個々の裏付資産の残存期間を当該裏付資産の残高で加重平均して算出した期間
- ロ イに掲げる期間（当該期間を算出することができない場合にあっては、ABCP証券化目的導管体が保有するABCPの個々の裏付資産の残存期間のうち最も長いものとする）ができる。）について、当該ABCP証券化目的導管体が発行する全てのABCPの残高で加重平均して算出した期間
- 十八 スポンサーが自己資本比率規制金融機関（バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社又は銀行持株会社に準ずる外国の会社をいう。）に該当すること。
- 十九 スポンサーが前項各号に掲げる要件の全てを満たしているかどうかについて、投資家に対して疎明し、かつ、保証すること（セラーによる情報が必要である場合にあ

っては、当該セラーから疎明されている範囲において、投資家に対して疎明し、かつ、保証すること）ができること。

二十 スポンサーが次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 流動性補完及び信用補完について高度な専門的知識をもって適切に業務遂行することができる能力及び十分な実績を備えていること。

ロ 取引関連書類において、投資家の利益のために行動する義務を定めていること。

二十一 ABCP証券化目的導管体とセラーとの間の取引関連書類、ABCP証券化目的導管体と投資家又は貸付けを行う者との間の取引関連書類その他取引関連書類に次に掲げる事項（ABCP証券化目的導管体とセラーとの間の取引関連書類にあっては、イ及びロに掲げる事項に限る。）が明記されていること。

イ ABCPプログラムの関連当事者の契約上の義務及び責任

ロ 重要な関連当事者の信用力悪化時の交代に関する事項

ハ ABCPプログラムに対する流動性補完又は信用補完の内容

二十二 ABCP証券化目的導管体がセラーから債権を取得する日において、個々の債権の残高が当該債権が裏付資産となるABCPの全ての裏付資産の残高の合計額に占める割合が、いずれも二パーセント（当該債権がいずれも事業法人向けエクスポージャーであり、かつ、セラー又はスポンサーが次のイ又はロに掲げるトランシェを保有し、当該トランシェの合計額が当該イ又はロに定める額の十パーセント以上である場合（セラー又はスポンサーが負担する信用リスクがこれと同等である場合を含む。）にあっては、三パーセント）以下であること。

イ ABCPの最劣後のトランシェ 当該ABCPの裏付資産となる債権の総額

ロ 当該債権の最劣後のトランシェ 当該債権の全てのトランシェの総額

第八目 不良債権証券化エクスポージャー

第二百四十三条の四 次に掲げる要件の全てに該当する証券化エクスポージャー（次項及び第四項において「不良債権証券化エクスポージャー」という。）のリスク・ウェイトは、当該リスク・ウェイトが内部格付手法準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いて算出される場合には、第二目、第五目及び第六目の規定にかかわらず、百パーセントを下回らないものとする。

一 原資産のカットオフ日において当該証券化エクスポージャーに係る第二百四十二条

の規定により算出される原資産プールの延滞率（W）が九十パーセント以上であること。

二 原資産の再編その他の理由による構成資産の入替えにかかわらず、前号に掲げる要件に係る状況が原資産のカットオフ日以降も継続することが見込まれること。

三 当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーでないこと。

2 不良債権証券化エクスポージャーが次に掲げる要件の全てに該当する場合には、そのリスク・ウェイトは、第二目、第五目及び第六目の規定にかかわらず、百パーセントとすることができる。

一 資産譲渡型証券化取引に係るエクスポージャーに該当し、かつ、最優先証券化エクスポージャーに該当すること。

二 オリジネーターその他の者が当該不良債権証券化エクスポージャーに係る証券化目的導管体に原資産を譲渡するときに行ったディスカウントの額（返金を要しないものに限る。次項において同じ。）が証券化取引の原資産を構成する全ての資産の残高の合計額に占める割合が、五十パーセント以上であること。

三 当該不良債権証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出する方式が内部格付手法準拠方式又は標準的手法準拠方式であること。

3 前項第二号のディスカウントの額は、オリジネーターその他の者が一部のトランシェを引き受けている場合には、当該オリジネーターその他の者が当該トランシェを証券化目的導管体以外の第三者に初めて譲渡するときに限り、当該譲渡するときに行ったディスカウントの額を加えたものとする。ことができる。

4 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、不良債権証券化エクスポージャーの裏付資産であるエクスポージャーが事業法人等向けエクスポージャーである場合において、当該エクスポージャーのLGD及びEADに自組合推計値を用いないときは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出する方式として内部格付手法準拠方式を用いないものとする。

第三款 信用リスク削減手法

（証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に係る総則）

第二百四十四条 信用協同組合等が保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、証券化エクスポージャーに対して提供される保証又

はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める担保（証券化目的導管体から提供される担保を含む。）による信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

一 当該証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの算出に当たり、内部格付手法準拠方式を用いる場合 次に掲げる担保

イ 第六十五条に規定する適格金融資産担保

ロ 第三百三十一条第五項に規定する運用要件を満たす適格資産担保

二 当該証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの算出に当たり、外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いる場合 第六十四条に規定する適格金融資産担保（包括的手法を用いる場合にあつては、第六十五条に規定する適格金融資産担保）

2 第四章第六節並びに第二百二十八条第一項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定により保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「信用協同組合等」と、第九十七条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が、3—3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、3—2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と、第二百五条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。次条において同じ。）」と、第二百二十八条第一項中「前条の規定にかかわらず、内部格付手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、同条第四項及び第五項中「第九十九条」とあるのは「第九十九条、第百二条」と読み替えるものとする。

3 第四章第六節の規定は、第一項（第一号イ及び第二号に係る部分に限る。）の規定により適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「信用協同組合等」と、第八十九条第一号中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エ

クスポージャーに対して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。第百五条及び第百六条において同じ。）」と読み替えるものとする。

- 4 第百三十一条第三項（ただし書を除く。）から第五項（第四号を除く。）までの規定は、第一項（第一号ロに係る部分に限る。）の規定により適格資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と、「前項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャー（劣後債権を除く。）」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「又は適格金融資産担保が設定されている場合」とあるのは「が設定されている場合」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「事業法人等向けエクスポージャー（劣後債権を除く。）」とあるのは「証券化エクスポージャー」と読み替えるものとする。

（比例的な信用リスク削減手法の取扱い）

第二百四十五条 信用協同組合等が、証券化エクスポージャーに対して比例的な信用リスク削減手法（信用リスク削減手法によって信用リスク削減効果が提供されている部分が当該信用リスク削減効果の提供対象となるエクスポージャーの全額より小さい場合において、当該信用リスク削減効果を提供する者と受ける者が、当該エクスポージャーに係る損失を当該信用リスク削減効果が提供されている部分のエクスポージャーの額とそれ以外の部分のエクスポージャーの額との割合に応じて負担する信用リスク削減手法をいう。次項において同じ。）による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化エクスポージャーに対して当該信用リスク削減効果を提供する部分を直接保有しているものとみなして信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

- 2 信用協同組合等が、保有する証券化エクスポージャーに対して比例的な信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を受けている場合には、当該証券化エクスポージャーのうち信用リスク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

（階層化された信用リスク削減手法の取扱い）

第二百四十六条 信用協同組合等が、証券化エクスポージャーに対して階層化された信用

リスク削減手法（エクスポージャーの信用リスクを優先度の異なる複数の階層に分割して、一以上の階層に係る信用リスクを、信用リスク削減手法を提供する一又は複数の者に移転する信用リスク削減手法をいう。次項及び第三項において同じ。）による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層のうち当該信用協同組合等が信用リスク削減効果を提供する階層を直接保有するものとみなしてこの章の規定を適用し、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。この場合において、分割された個々の階層を当初の証券化取引（当該証券化エクスポージャーの組成の原因となった証券化取引をいう。以下この条において同じ。）において組成された一のトランシェとみなすものとする。

- 2 信用協同組合等が、保有する証券化エクスポージャーに対して階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を受けている場合には、当該証券化エクスポージャーのうち信用リスク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。
- 3 前項の場合において、階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果を勘案した結果として、信用協同組合等が保有する証券化エクスポージャーの信用リスクを留保する部分があるときは、当該部分を当初の証券化取引において組成された一又は複数のトランシェとみなしてこの章の規定を適用し、当該部分の信用リスク・アセットの額を算出するものとする。
- 4 信用協同組合等が第一項に規定する信用リスク削減効果を提供する階層及び前項に規定する信用リスクを留保する部分（以下この条において「みなしトランシェ」という。）に係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、内部格付手法準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いて算出したリスク・ウェイトを適用する場合には、当初の証券化取引における全ての裏付資産を対象として第二百三十条に規定する K_{IRB} 又は第二百四十一条に規定する K_{SA} を算出するものとし、かつ、みなしトランシェごとにアタッチメント・ポイント（A）及びデタッチメント・ポイント（D）を算出するものとする。
- 5 信用協同組合等が複数の階層に分割される前の当初の証券化エクスポージャー（以下この項及び次項において「当初の証券化エクスポージャー」という。）自体の信用リスクを負っていると仮定した場合において、当該当初の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、第二百二十六条の規定に基づいて外部格付準拠方式を用いるものと判定されるときは、みなしトランシェに係る証券化エクスポー

ヤーの信用リスク・アセットの額の算出には、次の各号に掲げる信用協同組合等が保有するみなしトランシェの状況の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 当初の証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層の中で最も優先度が高い階層である場合 外部格付準拠方式により算出される当初の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト

二 前号に掲げる場合に該当せず、当初の証券化取引において組成された当該当初の証券化エクスポージャーに劣後するトランシェから格付を推定することができる場合 前款第三目又は第七目の規定により当該推定された格付を前提として算出されるリスク・ウェイト（外部格付準拠方式の適用に当たっては、信用協同組合等が保有する階層の「T」（第二百三十四条第一項第一号ロに掲げる算式に規定するTをいう。）を使用するものとする。）

三 前二号のいずれにも該当しない場合 前款第五目、第七目又は第八目の規定により算出されるリスク・ウェイト。ただし、第一号に定めるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

6 信用協同組合等が前二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、当該信用協同組合等が保有するみなしトランシェが、当初の証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層の中で最も優先度が高い階層以外の階層である場合には、当該当初の証券化エクスポージャーが当初の証券化取引において最優先証券化エクスポージャーとして組成されたものであっても、当該みなしトランシェを最優先エクスポージャーとして取り扱わないものとする。

第六章の二 CVAリスク

第一節 総則

（CVAリスク相当額の算出）

第二百四十六条の二 信用協同組合等は、CVAカバー取引を有する場合には、CVAリスク相当額を算出するものとする。

2 前項の「CVAカバー取引」とは、次に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引又は信用協同組合等の財務会計において時価評価の対象となるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引（重要性が低いものを除く。）をいう。

- 一 適格中央清算機関
- 二 信用協同組合等が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者
 - イ 間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについて、次に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていること。
 - (1) 直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合
 - (2) 他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合
 - ロ 間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託している直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清算参加者としての資格を失った場合においても、間接清算参加者が追加的な負担をすることなく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約を継続し、又は承継するための枠組みが存在していること。
- 三 資金清算機関等

(CVAリスク相当額の算出手法及び算出範囲)

第二百四十六条の二の二 信用協同組合等は、BA—CVA又はSA—CVAを用いてCVAリスク相当額を算出するものとする。

- 2 信用協同組合等は、前条第二項に規定するCVAカバー取引及び第二百四十六条の三の二に規定する適格BA—CVAヘッジ取引又は第二百四十六条の四の十三第一項に規定する適格SA—CVAヘッジ取引（以下この章において「CVAポートフォリオ」という。）を対象としてCVAリスク相当額を算出するものとする。

(CVAリスクに係るヘッジ取引)

第二百四十六条の二の三 外部CVAヘッジ取引がその取引の取引相手方の取引として第二百四十六条の二第二項に規定するCVAカバー取引に該当する場合には、当該外部CVAヘッジ取引の取引相手方に対するCVAリスク相当額を算出するものとする。

第二節 BA—CVA

(完全なBA—CVAと限定的なBA—CVA)

第二百四十六条の三 BA—CVAを用いてCVAリスク相当額を算出しようとする信用協同組合等が次条に規定する適格BA—CVAヘッジ取引のヘッジ効果を反映するときは、第二百四十六条の三の三に定める方法（次条及び第二百四十六条の三の三第一項において「完全なBA—CVA」という。）によるものとする。ただし、信用協同組合等がCVAヘッジ取引のヘッジ効果を反映しないときは、第二百四十六条の三の四に定める方法（同条において「限定的なBA—CVA」という。）によるものとする。

(BA—CVAにおけるヘッジの適格要件)

第二百四十六条の三の二 信用協同組合等は、完全なBA—CVAによりCVAリスク相当額を算出するに当たっては、CVAリスクに係るヘッジ取引のうち次に掲げる要件の全てを満たすもの（次条第一項において「適格BA—CVAヘッジ取引」という。）に限り、CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

一 内部CVAヘッジ取引が第六章の四第三節に定めるところによりカーベチャー・リスク、デフォルト・リスク及び残余リスク・アドオンに対するマーケット・リスク相当額の計測対象となる場合には、CVAデスクの取引相手方となるトレーディング・デスクがCVAデスクに対するポジションを完全に相殺する取引を第三者との間で実行していること。

二 CVAリスクにおける取引相手方のクレジット・スプレッドの変動を低減させる目的で使用され、及び管理される取引であって、ヘッジ対象及びヘッジ手段に係る文書が作成されていること。

三 次に掲げる取引であること。

イ 単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ又は単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デフォルト・スワップであって、次のいずれかを参照するもの

- (1) 取引相手方
- (2) 取引相手方と法的に関連する企業
- (3) 取引相手方と同一のセクター及び地域に属する企業

ロ インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

(完全なBA—CVAによるCVAリスク相当額)

第二百四十六条の三の三 信用協同組合等が適格BA—CVAヘッジ取引のヘッジ効果を反映して算出する完全なBA—CVAによるCVAリスク相当額は、次の算式により算出した所要自己資本額（ K_{full} ）に割引係数（ DS_{BA-CVA} ）〇・六五を乗じて得た額とする。

$$K_{full} = \beta \cdot K_{reduced} + (1 - \beta) \cdot K_{hedged}$$

$$K_{reduced} = \sqrt{\left(\rho \cdot \sum_c SCVA_c\right)^2 + (1 - \rho^2) \cdot \sum_c SCVA_c^2}$$

$$K_{hedged} = \sqrt{\left(\rho \cdot \sum_c (SCVA_c - SNH_c) - IH\right)^2 + (1 - \rho^2) \cdot \sum_c (SCVA_c - SNH_c)^2 + \sum_c HMA_c}$$

β は、〇・二五

$SCVA_c$ は、取引相手方 c との全てのネットィング・セットに対するCVA資本賦課

ρ は、〇・五

SNH_c は、取引相手方 c のCVAリスクに対する全てのシングル・ネーム・ヘッジを用いたヘッジ効果の値

IH は、インデックスを用いたヘッジ取引から生ずる全ての取引相手方のCVAリスクに対するヘッジ効果の値

HMA_c は、取引相手方 c のCVAリスクに対する全てのヘッジ取引の値

2 前項の $SCVA_c$ は、次の算式により算出するものとし、取引相手方 c との全てのネットィング・セットを含むものとする。

$$SCVA_c = \frac{1}{\alpha} \cdot RW_c \cdot \sum_{NS} M_{NS} \cdot EAD_{NS} \cdot DF_{NS}$$

α は、第五十条第二項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には一とし、SA—CCRを用いる場合及び第五十二条第一項の承認を受けて期待エクスポージャー方式を用いる場合には一・四とする。ただし、同項の承認を受けて期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出する場合であって、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴があるときは、当該特徴に応じたより保守的な α を用いるものとする。

RW_c は、次項の表に定める値

M_{NS} の算出に当たっては、第三百三十三条第一項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする」とあるのは、「一年に満たない場合は、一年とする」と読み替えるものとする。ただし、信用協同組合等が第五十二条第一項の承認を受けた場合に

は、 M_{NS} は、第百三十三条第一項の規定により算出される実効マチュリティとする。

EAD_{NS} は、ネットイング・セットの与信相当額であり、第五十条第二項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には第五十三条第一項の規定により算出される与信相当額（第四章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合にあっては、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額）とし、 $SA-CCR$ を用いる場合には第五十一条第一項の規定により算出される与信相当額とし、第五十二条第一項の承認を受けて期待エクスポージャー方式を用いる場合には同条第二項の規定により算出される与信相当額とする。ただし、これらの与信相当額に対しCVAの影響は、勘案しないものとする。

DF_{NS} は、次の算式により算出する値。ただし、第五十二条第一項の承認を受けた信用協同組合等は1を用いる。

$$DF_{NS} = \frac{1 - \exp(-0.05 \cdot M_{NS})}{0.05 \cdot M_{NS}}$$

- 3 前項の RW_c は、次の表に掲げる取引相手方のセクターの区分及び適格格付機関が取引相手方に付与する格付に対応する取引相手方の信用力の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトとする。ただし、適格格付機関が取引相手方に格付を付与していない場合には、内部格付手法を採用する信用協同組合等は、内部格付を適格格付機関が付与する格付に紐付けすることにより判断された取引相手方の信用力に基づき、同表に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

取引相手方のセクター	取引相手方の信用力	
	投資適格 (IG) (パーセント)	投機的格付 (HY) 及び 無格付 (NR) (パーセント)
ソブリン（中央銀行及び国際開発銀行を含む。）	〇・五	二・〇
地方自治体、政府支援法人（非金融）、教育機関及び行政機関	一・〇	四・〇
金融（政府系金融機関を含む。）	五・〇	十二・〇
素材、エネルギー、工業、農業、製造業、鉱業及び採石業	三・〇	七・〇
消費財・サービス、運輸及び倉庫並	三・〇	八・五

びに行政支援サービス業		
テクノロジー及び通信	二・〇	五・五
ヘルスケア、公益事業及び専門・技術関連業	一・五	五・〇
その他のセクター	五・〇	十二・〇

4 第一項の SNH_c は、次の算式により算出するものとする。

$$SNH_c = \sum_{h \in C} \gamma_{hc} \cdot RW_h \cdot M_h^{SN} \cdot B_h^{SN} \cdot DF_h^{SN}$$

γ_{hc} は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める値（以下この節において同じ。）

取引相手方 c の単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップによるヘッジ h	γ_{hc} の値 (パーセント)
取引相手方 c を直接参照するもの	100
取引相手方 c と法的に関連する組織を参照するもの	80
取引相手方 c と同じセクターで同じ地域に属する組織を参照するもの	50

RW_h は、単一の債務者を参照するヘッジ取引 h のリスク・ウェイトであり、前項の表に掲げる取引相手方のセクターの区分及び適格格付機関が取引相手方に付与する格付に対応する取引相手方の信用力の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイト（以下この節において同じ。）

M_h^{SN} は、単一の債務者を参照するヘッジ取引 h の実効マチュリティ（以下この節において同じ。）

B_h^{SN} は、単一の債務者を参照するヘッジ取引 h の想定元本額（以下この節において同じ。）。なお、単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デフォルト・スワップを用いる場合には、参照ポートフォリオ又は参照商品の市場価格を想定元本額とする。

DF_h^{SN} は、ディスカウント・ファクターであり、次の算式により算出される値（以下この節において同じ。）

$$DF_h^{SN} = \frac{1 - \exp(-0.05 \cdot M_h^{SN})}{0.05 \cdot M_h^{SN}}$$

5 第一項の IH は、次の算式により算出するものとする。

$$IH = \sum_i RW_i \cdot M_i^{ind} \cdot B_i^{ind} \cdot DF_i^{ind}$$

M_i^{ind} は、インデックス・ヘッジiの残存マチュリティ

B_i^{ind} は、インデックス・ヘッジiの想定元本額

DF_i^{ind} は、ディスカウント・ファクターであり、次の算式により算出される値

$$DF_i^{ind} = \frac{1 - \exp(-0.05 \cdot M_i^{ind})}{0.05 \cdot M_i^{ind}}$$

6 前項の RW_i は、インデックス・ヘッジに適用されるリスク・ウェイトであり、第三項の表に掲げる取引相手方のセクターの区分及び適格格付機関が取引相手方に付与する格付に対応する取引相手方の信用力の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトとする。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める調整を行うものとする。

一 インデックスの全ての構成銘柄が同一のセクターに属し、かつ、同一の信用力である場合 第三項の表に定めるリスク・ウェイトに〇・七を乗じて得た値をリスク・ウェイトとする。

二 インデックスの全ての構成銘柄が同一のセクターに属する場合でない場合又はインデックスが投資適格並びに投機的格付及び無格付の双方を含む場合 第三項の表に定めるリスク・ウェイトを銘柄数に応じて加重平均し、〇・七を乗じて得た値をリスク・ウェイトとする。

7 第一項の HMA_c は、次の算式により算出するものとする。

$$HMA_c = \sum_{h \in C} (1 - \gamma_{hc}^2) \cdot (RW_h \cdot M_h^{SN} \cdot B_h^{SN} \cdot DF_h^{SN})^2$$

(限定的なBA—CVAによるCVAリスク相当額)

第二百四十六条の三の四 限定的なBA—CVAによるCVAリスク相当額は、前条第一項の算式において β を一として算出した K_{full} の値に割引係数〇・六五を乗じて得た額とする。

第三節 SA—CVA 【略】

第四節 簡便法

(簡便法によるCVAリスク相当額)

第二百四十六条の四の三十九 信用協同組合等は、直近の期末から算出基準日までの間における第二百四十六条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引の想定元本の合計額が十兆円以下である場合には、第二百四十六条の二の二第一項の規定にかかわらず、第二百四十六条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引の信用リスク・アセットの額に十二パーセントを乗じて得た額をCVAリスク相当額とすることができる。

- 2 前項の規定を適用する場合において、信用協同組合等は、CVAポートフォリオ全体に同項の規定を適用するものとし、かつ、CVAリスクのヘッジ手段によるヘッジ効果を反映させることはできないものとする。

第六章の三 中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い

(中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百四十六条の五 第四章及び第五章の規定にかかわらず、次の各号に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

- 一 中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー
- 二 中央清算機関に係る清算基金
- 三 信用協同組合等が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーであつて、第二百四十六条の二第二項第二号イ及びロに掲げる要件を満たすもの(次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー」という。)

(中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百四十六条の六 第四章(第五十一条第四項第二号及び第三号を除く。)の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、同章(第五十条第二項及び第三項を除く。)の規定中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「信用協同組合等」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リス

ク・アセットの額を算出する場合における当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。

一 適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー

二 直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー

3 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合（SA—CCRを用いる場合に限る。

）において、適格中央清算機関が支払不能となり、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマーzin期間は、ネットィング・セットに含まれる取引のMiのうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

4 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、期待エクスポージャー方式を用いるときは、第五十二条第十一項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央清算機関が支払不能となった場合において、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマーzin期間は、ネットィング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

5 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、第七十五条第二項第一号ホ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットィング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットィング・セット」とあるのは、「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットィング・セット」と読み替えるものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不能となった際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、最低保有期間は、ネットィング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

6 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（信用協同組合等が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参

加者がともに債務不履行又は支払不能となった際に信用協同組合等への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていないときに限る。)の信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十六条の七 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額 (K_{CMi}) に十二・五を乗じて算出する。

一 所要自己資本額 (K_{CMi}) は、次の算式を用いて算出する。

$$K_{CMi} = \max \left(K_{CCP} \times \left(\frac{DF_i^{pref}}{DF_{CCP} + DF_{CM}^{pref}} \right), 0.08 \times 0.02 \times DF_i^{pref} \right)$$

$$K_{CCP} = \sum_i EAD_i \times 0.2 \times 0.08$$

DF_i^{pref} は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者*i*が拠出した清算基金の額

DF_{CCP} は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中央清算機関に生ずる損失を清算基金(債務不履行参加者の清算基金を除く。)と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するものの額

DF_{CM}^{pref} は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計

EAD_i は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者*i*に対するトレード・エクスポージャーの額

二 前号の EAD_i は、次のイ又はロに掲げる取引の区分に応じ、当該イ又はロに定める額とする。

イ 派生商品取引 SA—CCRを用いて算出した額。ただし、受け入れ担保の額には直接清算参加者が拠出した清算基金の額を含むこととし、リスクのマージン期間は十営業日とする。

ロ レポ形式の取引 次の算式により算出した額

$$EAD_i = \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0)$$

$EBRM_i$ は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者*i*に対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額(第七十九条の信用リスク削減手法適用後の額とする。)

IM_i は、直接清算参加者*i*が拠出した当初証拠金の額

DF_i は、直接清算参加者 i が拠出した清算基金の額

- 三 前号ロの規定により所要自己資本額 (K_{Cmi}) を算出する場合には、第七十五条第二項第一号ニの規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットィング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。
 - 四 第一号に規定する算式におけるトレード・エクスポージャーに係る当初証拠金が、派生商品取引とレポ形式の取引の双方を対象としているときは、当該派生商品取引に係る当初証拠金及び当該レポ形式の取引に係る当初証拠金の額は、第二号イに定める額（担保を授受していないと仮定した場合における額とする。）と同号ロに定める額との割合に応じた額とする。
 - 五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、 DF_{CCP} が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの DF_{CCP} は、 $\sum_i EAD_i$ の額の割合に応じた額とする。
 - 六 第二号の規定にかかわらず、直接清算参加者が自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定（複数の間接清算参加者の勘定を一括して管理している場合にあつては、一括して管理しているそれぞれの勘定をいう。以下この号及び次号において同じ。）を分別管理している場合には、当該自己の勘定のトレード・エクスポージャーの額及び当該間接清算参加者ごとの勘定のトレード・エクスポージャーの額の合計額を EAD_i とする。
 - 七 前号の場合において、直接清算参加者が拠出した清算基金が、当該直接清算参加者の自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定の別に分けられていないときには、当該自己の勘定に係る当初証拠金の額と当該間接清算参加者ごとの勘定に係る当初証拠金の額の割合に応じて、当該清算基金を配分することとする。
- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において単に「合計額」という。）と、適格中央清算機関が適格中央清算機関以外の中央清算機関となったと仮定した場合における次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「仮定した合計額」という。）を比較し、合計額が仮定した合計額を上回る場合には、当該仮定した合計額を当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の合計額とする。
- 一 当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセッ

トの額

二 当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額

(適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十六条の八 適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、当該中央清算機関に拠出した清算基金の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第六章の四 マーケット・リスク

第一節 マーケット・リスク相当額の算出方式及び計測対象

(マーケット・リスク相当額の算出)

第二百四十六条の九 マーケット・リスク相当額の計測対象となるリスクは、次に掲げるものとする。

- 一 トレーディング勘定の商品に係るデフォルト・リスク、金利リスク、信用スプレッド・リスク、株式リスク、外国為替リスク及びコモディティ・リスク
- 二 バンキング勘定の商品に係る外国為替リスク及びコモディティ・リスク
- 三 前二号に掲げるリスクに類似するリスク

2 信用協同組合等は、保有している構造為替ポジションが次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該構造為替ポジションをマーケット・リスク相当額に算入しないことができる。

- 一 為替レートの変動によって生ずる自己資本比率の低下を完全に又は部分的にヘッジする目的で保有していること。
- 二 取引を行う前提で保有するものでないこと。
- 三 為替レートの変動によって生ずる自己資本比率の低下を相殺する範囲内で行うものであること。

四 六月以上の期間にわたってマーケット・リスク相当額から除外する前提で行われるものであること。

五 当該構造為替ポジションの構築及び変更に係る方針を整備していること。

六 当該構造為替ポジションのマーケット・リスク相当額からの除外は一貫した手法で行うものであること。

七 当該構造為替ポジションの概要及び金額を記した文書を作成し、当該文書について金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備していること。

3 前項の規定による届出には、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

- 一 前項各号に掲げる要件を満たす旨の説明
- 二 その他参考とすべき事項

(マーケット・リスク相当額の算出方式)

第二百四十六条の九の二 マーケット・リスク相当額の合計額は、内部モデル方式、標準的方式及び簡易的方式を用いて算出するマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

2 内部モデル方式を採用する信用協同組合等は、内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクにおいて、次に掲げるマーケット・リスク相当額を算出し、その額を金融庁長官に一月に一回報告するものとする。

- 一 内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクの保有する商品について、標準的方式を用いて算出したトレーディング・デスクごとのマーケット・リスク相当額
- 二 内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクの保有する商品について、トレーディング・デスク間の相殺を考慮せずに内部モデル方式を用いて算出したトレーディング・デスクごとのマーケット・リスク相当額

3 信用協同組合等は、内部モデル方式を用いないトレーディング・デスクにおいて、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、内部モデル方式を用いない信用協同組合等は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、簡易的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することができる。

- 一 直近の期末から算出基準日までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が千億円未満であること。
- 二 直近の期末から算出基準日までの間における外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額のうち最も大きい額が千億円未満であること。
- 三 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が千億円未満であること。
- 四 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額が千億円未満であること。

5 前項各号に定める要件を満たさない信用協同組合等は、その連結子法人等のマーケッ

ト・リスク相当額が当該信用協同組合等のマーケット・リスク相当額の一パーセント未満である場合には、あらかじめ金融庁長官に届け出たときに限り、当該連結子法人等のマーケット・リスク相当額の算出に簡易的方式を用いることができる。

6 内部モデル方式を採用する信用協同組合等は、次に掲げる商品については、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

一 証券化エクスポージャー

二 第八条の四第三項第二号ロ又は第十六条の四第三項第二号ロに掲げる要件に該当し、かつ、マーケット・リスク相当額の算出対象となるファンドへの出資であって、ルックスルーができないもの

7 信用協同組合等は、第三項の規定により算出したマーケット・リスク相当額を金融庁長官に一月に一回報告するものとする。

(トレーディング・デスクの要件)

第二百四十六条の九の三 内部モデル方式を採用する信用協同組合等又は標準的方式を採用する信用協同組合等は、トレーディング・デスクを設置するものとする。

2 各トレーディング・デスクは、次の各号に掲げる算出方式の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

一 内部モデル方式 次項各号に掲げる要件の全て（バンキング勘定の商品に係る外国為替リスク及びコモディティ・リスクを扱うトレーディング・デスク又は内部取引担当デスクである場合にあっては、同項第十号に掲げる要件）

二 標準的方式 次項各号（第十号ロを除く。）に掲げる要件の全て（バンキング勘定の商品に係る外国為替リスク及びコモディティ・リスクを扱うトレーディング・デスク又は内部取引担当デスクである場合にあっては、同項第十号（ロを除く。）に掲げる要件）

3 トレーディング・デスクの要件は、次に掲げるものとする。

一 各トレーディング・アカウントは、一つのトレーディング・デスクに対してのみ割り当てられるものとし、トレーディング業務における収益を管理するための区分となっていること。

二 トレーダー又はトレーディング・アカウントのグループを直接管理するヘッド・トレーダーを一名のみ置くものであること。ただし、ヘッド・トレーダーの役割、責任及び権限が明確に区分されている場合又は一方が他方に対して最終的な監督権限を有

する場合には、二名のヘッド・トレーダーを置くことができる。

三 トレーダー又はトレーディング・アカウントの役割及び権限が明確に定められていること。

四 トレーディング・デスクの目的と整合的なリスク許容範囲を設定しており、かつ、当該リスク許容範囲に当該トレーディング・デスクが許容するリスク・クラス及びそれに関連するリスク・ファクターが含まれていること。

五 理事会等への明確な報告態勢が整備されていること。

六 トレーダーの報酬がトレーディング・デスクの業績と連動する報酬体系である場合には、トレーディング・デスクの目的と整合的な報酬体系が整備されていること。

七 トレーダーは、一つのトレーディング・デスクにのみ配置させるものであること。ただし、健全な管理及び業務運営並びに資源配分の観点から適当であることを金融庁長官に対して説明することができる場合には、トレーダーは複数のトレーディング・デスクに配置することができる。この場合において、トレーダーの複数のトレーディング・デスクへの配置は、バック・テスト（バリュエーション・アット・リスクに対して日次の仮想損益及び実損益を比較するプロセスをいう。第十号ロ及び次節において同じ。）又は損益要因分析テストの結果を操作することを目的としてはならない。

八 事業戦略（次に掲げる事項を含む。）に係る文書が作成されていること。

イ 事業戦略の背景となる経済的側面

ロ 取引可能な商品の種類及び頻繁に取引される商品の種類

ハ ヘッジについての方法、乖離の特定方法及びポジションの予想保有期間

ニ トレーディング・デスクの管理者（ヘッド・トレーダーを含む。）が承認した年次計画（予算及び人員計画を含む。）

ホ 定期的な経営情報（トレーディング・デスクの収益、費用及びマーケット・リスク相当額を含む。）

九 次に掲げる要件の全てを満たすトレーディング・デスクに係るリスク管理態勢を整備していること。

イ トレーディング・デスクの業務を独立して監視する部署及び担当理事等（マーケット・リスクの管理について業務執行権限を授けられたものをいう。）を設置していること。

ロ トレーディング・デスクの事業戦略に基づいたトレーディング・リミット（次に掲げる事項を含む。）が明確に定められており、かつ、当該トレーディング・リミ

ットが理事会等により一年に一回以上見直されていること。

- (1) トレーディング・デスクごとに設定された残高限度額（想定元本による残高限度額を含む。）
- (2) トレーディング勘定全体の残高限度額
- (3) トレーディング・デスクの運営方針

十 一週間に一回以上の頻度でトレーディング・デスクに係るリスク管理報告書（次に掲げるものを含む。）が作成されていること。

イ 損益報告（プロダクト・コントローラー（公正価値算定結果に対する独立検証及び評価調整の役割を担う者をいう。）により定期的に又は必要に応じて行われる検証の結果を含む。）

ロ バリュースコア・アット・リスク及び期待ショート・フォールに関する報告（バリュースコア・アット・リスクを算出した結果、期待ショート・フォールを算出した結果、リスク・ファクターに対する感応度、バック・テスト及びP値（仮想損益又は実損益が九十九パーセントの信頼水準のバリュースコア・アット・リスクの棄却域に含まれる確率をいう。第二百四十六条の十二の八第一項において同じ。）を含む内部管理及び規制上のリスク計測に関する報告を含む。）

十一 次に掲げる報告書が作成され、かつ、金融庁長官の求めに応じて提出できるように整備されていること。

イ 商品の保有期間報告書

ロ トレーディング・リミットの超過の事実及びそれに対する措置に関する日次報告書

ハ 高頻度かつ多額な日中取引を行う信用協同組合等については、日中トレーディング・リミットの利用状況及び超過の事実に関する日次報告書

ニ 市場流動性の評価に係る報告書

（内部モデル方式を採用する信用協同組合等によるトレーディング・デスクに係る承認の申請）

第二百四十六条の九の四 第二百四十六条の十の承認を受けようとする信用協同組合等は、金融庁長官の承認を受けた場合に、トレーディング・デスクを設置することができる。

2 前項の承認を受けようとする信用協同組合等は、次に掲げる事項を記載した承認申請

書を金融庁長官に提出するものとする。

- 一 名称
 - 二 トレーディング・デスクを管理する責任者の氏名及び役職名
- 3 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 前項第二号に規定する責任者の履歴書
 - 二 各トレーディング・デスクが前条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書類
 - 三 その他参考となるべき事項を記載した書類

(承認の基準)

第二百四十六条の九の五 金融庁長官は、前条第一項の承認をしようとするときは、第二百四十六条の九の三第三項各号に掲げる要件を満たしているかどうかを審査するものとする。

(内部モデル方式に関するトレーディング・デスクに係る変更の届出)

第二百四十六条の九の六 第二百四十六条の九の四第一項の承認を受けた信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を記載した変更届出書を金融庁長官に提出するものとする。

- 一 承認申請書の記載事項に変更があった場合
 - 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更があった場合
 - 三 そのトレーディング・デスクが第二百四十六条の九の三第三項各号に掲げる要件を満たさない事由が生じた場合
- 2 第二百四十六条の九の四第一項の承認を受けた信用協同組合等は、前項第三号に規定する事由が生じた場合には、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該信用協同組合等のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

第二百四十六条の九の七 金融庁長官は、内部モデル方式を採用する信用協同組合等が第二百四十六条の九の三第三項各号に掲げる要件を満たしていない場合には、第二百四十六条の九の四第一項の承認を取り消すことができる。

(標準的方式を採用する信用協同組合等によるトレーディング・デスクの届出)

第二百四十六条の九の八 標準的方式を採用する信用協同組合等は、標準的方式を用いるトレーディング・デスクを設置しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出するものとする。

一 名称

二 トレーディング・デスクを管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 前項第二号に規定する責任者の履歴書

二 各トレーディング・デスクが第二百四十六条の九の三第三項各号（第十号ロを除く。）に掲げる要件を満たしていることを示す書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

(標準的方式を採用する信用協同組合等によるトレーディング・デスクに係る変更の届出)

第二百四十六条の九の九 前条の届出書を提出した標準的方式を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を記載した変更届出書を金融庁長官に提出するものとする。

一 届出書の記載事項に変更があった場合

二 届出書の添付書類の記載事項に重要な変更があった場合

三 そのトレーディング・デスクが第二百四十六条の九の三第三項各号（第十号ロを除く。）に掲げる要件を満たさない事由が生じた場合

2 標準的方式を採用する信用協同組合等は、前項第三号に規定する事由が生じた場合には、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該標準的方式を採用する信用協同組合等のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

第二節 内部モデル方式 【略】

第三節 標準的方式 【略】

第四節 簡易的方式

第一款 簡易的方式によるマーケット・リスク相当額

(簡易的方式によるマーケット・リスク相当額)

第二百四十六条の二十四 簡易的方式においては、次に掲げるリスク・カテゴリー（これらのリスク・カテゴリーに分類されるオプション取引を含む。）に対するマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

- 一 金利リスク・カテゴリー
- 二 株式リスク・カテゴリー
- 三 外国為替リスク・カテゴリー
- 四 コモディティ・リスク・カテゴリー

2 簡易的方式によるマーケット・リスク相当額の合計額は、前項各号に掲げるリスク・カテゴリー（これらのリスク・カテゴリーに分類されるオプション取引を含む。）ごとに算出したマーケット・リスク相当額を、次の算式を用いて合算して得た額とする。

$$CR_{IRR} * SF_{IRR} + CR_{EQ} * SF_{EQ} + CR_{FX} * SF_{FX} + CR_{COMM} * SF_{COMM}$$

CR_{IRR} は、金利リスク・カテゴリー及び当該カテゴリーのオプション取引に分類されるマーケット・リスク相当額

CR_{EQ} は、株式リスク・カテゴリー及び当該カテゴリーのオプション取引に分類されるマーケット・リスク相当額

CR_{FX} は、外国為替リスク・カテゴリー及び当該カテゴリーのオプション取引に分類されるマーケット・リスク相当額

CR_{COMM} は、コモディティ・リスク・カテゴリー及び当該カテゴリーのオプション取引に分類されるマーケット・リスク相当額

SF_{IRR} は、一・三〇

SF_{EQ} は、三・五〇

SF_{FX} は、一・二〇

SF_{COMM} は、一・九〇

第二款 金利リスク・カテゴリー

(金利リスク・カテゴリー)

第二百四十六条の二十五 前条第一項第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、債券、譲渡性預金、転換権のない優先株その他の金融商品並びにこれらの派生商品取引及びこれらのオフ・バランスのポジション（以下「債券等」という。）に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額とする。この場合においては、異なる通貨間でポジションを相殺してはならない。なお、派生商品取引については、関連する原資産のポジションに変換の上、次条及び第二百四十六条の二十五の三に定める要領に留意して、個別リスクの額及び一般市場リスクの額を算出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、信用協同組合等は債券等のショート・ポジションの個別リスクの額に代えて、当該ショート・ポジションにおいて発生し得る最大の損失額を当該ショート・ポジションの個別リスクの額とすることができる。

（クレジット・デリバティブ以外の派生商品取引のポジションの相殺）

第二百四十六条の二十五の二 クレジット・デリバティブ以外の派生商品取引のポジションの相殺の要領は次の各号に定めるところによる。

一 発行者、表面利率、通貨及び満期が等しい同一商品の両側のポジションについては、現物のポジション又は想定上のポジションのいずれの場合であっても、簡易的方式によるリスク算出対象から、個別リスク及び一般市場リスクの双方について除外することができる。

二 先物取引又は先渡取引のポジションとこれらの取引に対応する原資産のポジションが対当している場合は、これらを相殺することができる。また、先物取引又は先渡取引に対して二以上の引渡しが可能の商品がある場合において、引渡しを行う信用協同組合等にとって最も有利な原資産が特定されており、かつ、当該先物取引又は先渡取引の価格と原資産価格との間に強い相関関係が認められるときは、当該先物取引又は先渡取引のポジションと原資産のポジションを相殺することができる。

三 債券等の派生商品取引のロング・ポジション又はショート・ポジションは、同一の原資産に関連するものであり、名目価値が同額であり、かつ、同一通貨建てである場合には、次のイからハマまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハマまでに定める条件を満たせば、相殺することができる。なお、異なるスワップ取引の片側のポジション同士も、同様の条件を満たせば相殺することができる。

イ 先物取引 満期の差が七日以内であること。

ロ スワップ及びFRA 変動金利のポジションについて、指標となるレートが同一のものであり、かつ、表面利率の差が十五ベシス・ポイント以内であること。

ハ スワップ、FRA及び先渡取引 対象となる取引の残存期間等の差が次に定める限度内であること。

(1) 双方又は一方の残存期間等が一月未満の場合は同日

(2) 双方又は一方の残存期間等が一月以上一年以下の場合（(1)に規定する場合を除く。）は七日以内

(3) 残存期間等がともに一年超の場合は三十日以内

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺)

第二百四十六条の二十五の三 クレジット・デリバティブによりヘッジされたポジションに関する個別リスクの相殺の要領は次の各号に定めるところによる。

一 信用協同組合等は、次のイ又はロに定める場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であつて、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるときは、双方のポジションを完全に相殺することができる。

イ ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の商品であるとき。

ロ 現物のロング・ポジションをトータル・リターン・スワップでヘッジする場合又はその逆の場合であつて、トータル・リターン・スワップの参照債務及び当該現物資産が完全に同一であるとき。

二 信用協同組合等は、次に掲げる要件の全てを満たす場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であつて、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるとは認められないときは、個別リスクの高い方のポジションの八十パーセントと他方のポジションの全額を相殺することができる。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債に支払額を固定する条項や第九十九条に定める場合等の制限的な支払条項が存在する場合には、その影響を相殺割合について考慮するものとする。

イ 現物のロング・ポジションをクレジット・デフォルト・スワップ若しくはクレジット・リンク債でヘッジした場合又はその逆の場合であること。

ロ ヘッジ対象ポジションの資産が、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のための参照債務及び信用事由判断のための参照債務に含ま

れていること。

ハ ヘッジ対象ポジションの資産と、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債のマチュリティが同一であること。

ニ クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のための参照債務及び信用事由判断のための参照債務に、ヘッジ対象ポジションと同一の通貨建ての債務を含んでいること。

ホ クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の信用事由、決済方法その他の主要な契約条件に基づき、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の価格変動幅がヘッジ対象ポジションの価格変動幅と大きく乖離していないこと。

三 信用協同組合等は、次のいずれかに定める場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値が通常反対の方向に動く場合は、個別リスクの高い方のポジションのみを自己資本賦課の対象とすることができる。

イ ヘッジ対象ポジションの資産が参照債務に含まれていないことを除き、第一号ロの条件を満たす場合。ただし、当該参照債務と当該ヘッジ対象ポジションの資産は第九十五条第五号の要件を満たさなければならない。

ロ ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の通貨建てでないこと又はマチュリティが同一でないことを除き、第一号イの条件を満たす場合

ハ ヘッジ対象資産がクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債と同一の通貨建てでないこと又はマチュリティが同一でないことを除き、第二号イからホまでに定める全ての条件を満たす場合

ニ ヘッジ対象資産がクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の信用事由判断のための参照債務に含まれないことを除き、第二号イからホまでに定めるすべての条件を満たす場合。ただし、ヘッジ対象資産が決済のための参照債務に含まれていることを要する。

四 前三号に該当しない場合には、ロング・ポジション及びショート・ポジションの双方に対して個別リスクに係る自己資本賦課を行う。

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百四十六条の二十五の四 第二百四十六条の二十四第一項第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、

次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本国政府又は我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。

債券等の種類	リスク・ウェイト (パーセント)
政府債（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1－1であるもの）	零
同（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1－2又は1－3であるもののうち、残存期間等が六月以内のもの）	〇・二五
同（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1－2又は1－3であるもののうち、残存期間等が六月超二十四月以内のもの）	一・〇〇
同（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1－2又は1－3であるもののうち、残存期間等が二十四月超のもの）	一・六〇
同（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1－4又は1－5であるもの）	八・〇〇
同（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1－6であるもの）	十二・〇〇
同（無格付であるもの）	八・〇〇
優良債（残存期間等が六月以内のもの）	〇・二五
同（残存期間等が六月超二十四月以内のもの）	一・〇〇
同（残存期間等が二十四月超のもの）	一・六〇
その他（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4－4であるもの）	八・〇〇
同（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4－5又は5－4であるもの）	十二・〇〇
同（無格付であるもの）	八・〇〇

(注1) 「政府債」とは、中央政府又は我が国の地方公共団体の発行する債券及びそれらの保証する債券をいう。

(注2) 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者、経営管理会社、保険会社及び保険持株会社の発行した債券等のうち第三十四条、第三十五条又は第三十五条の二の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4-3又は5-3以上である債券等をいう。

(金利リスク・カテゴリーの一般市場リスク)

第二百四十六条の二十五の五 第二百四十六条の二十四第一項第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額は、次条に定めるマチュリティ法又は第二百四十六条の二十五の七に定めるデュレーション法を用いて通貨ごとに算出した次に掲げるものの合計額とする。ただし、デュレーション法を用いる信用協同組合等は、価格感応度の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、保存するとともに当該計測方法を継続して使用するものとする。

一 債券等の全体のネット・ポジションの額

二 マチュリティ法を用いる場合は次のイの表、デュレーション法を用いる場合は次のロの表に掲げる各期間帯内で対当しているポジション間のバーティカル・ディスアローアンス（同一期間帯内において対当するポジション同士を相殺する場合において、対当している部分に一定の割合を乗じて得られるものであって、マーケット・リスク相当額に追加する部分をいう。以下同じ。）の額

イ マチュリティ法の期間帯等

期間帯（残存期間等）		リスク・ウェイト (パーセント)	想定金利変動幅 (パーセント・ポイント)
表面利率三パーセント 以上	表面利率三パーセント 未満		
一月以下	一月以下	零	一・〇〇
一月超三月以下	一月超三月以下	〇・二〇	一・〇〇
三月超六月以下	三月超六月以下	〇・四〇	一・〇〇

六月超十二月以下	六月超十二月以下	〇・七〇	一・〇〇
一年超二年以下	一・〇年超一・九年以下	一・二五	〇・九〇
二年超三年以下	一・九年超二・八年以下	一・七五	〇・八〇
三年超四年以下	二・八年超三・六年以下	二・二五	〇・七五
四年超五年以下	三・六年超四・三年以下	二・七五	〇・七五
五年超七年以下	四・三年超五・七年以下	三・二五	〇・七〇
七年超十年以下	五・七年超七・三年以下	三・七五	〇・六五
十年超十五年以下	七・三年超九・三年以下	四・五〇	〇・六〇
十五年超二十年以下	九・三年超十・六年以下	五・二五	〇・六〇
二十年超	十・六年超十二年以下	六・〇〇	〇・六〇
	十二年超二十年以下	八・〇〇	〇・六〇
	二十年超	十二・五〇	〇・六〇

(注) ゼロ・クーポン債は表面利率三パーセント未満の債券として扱うものとする。

ロ デュレーション法の期間帯等

期間帯 (残存期間等)	想定金利変動幅 (パーセント・ポイント)
一月以下	一・〇〇
一月超三月以下	一・〇〇
三月超六月以下	一・〇〇
六月超十二月以下	一・〇〇
一年超一・九年以下	〇・九〇
一・九年超二・八年以下	〇・八〇
二・八年超三・六年以下	〇・七五
三・六年超四・三年以下	〇・七五
四・三年超五・七年以下	〇・七〇
五・七年超七・三年以下	〇・六五
七・三年超九・三年以下	〇・六〇
九・三年超十・六年以下	〇・六〇
十・六年超十二年以下	〇・六〇

十二年超二十年以下	〇・六〇
二十年超	〇・六〇

三 次の表に掲げる期間帯の間で対当しているポジション間の水平・ディスアローアンス（期間帯間において対当するポジション同士を相殺する場合において、対当している部分に一定の割合を乗じて得られるものであって、マーケット・リスク相当額に追加する部分をいう。以下同じ。）の額

ゾーン	期間帯（残存期間等）		同一ゾーン 内 （パーセン ト）	隣接ゾーン 間 （パーセン ト）	ゾーン一・ 三間 （パーセン ト）
	表面利率三パーセ ント以上	表面利率三パーセ ント未満			
ゾーン一	一月以下	一月以下	四十	四十	百
	一月超三月以下	一月超三月以下			
	三月超六月以下	三月超六月以下			
	六月超十二月以下	六月超十二月以下			
ゾーン二	一年超二年以下	一年超一・九年以 下	三十	四十	百
	二年超三年以下	一・九年超二・八 年以下			
	三年超四年以下	二・八年超三・六 年以下			
ゾーン三	四年超五年以下	三・六年超四・三 年以下	三十	四十	百
	五年超七年以下	四・三年超五・七 年以下			
	七年超十年以下	五・七年超七・三 年以下			
	十年超十五年以下	七・三年超九・三 年以下			
	十五年超二十年以 下	九・三年超十・六 年以下			

	二十年超	十・六年超十二年 以下		
		十二年超二十年以 下		
		二十年超		

(注) デュレーション法に基づきホリゾンタル・ディスアローアンスの額を算出する場合においては、期間帯は表面利率三パーセント未満の欄を用いることとする。

(マチュリティ法)

第二百四十六条の二十五の六 マチュリティ法による算出方法は、次の各号に定めるところによる。

- 一 前条第二号イの表に掲げる十三又は十五の期間帯から成るマチュリティ・ラダー（マチュリティ法を用いて金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額を算出する際に使用する、対象となる取引を残存期間等により分類して計算するための表をいう。以下この条において同じ。）を通貨ごとに作成し、債券等のロング・ポジション又はショート・ポジションを、マチュリティ・ラダーに投入する。
- 二 各期間帯内のロング・ポジション又はショート・ポジションに前条第二号イの表に定めるリスク・ウェイトを乗じて得たもの同士を相殺し、各期間帯内のネット・ポジションを算出する。この場合において、相殺の対象となる部分に十パーセントを乗じて得た額をバーティカル・ディスアローアンスの額とする。
- 三 前号で算出された各期間帯内のネット・ポジションを前条第三号の表に定めるところにより同表の各ゾーン内において相殺し、ゾーンごとのネット・ポジションを算出する。この場合において、相殺の対象となる部分に同表に定める割合を乗じて得た額をホリゾンタル・ディスアローアンスの額とする。
- 四 前号で算出されたゾーンごとのネット・ポジションを前条第三号の表に定めるところによりゾーン間で相殺する。この場合において、相殺の対象となる部分に同表に定める割合を乗じて得た額をホリゾンタル・ディスアローアンスの額とし、以上の相殺を通じて残った部分を債券等の全体のネット・ポジションの額とする。
- 五 取扱いの規模が小さい通貨については、まとめて一のマチュリティ・ラダーを用いることができる。ただし、異なる通貨間又は異なる期間帯間で相殺してはならない。

(デュレーション法)

第二百四十六条の二十五の七 デュレーション法による算出方法は、次の各号に定めるところによる。

- 一 第二百四十六条の二十五の五第二号ロの表に掲げる十五の期間帯から成るデュレーション・ラダー（デュレーション法を用いて金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額を算出する際に使用する、対象となる取引のポジションに価格感応度を乗じて得たものを残存期間等により分類して計算するための表をいう。以下この号において同じ。）を通貨ごとに作成し、各対象取引の残存期間等に対応する期間帯ごとに定められた同表の下欄に定める想定金利変動幅に対する各債券等の価格感応度を計測し、これに各債券等のポジションを乗じて得たものを、デュレーション・ラダーに投入する。
- 二 前号で投入されたもの同士を相殺し、各期間帯内のネット・ポジションを算出する。この場合において、相殺の対象となる部分に五パーセントを乗じて得た額をパーティカル・ディスアローアンスの額とする。
- 三 前条第三号から第五号までに定める方法に準じて、ホリゾンタル・ディスアローアンスの額及び債券等の全体のネット・ポジションの額を算出する。

第三款 株式リスク・カテゴリー

(株式リスク・カテゴリー)

第二百四十六条の二十六 第二百四十六条の二十四第一項第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、株式（転換権のない優先株を除く。）、株式と同様の価格変動性を示す転換証券及び株式売買に係るコミットメント並びにこれらの派生商品取引及びこれらのオフ・バランスのポジション（以下「株式等」という。）に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額とする。ただし、派生商品取引については、関連する原資産のポジションに変換の上、個別リスクの額及び一般市場リスクの額を算出するものとする。

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百四十六条の二十六の二 第二百四十六条の二十四第一項第二号に掲げる株式リス

- ク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等の全てのロング・ポジションの額及び全てのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、分散度の高い株式等ポートフォリオから成る指数取引を行う場合においては、そのネット・ポジションの額に二パーセントを乗じて得た額とする。
- 3 同一の株価指数の先物取引について異なる日付若しくは異なる取引所で裁定取引を行っている場合又は同一でなく類似した株価指数の先物取引について同じ日付で裁定取引を行っている場合においては、一方の取引についてのみ個別リスクの額を算出し、他方の取引については個別リスクの額を算出しないことができる。
- 4 広範な株式により構成される指数に基づく先物取引を株式のバスケットに対当している場合は、個別リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出を要しない。

(株式リスク・カテゴリーの一般市場リスク)

第二百四十六条の二十六の三 第二百四十六条の二十四第一項第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額は、各取引所について信用協同組合等が保有する全てのロング・ポジションの額と全てのショート・ポジションの額の差の絶対値に八パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

第四款 外国為替リスク・カテゴリー

(外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額)

第二百四十六条の二十七 第二百四十六条の二十四第一項第三号に掲げる外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、金及び外国為替のポジションを対象とし、次条に定める方法により算出する全体のネット・ポジションの額に八パーセントを乗じて得た額とする。

(外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法)

第二百四十六条の二十七の二 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

- 一 通貨ごとに、次に掲げる項目（リスク管理上必要がないと認められる場合にあつて

は、ニに掲げる項目を除くことができる。)を合計する。ただし、金のポジションについては、標準的な測定単位(オンス)で表示し、円に換算してネット・ポジションの額を算出するものとし、連結子法人等及び主たる事務所以外の事務所については、内部管理上保有することができる外国為替持高の限度額をネット・ポジションの額とみなすことができるものとする。

イ ネット直物ポジションの額(未収利息及び未払利息を含む通貨ごとの資産と負債の差額をいう。)

ロ ネット先物ポジションの額(通貨スワップの元本のうち直物ポジションに含まれないものを含む先物為替取引の将来受取額と将来支払額の差額をいう。)

ハ 実行を求められることが確実な保証(これと類似の取引を含む。)であって、求償しても回収の見込みがないものの額

ニ ロに該当するもの以外の将来発生する受取額又は支払額であって、既に完全にヘッジが行われているものの額

ホ その他為替損益の額

二 前号で算出した通貨ごとのネット・ポジションの額をロング・ポジションとショート・ポジションの別に分けてそれぞれについて合計する。

三 次のイ及びロを合計し、全体のネット・ポジションの額を算出する。

イ 前号で得られた全ての通貨のロング・ポジションの額の合計額又はショート・ポジションの額の合計額のいずれか大きい額

ロ 金のネット・ポジションの額

第五款 コモディティ・リスク・カテゴリー

(コモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額)

第二百四十六条の二十八 第二百四十六条の二十四第一項第四号に掲げるコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、コモディティ(金を除く。)及びその派生商品取引並びにそのオフ・バランスのポジション(以下「コモディティ等」という。)を対象とし、次条に定めるマチュリティ・ラダー方式又は第二百四十六条の二十八の三に定める簡便的な方式を用いて算出するものとする。

2 前項のマーケット・リスク相当額を算出する際には、標準的な測定単位(バレル、キログラム、グラム等)で表示された、各コモディティ等のネット・ポジションを円に換

算するものとする。この場合において、ポジション間で相殺するためには、同一のコモディティ等の間又は相互に決済するために引渡し可能なコモディティ等の間において、直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動間の相関係数が〇・九以上であって、その適切性を検証する体制を整備するものとする。

(マチュリティ・ラダー方式)

第二百四十六条の二十八の二 マチュリティ・ラダー方式によるコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額の算出方法は、次に定めるところにより算出した額の合計額とする。この場合において、各コモディティ等のネット・ポジションを算出基準日の現物価格によって各国通貨に換算した後に、第一号の表に掲げる七の期間帯から成るマチュリティ・ラダーを各コモディティ等で作成し、当該各コモディティ等のロング・ポジションの額とショート・ポジションの額を、マチュリティ・ラダーに投入するものとする。ただし、現物の在庫がある場合については、一月以下の期間帯に投入するものとし、日次の受渡日がある市場については十日以内に期限を迎えるロング・ポジションの額とショート・ポジションの額は対当しているポジションの額とすることができる。

一 各期間帯内において対当している各コモディティ等のロング・ポジションの額とショート・ポジションの額の合計額に、スポット価格（売買締結日から二営業日以内にコモディティ（金を除く。）を受け渡す取引で成立した価格をいう。）及び次の表に定めるスプレッド・レートをそれぞれ乗じて得た額を算出する。

期間帯（残存期間等）	スプレッド・レート (パーセント)
一月以下	一・五
一月超三月以下	一・五
三月超六月以下	一・五
六月超十二月以下	一・五
一年超二年以下	一・五
二年超三年以下	一・五
三年超	一・五

二 前号の各期間帯内において対当していない各コモディティ等のロング・ポジション

の額又はショート・ポジションの額については、当該ポジションの額に〇・六パーセントを乗じて得た額を算出する。この場合において、当該ポジションは、隣接する期間帯からポジションがある期間帯（ただし、三年超の期間帯を上限とする。）に持ち越される。

三 前号の持ち越されたポジションの額は、各期間帯内において対当している各コモディティ等のロング・ポジションの額又はショート・ポジションの額との合計額に第一号の表に定めるスプレッド・レートを乗じて得た額とする。

四 前三号の算出において期間帯に残存する各コモディティ等のネット・ポジションについては、当該ネット・ポジションに十五パーセントを乗じて得た額とする。

（簡便的な方式）

第二百四十六条の二十八の三 簡便的な方式によるコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、各コモディティ等のネット・ポジションの額に十五パーセントを乗じて得た額及び当該コモディティ等のロング・ポジションの額とショート・ポジションの額の合計額に三パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

第六款 オプション取引

（オプション取引のマーケット・リスク相当額）

第二百四十六条の二十九 第二百四十六条の二十四第一項各号に掲げるリスク・カテゴリーに分類されるオプション取引とその関連の原資産のポジション（以下「オプション取引等」という。）に対するマーケット・リスク相当額は、これらを一体として、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法を用いて算出するものとする。

- 一 オプション取引のうちオプションの取得のみを行う信用協同組合等 簡便法
- 二 デルタ（原資産価格の微小な変化に対する当該オプションの価格の変化の割合を表す数値をいう。第二百四十六条の二十九の三において同じ。） 、ガンマ（原資産価格の微小な変化に対する当該オプションのデルタの変化の割合を表す数値をいう。同条において同じ。）及びベガ（原資産価格のボラティリティ（オプション取引における原資産価格の予測変動率をいう。同条において同じ。）の微小な変化に対する当該オプションのポジションの市場価値の変化額をいう。同条において同じ。）の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、保存する場合 デルタ・プラス法

三 第二百四十六条の二十九の四第一項の承認を受けた場合 シナリオ法

(簡便法)

第二百四十六条の二十九の二 簡便法を用いる場合のオプション取引等に対するマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出したマーケット・リスク相当額の合計額とする。

一 現物のロング・ポジションとプット・オプションのロング・ポジションを組み合わせた場合又は現物のショート・ポジションとコール・オプションのロング・ポジションを組み合わせた場合 原資産の市場価値（キャップ、フロア、スワップションその他の原資産の市場価値が零となり得る商品については、名目価値を用いる。）に、原資産に係る個別リスクのリスク・ウェイト及び一般市場リスクのリスク・ウェイトの合計を乗じて得た額をマーケット・リスク相当額とする。この場合において、イン・ザ・マネーのオプションの市場価値（残存期間等が六月超のオプション取引については、ストライク・プライスを先物価格と比較する。これができない場合は、イン・ザ・マネーの市場価値は零とする。なお、トレーディング勘定に含まれない外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産を評価する場合においては、簿価を用いることができる。）を当該乗じて得た額を上回らない範囲で控除することができる。

二 コール・オプションのロング・ポジションのみの場合又はプット・オプションのロング・ポジションのみの場合 原資産の市場価値に原資産に係る個別リスクのリスク・ウェイト及び一般市場リスクのリスク・ウェイトの合計を乗じて得た額又はオプションの市場価値のうちいずれか小さい額をマーケット・リスク相当額とする。

(デルタ・プラス法)

第二百四十六条の二十九の三 第二百四十六条の二十九第二号のデルタ・プラス法を用いる場合には、オプション取引等に対するマーケット・リスク相当額は、第二号に定めるガンマ・リスク及び第三号に定めるベガ・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額とし、デルタについては、第一号に定めるところによるものとする。

一 デルタの取扱いについては、各オプション取引の原資産のポジションにデルタを乗じて得たものを、第二款から第五款までの各リスク・カテゴリーにおいて、想定上のポジションとみなし、他の取引と同様にマーケット・リスク相当額を算出するものと

する。

二 ガンマ・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出方法は、次に定めるところによる。

イ 各オプション取引等について、次の算式によりガンマ・インパクトを算出する。

$$\text{ガンマ・インパクト} = 1/2 \times \text{ガンマ} \times \text{VU}^2$$

(VU：次の表の上欄に掲げる原資産の区分に応じ、同表の下欄に定める算出方法により算出した値とする。)

原資産の区分	VUの算出方法
債券等	原資産の市場価値×第二百四十六条の二十五の五第二号イの表に定めるリスク・ウェイト
金利	第二百四十六条の二十五の五第二号イの表の想定金利変動幅に相当する金利変動による原資産の市場価値の変化額
株式等	原資産の市場価値×八パーセント
外国為替及び金	原資産の市場価値×八パーセント
コモディティ等	原資産の市場価値×十五パーセント

ロ イの算式により算出したガンマ・インパクトを原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計したもののうち負であるものの絶対値の合計額を、ガンマ・リスクに係るマーケット・リスク相当額とする。

ハ ガンマ・リスク及び次号のベガ・リスクを算出する場合並びに第二百四十六条の二十九の九のシナリオ法を用いる場合においては、次の(1)から(3)までに掲げるオプション取引等に係るポジションのうち、それぞれに定める条件を満たすものは、原資産が同一であるとみなすことができる。

- (1) 債券等及び金利 残存期間等に対応する第二百四十六条の二十五の五第二号イの表（デュレーション法を用いる場合は、同号ロの表）の期間帯が同一であり、かつ、通貨が同一であること。
- (2) 株式等 取引所が同一であること。
- (3) 外国為替 通貨の組合せが同一であること。

三 ベガ・リスクについては、各オプション取引等について、ベガを算出し、原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計する。ベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額は、原資産価格のボラティリティが算出基準日の水準に対し上下に二十五パ

ーセント変動した場合における当該合計額の想定変動額を合計して得た額とする。

(シナリオ法の承認)

第二百四十六条の二十九の四 信用協同組合等は、金融庁長官の承認を受けた場合に、シナリオ法を用いることができる。

2 前項の承認を受けた信用協同組合等は、第二百四十六条の二十九の八の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、シナリオ法を継続して用いるものとする。

(承認申請書の提出)

第二百四十六条の二十九の五 シナリオ法の使用について前条の承認を受けようとする信用協同組合等は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一 名称

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 シナリオ法の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

(シナリオ法の承認の基準)

第二百四十六条の二十九の六 金融庁長官は、シナリオ法の使用に関する承認をしようとするときは、信用協同組合等の業務内容に照らし必要な範囲で次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査するものとする。

一 マーケット・リスクの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署が、マーケット・リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 マーケット・リスク管理部署は、シナリオ法の運用の適切性に関する検証を定期的実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 信用協同組合等の理事等がマーケット・リスクの管理手続に積極的に関与していること。

- 四 シナリオ法が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。
- 五 シナリオ法の運用に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類を作成し、それらが遵守されるための手段が講じられていること。
- 六 シナリオ法の運用について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査を行うこと。

(変更に係る届出)

第二百四十六条の二十九の七 シナリオ法の使用についての承認を受けた信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、信用協同組合等は、当該信用協同組合等が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

第二百四十六条の二十九の八 金融庁長官は、信用協同組合等が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、当該信用協同組合等がシナリオ法を継続して使用することが不相当と判断したときは、当該信用協同組合等について第二百四十六条の二十九の四第一項の承認を取り消すことができる。

(シナリオ法の算出要領)

第二百四十六条の二十九の九 シナリオ法を用いる場合のオプション取引等に対するマーケット・リスク相当額は、次に定めるところにより算出された額とする。

一 原資産が同一であるオプション取引等ごとに、想定上の原資産価格及びその想定上のボラティリティを次に定めるところにより設定する。

イ 想定上の原資産価格は、算出基準日の水準から、次の(1)から(4)までに掲げる原資産の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める範囲内で、七以上の数値を等間隔に設定する。この場合において、設定する数値は範囲の両端及び算出

基準日の水準を含むものとする。

(1) 債券等及び金利 第二百四十六条の二十五の五第二号イの表に掲げる期間帯に応じた想定金利変動幅（金利の期間帯については、六以上の期間帯群（期間帯をまとめたものをいう。以下同じ。）にまとめることができるが、四以上の期間帯を一の期間帯群にまとめるはならない。この場合において、想定金利変動幅については、各期間帯群にまとめられた期間帯に応じ同表に定める想定金利変動幅のうち、最大のものを採用するものとする。）

(2) 株式等 算出基準日の水準から上下に八パーセント

(3) 外国為替及び金 算出基準日の水準から上下に八パーセント

(4) コモディティ等 算出基準日の水準から上下に十五パーセント

ロ 想定上のボラティリティは、算出基準日の水準から上下に二十五パーセントの範囲内で三以上の数値を設定する。この場合において、設定する数値は範囲の両端及び算出基準日の水準を含むものとする。

二 前号で設定された想定上の原資産価格と想定上のボラティリティの全ての組合せについて、それぞれの場合における想定上のオプション取引等の市場価値を算出する。

三 算出基準日のオプション取引等の市場価値と前号で算出した想定上のオプション取引等の市場価値を比較し、後者が前者を下回る額が最大となる場合における当該下回る額を原資産が同一であるオプション取引等ごとのマーケット・リスク相当額とする。

四 シナリオ法を採用する場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、前号で算出した各原資産が同一であるオプション取引等ごとのマーケット・リスク相当額の合計額とする。

第五節 証券化エクスポージャーに係る特例

(証券化エクスポージャーの個別リスク)

第二百四十六条の三十 前各節の規定にかかわらず、信用協同組合等が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、当該証券化エクスポージャーについて次項の規定により第二百二十四条の四第一項の規定を準用して算定したリスク・ウェイトを十二・五で除した値をリスク・ウェイトとし、第二百四十六条の二十五の二又は第二百四十六条の二十五の三に規定する要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに

相殺した後のネット・ポジションの額に当該リスク・ウェイトを乗じて得た額を個別リスクの額とする。

- 2 前項の規定により信用協同組合等が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、第六章第一節及び第二節第一款の規定を準用する。この場合において、第二百二十四条の四第一項第二号中「次款の規定」とあるのは、「次款（第七目を除く。）の規定」と読み替えるものとする。

（証券化エクスポージャーのショート・ポジションの個別リスク）

第二百四十六条の三十の二 第二百四十六条の二十五第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。

（百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い）

第二百四十六条の三十の三 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、当該証券化エクスポージャーの一般市場リスクは算出することを要しない。

- 2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、当該証券化エクスポージャーに当該リスク・ウェイトを乗じて得た値を個別リスクの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額を除くものとする。

第六節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例

（特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク）

第二百四十六条の三十一 前各節の規定にかかわらず、ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額は、第二百四十六条の二十五の二又は第二百四十六条の二十五の三に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

- 一 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスクの額の合計額
- 二 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

2 特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る個別リスクの額は、第二百四十六条の二十五の二又は第二百四十六条の二十五の三に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

一 次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスクの額の合計額

ロ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち、あらかじめ特定された順位に相当する数から一を減じた数に等しい個数の参照資産等の個別リスクの額を、小さいものから順に合計した額

二 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

3 第二百四十六条の二十五第二項の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスクの額の計算について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、プロテクションの提供に係る特定順位参照型クレジット・デリバティブが格付を有する場合にあっては、その個別リスクの額の算出については、第二百四十六条の三十から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「証券化エクスポージャー」とあるのは、「特定順位参照型クレジット・デリバティブ」と読み替えるものとする。

（特定順位参照型クレジット・デリバティブのポジションの相殺）

第二百四十六条の三十一の二 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを保有する信用協同組合等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により個別リスクの額を削減することができる。

一 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち一の資産を保有している場合 当該一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分の額（当該額が当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額よりも小さい場合は、当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額とする。次号において同じ。）とを、こ

これらの額のうちいずれか小さい額を限度として個別リスクを相殺する方法

- 二 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち複数の資産を保有している場合 当該複数の資産のうち一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分に相当する額とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として相殺したときに、相殺される額が最も小さい資産についてのみ個別リスクを相殺する方法

第七節 コリレーション・トレーディングに係る特例

(コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出)

第二百四十六条の三十二 信用協同組合等は、コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出に当たっては、次条に定める修正標準方式によって算出される個別リスクの額を用いるものとする。

(修正標準方式による個別リスクの額)

第二百四十六条の三十二の二 修正標準方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの個別リスクの額は、次に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

- 一 第二百四十六条の二十五の二又は第二百四十六条の二十五の三に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、前三節の規定により算出した個別リスクの額の合計額
- 二 第二百四十六条の二十五の二又は第二百四十六条の二十五の三に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、前三節の規定により算出した個別リスクの額の合計額

第八節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例)

第二百四十六条の三十三 第一百五十四条の三及び第一百五十四条の四の規定は、マーケット・リスク相当額を算出する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「第二百二十七条から前条までの規定にかかわらず」とあるのは「第六章の四第一節から

第七節までの規定にかかわらず」と、「に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額」とあるのは「のマーケット・リスク相当額」と、「当該エクスポージャーの額（EADをいう。）」とあるのは「当該部分の額」と、「二百五十パーセント」とあるのは「二十パーセント」と、「四百パーセント」とあるのは「三十二パーセント」と読み替えるものとする。

第七章 オペレーショナル・リスク

（オペレーショナル・リスク相当額の算出）

第二百四十七条 信用協同組合等は、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たっては、標準的計測手法を用いるものとする。

2 標準的計測手法の対象は、法人単位（当該信用協同組合等及びその連結子法人等をいう。第二百五十一条において同じ。）によるものとする。

（標準的計測手法）

第二百四十八条 前条の「標準的計測手法」とは、事業規模要素（以下「BIC」という。）の額に内部損失乗数（以下「ILM」という。）を乗じて得た額をもってオペレーショナル・リスク相当額とする手法をいう。

（BICの算出方法）

第二百四十九条 BICの額は、金利要素（BICの構成要素のうち、預金業務等の規模部分をいう。以下「ILDC」という。）、役務要素（BICの構成要素のうち、役務取引等の規模部分をいう。以下「SC」という。）及び金融商品要素（BICの構成要素のうち、金融商品取引の規模部分をいう。以下「FC」という。）の合計額で表される事業規模指標（以下「BI」という。）に、BIの額に応じて定める掛目を乗じて算出するものとする。

2 ILDC、SC及びFCの額は、次のとおりとする。この場合において、次の各号の算式中の用語の意義は別表第一によるものとし、当該算式中の上線部分はそれぞれ直近三年間の平均値を合計した額を用いるものとする。

一 ILDC 次の算式により資金運用収益から資金調達費用を減じた値の絶対値又は金利収益資産に二・二五パーセントを乗じた値のいずれか小さい値に、受取配当金の値を加えて算出される額

$$ILDC = \frac{\text{Min}[\text{Abs}(\text{資金運用収益} - \text{資金調達費用}); 2.25\% \times \text{金利収益資産}]}{+ \text{受取配当金}}$$

二 SC 次の算式により役務取引等収益又は役務取引等費用のいずれか大きい値に、その他業務収益又はその他業務費用のいずれか大きい値を加えて算出される額

$$SC = \text{Max}[\text{役務取引等収益}; \text{役務取引等費用}] + \text{Max}[\text{その他業務収益}; \text{その他業務費用}]$$

三 FC 次の算式により商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定のネット損益の絶対値に、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定以外の勘定のネット損益の絶対値を加えて算出される額

$$FC = \frac{\text{Abs}(\text{商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定のネット損益})}{+ \text{Abs}(\text{商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定以外の勘定のネット損益})}$$

3 第一項の「BIの額に応じて定める掛目」とは、次の各号に掲げるBIの額の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- 一 千億円以下の額 十二パーセント
- 二 千億円を超えており、かつ、三兆円以下の額 十五パーセント
- 三 三兆円を超える額 十八パーセント

4 BIの算出に当たっては、第一項の規定にかかわらず、より保守的な方法を用いることができる。

(ILMの算出方法)

第二百五十条 ILMの値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

一 BIの額が千億円を超えており、かつ、第二百五十四条第一号に定める基準を満たす場合 直近十年間の内部損失データのうち、特殊損失（第二百六十一条の規定により除外することができる損失をいう。以下この章において同じ。）を除く二百万円を超える全てのネット損失（同号トに規定するネットの損失をいう。）を用いて算出した直近十年間のオペレーショナル・リスク損失の年間平均額に十五を乗じて得た額（以下この号において「損失実績」という。）を用いて、次の算式により算出する方法

$$ILM = \text{Ln} \left(\exp(1) - 1 + \left(\frac{LC}{BIC} \right)^{0.8} \right)$$

ILMは、内部損失乗数

Ln (x) は、xの自然対数

exp (x) は、自然対数の底をx乗した値

LCは、損失実績

BICは、事業規模要素

- 二 BIの額が千億円以下であり、かつ、第二百五十四条第一号に定める基準を満たす場合
イ又はロに掲げる方法
イ 前号に定める方法
ロ ILMの値に一を用いる方法
 - 三 BIの額が千億円以下であり、かつ、第二百五十四条第一号に定める基準を満たさない場合 ILMの値に一を用いる方法
 - 四 BIの額が千億円を超えており、かつ、第二百五十四条第一号に定める基準を満たさない場合 ILMの値に保守的な見積値（ILMについて一を下限として保守的に見積もった値をいう。以下同じ。）を用いる方法
- 2 前項に定めるILMの算出において、次に掲げる項目は含まないものとする。
- 一 有形固定資産の一般的な保守契約に関する費用
 - 二 オペレーショナル・リスク損失の事象発生後に業務改善に要した費用（機能向上並びにリスク評価の実施及び強化に要した費用を含む。）
 - 三 保険料

（一部の連結子法人等又は事業部門に係るILMの算出の取扱い）

第二百五十一条 前条第一項の規定にかかわらず、信用協同組合等は、法人単位にあつては第二百五十四条第一号に定める基準を満たさない場合において、当該基準を満たさない一部の連結子法人等又は事業部門を除いた法人単位にあつては当該基準を満たすときは、次条の承認を受けた場合に限り、次の各号に掲げる対象の区分に応じ、当該各号に定める方法によりILMの値を算出することができる。

- 一 当該連結子法人等又は事業部門 ILMの値に保守的な見積値を用いる方法
 - 二 法人単位（前号に掲げるものを除く。以下この号及び次項第二号において同じ。）
法人単位における前条第一項第一号に定める方法
- 2 前項におけるオペレーショナル・リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とするものとする。
- 一 当該連結子法人等又は事業部門を対象とするBICの額に前項第一号に定める方法により算出したILMを乗じて得た額
 - 二 法人単位を対象とするBICの額に前項第二号に定める方法により算出したILMを乗

じて得た額

(ILMの利用の承認等)

第二百五十二条 信用協同組合等は、金融庁長官の承認を受けた場合に、第二百五十条第一項第一号に定める方法（前条第一項第二号の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）により算出したILMをオペレーショナル・リスク相当額の算出に用いることができる。

2 信用協同組合等は、金融庁長官の承認を受けた場合に、第二百五十条第一項第四号に定める方法（前条第一項第一号の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）により算出したILMをオペレーショナル・リスク相当額の算出に用いることができる。

3 第一項の承認を受けた信用協同組合等は、第二百五十六条第一項の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、継続して第二百五十条第一項第一号に定める方法により算出したILMをオペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるものとする。

4 第二百五十条第一項第四号に該当する場合又は前条第一項第一号に該当する場合（第一項の承認を受けている場合に限る。）において、第二項の承認を受けていない信用協同組合等は、金融庁長官が指定した値をILMとしてオペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるものとする。

(ILMの利用に係る承認の申請)

第二百五十三条 前条第一項又は第二項の承認を受けようとする信用協同組合等は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一 名称

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 第二百五十条第一項第一号に定める方法によりILMを算出する場合 次に掲げる書類

イ 理由書

ロ 前項第二号に規定する責任者の履歴書

ハ ILMの使用開始日、対象範囲及び試算値を記載した書類

ニ ILMの試算値に係るオペレーショナル・リスク相当額及び自己資本比率の試算値

を記載した書類

ホ 承認の基準に適合していることを示す書類

ヘ その他参考となるべき事項を記載した書類

二 保守的な見積値を用いる方法によりILMを算出する場合 次に掲げる書類

イ 理由書

ロ 前項第二号に規定する責任者の履歴書

ハ 保守的な見積値の算出方法及び手続規程

ニ 保守的な見積値の使用開始日、対象範囲及び見積値を記載した書類

ホ 保守的な見積値に係るオペレーショナル・リスク相当額及び自己資本比率の試算値を記載した書類

ヘ その他参考となるべき事項を記載した書類

(ILMの利用に係る承認の基準)

第二百五十四条 金融庁長官は、第二百五十二条第一項又は第二項の承認をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合しているかどうかを審査するものとする。

一 第二百五十条第一項第一号に定める方法によりILMを算出する場合 次に掲げる基準

イ 直近十年間の内部損失データを保有していること。

ロ 客観的な基準を用いた内部損失データの特定、収集及び取扱いが行われるよう、手続及びプロセスが文書化され整備されていること。また、当該手続及びプロセスが内部損失データをオペレーショナル・リスク相当額の算出に利用する前に検証され、定期的に監査を受けていること。

ハ 内部損失データが、別表第二に定めるオペレーショナル・リスク損失事象の種類に応じて配分され、金融庁長官の求めに応じて提出できるように整備されていること。また、配分の基準が文書によって規定されていること。

ニ 内部損失データが包括的かつ正確に収集されていること。

ホ オペレーショナル・リスクの各損失事象について、発生日、発覚日及び損失額を会計処理した日（以下「会計処理日」という。）が特定されていること。ただし、会計処理日が特定できない場合は、少なくとも各損失事象の損失額を会計処理した事業年度（中間事業年度を含む。）が特定されていること。

へ 回収額（オペレーショナル・リスク損失に関連して、当該損失を填補する目的で受領した金額をいう。以下同じ。）及び回収額の会計処理日が特定されていること。

ト グロスの損失（オペレーショナル・リスク損失について、回収額を控除する前の損失をいう。第二百五十七条において同じ。）及びネットの損失（オペレーショナル・リスク損失について、回収額を控除した後の損失をいう。同条において同じ。）が損失事象ごとに計上されていること。

チ オペレーショナル・リスク損失の回収額に関する情報及びオペレーショナル・リスク損失事象の原因に関する情報が収集されていること。この場合において、当該情報は、オペレーショナル・リスク損失の額の大きさに応じて詳細なものとする。

リ 信用リスクに関連する内部損失データについては、信用リスク・アセットとして計上されているものは含めないこと。

ヌ マーケット・リスクに関連するオペレーショナル・リスク損失が含まれていること。

ル 内部損失データの包括性及び正確性を独立的に検証するためのプロセスが整備されていること。

二 ILMに保守的な見積値を用いる場合 第二百五十条第一項第一号に定める方法により算出したILMと比較して、適切な値と認められること。

（変更に係る届出）

第二百五十五条 信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

- 一 第二百五十三条の承認申請書の記載事項に変更があった場合
- 二 第二百五十三条の承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更があった場合
- 三 前条に規定する承認の基準に適合しない事由が生じた場合

（ILMの利用に係る承認の取消し）

第二百五十六条 金融庁長官は、第二百五十二条第一項又は第二項の承認を受けた信用協同組合等が、第二百五十四条に規定する承認の基準に適合しないこととなった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- 一 第二百五十条第一項第一号に定める方法により算出したILMを用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出することが不適当と判断した場合
 - 二 ILMの値に保守的な見積値を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出することが不適当と判断した場合
- 2 金融庁長官は、前項に定めるところにより、承認を取り消したときは、当該信用協同組合等のILMの値を指定するものとする。

(内部損失データ)

第二百五十七条 信用協同組合等は、内部損失データの収集及び保有において、次に掲げる事項について詳細な定義を定めた手続の規程を策定するものとする。

- 一 回収額
 - 二 グロスの損失
 - 三 ネットの損失
- 2 信用協同組合等は、全てのオペレーショナル・リスク損失事象について、回収額、グロスの損失及びネットの損失を特定できるように記録するものとする。この場合において、回収額は、保険金による回収額と保険金以外による回収額とを区別して記録し、金融庁長官の求めに応じて提出できるように管理するものとする。
- 3 信用協同組合等は、グロスの損失について、次に掲げる項目を含めるものとする。
- 一 オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象が直接の原因となり、財務諸表に影響を与える償却又は損失
 - 二 オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に直接関連する費用及びオペレーショナル・リスク損失をもたらす事象の発生前の状態に回復するために生じた修復又は交換コスト
 - 三 オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に備えて計上された引当金、準備金及び仮勘定の繰入額
 - 四 オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に起因して過去の財務情報を修正する目的で計上する損失
- 4 信用協同組合等は、オペレーショナル・リスクの各損失事象について、発生日、発覚日及び損失額の会計処理日を記録するものとする。
- 5 信用協同組合等は、内部損失データにおいて、会計処理日を基準とするものとする。
- 6 信用協同組合等は、共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失について、複数

年にわたって財務諸表に計上する損失を含め一件の損失事象とみなし、損失額を合計して記録するものとする。

(BIの算出に係る除外特例)

第二百五十八条 信用協同組合等は、処分した連結子法人等又は事業部門について、金融庁長官の承認を受けた場合には、BIの算出からこれらを除外することができる。

(BIの算出に係る除外特例に係る承認の申請)

第二百五十九条 前条の承認を受けようとする信用協同組合等は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

- 一 第二百五十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 前条の規定によるBIの算出に係る除外の特例を受けようとする連結子法人等又は事業部門の名称及び概要
- 三 前号の特例の適用開始日
- 四 第二号の特例を適用した場合及び適用しなかった場合のBIの額
- 五 第二号の特例を適用した場合及び適用しなかった場合のオペレーショナル・リスク相当額及び自己資本比率の試算値

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 理由書
- 二 前項第二号の連結子法人等又は事業部門が処分済みであることを示す書類
- 三 前項第二号の連結子法人等又は事業部門に類似した業務を現在行っておらず、かつ、将来にわたって類似した業務を行う予定がないことを示す書類
- 四 その他参考となるべき事項を記載した書類

(BIの算出に係る除外特例に係る承認の基準)

第二百六十条 金融庁長官は、第二百五十八条の承認をしようとするときは、次に掲げる基準の全てに適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 第二百五十八条の規定による除外の特例を受けようとする連結子法人等又は事業部門が処分済みであること。
- 二 前号の連結子法人等又は事業部門に類似した業務を現在行っておらず、かつ、将来にわたって類似した業務を行う予定がないこと。

(ILMの算出に係る除外特例)

第二百六十一条 信用協同組合等は、内部損失データのうち、現在のリスク特性には無関係なオペレーショナル・リスク損失について、金融庁長官の承認を受けた場合には、ILMの算出から除外することができる。

(ILMの算出に係る除外特例に係る承認の申請)

第二百六十二条 前条の承認を受けようとする信用協同組合等は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

- 一 第二百五十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 前条の規定によるILMの算出に係る除外の特例の適用開始日
- 三 前号の特例を適用した場合及び適用しなかった場合のILMの値
- 四 第二号の特例を適用した場合及び適用しなかった場合のオペレーショナル・リスク相当額及び自己資本比率の試算値

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 理由書
- 二 特殊損失が現在行っている業務と関連していないことを示す書類
- 三 特殊損失を発生させた業務に類似した業務を現在行っておらず、かつ、再発するおそれがないことを示す書類
- 四 特殊損失の額が対象計測期間に生じた全てのオペレーショナル・リスク損失の年間平均額の五パーセントを超えることを示す書類
- 五 特殊損失が少なくとも三年間、内部損失データベースに記録されていることを示す書類
- 六 その他参考となるべき事項を記載した書類

(ILMの算出に係る除外特例に係る承認の基準)

第二百六十三条 金融庁長官は、第二百六十一条の承認をしようとするときは、次に掲げる基準の全てに適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 特殊損失が現在行っている業務と関連していないこと。
- 二 特殊損失を発生させた業務に類似した業務を現在行っておらず、かつ、再発するおそれがないこと。

三 特殊損失の額が対象計測期間に生じた全てのオペレーショナル・リスク損失の年間平均額の五パーセントを超えること。

四 特殊損失が少なくとも三年間、内部損失データベースに記録されていること。

(除外特例の承認の取消し)

第二百六十四条 金融庁長官は、第二百五十八条又は第二百六十一条の承認を受けた信用協同組合等が、当該承認を受けた連結子法人等若しくは事業部門又は特殊損失を継続して除外させることが不相当と認めた場合には、当該承認を取り消すことができる。

第八章 雑則

(財務局長等への権限の委任)

第二百六十五条 金融庁長官は、第四条第四項第五号イ及び第十三条第四項第五号イの確認の権限を、当該確認の申請を行う信用協同組合等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

(経由官庁)

第二百六十六条 信用協同組合は、第四条第四項第五号イ及び第十三条第四項第五号イの確認を受ける場合において、当該信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して確認を受けるものとする。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。ただし、先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等及び先進的計測手法を採用する信用協同組合等に関する規定は、平成二十年三月三十一日から適用する。

(自組合推計ボラティリティ調整率の適用日前の承認)

第二条 信用協同組合等は、平成十九年三月三十一日前においても、この告示による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四

条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新告示」という。）第七十一条の規定により、自組合推計ボラティリティ調整率の使用に関する承認の申請をすることができる。

- 2 金融庁長官は、平成十九年三月三十一日前においても、信用協同組合等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、新告示第七十二条の規定により承認を行うことができる。この場合において、平成十九年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は、平成十九年三月三十一日から生ずるものとする。

（エクスポージャー変動額推計モデルの適用日前の承認）

第三条 前条の規定は、エクスポージャー変動額推計モデルの使用に関する承認について準用する。この場合において、前条中「第七十一条」とあるのは「第八十一条」と、「第七十二条」とあるのは「第八十二条」と、「自組合推計ボラティリティ調整率」とあるのは「エクスポージャー変動額推計モデル」と読み替えるものとする。

（内部格付手法の適用日前の予備計算及び承認）

第四条 基礎的內部格付手法を採用する信用協同組合等になろうとする信用協同組合等は、平成十九年三月三十一日前においても、新告示第百十六条の規定により、自己資本比率の予備的な計算の届出をし、自己資本比率を予備的に計算し、中間予備計算報告書（新告示第百十六条に規定する中間予備計算報告書をいう。）及び予備計算報告書（新告示第百十六条に規定する予備計算報告書をいう。）の作成及び金融庁長官への提出を行い、新告示第百十五条の規定により当該内部格付手法を採用することの承認の申請をすることができる。

- 2 金融庁長官は、平成十九年三月三十一日前においても、基礎的內部格付手法を採用する信用協同組合等になろうとする信用協同組合等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、新告示第百十七条の規定により承認を行うことができる。この場合において、平成十九年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は平成十九年三月三十一日から生ずるものとする。

- 3 前二項の規定は、先進的內部格付手法を採用する信用協同組合等になろうとする信用協同組合等について準用する。この場合において、前二項中「基礎的內部格付手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「先進的內部格付手法を採用する信用協同組合等」

と、「平成十九年三月三十一日」とあるのは「平成二十年三月三十一日」と読み替えるものとする。

- 4 平成二十一年三月三十一日前に先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等になろうとする信用協同組合等に対する第一項及び前項の規定に基づく新告示第百十六条の規定の適用については、同条第一項中「事業年度の前事業年度」とあるのは「事業年度の二年前の事業年度」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度及び二年前の事業年度」と、同条第四項中「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の間予備計算報告書」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度及びその前事業年度の間予備計算報告書」とする。
- 5 第三項に掲げる信用協同組合等であって、第一項及び前二項の規定に基づく新告示第百十六条の規定の適用により自己資本比率の予備的な計算の届出をし、平成十八年三月三十一日から自己資本比率を予備的に計算し、中間予備計算報告書及び予備計算報告書の作成及び金融庁長官への提出を行っているものは、平成十九年三月三十一日以後一年間は、なお従前の例によることができる。

(粗利益配分手法の適用日前の承認)

第五条 附則第二条の規定は、粗利益配分手法の採用についての承認を受けようとしている信用協同組合等について準用する。この場合において、同条中「第七十一条」とあるのは「第二百五十一条」と、「第七十二条」とあるのは「第二百五十二条」と、「自組合推計ボラティリティ調整率」とあるのは「粗利益配分手法」と読み替えるものとする。

(先進的計測手法の適用日前の予備計算及び承認)

第六条 附則第四条第一項及び第二項の規定は、先進的計測手法を採用する信用協同組合等になろうとする信用協同組合等について準用する。この場合において、同条中「基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「先進的計測手法を採用する信用協同組合等」と、「平成十九年三月三十一日」とあるのは「平成二十年三月三十一日」と、「第百十六条」とあるのは「第二百五十八条」と、「第百十五条」とあるのは「第二百五十七条」と、「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と、「第百十七条」とあるのは「第二百五十九条」と読み替えるものとする。

- 2 平成二十一年三月三十一日前に先進的計測手法を採用する信用協同組合等になろうとする信用協同組合等に対する新告示第二百五十八条の規定の適用については、同条第一項中「事業年度の前事業年度」とあるのは「事業年度の二年前の事業年度」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度及び二年前の事業年度」と、同条第四項中「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の間接予備計算報告書」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度及びその前事業年度の間接予備計算報告書」とする。
- 3 先進的計測手法を採用する信用協同組合等になろうとする信用協同組合等であって平成十九年三月三十一日に標準的手法を採用する信用協同組合等又は基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等になる信用協同組合等は、平成十九年三月三十一日以後先進的計測手法の使用を開始する日の前までの期間においては、オペレーショナル・リスク相当額を基礎的手法又は粗利益配分手法を用いて算出しなければならない。
- 4 前項において、信用協同組合等は、前条の規定に基づく承認を受けたときに限り、粗利益配分手法を採用することができる。

第七条 削除

(元本補てん信託契約に関する経過措置)

第八条 信用協同組合等は、平成二十二年三月三十一日前において当該信用協同組合等の締結する元本補てん信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、なお従前の例によることができる。

- 2 信用協同組合等は、当該信用協同組合等の締結する元本補てん信託契約に係る信用リスク・アセットの額の算出のために前項の規定を用いる場合、新告示の規定による算出を開始した後に同項の規定を用いること、当該信用協同組合等の締結する元本補てん信託契約のうちの一部についてのみ同項の規定を用いることその他の恣意的な運用を行ってはならない。
- 3 内部格付手法を採用する信用協同組合等が第一項の規定によりこの告示による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧告示」という。）に基づいて当該内部格付手法を採用する信用協同組合等の元本補てん信

託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出する場合の当該信用リスク・アセットの額については、新告示第百二十条第一項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「の一定の期間」とあるのは「平成二十二年三月三十一日前までの一定の期間」と、「事業単位ごと又は資産区分ごとに」とあるのは「平成二十二年三月三十一日前において当該信用協同組合等の締結する元本補てん信託契約に係るエクスポージャーに」と、「標準的手法」とあるのは「旧告示の信用リスク・アセットの額の算出方法」と読み替えるものとする。

(移行期間中における段階的適用部分の取扱い)

第九条 平成十九年三月三十一日に基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等になる信用協同組合等及び平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等になる信用協同組合等であって先進的内部格付手法の採用直前までに旧告示により自己資本比率を計算している信用協同組合等については、新告示第百二十条第一項中「標準的手法」とあるのは「標準的手法又は旧告示の信用リスク・アセットの額の算出方法」とする。

第十条 削除

(株式等エクスポージャーに関する経過措置)

第十一条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、新告示第百四十一条及び第百四十二条の規定にかかわらず、当該信用協同組合等が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から当該内部格付手法を採用する信用協同組合等が選択する日（以下「基準日」という。）において保有するエクスポージャー（基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。）のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスポージャーである場合（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）第四条の規定による改正前の新告示第六条第一項又は第十五条

第一項に該当する場合を除く。)

- 二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であって、当該信託に属する全ての財産又は当該法人の保有する全ての資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、当該信用協同組合等が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数（市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。）に沿って運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。
- 2 前項の場合において、内部格付手法を採用する信用協同組合等は、当該エクスポージャーの発行主体による合併その他の組織変更又は株式の分割に起因する保有株式の数の増加が生じる場合であって、当該保有株式の数の増加が当該内部格付手法を採用する信用協同組合等による投資額の増加によるものでないときは、当該エクスポージャーを継続して保有しているものとして扱うことができる。
- 3 第一項の場合において、内部格付手法を採用する信用協同組合等は、基準日の翌日以降に当該エクスポージャーと銘柄が同一のエクスポージャーを取得した後に当該銘柄のエクスポージャーを売却するときは、基準日の翌日以降に取得したエクスポージャーを先に売却するものとして扱うことができる。
- 4 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、第一項各号のいずれかに該当し、かつ、同項の規定又は標準的手法により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されていたエクスポージャーについて、当該内部格付手法を採用する信用協同組合等とその子法人等との間又はその子法人等の間で保有主体が変更された場合には、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、当該行為は自己資本比率の操作を目的にしたものであってはならない。

（未決済取引等に関する経過措置）

第十二条 平成二十年三月三十日まで、新告示第五十条第一項（新告示第百三十二条及び第百四十条により準用される場合を含む。）中「五営業日以内」とあるのは「十四日以内」と読み替えるものとする。

- 2 新告示第五十条第二項、第五十四条及び第百五十三条の規定は、平成二十年三月三十一日から適用する。

3 信用協同組合等は、平成二十年三月三十日まで、新告示第八条及び第十六条の規定にかかわらず、有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金について信用リスク・アセットの額を計上しなければならない。

(証券化エクスポージャーに関する経過措置)

第十三条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、新告示第二百二十五条の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができる。

(標準的手法における法人等向けエクスポージャーの特例に係る適用日前の届出)

第十四条 標準的手法を採用する信用協同組合等になろうとする信用協同組合等は、平成十九年三月三十一日前においても、新告示第三十八条第二項の規定により、同条第一項の規定を利用する旨の届出をすることができる。

第十五条 削除

(特定承継会社に係る特例)

第十六条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条第七号の規定の適用については、同号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。

附 則 （平成十九年九月二十八日金融庁告示第八十五号）

この告示は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、第一条第三十六号ロを削る改正規定、同号中ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、へをホとし、トをへとする改正規定、第三十四条の改正規定及び第七十六条第二項第二号中「、日本郵政公社」を削る改

正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

改正文（平成十九年十二月十九日金融庁告示第百二十六号）抄
公布の日から施行する。

改正文（平成二十年十一月十七日金融庁告示第六十九号）抄
公布の日から適用する。

改正文（平成二十年十二月十一日金融庁告示第七十六号）抄
平成二十年十二月十二日から適用する。

附 則（平成二十年十二月二十六日金融庁告示第八十二号）抄
（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十年十二月二十六日から適用する。

改正文（平成二十一年三月三十一日金融庁告示第十号）抄
公布の日から適用する。

改正文（平成二十一年五月二十二日金融庁告示第三十一号）抄
平成二十一年六月一日から適用する。

改正文（平成二十一年九月二十四日金融庁告示第四十六号）抄
株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から適用する。

改正文（平成二十二年三月三十一日金融庁告示第三十四号）抄
公布の日から適用する。

改正文（平成二十二年六月三十日金融庁告示第七十三号）抄
公布の日から適用する。

改正文（平成二十二年九月二十七日金融庁告示第百七号）抄
公布の日から適用する。

附 則（平成二十三年五月二十七日金融庁告示第六十三号）抄
（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十三年十二月三十一日から適用する。ただし、第一条による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十六号ト及び第六十条第二項、第二条による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀

行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十六号ト及び第三十八条第二項、第三条による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十五号ト及び第五十四条第二項並びに第四条による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十五号ト及び第三十一条第二項の規定は、公布の日から適用する。

改正文（平成二十四年二月二十二日金融庁告示第八号）抄

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から適用する。

附 則（平成二十五年三月八日金融庁告示第六号）抄

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。

（資本調達手段に係る経過措置）

第三条

12 第四条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧信組告示」という。）第二条又は第十一条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この項において「新信組告示」という。）第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信組告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたものに限り、次条第六項に定めるものを除く。以下

この項、次項並びに附則第七条第九項及び第十二条第八項において「適格旧資本調達手段」という。)の額(償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日(協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「信組告示」という。)第五十三条第七項第一号ハに規定する算出基準日をいう。次条第六項において同じ。)から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。)については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額(適用日における適格旧資本調達手段の額(適格旧資本調達手段のうち旧信組告示第五条第一項第四号若しくは第十四条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧信組告示第五条第一項第五号若しくは第十四条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における信組告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から信組告示第四条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は信組告示第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から信組告示第十三条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額(以下この項において「コア資本の額」という。))の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額(以下この項において「控除額」という。)を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧信組告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額(控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。)が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧信組告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。)をいう。)に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

- 13 前項の規定にかかわらず、適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等(旧信組告示第五条第三項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。)を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステ

ップ・アップ金利等が上乘せされたときは、その上乘せされた日以後、当該適格旧資本調達手段の額は、信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

(公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置)

第四条

- 6 旧信組告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって信組告示第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び信組告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないものうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(土地再評価差額金に係る経過措置)

第五条

- 7 旧信組告示第五条第一項第一号又は第十四条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。
- 8 前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における信組告示第五条第十二項、第十四条第十一項、第十九条第一項第一号及び第一百五十四条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五条第十二項	、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金	及び繰延ヘッジ損益
第十四条第十一項	評価・換算差額等に計上される項	評価・換算差額等に計上される

	目	項目（財務諸表等規則第六十七条第一項第三号に規定する土地再評価差額金を除く。）
第十九条第一項第一号及び第百五十四条の五	時価による評価替え又は再評価	時価による評価替え

（その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置）

第六条

- 6 信組告示第四条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、信組告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

（非支配株主持分等に係る経過措置）

第七条

- 8 信組告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により信組告示第四条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、附則第三条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、信組告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。
- 9 信組告示第一条第五十七号に規定する連結子法人等のうち信組告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの非支配株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧信組告示第五条第一項第三号又は第五号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、信組告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（調整項目に係る経過措置）

第八条

- 9 信組告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第六条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。
- 10 信組告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧信組告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧信組告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

(自己保有普通株式等又は自己保有普通出資等に係る経過措置)

第九条

- 4 適用日から起算して十年を経過する日までの間における信組告示第五条第二項及び第十四条第一項の規定の適用については、信組告示第五条第二項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は適格旧資本調達手段（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）附則第三条第十二項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第四項並びに第十四条第一項及び第三項において同じ。）」と、信組告示第十四条第一項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は適格旧資本調達手段」とする。

(意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置)

第十条

- 4 適用日から起算して十年を経過する日までの間における信組告示第五条第四項及び第十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通出資又は非累積的永久優先出資」とあるのは、「普通出資、非累積的永久優先出資又は適格旧資本調達手段」とする。

(特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置)

第十一条

- 5 適用日から起算して五年を経過する日までの間における信組告示第五条第八項第一号及び第十四条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

(他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置)

第十二条

- 7 適用日から起算して五年を経過する日までの間における信組告示第四十七条の三又は第百五十四条の三に定めるエクスポージャーのうち信用協同組合等が適用日において保有するものについての信組告示第四十七条の三又は第百五十四条の三の規定の適用については、信用協同組合等がその保有を継続している場合に限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における信組告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社又は最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについての信組告示第四十七条の三及び第百五十四条の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

附 則 （平成二十五年三月十五日金融庁告示第十号）

この告示は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から適用する。

改正文 （平成二十六年二月十八日金融庁告示第十号） 抄
平成二十六年三月三十一日から適用する。

附 則 （平成二十六年三月二十八日金融庁告示第二十七号） 抄
（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。ただし、次に掲げる規定は同年四月一日から適用する。

一 第一条及び第三条の規定

改正文 （平成二十六年十月二十二日金融庁告示第五十二号） 抄
銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年十二月一日）から適用する。

附 則 （平成二十七年三月二十六日金融庁告示第二十四号） 抄
（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、第一条中銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第七十九条の二第三項第一号ロの表（注2）②及び第二百八十四条の表（注2）の改正規定、第二条中銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五十七条の二第三項第一号ロの表（注2）②及び第二百六十二条の表（注2）の改正規定、第三条中信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第七十四条第三項第一号ロの表（注2）②及び第二百八十四条の表（注2）の改正規定、第四条中協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五十一条第三項第一号ロの表（注2）②の改正規

定並びに第七条中最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第四十七条第一項第二号ロの表（注2）②及び第二百六十二条の表（注2）の改正規定は、同年三月三十一日から適用する。

附 則 （平成二十七年十一月二十六日金融庁告示第七十八号） 抄
（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から適用する。

一から三まで 略

四 第四条中協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十五号チ、第二十八条、第六十四条第三号及び第六十九条第一項第一号の改正規定

改正文 （平成二十八年三月二十九日金融庁告示第十一号） 抄
平成二十八年四月一日から適用する。

附 則 （平成三十年三月二十三日金融庁告示第十三号） 抄
（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

附 則 （平成三十一年三月十五日金融庁告示第七号） 抄
（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

（信用協同組合等におけるリスクリテンションに関する経過措置）

第二十二条 信用協同組合等が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該信用協同組合等がその保有を継続している場合に限り、第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会

がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二百二十四条第三項の規定は、適用しない。

改正文（令和二年三月三十一日金融庁告示第十六号）抄
公布の日から適用する。

改正文（令和三年十一月十日金融庁告示第七十三号）抄
令和三年十一月二十二日から適用する。

改正文（令和四年十月三十一日金融庁告示第六十号）抄
令和四年十一月一日から適用する。

附 則（令和五年一月十八日金融庁告示第七号）抄
（適用時期）

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

附 則（令和五年三月二十八日金融庁告示第二十九号）抄
（適用時期）

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

改正文（令和五年五月二十六日金融庁告示第五十七号）抄
令和五年六月一日から適用する。

附 則（令和五年九月二十二日金融庁告示第九十五号）
（適用時期）

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二百四十三条の二第三項に規定する適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの算出については、この告示の適用の日から起算して一年を経過する日までの間は、この告示による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合

連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第六章第二節第二款第七目の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 （令和六年一月三十一日金融庁告示第三号）

（適用時期）

第一条 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。ただし、次条第二項並びに附則第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十三条まで及び第二十五条から第二十七条までの規定は、公布の日から適用する。

（自己資本比率の算出に関する経過措置）

第二条 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して一年を経過する日までの間における自己資本比率（連結自己資本比率（この告示による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新告示」という。）第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）及び単体自己資本比率（新告示第十一条に規定する単体自己資本比率をいう。）をいう。以下同じ。）の算出については、なお従前の例による。

- 2 信用協同組合等は、前項の規定の適用を受けない旨及び新告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日（附則第四条を除き、以下「基準日」という。）をあらかじめ金融庁長官に届け出ることができる。
- 3 第一項の規定は、前項の規定による届出をした信用協同組合等については、その届出た基準日以後は、適用しない。

（TLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置）

第三条 標準的手法を採用する信用協同組合等（新告示第一条第九号に規定する標準的手法を採用する信用協同組合等をいう。以下同じ。）は、TLAC規制対象会社（同条第七十九号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部TLAC調達手段（新告示第一条第八十号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（

その他外部TLAC調達手段に該当するものを除く。次項において「国内TLAC規制対象会社の同順位商品」という。)のうち、そのTLAC規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用の日(以下この条において「TLAC規制適用日」という。)までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年を経過する日までの間は、新告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用せず、この告示による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「旧告示」という。)第三十四条第一項又は第三十五条の規定の例によることができる。

- 2 内部格付手法を採用する信用協同組合等(新告示第一条第二号に規定する内部格付手法を採用する信用協同組合等をいう。次条第二項及び附則第十二条において同じ。)は、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、そのTLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年を経過する日までの間は、新告示第百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置)

第四条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、新告示第四十七条の四の二第二項の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日(以下この条において「基準日」という。)から起算して十年を経過する日までの間は、基準日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段及び次に掲げるもの(いずれも償還期限の定めがある場合において保有中に当該償還期限までの期間が一年に満たなくなったものを含み、次に掲げるものにあつては、基準日において次に掲げるものであることを要しない。次項において「経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段」という。)に限り、旧告示第三十四条第一項又は第三十五条の規定の例によることができる。

- 一 規制金融機関(新告示第一条第三十六号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。)に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められ

ているもの

二 特例外部TLAC調達手段（新告示第一条第八十三号に規定する特例外部TLAC調達手段をいう。）

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、基準日から起算して十年を経過する日までの間は、基準日において保有し、かつ、その保有を継続している経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段に限り、新告示第百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に係る届出に関する経過措置）

第五条 信用協同組合については、当分の間、新告示第八条の十五及び第十六条の十五の規定を適用しないことができる。

（資本フロアの算出方法に関する経過措置）

第六条 適用日前に旧告示第百十四条の承認を受けていた信用協同組合等に係る基準日から起算して五年を経過する日までの間における新告示第十条第一項及び第十八条第一項の規定の適用については、これらの規定中「七十二・五パーセント」とあるのは、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

- 一 基準日以後一年間 五十パーセント
- 二 基準日から一年を経過した日以後一年間 五十五パーセント
- 三 基準日から二年を経過した日以後一年間 六十パーセント
- 四 基準日から三年を経過した日以後一年間 六十五パーセント
- 五 基準日から四年を経過した日以後一年間 七十パーセント

（暗黙の政府支援を勘案していない格付の使用に関する経過措置）

第七条 新告示第三十四条第三項の規定は、適用日から起算して六年を経過する日までの間は、適用しない。

（中堅中小企業等向けエクスポージャーに関する経過措置）

第八条 標準的手法を採用する信用協同組合等が中堅中小企業等向けエクスポージャー（新告示第三十六条第四項に規定する中堅中小企業等に対するエクスポージャーをいう。以下この条において同じ。）に新告示第三十八条第一項の規定により七十五パーセント

又は同条第三項の規定により四十五パーセントのリスク・ウェイトを適用しようとするときは、適用日から起算して七年を経過する日までの間は、新告示第三十六条第四項の規定にかかわらず、中小企業等向けエクスポージャー（旧告示第三十九条第三項に規定する中小企業等に対するエクスポージャーをいう。）を中堅中小企業等向けエクスポージャーとすることができる。

（不動産関連エクスポージャーのLTV比率に関する経過措置）

第九条 適用日前に旧告示第百十四条の承認を受けていた信用協同組合等は、適用日において保有する新告示第三十九条から第四十一条の二までに規定するエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に用いるLTV比率（新告示第三十九条第四項に規定するLTV比率をいう。）の計算について、信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を算出できない場合には、適用日前の直近の当該物件の価値の評価額を用いることができる。

（自己居住用不動産等向けエクスポージャー及び賃貸用不動産向けエクスポージャーの例外に関する経過措置）

第十条 標準的手法を採用する信用協同組合等が平成十九年三月三十一日において保有する既存の住宅ローンのリスク・ウェイトを判定する場合における新告示第三十九条の二及び第四十条の二の規定の適用については、新告示第三十九条の二第一項第一号及び第三項並びに第四十条の二第一項第一号及び第三項中「抵当権により完全に保全されている」とあるのは「抵当権により完全に保全されている又は住宅ローンの実行時において抵当権により完全に保全されている」と、新告示第三十九条の二第一項第二号及び第四十条の二第一項第二号中「抵当権により完全に保全されていない」とあるのは「抵当権により完全に保全されていない又は住宅ローンの実行時において抵当権により完全に保全されていない」とする。

（劣後債権その他資本性証券のエクスポージャーに関する経過措置）

第十一条 基準日から起算して二年を経過する日までの間における新告示第四十一条の六の規定の適用については、同条中「百五十パーセント」とあるのは、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定めるものとするることができる。ただし、自己資本比率の算出を行う日において新告示第二十七条から第三十七条までの規定を適用した場合にお

いて百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるときは、この限りでない。

- 一 基準日以後一年間 百パーセント
- 二 基準日から一年を経過した日以後一年間 百二十五パーセント

(株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーに関する経過措置)

第十二条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、株式及び株式と同等の性質を有するもの（新告示第四十七条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。第四項において同じ。）に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトについては、基準日から起算して五年を経過する日までの間は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる投資の区分に応じ、当該各号に定めるものとすることができる。

- 一 新告示第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資 次のイからホまでに掲げる期間の区分に応じ、当該イからホまでに定めるリスク・ウェイト

- イ 基準日以後一年間 百パーセント
- ロ 基準日から一年を経過した日以後一年間 百六十パーセント
- ハ 基準日から二年を経過した日以後一年間 二百二十パーセント
- ニ 基準日から三年を経過した日以後一年間 二百八十パーセント
- ホ 基準日から四年を経過した日以後一年間 三百四十パーセント

- 二 前号に掲げる投資以外の投資 次のイからホまでに掲げる期間の区分に応じ、当該イからホまでに定めるリスク・ウェイト

- イ 基準日以後一年間 百パーセント
- ロ 基準日から一年を経過した日以後一年間 百三十パーセント
- ハ 基準日から二年を経過した日以後一年間 百六十パーセント
- ニ 基準日から三年を経過した日以後一年間 百九十パーセント
- ホ 基準日から四年を経過した日以後一年間 二百二十パーセント

- 2 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、株式等エクスポージャー（新告示第一条第八号に規定する株式等エクスポージャーをいう。次項において同じ。）の信用リスク・アセットの額の算出について、基準日から起算して五年を経過する日までの間は、新告示第百四十一条の規定にかかわらず、前項各号に掲げる投資について、当該各号に定めるリスク・ウェイトと旧告示第百四十一条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトのうちいずれか大きいリスク・ウェイトを用いることができる。この

場合において、同項の規定により算出されるリスク・ウェイトを用いる場合には、信用リスク・アセットの額及び期待損失額の算出並びに適格引当金（新告示第一条第五号に規定する適格引当金をいう。）の取扱いは、なお従前の例によるものとする。ただし、旧告示第百四十一条第五項、第六項及び第八項の規定は適用しないものとし、旧告示第百二十六条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗ずる調整は要しない。

- 3 前項の規定を適用する場合においては、内部格付手法を採用する信用協同組合等は、全ての株式等エクスポージャーに同項の規定を適用するものとする。
- 4 第一項の規定は、次に掲げる場合における株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定について準用する。この場合において、同項中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは、「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。
 - 一 内部格付手法を採用する信用協同組合等が、新告示第十条第三項又は第十八条第三項に規定する標準的な手法により算出した所要自己資本の額を算出する場合
 - 二 内部格付手法を採用する信用協同組合等が、標準的手法を適用する部分につき、信用リスク・アセットの額の合計額を算出する場合

（オフ・バランス取引の与信相当額に関する経過措置）

第十三条 内部モデルを用いない信用協同組合等においては、任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント（新告示第四十九条第一項の表の第五号に該当するものを除く。）又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメントのうち、個人向けのクレジットカードに係るものの与信相当額の算出については、基準日から起算して五年を経過する日までの間は、同表の第一号の規定中「十」とあるのは、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

- 一 基準日以後一年間 零
- 二 基準日から一年を経過した日以後一年間 二
- 三 基準日から二年を経過した日以後一年間 四
- 四 基準日から三年を経過した日以後一年間 六
- 五 基準日から四年を経過した日以後一年間 八

- 2 前項の「内部モデルを用いない信用協同組合等」とは、次に掲げる要件の全てを満たす標準的手法を採用する信用協同組合等をいう。

- 一 内部モデル方式を採用する信用協同組合等（新告示第一条第十一号の三に規定する内部モデル方式を採用する信用協同組合等をいう。）又は新告示第二百四十六条の四第一項の承認を受けている信用協同組合等に該当しないこと。
- 二 適用日前において先進的計測手法を採用する信用協同組合等（旧告示第一条第十二号に規定する先進的計測手法を採用する信用協同組合等をいう。）であった者に該当しないこと。

（レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引におけるボラティリティ調整率の下限に関する経過措置）

第十四条 新告示第四章第六節第三款第七目の規定は、当分の間、適用しない。

（マーケット・リスク相当額の算出に関する経過措置）

第十五条 信用協同組合は、次に掲げる場合には、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品のうち顧客への債券の販売の目的（トレーディング目的を除く。）で保有しているものについては、当分の間、新告示第二百四十六条の九第一項の規定にかかわらず、マーケット・リスク相当額の計測対象に含めないことができる。

- 一 新告示第三条の二第一号、第三号及び第五号に掲げる条件を満たす場合
- 二 新告示第十二条の二第一号、第三号及び第五号に掲げる条件を満たす場合

（内部格付手法の適用日前の予備計算及び承認）

第十六条 基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等（新告示第一条第三十二号に規定する基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等をいう。以下この条において同じ。）になろうとする信用協同組合等は、適用日前においても、新告示第百十六条の規定の例により、自己資本比率の予備的な計算の届出をし、自己資本比率を予備的に計算し、中間予備計算報告書（同条に規定する中間予備計算報告書をいう。）及び予備計算報告書（同条に規定する予備計算報告書をいう。）の作成並びに金融庁長官への提出を行い、新告示第百十五条の規定の例によりその内部格付手法の使用についての承認の申請をすることができる。

- 2 金融庁長官は、前項の規定により申請があった場合には、適用日前においても、新告示第百十四条の規定の例により、承認を行うことができる。この場合において、当該承

認は、適用日において同条の規定により行われたものとみなす。

- 3 前二項の規定は、先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等（新告示第一条第三十三号に規定する先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等をいう。）になるようとする信用協同組合等について準用する。

（期待エクスポージャー方式の適用日前の承認）

第十七条 信用協同組合等は、適用日前においても、新告示第五十二条の二の規定の例により、期待エクスポージャー方式（新告示第五十二条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。）の使用についての承認の申請をすることができる。

- 2 金融庁長官は、適用日前において、前項の規定により申請があった場合には、新告示第五十二条第一項の規定の例により、承認を行うことができる。この場合において、当該承認は、適用日において同項の規定により行われたものとみなす。

（SA-CVAの適用日前の承認）

第十八条 信用協同組合等は、適用日前においても、新告示第二百四十六条の四の二の規定の例により、SA-CVAを用いることについての承認の申請をすることができる。

- 2 金融庁長官は、前項の規定により申請があった場合には、新告示第二百四十六条の四第一項の規定の例により、承認を行うことができる。この場合において、当該承認は、適用日において同項の規定により行われたものとみなす。

（簡便法の適用要件に係る取扱い）

第十九条 新告示第二百四十六条の四の三十九の規定は、適用日前に旧告示第二百四十六条の三又は第二百四十六条の四の規定によりCVAリスク相当額を算出している信用協同組合等については、適用しない。

（バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に係る適用日前の届出）

第二十条 信用協同組合等は、適用日前においても、新告示第八条の十五又は第十六条の十五の規定の例により、バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に係る届出書を提出することができる。この場合において、当該届出書は、適用日においてこれらの規定により提出されたものとみなす。

(標準的方式を用いるトレーディング・デスクに係る適用日前の届出)

第二十一条 前条の規定は、標準的方式（新告示第一条第十一号の四に規定する標準的方式をいう。）を用いるトレーディング・デスクに係る届出書を提出する信用協同組合等について準用する。この場合において、前条中「第八条の十五又は第十六条の十五」とあるのは「第二百四十六条の九の八」と、「バンキング勘定とトレーディング勘定の境界」とあるのは「標準的方式（新告示第一条第十一号の四に規定する標準的方式をいう。）を用いるトレーディング・デスク」と、「これら」とあるのは「新告示第二百四十六条の九の八」と読み替えるものとする。

(内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクに係る適用日前の承認)

第二十二条 信用協同組合等は、適用日前においても、新告示第二百四十六条の九の四の規定の例により、内部モデル方式（新告示第一条第十一号の二に規定する内部モデル方式をいう。次条において同じ。）を用いるトレーディング・デスクに係る承認の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、前項の規定により申請があった場合には、新告示第二百四十六条の九の四第一項の規定の例により、承認を行うことができる。この場合において、当該承認は、適用日において同項の規定により行われたものとみなす。

(内部モデル方式に係る適用日前の承認)

第二十三条 前条の規定は、内部モデル方式の承認を受けようとする信用協同組合等について準用する。この場合において、同条第一項中「第二百四十六条の九の四」とあるのは「第二百四十六条の十の二」と、「を用いるトレーディング・デスクに係る」とあるのは「に係る」と、同条第二項中「第二百四十六条の九の四第一項」とあるのは「第二百四十六条の十」と、「同項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

(損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に関する経過措置)

第二十四条 内部モデル方式を採用する信用協同組合等（新告示第一条第十一号の三に規定する内部モデル方式を採用する信用協同組合等をいう。）は、新告示第二百四十六条の十二の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、基準日から起算して一年を経過する日までの間は、損益要因分析テスト（新告示第一条第八十六号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合

には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。

(標準的計測手法におけるILMの利用に係る適用日前の承認)

第二十五条 信用協同組合等は、適用日前においても、新告示第二百五十三条の規定の例により、標準的計測手法におけるILMの利用に係る承認の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、前項の規定により申請があった場合には、新告示第二百五十二条第一項又は第二項の規定の例により、承認を行うことができる。この場合において、当該承認は、適用日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

3 旧告示に基づきオペレーショナル・リスク相当額の算出において先進的計測手法を用いていない信用協同組合等に係る新告示第二百五十四条第一号イの規定の適用については、当分の間、同号イの規定中「直近十年間」とあるのは、「直近五年間」とすることができる。

(標準的計測手法におけるBIの算出に係る除外特例の適用日前の承認)

第二十六条 前条第一項及び第二項の規定は、新告示第二百五十八条の規定による標準的計測手法におけるBIの算出に係る除外特例に係る承認を受けようとする信用協同組合等について準用する。この場合において、前条第一項中「第二百五十三条」とあるのは「第二百五十九条」と、「ILMの利用」とあるのは「BIの算出に係る除外特例」と、同条第二項中「第二百五十二条第一項又は第二項」とあるのは「第二百五十八条」と、「これら」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

(標準的計測手法におけるILMの算出に係る除外特例の適用日前の承認)

第二十七条 附則第二十五条第一項及び第二項の規定は、新告示第二百六十一条の規定による標準的計測手法におけるILMの算出に係る除外特例に係る承認を受けようとする信用協同組合等について準用する。この場合において、附則第二十五条第一項中「第二百五十三条」とあるのは「第二百六十二条」と、「ILMの利用」とあるのは「ILMの算出に係る除外特例」と、同条第二項中「第二百五十二条第一項又は第二項」とあるのは「第二百六十一条」と、「これら」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

附 則 (令和六年一月三十一日金融庁告示第五号) 抄

(適用時期)

- 1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

- 2 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和六年金融庁告示第三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う信用協同組合等については、なお従前の例による。

附 則 （令和六年一月三十一日金融庁告示第六号）

(適用時期)

- 1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

- 2 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和六年金融庁告示第三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う信用協同組合等については、なお従前の例による。

別表第一（第二百四十九条第二項関係）

BICの各構成要素の用語の意義			
BICの構成要素	損益計算書又は貸借対照表における項目	一般的な内容	一般的な小分類
ILDC	資金運用収益	受取配当金を除く全ての金融資産に係る資金運用収益（リースに係る収益を含む。）	・貸出金、有価証券、預け金及びリースに係る受取利息 ・ヘッジ会計適用デリバティブに係る受取利息 ・その他の資金運用収益

	資金調達費用	全ての金融負債に係る資金調達費用及びその他の資金調達費用（リースに係る支払費用を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・預金、借入金、証券債務及びリースに係る支払利息 ・ヘッジ会計適用デリバティブに係る支払利息 ・その他の資金調達費用
	金利収益資産 (貸借対照表項目)	・各事業年度末時点で測定された貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産	
	受取配当金	・連結対象外の会社の株式及びファンドに対する投資に係る受取配当金（非連結の子会社、関連会社及びジョイントベンチャーからの受取配当金を含む。）	
SC	役務取引等収益	助言・サービス提供に係る役務取引等収益（金融サービスの受託者として受け取った利息を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券関連役務（発行、組成、受入れ、移管及び顧客のための取引執行）に係る収益 ・清算及び決済、資産運用、カストディ、信託取引、支払業務、ストラクチャードファイナンス、証券化に係るサービシング、ローンコミットメント又は保証の供与並びに外国為替取引等の役務に係る収益
	役務取引等費用	助言・サービスの受け入れに係る役務取引等費用（金融サービスの提供を受けたことに対する委託手数料を含む。ただし、非金融サービスに支払っ	<ul style="list-style-type: none"> ・清算及び決済、カストディ、証券化に係るサービシング、ローンコミットメント又は保証の取得並びに外国為替取引等の役務に係る費用

		た手数料を除く。)	
	その他業務収益	他のBI構成要素に含まれない銀行業務に係る収益 (リースに係る収益を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーショナル・リスク損失を填補するための準備金の取崩額 ・投資不動産に係る賃貸料 ・非継続事業に該当しない売却目的に分類された非流動資産及び売却グループからの収益 (国際財務報告基準 (IFRS) 第5号第37項)
	その他業務費用	他のBI構成要素に含まれない銀行業務に係る費用及びオペレーショナル・リスク事象に係る損失 (リースに係る費用・損失を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーショナル・リスク損失を填補するための準備金の繰入額 ・未引当又は準備金が積み立てられていないオペレーショナル・リスク事象に係る損失 (罰金、ペナルティ、和解及び損害を受けた資産の再調達費用等) ・非継続事業に該当しない売却目的に分類された非流動資産及び売却グループからの損失 (国際財務報告基準 (IFRS) 第5号第37項)
FC	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定のネット損益	・商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債に係るネット損益	
	商品有価証券勘定	・公正価値で測定され、損益認識する金融資産及び負	

	及び売付商品債券 勘定以外のネット 損益	債に係るネット損益 ・公正価値で測定されない金融資産及び負債に係る実 現損益（貸出金、国債等有価証券及び償却原価で測 定される金融負債） ・ヘッジ会計・為替差額に係るネット損益
--	----------------------------	--

(注1)

以下の損益項目については、いずれもBICの構成要素に関連しないものである。

1. 保険業務又は再保険業務に係る損益
2. 加入した保険契約又は再保険契約において支払った保険料及び返戻金・受取保険金
3. 管理費（従業員関連費用、非金融サービスに支払った委託手数料（ロジスティック、IT及び人事を含む。）及びその他管理費（水道光熱費、電話代、出張費、事務用品費及び郵送料を含む。））
4. 回収管理費（顧客のための回収（顧客から徴求した税）を含む。）
5. 固定資産に係る費用（オペレーショナル・リスク損失に起因して生じた場合を除く。）
6. 有形資産及び無形資産の減価償却費（ILDCに係る費用に該当するリース投資資産に関連するものを除く。）
7. 引当金繰入額及び戻入額（SCに係る収益・費用に該当するオペレーショナル・リスクに関連するものを除く。）
8. 適時に償還が可能な株式に関する費用
9. 減損額及び減損の戻入額
10. 損益として認識したのれんの変動
11. 法人所得税（法人税等調整額及び繰延税金を含む課税所得に基づく税）

(注2)

上記項目に関しては、上記項目を含有する項目又は保守的な値となる場合には、簡便的な項目を用いることができる。

別表第二（第二百五十四条第一号ハ関係）

損失事象の種類	オペレーショナル・リスク損失
内部の不正	詐欺若しくは財産の横領又は規制、法令若し

	<p>くは内規の回避を意図したような行為による損失であって、信用協同組合等又はその子会社等の役職員が最低一人は関与するもの（差別行為を除く）</p>
外部からの不正	<p>第三者による、詐欺、財産の横領又は脱法を意図したような行為による損失</p>
労務慣行及び職場の安全	<p>雇用、健康若しくは安全に関する法令若しくは協定に違反した行為、個人傷害に対する支払、労働災害又は差別行為による損失</p>
顧客、商品及び取引慣行	<p>特定の顧客に対する過失による職務上の義務違反（受託者責任、適合性等）又は商品の性質若しくは設計から生じる損失</p>
有形資産に対する損傷	<p>自然災害その他の事象による有形資産の損傷による損失</p>
事業活動の中断及びシステム障害	<p>事業活動の中断又はシステム障害による損失</p>
注文等の執行、送達及びプロセスの管理	<p>取引相手や仕入先との関係から生じる損失又は取引処理若しくはプロセス管理の失敗による損失</p>